

					I 就学援助制度の実施について															
①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法					2. 就学援助の認定時期等										
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)							(2) (1) で〇をした場合、その内容		【認定】						
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他(2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・追加認定の時期	当該年度・追加認定の有無」で「有」を選択した場合は必ず記載すること。			
北海道	札幌市	教育委員会学校教育部教育推進課学事係	011-211-3851	https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/information/syugaku/enjo.html	○			○	○	○						その他		有	随時	
北海道	函館市	函館市教育委員会 学校教育部保健給食課	0138-21-3547	https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012300339/	○	○	○	○	○	○		○	学校事務職員向け説明会を実施		4月		有	随時		
北海道	小樽市	教育部学校教育課教育推進係	0134-32-4111(内)526	http://www.city.otaru.lg.jp/				○	○	○					4月		有	随時		
北海道	旭川市	学校教育部 学務課 就学助成係	0166-25-9117	http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/	○	○	○	○	○	○					4月		有	随時		
北海道	室蘭市	室蘭市教育委員会学校教育課	(0143)22-5055	http://www.city.muroran.lg.jp/main/org9200/enzyo.html	○			○	○	○					5月初旬		有	随時		
北海道	釧路市	釧路市教育委員会 学校教育課 学校教育担当	0154-23-5186	http://www.city.kushiro.lg.jp/kyoiku/kyoiku/enjo/0001.html	○			○	○						6月下旬		有	随時。追加認定は2月末申請まで。		
北海道	帯広市	帯広市教育委員会学校教育課	0155-65-4203	http://www.city.obihoro.hokkaido.jp/gaxtukoukyouikubu/gakko/kyouikuka/a310301shugakuenjyo.html	○		○	○	○	○		○	小学校の体験入学の際に就学援助制度の書類を配付		その他		有		収入判定者以外→5月末、収入判定者→6月末 毎月、月末まで翌月の中旬に認定。(申請は2月末まで)	
北海道	北見市	北見市教育委員会 学校教育部 学校教育課	0157-33-1748	http://www.city.kitami.lg.jp/docs/3405/	○		○	○	○	○					6月中旬		有	随時		
北海道	夕張市	夕張市教育委員会教育課教育係	0123-52-3166			○		○	○						4月		有	申請があり次第随時		
北海道	岩見沢市	教育部学校教育課学校教育係	0126-35-5125	http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp/index.php/menu-list-citizen		○		○	○						5月下旬		有	申請月の翌月		
北海道	網走市	北海道網走市教育委員会 管理課 学務係	0152-44-6111	http://www.city.abashiri.hokkaido.jp/	○	○		○	○	○					6月中旬		有	随時		
北海道	留萌市	教育委員会学校教育課学務係	0164-42-3006	http://e-umajp/gakkoukyoiku/shuugakuennjo.html	○			○	○	○					4月		有	毎月初め、随時。追加認定は2月末申請までとする。		
北海道	苫小牧市	苫小牧市教育委員会 学校教育課 学務係	0144-32-6742	http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kyoiku/kyoiku/shochu/gakko/shugakuenjoseido.html	○	○		○	○	○					4月		有	年度末まで随時		
北海道	稚内市	稚内市教育委員会 学校教育課	0162-23-6519	http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/	○			○	○	○					5月初旬		有	随時		
北海道	美瑛市	教育委員会学務課学校教育係	0126-62-3146	http://www.city.bibai.hokkaido.jp/jyumin/docs/2015071300056/	○	○						○	就学時健診時に保護者へ制度を説明		4月		有	申請受付後随時		
北海道	芦別市	教育委員会学務課学校教育係	0124-22-2111	http://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/educ_gakumu/gakumu/gakkou.html				○	○			○	新入学指定通知送付時に同封		4月		有	随時		
北海道	江別市	学校教育支援室学校教育課	011-381-1058	http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/kyoiku/3077.html	○	○		○	○	○					5月下旬		有	毎月の末締め、翌月初旬認定通知及び不認定免送		

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等						
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)でケに○をした場合、その内容						
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】	当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期			
北海道	赤平市	教育委員会学校教育課	0125-32-1822	http://www.city.akabira.hokkaido.jp	○				○									5月下旬		有	申請の翌月下旬
北海道	紋別市	紋別市教育委員会学務課学務係	0158-24-2111(416)					○	○	○								6月下旬		有	追加申請受付後随時認定
北海道	士別市	士別市教育委員会 学校教育課 学務担当	0165-23-3121(内線 3204)	http://www.city.shibetsu.lg.jp	○			○	○	○								4月		有	随時
北海道	名寄市	名寄市教育委員会 学校教育課学校教育係	01654-3-2111	http://www.city.nayoro.lg.jp/section/kyouiku/vdh2d100000a8mf.html	○	○		○	○	○								5月初旬		有	随時
北海道	三笠市	三笠市学校教育課学校教育係	01627-2-2197	http://www.city.mikasa.hokkaido.jp/education/	○	○	○											4月		有	随時
北海道	根室市	根室市教育委員会教育総務課	0153-23-6111(内線2414)	http://www.city.nemuro.hokkaido.jp/dcitynd.nsf				○	○	○	○							4月		有	随時
北海道	千歳市	千歳市教育委員会学校教育課学校教育係	0123-24-0839	http://www.city.chitose.hokkaido.jp	○	○		○	○	○								4月		有	随時
北海道	滝川市	滝川市教育委員会 学校教育課	(0125)28-8043	http://www.city.takikawa.hokkaido.jp/260kyouiku/02gakkou/syugakuenjo.html	○	○	○	○	○	○			○	市民課より、ひとり親になった方に「窓口のご案内」という文書を配布しており、就学援助制度についても記載				5月初旬		有	年度内であれば随時受付
北海道	砂川市	教育委員会学務課学校教育係	0125-54-2121	http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/modules/pico1/index.php/content0259.html	○	○		○	○	○								その他	4月初旬(新1年生を除く)	有	毎月初め(提出の翌月1日より認定)
北海道	歌志内市	歌志内市教育委員会学校教育グループ	0125-42-4223	http://www.city.utashinai.hokkaido.jp/hotnews/detail/00000045.html		○		○	○	○								4月		有	随時
北海道	深川市	北海道深川市教育委員会学務課	0164-26-2332	https://www.city.fukagawa.lg.jp/cms/section/gakou/ik75k400000k4qh.html	○	○		○	○	○								5月下旬		有	随時
北海道	富良野市	富良野市教育委員会学校教育課	0167-39-2320	http://www.city.furano.hokkaido.jp/bunya/kyoikuinkai/	○			○	○	○								5月下旬		有	申請月の翌月認定
北海道	登別市	登別市教育委員会学校教育グループ	0143-88-1162	http://www.noboribetsu.ed.jp/~iinkai/	○	○		○	○	○								4月		有	申請があり次第随時
北海道	恵庭市	教育部 教育総務課	0123-33-3131(内線1613)	恵庭市役所ホームページ (http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/toppage/000000000000/APM03000.html) 就学援助のページ (http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1370327639520/index.html)	○	○	○		○	○								5月中旬		有	申請書の提出のあった月末までに認定作業。月末に申請書があった場合は、次月初旬までに認定作業を行う。
北海道	伊達市	教育部学校教育課学校教育係	0142-23-3331	http://www.city.date.hokkaido.jp/kyoiku/	○	○		○	○	○								4月		有	申請があり次第で随時追加認定をする
北海道	北広島市	教育部学校教育課	011-372-3311	http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/kyoiku/category/569.html	○	○		○	○		○							4月		有	申請のあった日の属する月の翌月
北海道	石狩市	生涯学習部学校教育課	0133-72-3171	http://www.city-ishikari.hokkaido.jp/soshiki/gakkou.k/14794.html	○	○	○		○									5月初旬		有	随時。申請のあった月の翌月1日認定。
北海道	北斗市	教育委員会学校教育課	0138-74-2000										○	入学説明会の際に、保護者へ配付してもらうよう、学校へ依頼				5月中旬		有	随時。追加認定は3月末申請までとする。

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)								(2) (1)で○をした場合、その内容			【認定】		
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期	
北海道	当別町	教育委員会管理課学校教育係	0133-23-2689	http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/kyoiku-top/7222.html	○			○	○	○					5月初旬		有	受付は随時。申請日の属する月の翌月の1日に決定。
北海道	新篠津村	新篠津村教育委員会 学校教育係	0126-57-2111					○	○				○	入学時保護者説明会で制度について口頭周知	4月		有	申請に応じて随時追加認定
北海道	松前町	松前町教育委員会 学校教育課	0139-42-3060				○	○							4月		有	随時
北海道	福島町	福島町教育委員会 学校教育課	0139-47-3675			○	○	○							6月中旬		有	随時
北海道	知内町	教育委員会学校教育係	01392-5-6855			○	○	○	○						5月下旬		有	随時
北海道	木古内町	生涯学習課学校教育グループ	01392-2-2224	www.town.kikonai.hokkaido.jp		○	○	○							4月		有	申請の都度
北海道	七飯町	七飯町教育委員会学校教育課	0138-66-2067			○			○	○					5月初旬		有	申請月の翌月
北海道	鹿部町	生涯学習課	01372-73124					○	○	○					6月初旬		有	随時
北海道	森町	森町教育委員会学校教育課	01374-3-3640	http://www.town.hokkaido-mori.lg.jp/docs/2014091000670/	○	○	○	○	○	○					5月初旬		有	随時
北海道	八雲町	八雲町教育委員会学校教育課総務係	0137-63-3131	http://www.town.yakumo.lg.jp/	○	○			○					その他	7月中旬		有	随時
北海道	長万部町	長万部町教育委員会学校教育係	01377-2-2748					○	○	○					6月下旬		有	随時
北海道	江差町	江差町教育委員会学校教育課学校教育係	0139-52-1059	http://www.hokkaido-esashi.jp/education/top.htm	○		○		○	○					6月初旬		有	随時
北海道	上ノ国町	学校教育グループ	0139-55-2230					○	○						5月下旬		有	随時
北海道	厚沢部町	教育委員会事務局学校教育係	0139-64-3318	http://www.town.assabu.lg.jp/index.php					○						5月中旬		有	随時
北海道	乙部町	総務学校教育係	0139-62-2253	http://www.town.otobe.lg.jp/info/sitemap.html	○			○	○						4月		有	随時
北海道	奥尻町	教育委員会事務局 学校教育係	01397-2-3890	http://www.town.okushiri.lg.jp ※修学援助に関するページは現時点では未掲載						○	○				6月中旬		有	申請は随時受け、受付後直近の教育委員会で認定する。
北海道	今金町	今金町教育委員会	0137-82-3488	http://www.town.imakane.lg.jp/index.php	○			○	○						4月		有	随時
北海道	せたな町	せたな町教育委員会事務局学校教育係	0137-84-5111				○		○	○					6月初旬		有	申請を受理した月の初日
北海道	島牧村	島牧村教育委員会	0136-75-6273							○			○	全保護者及び就学児保護者へ制度を書面で通知	4月		有	その都度、保護者の申請により
北海道	寿都町	寿都町教育委員会総務管理係	0136-62-2100	http://www.town.suttsu.lg.jp/				○	○						5月下旬		有	申請により随時
北海道	黒松内町	黒松内町教育委員会	0136-72-3160					○	○						4月		有	随時
北海道	蘭越町	学務課学校教育係	0136-57-5111(内線303)					○	○	○					4月		有	随時
北海道	ニセコ町	学校教育課学校教育係	0136-44-2101					○	○	○					5月中旬		有	随時
北海道	真狩村	真狩村教育委員会 学校教育係	0136-45-3336										○	小・中学校を通じて、児童・生徒の保護者に制度案内文書を配布	4月		有	随時
北海道	留寿都村	留寿都村教育委員会 学校教育係	0136-46-3321	http://www.vill.rusutsu.lg.jp/	○			○	○	○					4月		有	随時
北海道	喜茂別町	教育委員会 学校教育係	0136-33-2203					○	○						6月下旬		有	随時
北海道	京極町	京極町教育委員会 学務課 総務学校教育係	0136-42-2700			○	○	○	○	○					5月初旬		有	各月末
北海道	倶知安町	学校教育課学校教育係	0136-56-8018	http://www.town.kutchan.hokkaido.jp/				○	○	○					5月初旬		有	随時
北海道	共和町	教育委員会 管理課学校教育係	0135-73-2011(内線503)					○	○	○					6月下旬		有	随時
北海道	岩内町	岩内町教育委員会教育課(学校教育担当)	0135-67-7099	http://www.town.iwanai.hokkaido.jp	○	○	○	○	○	○					5月下旬		有	申請があれば随時認定
北海道	泊村	泊村教育委員会	0135-75-2311	http://www.vill.tomari.hokkaido.jp/				○	○						4月		有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)でケに○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期			
北海道	神恵内村	教育委員会総務係	0135-76-5011						○								5月初旬		有	随時
北海道	積丹町	積丹町教育委員会 学校教育課	0135-44-2115	http://town-shakotan.com/	○					○	○						6月中旬		有	随時
北海道	古平町	古平町教育委員会 管理係	0135-42-2590				○	○	○								4月		有	随時追加認定を受付けている
北海道	仁木町	教育委員会総務学校教育係	0135-32-3621										○	進学・進級時に学校を通じ、保護者へ就学援助制度書類を配布			5月初旬		有	随時
北海道	余市町	余市町教育委員会	0135-21-2138					○	○								4月		有	随時
北海道	赤井川村	赤井川村教育委員会	0135-34-6211	http://www.akaiawa.com/									○	郵便により各保護者宛てに制度周知			4月		有	随時
北海道	南幌町	南幌町教育委員会 生涯学習課 学校教育グループ	011-378-6620	http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/		○			○	○							6月下旬		有	申請の都度審査を行い、認定基準を満たしている場合は追加認定している。
北海道	奈井江町	教育委員会教育支援係	0125-65-5381			○			○	○							6月初旬		有	随時
北海道	上砂川町	上砂川町教育委員会	0125-62-2011				○			○			○	前年度認定者に郵送で関係書類を送付			4月		有	追加申請月の翌月
北海道	由仁町	教育課	0123-83-3904				○	○		○	○						4月		有	随時
北海道	長沼町	教育委員会学校教育課学務係	0123-88-2111	http://www.maoi-net.jp	○				○	○	○						6月下旬		有	随時
北海道	栗山町	栗山町教育委員会学校教育グループ	0123-72-1117	http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/	○	○			○	○	○						6月中旬		有	随時
北海道	月形町	教育委員会学務係	0126-53-2376	http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/	○	○											その他	7月上旬	有	申請の都度
北海道	浦臼町	教育委員会事務局 学務係	0125-68-2166	http://www.town.urausu.hokkaido.jp/	○				○								4月		有	随時、毎月の教育委員会開催時に認定
北海道	新十津川町	教育委員会	0125-76-4233	http://www.town.shintotsukawa.lg.jp/					○	○							5月初旬		有	随時
北海道	妹背牛町	妹背牛町教育委員会 教育課学校教育グループ	0164-32-2525			○			○	○							5月下旬		有	随時
北海道	秩父別町	教育委員会教育グループ	0164-33-2555	http://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp/	○				○	○							4月		有	随時
北海道	雨竜町	雨竜町教育委員会	0125-77-2322						○	○							6月中旬		有	随時
北海道	北竜町	教育委員会総務学校教育係	0164-34-2553	Copyright © Hokuryu-town. All rights reserved.									○	町内会を通して周知			4月		有	随時
北海道	沼田町	沼田町教育委員会	0164-35-2132	http://www.town.numata.hokkaido.jp					○	○							5月初旬		有	随時
北海道	鷹栖町	教育課総務学校教育係	0166-87-2028						○	○							4月		有	随時
北海道	東神楽町	東神楽町教育委員会教育推進課	0166-83-5406						○	○	○						5月中旬		有	随時
北海道	当麻町	教育委員会教育課学校教育係	0166-84-2111						○	○	○						4月		有	随時、追加認定の申請期限なし
北海道	比布町	比布町教育委員会 生涯学習課 学校教育係	0166-85-2262	http://www.town.pippu.hokkaido.jp					○	○							4月		有	転入生がいた場合、随時
北海道	愛別町	総務・学校教育係	01658-6-5111	http://www.town.aibetsu.hokkaido.jp/					○	○	○						4月		有	申請があれば随時認定
北海道	上川町	上川町教育委員会学校教育グループ	01658-2-2371	http://www.town.hokkaido-kamikawa.lg.jp/		○			○	○	○						4月		有	随時
北海道	東川町	学校教育課	0166-82-2111						○	○	○						その他	生徒・児扶手受給者は4月下旬、それ以外は5月下旬	有	随時認定

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等						
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)でケに○をした場合、その内容						
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期				
北海道	美瑛町	教育委員会 管理課	0166-92-4342	https://town.biei.hokkaido.jp/				○	○									5月下旬		有	申請があった際に随時
北海道	上富良野町	上富良野町教育委員会教育振興課学校教育班	0167-45-6699	http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/index.php?id=704	○	○		○	○									4月		有	申請月の翌月
北海道	中富良野町	教育委員会教育課	0167-44-2204	http://www.town.nakafurano.lg.jp/	○		○	○	○	○								5月初旬		有	随時
北海道	南富良野町	教育委員会 学校教育係	0167-52-2145				○	○	○									5月下旬		有	随時
北海道	占冠村	教育委員会学校教育担当	0167-56-2182	http://www.vill.shimukappu.lg.jp/shimukappu/section/kyouiku/nmudtq00000464j.html	○			○	○	○								4月		有	申請月の翌日とし、1日より就学援助の対象とする。
北海道	和寒町	和寒町教育委員会 庶務学校教育係	0165-32-2477	http://www.town.wassamu.hokkaido.jp/school-board/	○			○	○									4月		有	申請の都度認定を行う。
北海道	剣淵町	教育委員会学校教育グループ	0165-34-2121	http://www.town.kembuchi.hokkaido.jp/	○								○	自治会回覧にて周知				4月		有	申請があり次第随時
北海道	下川町	下川町教育委員会教育課総務グループ	01655-4-2511					○	○									6月下旬		有	随時
北海道	美深町	美深町教育委員会教育グループ学校教育係	(01656)2-1744	http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/		○				○								4月		有	申請のあった月
北海道	音威子府村	音威子府村教育委員会学校教育係	01656-5-3356					○										4月		無	
北海道	中川町	中川町教育委員会	01656-7-2877				○	○	○									4月		有	時期は定めていない。
北海道	幌加内町	学務課学校教育係	0165-35-2177				○	○										4月		有	随時
北海道	増毛町	増毛町教育委員会 総務学校課 学校教育係	0164-53-2427							○								5月中旬		有	随時対応
北海道	小平町	小平町教育委員会 管理課	0164-56-2111(内線254)	http://www.town.obira.hokkaido.jp/hotnews/detail/00000245.html	○		○	○	○	○								6月初旬		有	随時
北海道	苫前町	苫前町教育委員会管理課	0164-64-2384	http://www.town.tomamae.lg.jp				○	○									4月		有	随時
北海道	羽幌町	羽幌町教育委員会 学校管理課学校教育係	0164-68-7010	http://www.town.haboro.lg.jp/	○			○	○	○								4月		有	随時
北海道	初山別村	教育委員会学校教育係	0164-67-2136					○	○	○								5月下旬		有	随時
北海道	遠別町	教育委員会事務局 学校教育係	01632-7-2353	www.town.embetsu.hokkaido.jp/				○	○	○			○	民生児童委員に就学支援制度資料を配付し説明				5月初旬		無	
北海道	天塩町	北海道天塩町教育委員会	01632-2-1026	http://www.teshioto.hokkaido.jp/	○			○	○	○								6月下旬		有	随時
北海道	猿払村	教育委員会	01635-2-3011			○				○								4月		有	申請を受け、教育長の審査が終了した日。
北海道	浜頓別町	浜頓別町教育委員会 総務学校係	01634-2-2525					○	○									5月中旬		有	申請書の提出があり次第
北海道	中頓別町	教育委員会教育グループ	01634-6-1111						○	○								5月中旬		有	申請書が出てきた時点で教育委員会に提案し決定する
北海道	枝幸町	枝幸町教育委員会 学校教育グループ	0163-62-1364					○	○	○								6月下旬		有	随時
北海道	豊富町	豊富町教育委員会	0162-82-1355					○	○									4月		有	随時認定
北海道	礼文町	教育委員会 学校管理担当	0163-86-2119							○								5月中旬		有	随時
北海道	利尻町	管理係	0163-84-2445							○								4月		有	平成26年5月20日認定
北海道	利尻富士町	利尻富士町教育委員会	0163-82-1370	http://www.rishirifujj.hokkaido.jp	○					○								6月下旬		有	申請があればその都度判定し追加認定を行っている
北海道	幌延町	教育委員会 総務学校グループ	01632-5-1117					○										4月		有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等				
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)でケに○をした場合、その内容				
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期		
北海道	美幌町	美幌町教育委員会学校教育グループ学校教育担当	0152-73-1111(内線305)	http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/docs/2010122000268/	○	○		○	○	○						5月下旬		有	随時受付
北海道	津別町	生涯学習課学校教育グループ	0152-76-2151	http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/index.html	○			○	○	○						その他	所得認定を伴わない案件は4月末、その他は5月	有	申請の都度
北海道	斜里町	斜里町教育委員会 生涯学習課 学校教育係	0152-23-3131 (内線 230)	http://www.town.shari.hokkaido.jp/kyoukuiinkai/catetemp2-2/2011-0805-1334-63-syuugakuennjyo.html	○	○		○	○							6月中旬		有	随時。当該年度内であれば申請可。
北海道	清里町	生涯教育課学校教育グループ	0152-25-2139	http://www.town.kiyosato.hokkaido.jp/soshiki_shigoto/kyoikuinkai/shougaiyouikuuka_gakkoukyoiku/shuugakuenjyo.html	○	○	○		○	○			○	学校長教頭合同会議において事業説明および保護者周知等を依頼		6月中旬		有	随時
北海道	小清水町	小清水町教育委員会 生涯学習課学校教育係	0152-62-2310	http://www.town.koshimizu.hokkaido.jp/	○	○	○									4月		有	随時
北海道	訓子府町	教育委員会管理課	0157-47-2122	http://www.town.kunneppu.hokkaido.jp/		○			○							6月初旬		有	随時
北海道	置戸町	置戸町教育委員会学校教育課	0157-52-3316	http://www.town.oketo.hokkaido.jp/	○	○			○							4月		有	随時
北海道	佐呂間町	佐呂間町教育委員会	01587-2-1294	www.town.saroma.hokkaido.jp	○	○		○	○	○						4月		有	随時(家庭状況が変わった時)、該当世帯が転入した時
北海道	遠軽町	教育部総務課	0158-42-2191	http://www.engaru.jp/					○	○						6月中旬		有	追加申請月日の翌月から認定
北海道	湧別町	湧別町教育委員会教育総務課学校教育係	01586-5-3143			○			○				○	新1年生の保護者を対象に、入学説明会で周知		5月下旬		有	随時。追加認定は1月末申請まで。
北海道	滝上町	滝上町教育委員会 生涯教育課 総務学校教育係	0158-29-2111(内線261)	http://www.town.takinoue.hokkaido.jp/kyoiku/kyoikumanabi/enjo.html	○				○							6月初旬		有	随時認定
北海道	興部町	管理課総務学校係	0158-82-2552						○							5月下旬		有	随時
北海道	西興部村	西興部村教育委員会 学校教育係	0158-87-2501	http://www.vill.nishikoppe.hokkaido.jp/section/kyoiku/feub0000002kie.html	○			○	○	○						6月初旬		有	随時
北海道	雄武町	雄武町教育委員会教育振興課教育総務係	0158-84-4240	http://www.t.town.omu.hokkaido.jp/reiki_int/reiki_honbun/a162RG00000535.html	○			○	○	○						6月下旬		有	申請のたびに審査を行う。
北海道	大空町	生涯学習課学校教育グループ	0152-66-2805	www.town.ozora.hokkaido.jp	○		○	○	○	○						6月中旬		有	随時
北海道	豊浦町	豊浦町教育委員会 生涯学習課 学校教育係	0142-83-3954					○	○	○						6月初旬		有	随時
北海道	杜管町	生涯学習課	0142-66-2131				○		○							4月		有	随時
北海道	白老町	学校教育課	0144-85-2022	http://www.town.shiraoi.hokkaido.jp/	○		○	○	○	○						6月下旬		有	随時
北海道	厚真町	厚真町教育委員会生涯学習課学校教育グループ	0145-27-2494	http://www.town.atsuma.lg.jp/くらしの情報【住民の方へ】/就学・教育・文化/就学援助制度/	○	○		○	○							6月中旬		有	随時
北海道	洞爺湖町	洞爺湖町教育委員会 管理課	0142-74-3009				○	○	○							4月		有	申請の都度
北海道	安平町	教育委員会学校教育グループ	0145-25-2083	http://www.town.abira.lg.jp/index.php	○			○	○							その他	前年度3月	有	随時
北海道	むかわ町	生涯学習課学校教育グループ	0145-42-2484					○	○							6月下旬		有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)								(2) (1)でケに○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・追加認定の時期	当該年度・追加認定の有無	
北海道	日高町	日高町教育委員会管理課 総務・学校教育グループ	01456-2-3721					○	○	○					4月		有	例月の教育委員会において認定
北海道	平取町	生涯学習課学校教育係	01457-2-2619					○	○	○					5月下旬		有	随時、申請を受け付けており、申請がありたい追加認定している。
北海道	新冠町	教育委員会管理課	0146-47-2547					○	○	○					4月		有	随時
北海道	浦河町	教育委員会管理課	0146-26-6020	http://www.town.urakawa.hokkaido.jp				○	○	○			○	各学校の新生1日体験入学の保護者説明会で書類配布、または説明	6月下旬		有	随時
北海道	様似町	生涯学習課学校教育係	0146-36-2521												4月		有	随時受け付け
北海道	えりも町	教育支援課学校教育係	01466-2-2525	http://www.town.erimo.lg.jp/				○	○	○					6月下旬		有	随時
北海道	新ひだか町	教育部管理課	0146-49-0088	http://www.shinhidaka.hokkaido.jp/				○	○	○					6月下旬		有	随時
北海道	音更町	教育部管理課学校教育係	0155-42-2111(内755)	http://www.town.otofuke.hokkaido.jp/life/mainichi-seikatu/kodomo/syugaku-enjo.html	○	○		○	○						4月		有	申請日の翌月、追加認定は年間を通して行う。
北海道	土幌町	教育課	01564-5-4732					○	○						6月初旬		有	随時
北海道	上士幌町	上士幌町教育委員会子ども課総務・学校教育担当	01564-2-3014	http://www.kamishihoro.jp/	○	○	○		○	○					6月中旬		有	随時
北海道	鹿追町	鹿追町教育委員会 学校教育課	0156-66-2646						○	○	○				4月		無	
北海道	新得町	新得町教育委員会学校教育課総務係	0156-64-0531					○	○	○					5月初旬		有	随時
北海道	清水町	清水町教育委員会 学校教育課	0156-62-5138	http://www.town.shimizu.hokkaido.jp/					○	○					5月初旬		有	随時
北海道	芽室町	芽室町教育委員会学校教育課学校教育係	0155-62-9729	http://www.memuro.net/gaido/15guide/15101.htm	○	○			○						4月		有	申請月の翌月
北海道	中札内村	中札内村教育委員会	0155-67-2929	http://www.vill.nakasatsunai.hokkaido.jp/					○	○					4月		有	随時
北海道	更別村	更別村教育委員会	0155-52-3171	http://www.sarabetsu.jp					○	○					4月		有	随時
北海道	大樹町	教育委員会学校教育課	01558-6-2130	http://www.town.taiki.hokkaido.jp/	○		○	○	○	○					その他	前年度の3月末	有	随時
北海道	広尾町	広尾町教育委員会管理課学校教育係	01558-2-0186	http://www.town.hiroo.hokkaido.jp/	○			○	○	○					5月下旬		有	随時
北海道	幕別町	教育委員会学校教育係	0155-54-2006	http://www.town.makubetsu.lg.jp/kyouiku/gakkyou/syoutyuu/gakkou/syugakuenjo.html	○	○		○	○	○					4月		有	月1回の教育委員会会議にて随時
北海道	池田町	池田町教育委員会 教育課学校教育係	015-572-5222						○	○					4月		有	随時
北海道	豊頃町	教育課学校教育係	015-579-5801							○			○	新入学児童の保護者に3月下旬に書類を郵送	4月		有	申請があった翌月
北海道	本別町	本別町教育委員会管理課学校教育担当	0156-22-2331						○	○					6月初旬		有	随時
北海道	足寄町	教育総務室	0156-25-3188	http://www.town.ashoro.hokkaido.jp/ki/	○				○	○					6月中旬		有	随時
北海道	陸別町	陸別町教育委員会	0156-27-2123	https://www.rikubetsu.jp/					○	○	○				4月		有	随時
北海道	浦幌町	浦幌町教育委員会学校教育係	015-576-2117	http://www.urahoro.jp/soshiki.shigoto/kyoikuikai/gakkokoyoku/shugakuenjoseido.html	○	○		○	○	○					5月中旬		有	申請の都度
北海道	釧路町	釧路町教育委員会 教育部 管理課 学校教育係	0154-62-2215	http://www.town.kushiro.lg.jp/	○	○		○	○	○					6月下旬		有	追加申請がある都度
北海道	厚岸町	教育委員会管理課学校教育係	0153-52-3131(内線357)						○	○					4月		有	申請がある都度随時
北海道	浜中町	教育委員会管理課学校教育係	0153-62-2383						○	○					4月		有	随時
北海道	標茶町	標茶町教育委員会 管理課 学校教育係	015-485-2111						○	○					4月		有	申請日の属する日の翌月から
北海道	弟子屈町	弟子屈町教育委員会 管理課 学校教育係	015-482-2945	http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp	○	○		○	○	○					4月		有	申請の都度認定する。

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等						
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容						
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期				
北海道	鶴居村	教育課	0154-64-2050															5月初旬		有	随時。
北海道	白糠町	白糠町教育委員会管理課学校教育係	01547-2-2171(内線268)															6月下旬		有	随時
北海道	別海町	教育委員会 学務課	0153-75-2111	http://betsukai.jp/		○												5月下旬		有	申請書提出時
北海道	中標津町	学校教育課学務係	0153-73-3111(内線269)	https://www.nakashibetsu.jp/kyouiku_iinkai/gakko_kyouiku/soudan_seido/gakuhi_enjo/	○		○											6月初旬		有	随時
北海道	標津町	標津町教育委員会管理課	0153-82-3110				○											5月初旬		有	申請書の提出があり次第対応する。
北海道	羅臼町	羅臼町教育委員会	0153-87-2129															その他	前年度の3月	有	追加認定の翌月
青森県	青森市	青森市教育委員会 学務課 学務チーム	017-761-4556	http://www.city.aomori.aomori.jp/gakumu/kodomo-kyouiku/gakkou-youtien-daigaku/shinsei-tetsuduki/02.html	○	○		○	○	○								その他	前年度の3月末	有	随時(月2回程)
青森県	弘前市	弘前市教育委員会学務健康課	0172-82-1643	http://www.city.hirosaki.aomori.jp/kyouiku/gakkou/hojo.html	○	○		○	○	○								4月		有	申請月の翌月1日
青森県	八戸市	八戸市 教育委員会 学校教育課	0178-43-9457	http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/12.25647.127.310.html	○			○	○	○								その他	前年度の3月から当該年度4月まで	有	随時。15日までに申請があったものを当該月の1日から認定。
青森県	黒石市	教育委員会学校教育課	0172-52-2111				○											4月		有	随時
青森県	五所川原市	教育委員会 教育総務課	0173-35-2111 内線3309	http://www.city.goshogawara.lg.jp/	○									○	就学児童時健診の際、保護者に制度のチラシを配布		その他	前年度3月末から4月中旬	有	毎月中旬	
青森県	十和田市	教育委員会 教育総務課	0176-72-2305	http://www.city.towada.lg.jp/docs/2011121200710/	○	○		○	○	○								4月		有	毎月1日
青森県	三沢市	三沢市教育委員会事務局 学務課	0176-53-5111 内線233	http://www.city.misawa.lg.jp/				○	○	○								4月		有	毎月初め、随時。
青森県	むつ市	むつ市教育委員会総務課学務グループ	0175-22-1111(代表)	http://www.city.mutsu.lg.jp	○	○		○	○									その他	4月中に申請した者について、6月中旬に4月1日認定する	有	随時
青森県	つがる市	教育委員会教育総務課	0173-49-1193	なし														4月		有	随時
青森県	平川市	教育委員会 学校教育課	0172-44-1111(内線2263)	http://www.city.hirakawa.lg.jp/docs/2010101300044/	○		○											その他	前年度の3月	有	追加申請があり次第、随時審査し追加認定する
青森県	平内町	学校教育課	017-755-2565	http://www.town.hiranai.aomori.jp/index.cfm/8.144.34.html	○			○	○	○								4月		有	随時
青森県	今別町	今別町教育委員会 教育課	0174-35-2157					○	○									4月		有	随時
青森県	蓬田村	教育委員会 教育課	0174-31-3111															5月下旬		有	随時
青森県	外ヶ浜町	外ヶ浜町教育委員会学務課	0174-31-1235															その他	前年度の3月	有	随時
青森県	鱒ヶ沢町	教育委員会 教育課	0173-72-2111(内335)					○	○	○								4月		有	申請翌月の1日
青森県	深浦町	教育委員会 教育課	0173-74-4419					○	○	○								4月		有	随時
青森県	西目屋村	教育委員会 教育課	0172-85-2858					○	○									4月		有	随時
青森県	藤崎町	藤崎町教育委員会学務課	0172-69-5010	town.fujisaki.lg.jp	○	○	○											4月		有	随時(申請のあった月の翌月認定)

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助の認定時期等						
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)								(2) (1)で○をした場合、その内容			【認定】			
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期		
青森県	大鰐町	学務生涯学習課	0172-48-3201	http://www.town.owani.lg.jp/		○	○	○		○				○	入学説明会で教育委員会担当者が保護者に就学援助制度について説明	4月		有	随時・申請日の翌月認定(1日の場合は当月認定)
青森県	田舎館村	田舎館村教育委員会	0172-58-2363	http://www.vill.inakadate.lg.jp/										○	1月に在校生に対しては学校を通して、新入学児童の保護者に対しては直接書類を配布し周知	その他	在校生は前年度3月、新入学児童は当該年度の4月	有	随時
青森県	板柳町	教育委員会学務課	0172-73-2111			○	○	○	○							4月		有	随時
青森県	籠田町	教育委員会 学務総務班	0173-22-2111	http://www.town.tsuruta.aomori.jp/		○								○	入学説明会及び、毎年12月上旬に学校で就学援助制度の書類を配付	その他	前年度末	有	随時
青森県	中泊町	中泊町教育委員会 総務学務課	0173-69-1112	http://www.town.nakadomari.lg.jp/index.cfm	○	○	○	○	○							4月		有	随時
青森県	野辺地町	教育委員会 学校教育課	0175-64-2119	http://www.town.noheji.aomori.jp/category/158/158.html?section=13	○			○	○							5月初旬		有	随時。ただし、援助費の支給については体育実技用具費を除き12月中申請までを支給対象とする。それ以降については給食費の免除のみ。
青森県	七戸町	七戸町教育委員会 学務課	0176-62-9701					○	○	○						4月		有	毎月初め、随時
青森県	六戸町	六戸町教育委員会 教育課	0176-55-4587					○	○	○						その他	前年度末(3月上旬)	有	申請の都度 当該年度1月末まで
青森県	横浜町	横浜町教育委員会 教育課	0175-78-6622					○	○							その他	3月	有	その都度
青森県	東北町	東北町教育委員会 学務課	0176-56-4818	http://www.town.tohoku.lg.jp/kura_gui/kosodate/kosodate_school_05.html	○					○						4月		有	随時
青森県	六ヶ所村	教育委員会 学務課	0175-72-2111	http://www.rokasho.jp/	○			○								4月		有	随時
青森県	おいらせ町	教育委員会 学務課	0178-56-4258	http://www.town.oirase.aomori.jp/						○						6月初旬		有	随時
青森県	大間町	大間町教育委員会教育課	0175-37-2103							○						4月		有	随時
青森県	東通村	教育委員会 教育総務課 教育総務グループ	0175-27-2111							○						5月中旬		有	その都度
青森県	風間浦村	風間浦村教育委員会 教育課	0175-35-2210	http://www.kazamura.jp/			○	○	○							4月		有	随時(申請の翌月)
青森県	佐井村	佐井村教育委員会	0175-38-4506	www.sai.e-shimokita.jp/			○		○	○						4月		有	随時
青森県	三戸町	三戸町教育委員会事務局	0179-20-1157						○	○	○					4月		有	随時
青森県	五戸町	教育委員会 教育課 総務班	0178-62-2111	http://www.town.gonho.aomori.jp/							○					4月		有	随時
青森県	田子町	田子町教育委員会	0179-20-7072	http://www.town.takko.aomori.jp/							○					4月		有	随時
青森県	南部町	南部町教育委員会学務課	0179-34-2587	http://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/				○	○							その他	前年度3月	有	随時
青森県	階上町	階上町教育委員会 教育課 学校教育グループ	0178-88-2495	http://www.town.hashikami.aomori.jp	○			○	○	○						4月		有	随時
青森県	新郷村	教育委員会総務課	0178-78-2111	http://www.vill.shingo.aomori.jp/							○			○	児童生徒の日常の学校生活から、経済的負担が大きいとされる保護者へ学校から制度の周知	4月		有	随時
青森県	八戸市階上町田代小学校中学校組合	教育委員会 学務課	0178-43-2111 内線6017					○		○						その他	前年度2月	有	毎月初め、認定可能な時期は非設定
岩手県	盛岡市	学務教職員課	019-639-9044	http://www.city.morioka.iwate.jp/kyoiku/index.html	○	○		○		○				○	進級及び入学時に制度利用の希望を取り、希望者に学校から説明。盛岡市のHPに掲載。	6月初旬		有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法											2. 就学援助の認定時期等				
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)											(2) (1)でケに○をした場合、その内容				
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】	当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期		
岩手県	富古市	教育委員会学校教育課	0193-68-9116	http://www.city.miyako.iwate.jp/gakkyo	○			○	○	○							4月		有	随時
岩手県	大船渡市	教育委員会学校教育課	0192-27-3111	http://www.city.ofunato.iwate.jp/www/contents/1327975665039/index.html	○			○	○	○							5月下旬		有	随時
岩手県	花巻市	教育部小中学校課	0198-45-1311	https://www.city.hanamaki.iwate.jp/shimin/142/149/p002279.html	○			○		○							5月下旬		有	随時
岩手県	北上市	教育部学校教育課	0197-72-8258	http://www.city.kitakami.iwate.jp/docs/2014060901595/	○		○	○	○	○							5月初旬		有	随時
岩手県	久慈市	教育委員会教育総務課学校事務係	0194-52-2154	http://www.city.kuji.iwate.jp/	○	○		○	○								5月初旬		有	申請月の初日。ただし、離婚等の場合は、申請月内の離婚等年月日。追加認定は年度末まで。
岩手県	遠野市	教務課	0198-62-4412	http://www.city.tono.iwate.jp	○	○	○	○	○	○							4月		有	随時
岩手県	一関市	一関市教育委員会学校教育課	0191-21-8832	http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/	○	○	○	○	○	○							5月中旬		有	認定になった場合、申請を受けた月の翌月1日から認定
岩手県	陸前高田市	教育委員会事務局 学校教育課 学務係	0192-54-2111(内線281)			○		○	○	○				○	教育委員会のウェブサイトではなく、市のウェブサイトに掲載		5月下旬		有	随時
岩手県	釜石市	釜石市教育委員会事務局学校教育課	0193-22-8833	http://www.city.kamaishi.iwate.jp/hagukumu/kyoiku_jinkai/ind.html	○		○	○	○	○							5月中旬		有	随時
岩手県	二戸市	教育委員会事務局 教育企画課	0195-23-3111(内線583)	http://edu.city.ninohe.iwate.jp/	○			○	○	○							4月		有	随時
岩手県	八幡平市	岩手県八幡平市教育委員会事務局学校教育課	0195-74-2111	http://www.city.hachimantai.lg.jp/	○			○	○								5月中旬		有	随時
岩手県	奥州市	教育委員会事務局学校教育課学事係	0197-35-2111(内線426)	http://www.city.oshu.iwate.jp/	○	○	○	○	○	○							5月初旬		有	随時
岩手県	滝沢市	教育総務課	019-656-6584	http://www.city.takizawa.iwate.jp/	○	○	○	○	○								5月中旬		有	随時
岩手県	雫石町	雫石町教育委員会 学校教育課	019-692-6412	http://www.town.shizukuishi.iwate.jp/	○	○		○	○								6月初旬		有	毎月初め、随時
岩手県	葛巻町	教育委員会事務局 幼児学校教育室	0195-66-2111	http://www.town.kuzumaki.iwate.jp	○					○	○						4月		有	随時
岩手県	岩手町	教育委員会事務局 学校教育係	0195-62-2111(内線353)	town.iwate.iwate.jp/			○	○	○	○							4月		有	随時
岩手県	紫波町	紫波町教育委員会 学務課	019-672-2111(内線3150)	http://www.office.shiwacho.ed.jp/	○	○	○	○	○	○							5月下旬		有	随時
岩手県	矢巾町	学務課	019-611-2643	http://www.town.yahaba.iwate.jp/	○			○	○	○							6月下旬		有	申請があり次第随時。追加認定は2月末申請まで。
岩手県	西和賀町	教育委員会 学務課	0197-85-2337				○		○	○				○	入学説明会時に学校から説明。在学生世帯に、来年度援助希望調査を実施の際、学校経由で書類を配布。		5月初旬		有	申請の都度
岩手県	金ヶ崎町	教育委員会事務局	0197-42-2111	http://www.town.kanegasaki.iwate.jp/	○		○		○	○							4月		有	随時
岩手県	平泉町	平泉町教育委員会事務局 学校教育係	0191-46-5576	http://www.town.hiraizumi.iwate.jp/site/entry/cat139/cat146/cat179/post_253.php			○		○	○							5月中旬		有	随時
岩手県	住田町	住田町教育委員会	0192-46-3863					○	○								4月		有	随時
岩手県	大槌町	大槌町教育委員会学務課	0193-42-6100	http://www.town.otsuchi.iwate.jp/docs/2012030500120/	○	○		○	○	○							6月下旬		有	随時。追加認定は2月末に申請書提出分まで。
岩手県	山田町	山田町教育委員会 学校教育課	0193-82-3111(316)			○		○	○	○							4月		有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)								(2) (1)でケに○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期	
岩手県	岩泉町	教育委員会事務局 教育指導室	0194-22-2111			○		○	○	○					4月		有	申請の都度随時
岩手県	田野畑村	田野畑村教育委員会事務局	0194-34-2226					○		○					4月		有	随時
岩手県	普代村	普代村教育委員会事務局 学校教育係	0194-35-2711						○	○			入学前に子ども園で就学援助制度の書類を配布		4月		有	随時
岩手県	軽米町	軽米町教育委員会事務局 教育総務グループ	0195-46-4743	http://www.town.karumai.iwate.jp/gyosei/oshirase/oshirase-kyouiku/			○		○	○					5月初旬		有	随時
岩手県	野田村	野田村教育委員会事務局	0194-78-2936				○	○	○	○					5月下旬		有	随時
岩手県	九戸村	九戸村教育委員会教育総務班	0195-42-2111内線333				○	○	○	○					4月		有	申請年月日での認定日
岩手県	洋野町	洋野町教育委員会総務学校課	0194-65-5920	http://www.town.hirono.iwate.jp/docs/2012121800283/	○	○		○	○						5月初旬		有	随時
岩手県	一戸町	教育委員会 学校教育課	0195-33-2111	http://www.town.ichinohe.iwate.jp	○	○		○	○	○					その他	4月初め	有	随時
宮城県	仙台市	教育局総務企画部学事課	022-214-8861	http://www.city.sendai.jp/	○	○	○	○	○	○					5月中旬		有	申請がある都度 認定
宮城県	石巻市	石巻市教育委員会 教育総務課	0225-95-1111 内線5017	http://www.city.ishinomaki.lg.jp/	○	○		○	○	○	○	○			6月中旬		有	申請書類が提出され次第随時認定。年度内いっぱい。
宮城県	塩竈市	塩竈市教育委員会学校教育課	022-365-3216	http://www.city.shiogama.miyagi.jp/gakkokyoiku/fukushi/kyoiku/gakko/enjo.html	○	○	○	○	○	○					6月下旬		有	随時
宮城県	気仙沼市	教育委員会学校教育課	0226-22-3441	http://www.kesennuma.miyagi.jp/kosodate/k005/010/010/010/030/1226023258953.html	○					○					その他	7月~8月上旬	有	申請の都度随時
宮城県	白石市	白石市教育委員会学校教育課	0224-22-1342	http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/29/	○	○		○	○	○			事務職員会にて説明		4月		有	当該年度12月下旬までの申請のもの。状況によっては検討あり。
宮城県	名取市	宮城県名取市教育委員会学校教育課	022-724-7172	http://www.city.natori.miyagi.jp/	○	○		○	○						5月初旬		有	随時
宮城県	角田市	教育総務課	0224-63-0130	http://www.city.kakuda.lg.jp/kvouiku/page00004.shtml				○	○	○					5月中旬		有	随時
宮城県	多賀城市	多賀城市教育委員会事務局学校教育課	022-368-1141(内線524)	http://www.city.tagajo.miyagi.jp/	○	○		○	○	○					4月		有	随時
宮城県	岩沼市	岩沼市教育委員会 学校教育課	0223-22-1111	http://www.city.iwanuma.miyagi.jp/	○		○	○	○	○					5月初旬		有	随時
宮城県	登米市	教育委員会教育部学校教育課	0220-34-2679	http://www.city.tome.miyagi.jp/	○		○	○	○	○					5月下旬		有	随時
宮城県	栗原市	栗原市教育委員会 教育部学校教育課	0228-42-3512	http://www.kuriharacity.jp/	○	○							毎年2月中旬に就学援助を受けていた保護者へ、次年度の案内及び申請書を送付		4月		有	毎月下旬、随時。追加認定は2月末申請まで
宮城県	東松島市	教育委員会 学校教育課 学校教育班	0225-82-1111(1254)	http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/life_event/kosodate/kyoiku_06.html	○	○		○	○	○					4月		有	随時
宮城県	大崎市	大崎市教育委員会学校教育課学事担当	0229-72-5033	http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/16.586.57.html	○	○		○	○	○					6月中旬		有	随時、毎月初め。
宮城県	蔵王町	教育総務課	0224-33-3008	http://www.town.zao.miyagi.jp/kurashi/kurashi_guide/kyoiku_bunka/school/enjo.html	○			○	○						その他	前年度3月	有	月ごとに随時
宮城県	七ヶ宿町	教育委員会	0224-37-2112			○			○	○					4月		有	随時
宮城県	大河原町	教育総務課	0224-53-2742	www.town.ogawara.miyagi.jp/	○	○		○							4月		有	随時申請を受ける度に行っている。
宮城県	村田町	教育委員会 教育総務課	0224-83-2037	http://www.town.murata.miyagi.jp	○	○		○		○					4月		有	申請した月の翌月

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法											2. 就学援助の認定時期等				
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)											(2) (1)でケに○をした場合、その内容				
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書籍記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期			
宮城県	柴田町	教育総務課	0224-55-2134	http://www.town.shibata.miyagi.jp/index.cfm/6,184,20,112,html#1	○	○		○	○								4月		有	随時
宮城県	川崎町	川崎町教育委員会学務課	0224-84-2111	http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/	○			○									4月		有	随時
宮城県	丸森町	丸森町教育委員会事務局 学校教育課 学校教育班	0224-72-3035	http://www.town.marumori.miyagi.jp/	○		○	○	○	○							5月初旬		有	随時
宮城県	亘理町	亘理町教育委員会学務課	0223-34-0509	http://www.town.watari.miyagi.jp/index.cfm/26,16077,25.html	○	○		○	○	○							6月初旬		有	随時
宮城県	山元町	教育委員会 学務課	0223-37-5115	http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/		○	○	○	○				○				4月		有	随時
宮城県	松島町	教育委員会 教育課 学校教育班	022-354-5713	http://www.town.miyagi-matsushima.lg.jp/	○	○	○		○	○			○	毎年、学校だよりに制度の掲載			6月下旬		有	申請書の受付から約14日以内
宮城県	七ヶ浜町	教育総務課	022-357-7440	www.shichigahama.com	○	○	○	○		○							5月初旬		有	適年
宮城県	利府町	教育総務課学校教育班	022-767-2124	http://www.town.rifu.miyagi.jp/www/contents/kosodate/school.html	○	○		○									6月中旬		有	随時
宮城県	大和町	教育総務課	022-345-7507	http://www.taiwa-tk.ed.jp/	○			○		○							その他	7月	有	随時
宮城県	大郷町	教育課	022-359-5514	http://www.town.miyagi-osato.lg.jp/	○	○		○	○								4月		有	直近の教育委員会に語り、随時認定
宮城県	富谷町	教育委員会 教育部 学校教育課	022-358-0521	http://www.town.tomiya.miyagi.jp	○	○	○	○		○							6月下旬	5~6月の所得確定後に審査	有	随時受付し、審査後に追加決定
宮城県	大衡村	大衡村教育委員会 教育学習課 学務班	022-345-5111							○							4月		有	随時
宮城県	色麻町	教育総務課	0229-65-2212					○	○	○							4月		有	月末
宮城県	加美町	加美町教育委員会教育総務課	0229-69-5112					○	○	○							5月中旬		有	随時
宮城県	涌谷町	教育総務課	0229-43-2140	http://www.town.wakuya.miyagi.jp/	○			○	○								6月中旬		有	随時
宮城県	美里町	教育委員会教育総務課	0229-58-0500	http://misato-cms/06kyoiku/education/2014-1003-0947-32.html#g	○			○	○	○							6月下旬		有	随時
宮城県	女川町	女川町教育委員会 教育総務課 学務係	0225-54-3133	http://www.town.onagawa.miyagi.jp/05_15_03_02.html	○	○		○	○	○							4月		有	随時
宮城県	南三陸町	南三陸町教育委員会教育総務課	0226-46-2604	http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/index.cfm/7,505,36,186.html	○		○	○		○							5月下旬		有	随時
秋田県	秋田市	秋田市教育委員会学事課	018-888-5806	http://www.city.akita.akita.jp/city/ed/sw/shuugakuenjyo.htm	○	○		○	○								5月初旬		有	不定期(申請の都度)
秋田県	能代市	教育部 学校教育課 学校教育係	0185-73-5281	http://www.city.noshiro.akita.jp				○	○	○			○	庁舎内の窓口に就学援助制度の書類を設置			5月初旬		有	申請書を受理した翌月初旬
秋田県	横手市	教育委員会 教育指導部 学校教育課	0182-32-2414	http://www.city.yokote.lg.jp/gakkokyoiku/page000084.html	○	○			○	○			○	新小学校1年生については、入学説明会の際に制度の書類を配布			5月下旬		有	毎月初め
秋田県	大館市	大館市教育委員会 学校教育課 学事係	0186-43-7112	http://www.city.odate.akita.jp/	○			○	○	○							6月中旬		有	申請期間は当初認定期間終了後(5月中旬)から2月末。認定は受付月の翌月1日。
秋田県	男鹿市	男鹿市教育委員会学校教育課学事指導班	0185-24-9101	http://www.city.oga.akita.jp	○			○	○	○							6月下旬		有	随時
秋田県	湯沢市	教育委員会事務局教育部学校教育課	0183-73-2162	http://www.city-yuzawa.jp/					○	○							4月		有	随時
秋田県	鹿角市	鹿角市教育委員会 総務学事課	0186-30-0291			○			○	○							5月下旬		有	随時。申請書提出日の翌月1日認定。追加認定は2月末申請まで。
秋田県	由利本荘市	由利本荘市教育委員会学校教育課	0184-32-1330	http://www.city.yurihonjo.akita.jp/www/contents/1137558001551/index.html	○	○				○			○	審に開催する市内小中学校の事務職員対象の説明会時に制度変更点などを説明			5月初旬		有	随時
秋田県	潟上市	潟上市教育委員会 教育総務課	018-853-5361	http://www.city.katagami.akita.jp/	○			○	○	○							4月		有	保護者からの申請があれば随時審査を行う
秋田県	大仙市	大仙市教育委員会教育指導部教育指導課	0187-63-1111(内347)	http://www.edu.city.daisen.akita.jp/~ky-iinkai/	○	○				○							5月初旬		有	申請した月の初日

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助の認定時期等							
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)								(2) (1)で○をした場合、その内容							
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期			
秋田県	北秋田市	教育委員会学校教育課	0186-62-6617										○	学校を通して全児童生徒の保護者へ書面で周知	6月中旬			有	随時	
秋田県	にかほ市	学校教育課	0184-38-2266	http://www.city.nikaho.akita.jp	○	○								○	各学校通信へ掲載	4月			有	毎月
秋田県	仙北市	教育委員会 教育指導課	0187-43-3382			○								○	仙北市のHPに就学援助制度について掲載。就学援助についてのお知らせを年一回小中学校全児童生徒へ配布。(8~9月頃)教育委員兼発行の機関紙「きたうら」(毎月1回発行・全世帯配布)の2月号3月号に就学援助制度について掲載。仙北市子育てハンドブック「おおきなあれ」(平成27年度更新版)に就学援助制度について掲載予定。	4月			有	随時
秋田県	小坂町	小坂町教育委員会総務班	0186-29-2342	http://www.town.kosaka.akita.jp/index.html	○	○			○					○	年長児の保護者へ、保育所等を通して書類を配布	4月			有	毎月初め、随時。追加認定は2月末申請までとする。
秋田県	上小阿仁村	上小阿仁村教育委員会総務学校班	0186-60-9000	http://www.vill.kamikoani.akita.jp					○	○						4月			有	随時
秋田県	藤里町	藤里町教育委員会	0185-79-1327	http://www.town.fujisato.akita.jp/						○						4月			有	随時
秋田県	三種町	三種町教育委員会総務学事課	0185-87-2115	http://www.town.mitane.akita.jp/life/detail.html?category_id=85&article_id=1	○				○							4月			有	随時
秋田県	八峰町	八峰町教育委員会 学校教育課	0185-77-2816	http://www.town.happou.akita.jp/index.php?oid=3777&dtype=1000&pid=44	○	○		○		○						6月中旬			有	随時
秋田県	五城目町	五城目町教育委員会 学校教育課	018-852-5372					○	○	○						4月			有	申請があった月末または翌月
秋田県	八郎湯町	教育課	018-875-5812				○	○								その他	前年度3月定例教育委員会		有	随時
秋田県	井川町	教育委員会	018-874-4424							○						4月			有	随時
秋田県	大湯村	大湯村教育委員会学校教育班	0185-45-3240,3272	http://ac.ogata.or.jp/		○			○							その他	6月末までに申請してもらい、7月中に認定		有	随時
秋田県	美郷町	教育委員会教育総務課教育総務班	0187-84-4914	http://www.town.misato.akita.jp/kyoikusuisin/832.html	○	○				○						5月初旬			有	随時
秋田県	羽後町	羽後町教育委員会学校教育担当	0183-62-2111					○	○	○						4月			有	随時(申請があった時)
秋田県	東成瀬村	教育委員会	0182-47-3415					○	○	○				○	入学時、就学時は学校の判断	5月初旬			有	随時
山形県	山形市	教育委員会学校教育課学事係	023-641-1212内線484	http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp	○	○	○	○	○	○						4月			有	随時
山形県	米沢市	米沢市教育委員会教育指導部学校教育課	0238-22-5111	http://www.educ.yonezawa.yamagata.jp/gakkouyouiku/syugakuenjoseido.htm	○	○		○								6月初旬			有	随時
山形県	鶴岡市	鶴岡市教育委員会 学校教育課学事保健係	0235-57-4865	http://www.city.tsuruoka.lg.jp/kyoiku/gakko/hojyo/gakko20150119.html	○			○		○						4月			有	年間を通して申請可能。申請月の翌月認定。
山形県	酒田市	酒田市教育委員会 学校教育課 学事係	0234-26-5776	http://www.city.sakata.lg.jp/	○			○	○							4月			有	随時
山形県	新庄市	新庄市教育委員会 学校教育課	0233(2)2111 内線448	http://www.city.shinjo.yamagata.jp/	○			○			○	○				5月下旬			有	原則は、9月から10月
山形県	寒河江市	教育委員会 学校教育課	0237-86-2111			○		○		○						4月			有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助の認定時期等						
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)								(2) (1)でケに○をした場合、その内容						
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期		
山形県	上山市	上山市教育委員会学校教育課	023-672-1111内線305	http://www.ekaminoyama.jp/	○									○	小学校新1年生全員へ制度案内を配付。前年度主要保護対象者へ学校から制度案内、申請書を配付。他希望者へ配付	5月下旬		有	随時
山形県	村山市	教育委員会学校教育課	0237-55-2111	http://www.city.murayama.lg.jp	○	○		○	○	○						その他	前年度末	有	随時
山形県	長井市	長井市教育委員会学校教育課	0238-88-5767					○	○	○						4月		有	申請日の属する月の初日
山形県	天童市	天童市教育委員会教育総務課	023-654-1111	www.city.tendo.yamagata.jp	○	○			○	○				○	主に新入生オリエンテーション時、学校で就学援助制度の書類を配布	5月初旬		有	随時
山形県	東根市	教育委員会 管理課	0237-42-1111	http://www.city.higashine.yamagata.jp/378.html	○			○								4月		有	随時(申請月の翌月1日付け)
山形県	尾花沢市	こども教育課教育指導室	0237-22-1111						○	○				○	各学校を通して、保護者向けの周知文をPTA総会や一日入学等で配布	5月初旬		有	随時
山形県	南陽市	南陽市教育委員会学校教育課	0238(40)3211 内線513				○	○	○	○						5月初旬		有	随時
山形県	山辺町	山辺町教育委員会 教育課 総務係	023-667-1115				○	○	○							4月		有	随時
山形県	中山町	教育課 学校教育グループ	023-662-5484	http://www.town.nakayama.yamagata.jp		○	○	○	○	○						4月		有	毎月申請分を翌月に認定
山形県	河北町	河北町教育委員会 学校教育課	0237-71-1136	http://www.town.kahoku.yamagata.jp/	○	○	○	○	○	○						4月		有	追加認定の申請後、最初に行われる教育委員会開催日、随時。
山形県	西川町	西川町教育委員会	0237-74-2114				○	○	○	○						4月		有	申請月の初日
山形県	朝日町	朝日町教育委員会	0237-67-3302	http://www.town.asahi.yamagata.jp/				○	○							4月		有	随時
山形県	大江町	教育文化課	0237-62-2270	http://www.town.oe.yamagata.jp/	○			○								4月		有	申請があるごとに。
山形県	大石田町	大石田町教育委員会教育文化課 学校教育グループ	0237-35-2111					○		○				○	年度当初のPTA総会時に各学校にて制度の説明	5月初旬		有	随時
山形県	金山町	金山町教育委員会教学課 総務・学事係	0233-52-2902	http://www.town.kaneyama.yamagata.jp		○		○	○	○				○	民生児童委員に説明	4月		有	申請書の提出があればその都度
山形県	最上町	教育文化課	0233-43-5053	http://mogami.tv/child/04school/04school-enjo.php	○	○										4月		有	随時
山形県	舟形町	教育委員会事務局	0233-32-2379						○	○				○	民生児童委員に説明	4月		有	随時
山形県	真室川町	教育委員会 総務管理・学校教育担当	0233-62-2337	http://www.yume-net.org/	○	○								○	各小中学校の入学説明会の際に書面にて保護者に周知。各校で保護者に口頭での周知(中学校入学説明会や授業参観の際など)	5月下旬		有	申請があった際、随時追加認定している。
山形県	大蔵村	教育委員会	0233-75-2323					○	○	○						4月		無	
山形県	鮭川村	教育委員会 教育課	0233-55-3051													その他	前年度3月末	有	随時
山形県	戸沢村	戸沢村教育委員会 共育課 学校教育係	0233-72-3242											○	1日入学時に保護者に対して制度周知のチラシを配布し、学校側で説明	4月		有	その都度
山形県	高島町	山形県高島町教育総務課	0238-52-4459			○		○	○							5月下旬		有	随時
山形県	川西町	教育総務課	0238-42-6659	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp/kyouikubunka/gimukyoku.html	○			○	○	○				○	1日入学時や学校説明会に保護者に対して制度周知のチラシを配布	その他	3月下旬	有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等						
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)でケに○をした場合、その内容						
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期				
山形県	小国町	教育委員会事務局	0238-62-2141	http://www.town.oguni.yamagata.jp/	○			○		○							その他	小1 4月 3月下旬	その他	有	申請書日の属する月の初日、転入時は学籍発生日
山形県	白鷹町	白鷹町教育委員会 学校教育係	0238-85-6144	http://www.town.shirataka.lg.jp/	○		○										4月			有	随時
山形県	飯豊町	教育文化課学校教育振興室	0238-87-0519	http://www.town.iide.yamagata.jp/index.html	○	○	○	○	○	○			○		民生児童委員に対して制度の説明会を実施	その他	新入学児は当該年度の4月、その他は前年度の3月			有	随時受付
山形県	三川町	教育委員会	0235-35-7022					○									4月			有	申請があった場合随時対応。
山形県	庄内町	庄内町教育委員会教育課学校教育係	0234-56-3316	http://www.town.shonai.lg.jp/hp/menu000000100/hpg000000054.htm	○					○			○	全保護者に就学援助制度を周知する文書を配布			4月			有	随時
山形県	遊佐町	遊佐町教育委員会 教育課 総務学事係	0234-72-5891				○	○					○				4月			有	随時
福島県	福島市	学校教育課	024-525-3782				○	○	○	○							5月初旬			有	その都度
福島県	会津若松市	教育委員会学校教育課	0242-39-1303	http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2007080903625/	○	○	○	○	○	○							4月			有	毎月、月末
福島県	郡山市	教育委員会学校教育部学校教育推進課	024-924-2431	http://www.city.koriyama.fukushima.jp/522000/kyoiku/shuga/kuenjo.html	○	○	○	○	○	○	○	○					5月中旬			有	随時。追加認定は1月末申請分まで
福島県	いわき市	教育委員会事務局学校教育推進室学校教育課	0246-22-1123	http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1001000004630/index.html	○	○			○	○							5月下旬			有	毎月(支給は申請月の翌月分から開始)
福島県	白河市	教育委員会事務局学校教育課	0248-22-1111	http://www.city.shirakawa.fukushima.jp	○			○	○	○							5月中旬			有	随時(毎月月末までの申請に対し、翌月1日から認定)
福島県	須賀川市	教育委員会 学校教育課	0248-88-9168	http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/	○	○		○	○	○			○	小学校入学保護者説明会の際、就学援助制度について周知			6月下旬			有	随時。追加認定は年度の1月末申請まで。
福島県	喜多方市	教育委員会 教育部 学校教育課	0241-24-5316	http://www.city.kitakata.fukushima.jp	○		○	○	○	○	○		○	全ての学校において、入学説明会時に就学援助の案内を配布し、事務の職員が制度を説明			5月初旬			有	認定日の属する月初めより
福島県	相馬市	相馬市教育委員会 教育部 学校教育課	0244-37-2185	http://www.city.soma.fukushima.jp/				○	○	○							4月			有	随時
福島県	二本松市	二本松市教育委員会学校教育課	0243-55-5151	http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/	○	○		○	○	○							4月			有	随時
福島県	田村市	田村市教育委員会 学校教育課	0247-81-1214	http://www.city.tamura.lg.jp/	○			○	○	○							4月			有	随時
福島県	南相馬市	教育委員会事務局学校教育課	0244-24-5283	www.city.minamisoma.lg.jp	○			○	○	○							4月			有	随時
福島県	伊達市	伊達市教育委員会教育部学校教育課	024-577-3249	http://www.city.date.fukushima.jp/	○		○										4月			有	随時
福島県	本宮市	教育部幼保学校課学校教育係	0243-24-5445	http://www.city.motomiya.lg.jp/	○			○	○	○							6月中旬			有	随時
福島県	桑折町	桑折町教育委員会 学校教育課	024-582-2403	http://www.town.koori.fukushima.jp/soshiki/8/				○	○								6月初旬			有	申請受付処理後、1~2か月で認定。
福島県	国見町	学校教育課	024-585-2892					○	○								5月初旬			有	申請があった場合に随時対応。
福島県	川俣町	学校教育課学校教育係	024-566-2111	http://www.town.kawamata.lg.jp/	○	○		○	○	○							その他	7月中旬		有	随時
福島県	大玉村	教育部 教育総務課	0243-48-3138			○		○									4月			有	随時
福島県	鏡石町	教育委員会 教育課	0248-62-3459	http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/	○	○		○		○							その他	所得等が確定する6月-7月		有	申請のあった翌月
福島県	天栄村	天栄村教育委員会 学校教育課	0248-82-2118	http://www.vill.tenei.fukushima.jp/	○	○		○									4月			有	その都度

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・追加認定の時期	当該年度・追加認定の有無			
福島県	下郷町	下郷町教育委員会	0241-69-1166												○	制度案内等は行わず、学校からの内申によって挙げられた世帯に周知し、申請書を配布	6月初旬		有	必要に応じ、随時追加認定を行う。
福島県	檜枝岐村	檜枝岐村教育委員会	0241-75-2342	なし											○	当村は児童生徒数が少なく、就学児童等については把握しているため、特には周知していない	4月		有	随時
福島県	只見町	只見町教育委員会 学校教育係	0241-82-5320	http://www.tadami.gr.jp/				○									4月		有	随時
福島県	南会津町	南会津町教育委員会 学校教育課	0241-62-6300					○	○	○							6月下旬		有	随時(月ごと)
福島県	北塩原村	教育委員会	0241-23-5237	http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/						○							4月		有	申請のあった月
福島県	西会津町	西会津町教育委員会 学校教育課 学校教育係	0241-45-2216	http://www.town.nishiaizu.fukushima.jp/2010/09/post-17.html	○			○	○	○							4月		有	随時
福島県	磐梯町	磐梯町教育委員会 教育課 教育総務係	0242-73-2017	http://www1.town.bandai.fukushima.jp/				○	○								4月		有	随時認定を行っている。
福島県	猪苗代町	猪苗代町教育委員会 教育総務課	0242-62-5677	http://www.town.inawashiro.fukushima.jp/	○			○	○	○							4月		有	申請のあった月
福島県	会津坂下町	教育課 教育総務班	0242-84-3711	http://www.town.aizubange.fukushima.jp/	○	○			○						○	小学校入学前に幼稚園を通じて就学援助制度の書類を配付	4月		有	2月末までの間で随時
福島県	湯川村	教育委員会 学校教育係	0241-27-2250					○	○								6月初旬		有	随時
福島県	柳津町	教育委員会	0241-42-2115							○							4月		有	追加申請を受けた翌月
福島県	三島町	三島町教育委員会 生涯学習課	0241-48-5599	http://www.town.mishima.fukushima.jp						○							その他	前年度の3月	有	随時
福島県	金山町	金山町教育委員会	0241-54-5333	http://www.town.kaneyama.fukushima.jp/	○										○		5月初旬		有	申請書が提出されたらその都度
福島県	昭和村	昭和村教育委員会	0241-57-2164	http://www.vill.showa.fukushima.jp/				○	○								5月初旬		有	随時
福島県	会津美里町	会津美里町教育委員会 子ども教育課	0242-78-2112	http://www.town.aizumisato.fukushima.jp/	○												6月下旬		有	随時
福島県	西郷村	西郷村教育委員会 学校教育課	0248-25-2370	http://www.vill.nishigo.fukushima.jp/kosodate/gakkokyouiku/zyosei/	○	○		○		○	○						4月		有	申請月の翌月1日に認定
福島県	泉崎村	泉崎村教育委員会 学校教育課 学校教育G	0248-54-1533					○	○	○	○						6月中旬		有	随時
福島県	中島村	中島村教育委員会 学校教育課	0248-52-3483	http://www.nakajima.gr.fks.ed.jp/						○							4月		有	随時認定
福島県	矢吹町	学校教育課	0248-44-4400					○	○								5月下旬		有	随時(毎月)
福島県	棚倉町	子ども教育課	0247-33-7881	http://www.town.tanagura.fukushima.jp/page/page00430.html	○	○		○									その他	前年度の3月	有	随時
福島県	矢祭町	教育課 学校教育グループ	0247-46-4580					○	○	○					○		4月		有	毎月初め、随時
福島県	塙町	塙町教育委員会 学校教育課	0247-43-4050					○	○	○							5月中旬		有	随時
福島県	鮫川村	鮫川村教育委員会 教育課 教育総務係	0247-49-3151	http://www.vill.samegawa.fukushima.jp/page/page00242.htm	○					○							4月		有	申請書を受理した月の属する1日
福島県	石川町	教育課 学校教育係	0247-26-9135	http://www.town.ishikawa.fukushima.jp/						○							その他	在校生は前年度3月 新入生は6月	有	随時
福島県	玉川村	教育委員会	0247-57-4633					○		○							4月		有	随時
福島県	平田村	平田村教育委員会	0247-55-2969					○	○	○							5月下旬		有	毎月
福島県	浅川町	学校教育課	0247-36-2297	http://www.town.asakawa.fukushima.jp/		○		○		○					○	就学時健康診断の際に保護者に対し説明	4月		有	随時
福島県	古殿町	教育委員会	0247-53-3655	http://www.town.furudono.fukushima.jp/	○	○				○							4月		有	随時
福島県	三春町	教育課 学校教育グループ	0247-62-6310	http://www.town.miharu.fukushima.jp/				○	○	○							4月		有	毎月中旬頃、随時
福島県	小野町	教育委員会 教育課	0247-72-6780	http://www.town.ono.fukushima.jp/	○			○	○	○							5月下旬		有	随時
福島県	広野町	教育委員会 学校教育課	0240-27-4166	http://www.town.hirono.fukushima.jp/		○	○	○	○	○	○						6月中旬		有	随時認定

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)								(2) (1)でケに○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期	
福島県	川内村	川内村教育委員会 教育課 教育総務係	0240-38-3805	www.kawauchimura.jp/guide/info_detail-232.html	○			○	○				○	制度趣旨等村外の避難者等については、個別通知	6月下旬		有	随時
福島県	双葉町	教育委員会教育総務課	0246-84-5210	http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/	○	○				○					6月下旬		有	申請があった翌月
福島県	浪江町	浪江町教育委員会事務局学校教育係	0243-62-0301	http://www.town.namie.fukushima.jp/	○	○							○	平成26年度に町で認定した世帯へ書類を郵送	その他	8月	有	年度末まで随時
福島県	新地町	教育総務課	0244-62-4477	https://kyoiku.shinchi-town.jp/					○	○					4月		有	随時
茨城県	水戸市	水戸市教育委員会事務局教育部学校教育課	029-306-8673	http://www.city.mito.lg.jp/	○	○		○	○	○					4月		有	随時
茨城県	日立市	日立市教育委員会 学務課	0294-23-9153	http://www.city.hitachi.lg.jp/	○			○	○	○					4月		有	随時
茨城県	土浦市	土浦市教育委員会学務課	029-826-1111	http://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page000090.html	○			○	○	○					その他	6月下旬～7月上旬	有	当該年度保護者が委員会に対し就学援助の申請を行った日が属する月の翌月1日
茨城県	古河市	教育部 教育総務課	0280-22-5111	http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/	○	○		○					○	民生委員を対象に文書を配布	その他	前年度1/1～3/31までに申請の場合翌年度の4/1認定	有	随時受付。追加認定は12月末申請までとする。
茨城県	石岡市	石岡市教育委員会教育総務課	0299-43-1111	http://www.city.ishioka.lg.jp	○	○		○							5月初旬		有	随時
茨城県	結城市	結城市教育委員会学校教育課	0296-32-9997	http://www.city.yuki.lg.jp/page/page001223.html	○			○							5月初旬		有	毎月初め、随時。
茨城県	龍ヶ崎市	教育委員会 教育総務課	0297-64-1111(代)	http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/kyoikuinkai/	○		○	○	○	○					4月		有	随時
茨城県	下妻市	下妻市教育委員会 学校教育課	0296-44-0740	http://www.city.shimotsuma.lg.jp/	○			○	○	○					6月下旬		有	随時
茨城県	常総市	学校教育課	0297-44-6346	http://www.city.joso.lg.jp/jumin/kosodate_kyoiku_sports/kyoiku/oshirase/index.html	○	○		○	○	○					4月		有	随時受付。申請日の翌月初めに認定(月単位)。追加認定は1年間実施
茨城県	常陸太田市	教育総務課	0294-72-3111	http://edu.city.hitachiota.ibaraki.jp/	○			○	○						4月		有	随時
茨城県	高萩市	高萩市教育委員会 教育総務課	0293-23-1131	http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/	○				○	○					その他	4月中旬	有	各月中旬
茨城県	北茨城市	北茨城市教育委員会教育総務課	0293-43-1111	http://www.city.kitaibaraki.lg.jp/	○			○		○					4月		有	申請がある度に追加認定をしている。
茨城県	笠間市	笠間市教育委員会 学務課	0296-77-1101(内線377)	http://www.ed.city.kasama.ibaraki.jp/kyoiku/application/subsidiy/entering-school.html	○			○	○						その他	在籍児童生徒：前年度の3月新小1：5月	有	随時(書類が揃い次第判定)
茨城県	取手市	教育委員会 学務給食課	0297-74-2141	http://www.city.toride.ibaraki.jp/	○		○	○	○	○					5月中旬		有	毎月1日付認定。追加認定は3月1日受付分まで
茨城県	牛久市	教育委員会教育総務課	029-873-2111	http://www.city.ushiku.lg.jp	○			○	○	○					7月中旬		有	申請書受理後、翌月より認定。追加認定は2月受理分まで
茨城県	つくば市	つくば市教育局学務課	029-883-1111	https://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/	○			○	○	○					9月初旬		有	申請に応じて随時認定する
茨城県	ひたちなか市	教育委員会学務課	029-273-0111(内線7326)	http://www.city.hitachinaka.lg.jp/	○	○		○	○	○					6月初旬		有	随時(毎月10日までの申請受付分をその月の1日付けで認定。10日以降の申請受付分は翌月1日付けで認定。)
茨城県	鹿嶋市	鹿嶋市教育委員会 鹿嶋っ子育て課	0299-82-2911	www.city.kashima.ibaraki.jp/info/detail.php?no=4900			○	○	○	○					6月中旬		有	随時
茨城県	潮来市	学校教育課	0299-63-1111	http://www.city.itako.lg.jp	○			○		○					4月		有	月1度教育委員会定例会で審議

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)								(2) (1)でケに○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期	
茨城県	守谷市	守谷市教育委員会 学校教育課	0297-45-1111	http://www.city.moriya.ibaraki.jp/	○	○		○	○				○	転入時に各学校で就学援助制度を案内	5月下旬		有	随時
茨城県	常陸大宮市	常陸大宮市 教育委員会 学校教育課	0295-52-1111	http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/news.php?code=558	○	○			○						6月下旬		有	随時。追加認定は2月末申請までとする。
茨城県	那珂市	学校教育課	029-298-1111	http://www.city.naka.lg.jp/page/page001448.html	○			○		○					6月下旬		有	当該年度の2月上旬まで
茨城県	筑西市	筑西市教育委員会 学務課	0296-22-0181	http://www.city.chikusei.lg.jp/index.php?code=2329	○				○		○				6月初旬		有	随時
茨城県	坂東市	坂東市教育委員会学校教育課	0297-35-2121	http://www.city.bando.lg.jp/	○	○	○	○		○					6月中旬		有	随時
茨城県	稲敷市	稲敷市教育委員会教育学務課	029-892-2000	http://www.city.inashiki.lg.jp/page/page000659.html	○			○	○	○					6月下旬		有	年度末まで随時申請可能
茨城県	かすみがうら市	学校教育課	029-897-1111	http://edu.city.kesumigaura.ibaraki.jp/gakkoyoikuka/	○				○		○				6月下旬		有	随時
茨城県	桜川市	桜川市教育委員会 学校教育課	0296-55-1198	http://www.city.sakuragawa.lg.jp/index.html	○	○		○		○	○				6月下旬		有	随時
茨城県	神栖市	学務課	0479-44-6493	http://www.city.kamisui.ibaraki.jp	○		○	○			○				5月初旬		有	随時
茨城県	行方市	行方市教育委員会学校教育課	0291-35-2111	http://www.city.namegata.ibaraki.jp/									○	入学説明会時に、制度周知チラシを保護者へ配布。市ホームページに制度掲載。	4月		有	毎月末
茨城県	銚田市	銚田市教育委員会 教育総務課	0291-37-4340				○								その他	6月決定4月から認定実施	有	毎月25日頃認定。申請のあった場合随時対応。
茨城県	つくばみらい市	教育委員会学校教育課	0297-58-2111	http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/sec/gakkou/12.htm	○	○		○	○	○	○				5月下旬		有	申請があった時は随時審査・認定を行っている。
茨城県	小美玉市	小美玉市教育委員会指導室学務係	0299-48-1111	http://www.city.omitama.lg.jp/	○		○	○							4月		有	随時
茨城県	茨城町	教育委員会学校教育課	029-240-7131	town.ibaraki.lg.jp/study/info-1822.html	○	○		○	○						4月		有	随時
茨城県	大洗町	学校教育課	029-267-5111	http://www.town.oarai.lg.jp/~gakukyo/umibe/info-1024-491_3.html	○			○							その他	7月下旬	有	随時。追加認定は2月末申請までとする。
茨城県	城里町	城里町教育委員会事務局	029-288-7010	www.shirosato.ed.jp				○							5月下旬		有	毎月下旬
茨城県	東海村	東海村教育委員会 学校教育課	029-282-1711	http://www.vill.tokai.ibaraki.jp/	○			○		○		○	入学説明会時に制度周知チラシを保護者へ配布	その他	7月	有	随時	
茨城県	大子町	大子町教育委員会事務局	0295-79-0170	http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page000819.html	○	○				○					5月初旬		有	随時受付
茨城県	美浦村	美浦村教育委員会学校教育課	029-885-0340	http://www.vill.miho.lg.jp/page/page001007.html	○				○	○					6月下旬		有	毎月下旬、随時。追加認定は2月末申請までとする。
茨城県	阿見町	阿見町教育委員会 学校教育課	029-888-1111	http://www.town.ami.lg.jp/0000000845.html	○			○	○	○		○	民生委員協議会にて、民生委員に周知		6月下旬		有	毎月、随時。追加認定は2月末申請まで。
茨城県	河内町	教育委員会事務局 学校教育グループ	0297-84-3322	http://www.edu-kawachi.jp/					○	○					6月下旬		有	随時
茨城県	八千代町	学校教育課	0296-48-1519	http://www.town.ibaraki-yachiyo.lg.jp/page/page000488.html	○	○				○					5月初旬		有	転入者の場合の転入時
茨城県	五霞町	教育委員会学校教育G	0280-84-1462	http://www.town.goka.lg.jp	○										5月下旬		有	随時
茨城県	境町	教育委員会 学校教育課	0280-81-1325	http://www.town.sakai.ibaraki.jp	○			○							6月下旬		有	随時
茨城県	利根町	学校教育課	0297-68-2211	http://www.town.tone.ibaraki.jp/index.php?code=402	○							○	就学時健康診断の保護者説明時に制度説明。民生委員定例会時に制度説明。周知依頼		6月下旬		有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)でケに○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期			
栃木県	宇都宮市	教育委員会事務局学校管理課	028-632-2723	http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/gakko/gakko/1006386.html	○	○	○	○	○	○							6月初旬		有	第2回認定は6月下旬、第3回認定以降は毎月月初旬に実施
栃木県	足利市	足利市教育委員会事務局学校管理課	0284-20-2221	http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/page/shugakuenjo.html	○	○	○	○	○	○							6月下旬		有	毎月10日頃、前月末締め。追加認定は2月末申請まで。
栃木県	栃木市	栃木市教育委員会事務局 学校教育課	0282-21-2473	http://www.city.tochigi.lg.jp/hp/page00006000/hp000005034.htm	○	○	○		○	○							6月中旬		有	申請日の翌月
栃木県	佐野市	佐野市教育委員会学校教育課	0283-61-1172	http://www.city.sano.lg.jp/komoku/manabu/02/06.html	○	○		○	○								4月		有	毎月末
栃木県	鹿沼市	教育委員会事務局 学校教育課	0289-63-2239	http://www.city.kanuma.tochigi.jp/0036/info-000000290-0.html	○	○		○		○							6月下旬		有	月初め、随時
栃木県	日光市	日光市教育委員会学校教育課学校教育係	0288-21-5181	https://www.city.nikko.lg.jp/gakkou/shouchuu/tetsuzuki/iun-youhogo.html	○	○		○	○	○	○						4月		有	随時
栃木県	小山市	小山市教育委員会 学校教育課	0285(22)9632	https://www.city.ovama.tochigi.jp/kurashi/kyoiku/nyuennyuakutenko/shugakuenjohi.html	○	○	○	○		○							4月		有	毎月10日までに申請のあったものをその月の1日に選って認定
栃木県	真岡市	真岡市教育委員会学校教育課学校教育係	0285-83-8181	http://www.moka-tcg.ed.jp/kyoiku_01/%E5%B0%B1%E5%AD%A6%E6%8F%B4%E5%8A%A9%E3%81%AE%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B/	○			○	○	○						7月上旬	その他	有	随時	
栃木県	大田原市	大田原市教育委員会 教育部 学校教育課	0287-98-7114	http://www.city.ohatawara.tochigi.jp/docs/201308271872/				○	○	○							6月初旬		有	随時
栃木県	矢板市	教育委員会事務局 教育総務課	0287-43-6217	http://www.city.yaita.tochigi.jp/soshiki/kyouikusoumu/syuuga-kuennjo.html	○	○		○	○	○							4月		有	随時
栃木県	那須塩原市	那須塩原市教育委員会事務局 学校教育課	0287-37-5289	http://www.city.nasushiobara.lg.jp/28/84/006616.html	○	○		○									その他	前年度末～当該年度4月	有	随時
栃木県	さくら市	学校教育課学校教育係	028-686-6620	http://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/site/kosodate/nyugaku.html	○	○	○	○									4月		有	随時
栃木県	那須烏山市	那須烏山市教育委員会事務局学校教育課	0287-88-6222	http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/index.cfm/10,20750,117,292.html	○				○								5月中旬		有	申請のあった月の1日から
栃木県	下野市	下野市教育委員会 学校教育課	0285-52-1118	http://www.city.shimotsuke.lg.jp/hp/page000013200/hp000013106.htm	○	○				○			○				5月下旬		有	随時
栃木県	上三川町	教育総務課 学校教育係	0285-56-9156	http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp/f/kyouikusoumu/school-assistance.htm	○	○		○		○							4月		有	随時
栃木県	益子町	益子町教育委員会学校教育課	0285-72-8862	http://www.town.mashiko.tochigi.jp/page/page000912.html		○								○			4月		有	町のホームページに制度を掲載、小学校の1日入学時に案内配布
栃木県	茂木町	生涯学習課学校教育係	0285-63-3337	http://www.town.motegi.tochigi.jp/motegi/nextpage.php?cd=1672&syurui=2	○												4月		有	学期ごと
栃木県	市貝町	こども未来課	0285-68-1119	http://www.town.ichikai.tochigi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=39154	○	○		○	○	○							4月		有	随時
栃木県	芳賀町	こども育成課	028-677-6024	https://www.town.haga.tochigi.jp/kurashi/kosodate/kyoiku/shuugakuenjo.html	○					○							4月		有	随時
栃木県	壬生町	壬生町教育委員会事務局学校教育課	0282-81-1870	www.mibu.ed.jp	○	○	○							○			6月下旬		有	随時
栃木県	野木町	野木町教育委員会 こども教育課子育て支援係	0280-57-4138	http://www.town.nogi.lg.jp/page/page000459.html	○			○		○	○		○				6月下旬		有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等						
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)でケに○をした場合、その内容						
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期				
栃木県	塩谷町	塩谷町教育委員会学校教育課	0287-48-7501	http://www.town.shioya.tochigi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=9043&infocat_id=27	○	○	○			○					○	児童扶養手当担当部署にパンフレットを置き周知。民生委員に対して就学援助制度の説明会を実施。	4月		有	随時	
栃木県	高根沢町	教育委員会事務局こどもみらい課	028-675-6466	http://www.town.takanezawa.tochigi.jp/life/kosodate/kyoiku/nyuzaku/epic.html	○			○						○	年に一度全保護者あてにリーフレットを配布。(住民税決定通知後)	4月		有	随時		
栃木県	那須町	学校教育課	0287-72-6922	http://www.town.nasu.lg.jp/hp/page000001000/hp000000908.htm	○			○	○								4月		有	追加の申請があり次第、随時教育委員会にて認定	
栃木県	那珂川町	那珂川町教育委員会	0287-96-2114	http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/20kurashi/05kyoiku/2014-0826-0908-83.html	○		○							○	民生委員児童生委員へ相談時対応のため周知。福祉課窓口へ案内の周知。	5月下旬		有	申請の月		
群馬県	前橋市	学校教育課	027-898-5812	http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/42/60/65/p003193.html	○	○	○	○	○	○							6月初旬		有	毎月	
群馬県	高崎市	教育委員会事務局教職員課	027-321-1298	http://www.city.takasaki.gunma.jp	○			○	○	○							6月下旬		有	6月申請以降は、翌月初旬までに認定	
群馬県	桐生市	桐生市教育委員会教育部学校教育課学事係	0277-46-1111(代表)内線649	http://www.city.kiryu.gunma.jp						○	○						5月下旬		有	随時	
群馬県	伊勢崎市	教育部学校教育課	0270-27-2787	www.city.isesaki.lg.jp	○	○		○	○	○			○	○	学校事務に対して説明会を行い、各学校の学年便り等に制度について案内	4月		有	5月～1月まで毎月1日		
群馬県	太田市	太田市教育委員会学校教育課	0276-20-7084	http://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0170-003kyoiku-sidou/index.html	○			○		○							その他	8月初旬	有	各月1日、16日	
群馬県	沼田市	沼田市教育委員会 学校教育課	0278-23-2111	http://www.city.numata.gunma.jp/				○	○								6月中旬		有	随時	
群馬県	館林市	教育委員会学校教育課	0276-72-4111(内線221)	http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/	○			○	○	○							4月		有	毎月末頃	
群馬県	渋川市	学校教育課	0279-22-2121	http://www.city.shibukawa.lg.jp	○	○		○	○	○								6月中旬		有	毎月初め、申請は随時受付
群馬県	藤岡市	教育委員会 学校教育課	0274-50-8212				○	○										5月中旬		有	随時 2月末申請まで
群馬県	富岡市	富岡市教育委員会事務局 学校教育課	0274-62-1511						○	○	○						その他	小1は4月末 小1以外は前年度の3月末	有	随時	
群馬県	安中市	教育委員会学校教育課	027-382-1111(内線2233)										○	○	年長児は10月の移行学期時に、小1～中2の児童生徒は毎年12月に、各学校に周知依頼	4月		有	月末日		
群馬県	みどり市	みどり市教育委員会学校教育課	0277-76-9845	http://www.city.midori.gunma.jp/www/genre/000000000000/1391999233638/index.html		○		○	○								その他	7月中旬	有	毎月中旬、随時	
群馬県	榛東村	教育委員会事務局学校教育課	0279-54-2211										○	○	各学校で保護者へ手続き等を案内	6月下旬		有	随時		
群馬県	吉岡町	教育委員会事務局	0279-54-3111	http://www.town.yoshioka.gunma.jp/	○	○	○		○									5月下旬		有	随時受付、審査は各月の定例教育委員会にて。
群馬県	上野村	教育委員会事務局	0274-59-2657										○	○	入学説明会及び学級懇談会において、保護者に説明(配付文書なし)	6月中旬		有	随時		
群馬県	神流町	教育委員会事務局	0274-57-2111	http://www.town.kanna.gunma.jp/	○													4月		有	随時
群馬県	下仁田町	教育課学校教育係	0274-82-2115	http://www.town.shimonita.lg.jp/				○	○	○								4月		無	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助の認定時期等										
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)								(2) (1)でケに○をした場合、その内容										
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・追加認定の時期	当該年度・追加認定の有無						
群馬県	南牧村	教育委員会	0274-87-2011										○				4月			無			
群馬県	甘楽町	学校教育課	0274-74-3131			○											6月下旬			有	随時		
群馬県	中之条町	教育委員会事務局こども未来課	0279-75-8824	http://www.town.nakanajo.gunma.jp/	○									○		各校の家庭訪問等を実施し、家庭状況の経済状況や保護者等からの相談により、制度の照会を行う。保護者等からの直接の相談により、制度の照会を行う。	6月中旬			有	随時		
群馬県	長野原町	長野原町教育委員会 教育課 学校教育係	0279-82-2029											○			6月下旬			無			
群馬県	嬬恋村	教育委員会事務局	0279-96-0544	http://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/	○	○			○	○							6月中旬			有	追加応募があれば、その都度		
群馬県	草津町	教育委員会事務局 学校教育係	0279-88-0005												○	年度初めの家庭訪問時に各家庭の状況、あるいは保護者からの問い合わせに対し、教職員が保護者に制度を説明し、用紙を配布する。	6月下旬~7月下旬			有	随時受け付け、審査後追加認定		
群馬県	高山村	高山村教育委員会	0279-63-3046	http://vill.takayama.gunma	○	○									○	民生委員児童協議会で説明会を実施	6月中旬			有	11月上旬		
群馬県	東吾妻町	東吾妻町教育委員会 学校教育係	0279-59-3017	http://www1.town.higashiagatsuma.gunma.jp/www/contents/1346132706734/index.html	○	○										民生委員児童協議会の会議で説明・チラシを配布	6月下旬			有	申請後、調査を経て次の教育委員会(月1回)で認定		
群馬県	片品村	教育委員会事務局	0278-58-2144											○			6月下旬			有	随時		
群馬県	川場村	教育委員会	0278-52-3458												○	新入児童・生徒には、入学通知書と一緒に就学援助制度の書類を配布	4月			有	随時		
群馬県	昭和村	昭和村教育委員会事務局 学校教育係	0278-24-5120	http://www.vill.showa.gunma.jp/top.htm				○	○							小学校の新入学説明会で保護者に案内	5月下旬			有	随時		
群馬県	みなかみ町	教育課	0278-25-5024	www.town.minakami.gunma.jp																有	8月、11月、2月		
群馬県	玉村町	学校教育課	0270-64-7713	http://www.town.tamamura.lg.jp/	○	○											4月			有	随時		
群馬県	板倉町	教育委員会事務局	0276-82-1111	http://www.town.itakura.gunma.jp/cont/s025000/d025010/20121212133955.html	○													4月			有	申請のあった時期に応じて認定	
群馬県	明和町	学校教育課	0276-84-3111															5月下旬			有	随時	
群馬県	千代田町	千代田町教育委員会学校教育係	0276-86-7008	http://www.town.chiyoda.gunma.jp/kyoiku/gakkou/gakkou005.htm	○	○									○	入学前に教育委員会より就学援助制度の案内を配布	その他	3月末			有	毎月末頃、随時。追加認定の申請期限はなし。	
群馬県	大泉町	大泉町教育委員会 庶務課	0276-63-3111(内線301)															6月下旬			有	随時(ただし、追加認定申請は1月末まで)	
群馬県	邑楽町	教育委員会 学校教育課	0276-88-5511	www.town.ora.gunma.jp/lifestage/nyuen/index.html	○	○												6月中旬			有	随時	
埼玉県	さいたま市	教育委員会 学校教育部 学事課 教育費支援係	048-829-1647	http://www.city.saitama.jp/003/002/003/p000694.html	○	○												その他	5月中旬から6月中旬			有	申請書受領月(審査結果は翌月に通知)
埼玉県	川越市	教育総務部教育財務課財務担当	049-224-6083	http://www.city.kawagoe.saitama.jp/kosodatekyoiku/teate_jos_e/sonota/27syuugakuennijyo.html	○	○												6月下旬			有	随時。追加認定は6月末申請迄とする。 ※平成26年度より認定期間を7月から翌年6月迄としている。	
埼玉県	熊谷市	教育委員会 教育総務課	048-524-1111(内)382	http://www.city.kumagaya.lg.jp	○	○										就学時健康診断時に配布(新小学1年生)又は毎年度の進級時ではなく、10月に配布	4月			有	申請日の翌月の1日付で認定。追加認定は2月末日申請まで。		

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法											2. 就学援助の認定時期等				
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)											(2) (1)で○をした場合、その内容				
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・追加認定の時期	当該年度・追加認定の時期			
埼玉県	川口市	川口市教育委員会 学校教育部指導課	(直通)048-259-7663	http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/72050002/72050002.htm	○	○		○	○						○	学校事務職員向けに説明会を実施	新規申請については4月末、前年度からの継続申請については6月末	その他	有	随時(主に月末)
埼玉県	行田市	行田市教育委員会 教育総務課 財務施設担当	048-556-8311	http://www.city.gyoda.lg.jp/40/01/11/kyoiku/iinkai/tetuzuki/syugakuenzyo.html	○	○	○	○	○	○							6月下旬		有	申請は随時受付し、翌月1日付けで認定。2月まで受付。
埼玉県	秩父市	教育委員会事務局 学校教育課	0494-25-5228	http://www.city.chichibu.lg.jp/	○			○	○								5月初旬		有	毎月月初め、随時。1月末申請まで追加認定。
埼玉県	所沢市	教育総務部 教育総務課	04-2998-9232	http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kosodatekyoiku/kosodate/kodomonoteate/shuugakuenjo.html	○	○		○	○	○							7月	その他	有	・4月1日認定⇒3月～4月15日申請分 ・当該月の1日付けで認定⇒毎月15日ごと ※15日が土日祝の場合は翌開庁日
埼玉県	飯能市	飯能市教育委員会学校教育課	042-973-3018(直通)	http://www.city.hanno.saitama.jp/0000000223.html	○	○	○	○	○	○							6月中旬		有	随時
埼玉県	加須市	学校教育部学校教育課	0480-62-1111	http://www.city.kazo.lg.jp/	○	○		○	○	○						現年度の支給者に対して2回目(12月末)の支払いの通知を送付する際、次年度の案内と申請書をあわせて送付	6月中旬		有	随時
埼玉県	本庄市	本庄市教育委員会学校教育課	0495-25-1149	http://www.city.honjo.lg.jp/	○	○	○	○	○	○					入学時の他、学校で新4年生に対して就学援助制度の書類を配付		4月		有	毎月月初め。追加認定は2月15日申請までとする。
埼玉県	東松山市	学校教育課	0493-23-2221(代表)	http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/	○	○			○						入学説明会に学校で就学援助制度の書類を配布		6月下旬		有	追加認定は2月末申請までとする
埼玉県	春日部市	学校教育部 学務課	048-763-2447(直通)	http://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku/kyouiku/shuugakuenjo/seido.html	○	○		○	○	○							7月上旬	その他	有	申請月の翌月初め。追加認定は2月末申請まで。
埼玉県	狭山市	学校教育部 学務課	04-2953-1111 内線5656	https://www.city.sayama.saitama.jp/kosodate/josei/syugakuenjo.html	○	○	○	○	○	○							7月	その他	有	随時受付。認定は翌月から。
埼玉県	羽生市	教育委員会 教育総務課	048-561-1121	http://www.city.hanyu.lg.jp	○	○		○	○	○							6月下旬		有	随時
埼玉県	鴻巣市	学校教育部学務課	048-544-1213	http://www.city.kounosu.saitama.jp/1.html	○	○		○	○	○							5月初旬		有	申請日の翌月から随時認定
埼玉県	深谷市	教育総務課	048-574-5811	http://www.city.fukaya.saitama.jp/	○			○	○	○							7月	その他	有	随時申請受付(申請月の翌月1日認定)
埼玉県	上尾市	上尾市教育委員会 学校教育部 学務課	048-775-9604	http://www.city.agee.lg.jp/site/iinkai/73-enjo.html	○	○		○	○	○					各学校の事務担当者を対象とした説明会を実施		5月初旬		有	随時。追加認定は1月末申請までとする。
埼玉県	草加市	教育総務部 学務課	048-922-2674	http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s2102/a01/a01/support.html	○	○		○	○	○					学校事務職員向け説明会を実施		5月下旬		有	教育委員会が申請書を收受した日の翌月1日付けの認定 最終受付は1月末日
埼玉県	越谷市	学校教育部 学務課	048-963-9281	https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi/kosodate/syot_yugakkou/shugakuenjo.html	○	○		○	○	○					毎年度、学校事務等担当者説明会を実施		7月下旬(4月1日認定)	その他	有	4月及び5月申請⇒7月下旬(4月1日認定) 6月1日以降申請(翌1月末日まで)⇒申請年度の翌月下旬(翌月1日認定)
埼玉県	蕨市	蕨市教育委員会 教育部 学校教育課 学務係	048-433-7728	http://www.city.warabi.saitama.jp/hp/page000001600/hpg000001582.htm	○			○	○	○					学校で実施する入学説明会で就学援助制度の書類を配布し説明をする。		6月中旬		有	認定時期は、翌月中旬。追加認定は2月末申請まで。
埼玉県	戸田市	教育委員会学務課	048-441-1800	http://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/372/	○	○	○	○	○	○							4月からの新規申請は4月中旬、7月からの継続申請は7月中旬	その他	有	随時
埼玉県	入間市	教育委員会 教育総務部 学校教育課	04-2964-1111(内線4146)	http://www.city.iruma.saitama.jp/	○			○	○	○							4/1～4/30(申請日=認定日)	その他	有	随時。追加認定は2月末申請までとする。

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等				
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容				
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度	当該年度・追加認定の時期		
埼玉県	朝霞市	教育管理課	048-463-0793	http://www.city.asaka.lg.jp/	○	○		○	○	○				○	市役所、出張所等に制度案内を配置。駅前電光掲示板にて案内文を掲載。学校教職員向け制度案内冊子を学校に送付。	6月初旬		有	随時受付し、翌月1日認定。最終受付は2月末。
埼玉県	志木市	教育政策部教育総務課	048-473-1111	http://www.city.shiki.lg.jp/	○	○		○	○							4月		有	随時(翌月1日認定)
埼玉県	和光市	学校教育課	048-464-1111	http://www.city.wako.lg.jp/home/kyoiku/gakkou/syoutyuu/kyo26.html	○	○	○	○						○	各小中学校の4月の学校日より就学援助制度について掲載。転入時に配付される市の冊子に制度について掲載。窓口にチラシを設。	6月初旬		有	随時申請を受け付けているため、認定も随時行う。
埼玉県	新座市	埼玉県新座市教育委員会学校教育部学務課	048-477-1111(内線1868)	http://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/49/syugakuenniyo.html	○	○	○		○	○				○	各学校のホームページに「就学援助制度」として市の該当ホームページへのリンクを掲載	5月中旬		有	随時
埼玉県	桶川市	教育部学務課	048-786-3211	http://www.city.okegawa.lg.jp	○	○	○									5月下旬		有	申請に基づき随時認定
埼玉県	久喜市	学務課	0480-85-1111	http://www.city.kuki.lg.jp/	○	○		○	○	○						4月		有	随時
埼玉県	北本市	北本市教育部学校教育課学事担当	048-591-1111(内線2453)	http://www.city.kitamoto.saitama.jp/kosodate/gakkokyoiku/3/1418120219283.html	○	○				○				○	「保護者向け入学説明会」時に制度案内チラシの配布	4月		有	毎月中旬
埼玉県	八潮市	教育総務部教育総務課	直通048-996-4281	http://cmsy0003.City_Yashio.lg.jp	○	○		○	○	○						6月下旬		有	毎月20日までの申請分を審査し決定する。
埼玉県	富士見市	富士見市教育委員会 学校教育課	049-251-2711	http://www.city.fujimi.saitama.jp/35miru/01kyoiku/syuuenga/ku/2010-0524-1642-141.html	○	○	○	○	○	○						6月中旬		有	前月25日までの申請は翌月上旬に認定
埼玉県	三郷市	三郷市教育委員会 学校教育部 学務課 学務係	048-930-7756(直通)	http://www.city.misato.lg.jp/	○	○		○	○	○					事務担当者向け説明会を実施	6月下旬		有	随時
埼玉県	蓮田市	蓮田市教育委員会 生涯学習部 子ども支援課	048-768-3111(内線154)	http://www.city.hasuda.saitama.jp/kodomo/kosodate/teate/huagakuenjo/nyugakujunbikin.html				○	○							5月下旬		有	随時
埼玉県	坂戸市	坂戸市教育委員会学校教育課	049-283-1718	http://www.city.sakado.lg.jp/	○	○		○	○	○					転入時に就学援助制度の書類を配布。関係する他課で就学援助制度の書類を配布。	4月		有	毎月1日。随時。追加認定は2月末申請まで受付。
埼玉県	幸手市	教育委員会 学校教育課 学務担当	0480-43-1111	http://www.city.satte.lg.jp/	○	○		○	○	○						その他	7月上旬	有	随時。追加認定は、2月末申請まで。
埼玉県	鶴ヶ島市	教育委員会 学校教育課	049-271-1111(内線525)	http://www.city.tsurugshima.lg.jp/	○	○		○						○	就学援助認定を受けた方に対し、12月に翌年度申請案内及び申請書を郵送している。	5月初旬		有	申請のあった月の翌月1日
埼玉県	日高市	日高市教育委員会 教育部 学校教育課	042-989-2111(内線5523)	http://www.city.hidaka.lg.jp/	○	○	○	○	○	○						その他	前年度の3月	有	随時
埼玉県	吉川市	教育部教育総務課	048-984-3565	http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/sp/index.cfm/25.420.155.815.html		○				○						その他	6月下旬~7月下旬	有	申請の翌月に認定。
埼玉県	ふじみ野市	学校教育課	049-220-2084	http://www.city.fujimino.saitama.jp	○	○		○	○							4月		有	随時
埼玉県	白岡市	教育委員会教育部教育指導課	0480(92)1111(代)内線264	http://www.city.shiraoka.lg.jp	○	○		○	○	○						5月中旬		有	前月末までの申請分を翌月に認定する。最終受付日は1月25日。
埼玉県	伊奈町	伊奈町教育委員会教育総務課	048-721-2111(内線2522)	http://www.town.saitama-ina.lg.jp/0000000392.html	○	○		○	○	○						5月中旬		有	申請を受理した月の1日(月途中の転入者は転入日又は転校日)1月末日まで申請可能
埼玉県	三芳町	学校教育課	049-258-0019	http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/index.html	○	○		○	○	○						5月下旬		有	申請月の翌月に認定
埼玉県	毛呂山町	毛呂山町教育委員会学校教育課	049-295-2112	http://www.town.moroyama.saitama.jp/	○	○	○	○	○	○						その他	3月末	有	申請のあった月の翌月1日
埼玉県	越生町	越生町教育委員会学務課学務担当	049-292-3121	http://www.town.ogose.saitama.jp/	○	○	○	○	○	○						6月下旬		有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等						
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)でケに○をした場合、その内容						
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期				
埼玉県	滑川町	教育委員会事務局教育総務担当	0493-56-6907(直通)	http://www.town.namegawa.saitama.jp/townsmn/kyoiku/kyoiku04.htm	○	○		○	○								6月下旬			有	随時
埼玉県	嵐山町	こども課	0493-62-0823	http://www.town.ranzan.saitama.jp	○	○		○	○								6月初旬			有	随時
埼玉県	小川町	学校教育課	0493-72-1221	http://www.town.ogawa.saitama.jp/	○												6月中旬			有	4月1日以降申請があれば、その都度速やかに追加認定している
埼玉県	川島町	教育総務課 学校教育グループ	049-297-1685	http://www.town.kawajima.saitama.jp	○	○		○		○			○	毎年2月に全児童生徒にリーフレットを配布			6月下旬			有	申請書の提出のあった日の属する月(要綱第9条第2項)
埼玉県	吉見町	教育総務課	0493-54-7807	http://www.town.yoshimi.saitama.jp	○	○							○	入学説明会時に学校で就学援助制度の書類を配布。前年度、制度を利用した保護者へ書類を配布。			4月			有	申請書を受理した月の翌月初日からの認定。2月末教育委員会開催前まで可能。
埼玉県	鳩山町	鳩山町教育委員会 教育総務課	049-296-1227	http://www.town.hatoyama.saitama.jp/	○	○	○										5月下旬			有	申請月から認定
埼玉県	ときがわ町	ときがわ町教育委員会 教育総務課	0493-65-1521	http://www.town.tokigawa.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=12238	○	○			○					制度の案内を入学通知書に同封		その他	前年度3月			有	随時(毎月下旬開催の教育委員会にて認定)
埼玉県	横瀬町	横瀬町教育委員会 教育総務グループ	0494-25-0118		○	○		○									4月			有	随時
埼玉県	皆野町	皆野町教育委員会 学校教育担当	0494-62-4563		○			○		○			○	5歳児健診時に、保護者へ「就学までのスケジュール」を説明する際に就学援助内容を説明。			5月下旬			有	毎月
埼玉県	長瀬町	教育委員会	049466-3111 内線304											入学説明会(2月頃)の際に、教委が就学援助制度の書類を配付。			4月			有	随時
埼玉県	小鹿野町	学校教育課	0494-79-1201	http://www.town.ogano.lg.jp/	○					○							4月			有	随時
埼玉県	東秩父村	東秩父村教育委員会事務局	0493-82-1230	http://www.vill.higashichichibu.saitama.jp/	○	○		○					○	学校で開催する入学説明会において、書類を配布する。民生委員を通じて周知を図る。			6月中旬			有	随時
埼玉県	美里町	美里町教育委員会 学校教育課	0495-76-0204	http://www.town.saitama-misato.lg.jp/life/educate/s_enjo.html	○	○	○	○	○	○							4月			有	随時
埼玉県	神川町	学務課	0495-77-2312	http://www.town.kamikawa.saitama.jp/kurashi/kyoiku/shuugakuenjo.html	○	○		○									4月			有	月初めに随時。追加認定時期の限度はない。
埼玉県	上里町	学校教育課	0495-35-1246	http://www.town.kamisato.saitama.jp	○	○		○	○								4月			有	毎月15日締め
埼玉県	寄居町	寄居町教育委員会 教育総務課	048-581-0062	http://www.town.yorii.saitama.jp/	○	○		○	○	○							6月中旬			有	毎月
埼玉県	宮代町	教育推進課学校教育担当	0480-34-1111(内線424)			○		○	○								6月下旬			有	随時。追加認定は2月末申請までとする。
埼玉県	杉戸町	学校教育課	0480-33-1111	http://www.town.sugito.lg.jp/	○	○		○	○								6月下旬			有	当該年度の1月末まで
埼玉県	松伏町	松伏町教育委員会教育総務課	048-991-1807		○	○		○	○							その他	7月中旬			有	随時
千葉県	千葉市	教育委員会学校教育部学事課	043-245-5928	http://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/gakuji/shuugakuennjo.html	○	○	○	○	○		○						4月			有	随時。追加認定は2月19日受付分まで。
千葉県	銚子市	教育部学校教育課	0479-24-8197	https://www.city.choshi.chiba.jp/form/inquiry/index.php?id=29	○	○		○		○							5月中旬			有	随時
千葉県	市川市	市川市教育委員会 生涯学習部 就学支援課	047-704-0256	http://www.city.ichikawa.lg.jp	○	○		○	○								6月下旬			有	毎月月末、随時。追加認定は3月15日申請分までとする

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期			
千葉県	船橋市	学校教育部 学務課	047-436-2852	http://www.city.funabashi.chiba.jp/index.html	○	○		○	○								4月		有	おおよそ月1回
千葉県	館山市	館山市教育委員会 教育総務課	0470-22-3685	http://www.city.tateyama.chiba.jp/	○	○		○	○	○							4月		有	申請書受理後随時
千葉県	木更津市	木更津市教育委員会教育部学校教育課	0438(23)5259	http://www.city.kisarazu.lg.jp/	○		○	○	○	○							5月下旬		有	申請のあった月の1日
千葉県	松戸市	学校教育部学務課	047-366-7457	http://www.city.matsudo.chiba.jp/kyouiku/kakusyutetuduki/tetsuduki/shugakuenjyo.html	○			○	○	○							6月初旬		有	事業年度中の9月1日及び1月1日、随時。3月末までの申請。
千葉県	野田市	教育委員会学校教育部学校教育課	04-7125-1111 内線2989	http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/kyoiku/kyoiku/1000536.html	○			○	○		○						6月下旬		有	毎月初め、随時
千葉県	茂原市	茂原市教育委員会教育部学校教育課	0475-20-1558	http://www.city.mobara.chiba.jp/0000000523.html	○	○		○									4月		有	毎月初め。追加認定は12月末申請まで(ただし、転入者及び生活保護廃止者は1月以降も受け付ける)。
千葉県	成田市	成田市教育委員会 教育総務部 学務課	0476-20-1581	http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/gakumu/syugaku/enjo.html	○	○	○	○	○	○	○	○					5月中旬		有	毎月初め、随時。
千葉県	佐倉市	佐倉市教育委員会 学務課	043-484-6186	http://www.city.sakura.lg.jp/	○	○		○	○	○							その他	9月	有	3月以外随時。
千葉県	東金市	教育部学校教育課学事係	0475-50-1184	http://www.city.togane.chiba.jp/0000000591.html	○			○					○	学校だよりに制度案内を掲載するよう各学校へ依頼。			5月初旬		有	毎月初め。追加認定は、2月末申請までとする。
千葉県	旭市	旭市教育委員会 学校教育課 学務班	0479-55-5724	http://www.city.asahi.lg.jp/	○	○	○	○	○								5月中旬		有	随時
千葉県	習志野市	学校教育課	047-451-1133	http://www.city.narashino.lg.jp/	○	○		○									5月中旬		有	随時
千葉県	柏市	学校教育部 学校教育課	04-7191-7367	http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/270100/p003812b.html	○	○		○	○		○						5月下旬		有	申請は当該年度2月末まで随時受付。申請月の翌月末までに認定。
千葉県	勝浦市	教育委員会教育課	0470-73-6664	http://www.city.katsuura.lg.jp	○			○	○								4月		有	申請のあった月の翌月に認定。ただし、4月にあつては4月1日。
千葉県	市原市	市原市教育委員会 学校教育部 学校教育課	0436-23-9848	http://www.city.ichihara.chiba.jp	○		○	○	○								その他	8月上旬	有	毎月初め 随時
千葉県	流山市	学校教育部学校教育課	04-7150-6104	http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/19/158/013159.html	○	○		○	○	○	○						その他	5~6月中	有	申請書の提出は随時可能。提出された月の1日から認定。
千葉県	八千代市	教育委員会 学務課	047-481-0302	http://www.yachiyo.ed.jp/	○	○		○	○								4月		有	随時
千葉県	我孫子市	我孫子市教育委員会教育総務部学校教育課	04-7185-1268	http://www.city.abiko.chiba.jp/index.cfm/18,21387,208,546.html	○			○	○				○	新小学校1年生には、就学時健康診断時に就学援助のお知らせを全小学校に配布し、当日保護者へ配布とともに説明をしている。			5月中旬		有	毎月20日まで。2月まで随時申請受付。
千葉県	鴨川市	教育委員会学校教育課	04-7094-0512	http://www.city.kamogawa.lg.jp/soshiki_ichiran/kyoiku/gakkokyoiku/1412845875599.html	○	○		○									5月中旬		有	随時受付
千葉県	鎌ヶ谷市	教育委員会 学校教育課 学務保健室	047-445-1141 (内線471)	https://www.city.kamagaya.chiba.jp/	○			○	○				○	就学時健康診断時、保護者に書類を配布し、説明。福祉面から子育てをサポートする担当課が作成するハンドブックに記載。必要に応じて、窓口で案内。			4月		有	随時
千葉県	君津市	教育部学校教育課	0439-56-1694	http://www.city.kimitsu.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&fml#94	○			○	○		○						4月		有	8月、3月を除く毎月
千葉県	富津市	教育部 学校教育課	0436-80-1350			○		○		○							5月初旬		有	随時認定
千葉県	浦安市	教育委員会 教育総務部 学務課	047-351-1111(代)	www.city.urayasu.lg.jp	○	○		○	○	○							4月		有	随時。3月末申請まで受付。

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等				
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容				
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他(2)に記入	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期		
千葉県	四街道市	四街道市教育委員会学務課	043-424-8932	http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/kosodate/teate/syugaku enjo.html	○	○		○	○	○		○				5月中旬		有	保護者の申請月の翌月一日より認定
千葉県	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市教育委員会 学校教育課	0438-62-3718	http://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/gakko/	○	○		○	○	○						6月中旬		有	毎月初め、随時。
千葉県	八街市	教育委員会 学校教育課	043-443-1446				○			○						5月中旬		有	申請のあった月の翌月上旬
千葉県	印西市	教育部 学務課	0476-42-5111	www.city.inzai.lg.jp	○								○	各学期の初めに保護者へ案内を配布		6月下旬		有	随時
千葉県	白井市	教育委員会教育部学校教育課	047-492-1111	http://city.shiroi.chiba.jp/	○	○		○							その他	前年度からの継続については4月、新規については5月初旬	有	申請は毎月末まで、申請月の翌月初旬認定。申請は1月末まで。	
千葉県	富里市	千葉県富里市教育委員会学校教育課	0476-93-7658	http://www.city.tomisato.lg.jp/	○	○		○	○	○						4月		有	随時
千葉県	南房総市	教育委員会事務局 子ども教育課	0470-46-2966	http://www.city.minamiboso.chiba.jp		○				○						6月下旬		有	随時
千葉県	匝瑺市	匝瑺市教育委員会 学校教育課学務班	0479(73)0094	http://www.city.sosa.lg.jp	○					○			○	入学通知と併せて制度のお知らせを郵送、各学校を介して保護者へ制度のお知らせを配布		5月初旬		有	随時
千葉県	香取市	教育委員会学校教育課	0478-50-1239	http://www.city.katori.lg.jp/	○	○		○	○	○			○	周知文書を入学説明会時及び通年用として、9月、2月を目安に学校を通して配付		5月初旬		有	申請月の翌月1日
千葉県	山武市	教育部 学校教育課	0475-80-1442	http://www.city.sammu.lg.jp/site/kyouikuikai/syugaku-enjo.html	○								○	学校だよりに掲載	その他	前年度3月及び当該年度4月	有	随時	
千葉県	いすみ市	いすみ市教育委員会 学校教育課	0470-62-3621	http://www.city.isumi.lg.jp/						○						4月		有	随時
千葉県	大網白里市	大網白里市教育委員会管理課	0475-70-0372	http://www.city.oamishirasato.lg.jp/	○			○						各学校発行の「学校だより」に掲載、子育てサポートブック(子育て施策の案内冊子)に掲載		5月下旬		有	随時
千葉県	酒々井町	学校教育課	043-496-1171	http://www.town.shisui.chiba.jp/	○		○						○	各小・中学校の学校だより		5月初旬		有	随時
千葉県	栄町	栄町教育委員会学校教育課	0476-33-7717						○				○	新入生については、各学校の入学説明会時に資料配布及び制度内容の説明を実施。在校生は、毎年2月に申請書を配布。		4月		有	申請月(認定月)の翌月から
千葉県	神崎町	神崎町教育委員会	0478-72-1601	http://www.town.kozaki.chiba.jp/	○		○		○							6月中旬		有	毎月初め、随時受け付け、追加認定は1月末申請までとする。
千葉県	多古町	多古町教育委員会学校教育課	0479-76-5411	http://www.town.tako.chiba.jp/	○				○				○	入学説明会時に委員会より説明	その他	7月上旬		有	随時。申請月の翌月(最終申請2月末日)
千葉県	東庄町	東庄町教育委員会教育課	0478-86-2311										○	町のウェブサイトにて制度掲載 https://www.town.tohnosho.chiba.jp/		5月初旬		有	随時
千葉県	九十九里町	九十九里町教育委員会事務局 学校教育係	0475-70-3191	http://www.town.kujukuri.chiba.jp/0000000034.html	○			○	○							4月		有	毎月初め、随時。
千葉県	芝山町	芝山町教育委員会 教育課 学校教育係	0479-77-1861	http://www.town.shibayama.lg.jp/0000000095.html	○											6月中旬		有	随時
千葉県	横芝光町	横芝光町教育委員会 教育課	0479-84-4116	http://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp/kurashi/kyouiku/01.html					○	○						4月		有	7月以降に申請があった場合は随時認定手続き
千葉県	一宮町	一宮町教育委員会 教育課	0475-42-4574	http://ichinomiya-be.com/index.php?key=ioavpl1ta-36	○				○				○			4月		有	認可条件を満たせば随時認定。ただし、月割りによる支給となる経費もある。

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)でケに○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期			
千葉県	睦沢町	教育課	0475-44-2509	http://www.town.mutsuzawa.chiba.jp/kurashi/kodomo/syugakuenjo.html	○												4月		有	随時
千葉県	長生村	学校教育課	0475-32-2117	http://www.vill.chosei.chiba.jp/index.html/	○			○		○							4月		有	随時
千葉県	白子町	教育課	0475-33-2144	http://www.town.shirako.lg.jp/0000000509.html	○	○											4月		有	随時
千葉県	長柄町	教育課学校教育班	0475-35-2437	http://www.town.nagara.chiba.jp/guide/education/school/ht.html	○	○											4月		有	必要に応じ、随時
千葉県	長南町	学校教育課	0475-46-3398	http://www.chonan-machi.jp/kosodate/318/	○	○		○		○	○						4月		有	12月まで申請
千葉県	大多喜町	大多喜町教育委員会教育課	0470-82-3010	http://www.town.otaki.chiba.jp/	○			○	○	○	○						5月中旬		有	随時。申請日の翌月1日を認定日とする。追加認定は2月末申請分まで。
千葉県	御宿町	教育課	0470-68-2514							○			○	相談があった場合、教育委員会・学校窓口制度を紹介。			5月中旬		有	申請があった日の翌月1日
千葉県	鑑南町	教育課 教育総務室	0470-55-2120										○				4月		有	随時
千葉県	布施学校組合	教育課	0470-68-2514							○			○	相談があった場合、教育委員会・学校窓口制度を紹介。			5月中旬		有	申請があった日の翌月1日
東京都	千代田区	教育委員会事務局子ども部学務課	03-5211-4284	http://www.city.chiyoda.jp/koho/kosodate/teate/shugaku.html	○	○			○								その他	7月上旬	有	申請日の属する月の1日
東京都	中央区	教育委員会事務局学務課学事係	03-3546-5513	http://cms.city.chuo.lg.jp/kosodate/gakkokyouiku/nyugaku/syugakuenzyo.html	○			○	○	○							その他	7月	有	毎月下旬頃
東京都	港区	港区教育委員会事務局学務課学校運営支援係	03-3578-2111	http://www.city.minato.tokyo.jp	○	○		○	○	○							その他	7月上旬	有	随時(2月末まで)
東京都	新宿区	教育委員会事務局学校運営課学校運営支援係	03-5273-3089	https://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/file04.04.00005.html	○	○		○	○	○		○					6月中旬		有	各月末
東京都	文京区	教育委員会教育推進部学務課学事係	5803-1295	http://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/gakko/aid/enjo.html	○	○		○	○	○							6月中旬		有	7月以降毎月初め
東京都	台東区	教育委員会 学務課学事係	03-5246-1111(内線4241)	http://www.city.taitei.lg.jp/index/kurashi/kyoiku/curitsushocyyugakko/syugakuenjoseido.html	○	○		○	○				○	事務説明会を実施			7月上旬		有	随時
東京都	墨田区	教育委員会事務局 学務課 事務担当	03-5608-6303	http://www.city.sumida.lg.jp/	○	○		○	○								6月下旬~7月上旬		有	追加申請受理後随時
東京都	江東区	教育委員会事務局 学務課 学事係	03-3647-9174	https://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/gakko/6152/6154.html	○	○		○	○	○							その他	7月上旬	有	8月下旬、その後は随時。
東京都	品川区	教育委員会事務局学務課学事係	03-5742-6828(直通)	http://city.shinagawa.tokyo.jp/	○	○		○	○	○		○					6月中旬		有	毎月月上旬に随時。追加認定は2/5申請分までとする。
東京都	目黒区	教育委員会事務局学校運営課学事係	03-5722-9304	http://www.city.meguro.tokyo.jp/smph/kurashi/gakko/gakko.josei/shugakuenjo/gimu.html	○	○		○	○	○							5月初旬		有	毎月1日(1日が土日祝日の場合は、翌営業日)(最後の認定は翌年の3月1日)
東京都	大田区	教育委員会事務局教育総務課学務課学事係	03-5744-1429	http://cms/seikatsu/kodomo/kyoiku/gakko/syugaku_enjo/index.html	○			○	○								7月上旬		有	7月~3月末
東京都	世田谷区	教育委員会事務局学務課	03-5432-2686	http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/134/527/d00125518.html	○	○			○								6月下旬		有	毎月
東京都	渋谷区	学務課学事係	03-3463-2986	http://www.city.shibuya.tokyo.jp/edu/	○			○	○	○							6月中旬		有	8月以降、毎月下旬

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)でケに○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期			
東京都	中野区	学校教育分野	03-3228-5459	http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/	○	○		○	○	○							6月中旬		有	申請月の初日
東京都	杉並区	杉並区教育委員会事務局学務課就学奨励担当	03(3312)2111内線1626	http://www.kyoiiku.city.suginami.tokyo.jp/school/syugaku.html	○	○	○	○	○	○							6月下旬		有	随時
東京都	豊島区	豊島区教育委員会事務局 教育部学務課	03-3981-1174	http://www.city.toshima.lg.jp/353/kosodate/gakko/teate/005900.html	○	○		○	○								6月下旬		有	毎月初め、随時。追加認定は2月申請まで。
東京都	北区	北区教育委員会事務局学校支援課学事係	03-3908-1541	http://www.city.kita.tokyo.jp/	○	○		○	○								6月下旬		有	随時
東京都	荒川区	荒川区教育委員会事務局学務課学事第二係	3802-3111(3338)	http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/josei/shuugakuennijo.html	○	○		○	○	○							6月中旬		有	申請があった時に随時。通常、1月に1回くらい。
東京都	板橋区	板橋区教育委員会事務局学務課	03-3579-2611	http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/000/000391.html	○	○	○	○	○	○			○	年度途中の転入生には転入時に就学援助制度の書類を配付(学校対応)			6月下旬		有	随時
東京都	練馬区	練馬区教育委員会事務局教育振興部学務課管理係	03-5984-5643	http://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/enjo/enjo.html	○	○		○	○	○							6月下旬		有	随時
東京都	足立区	足立区教育委員会学務課助成係	03-3880-5977	http://www.city.adachi.tokyo.jp/gakumu/k-kyoiku/shochu/tetsuzuki-shugaku.html	○	○		○	○	○							6月中旬		有	随時認定
東京都	葛飾区	葛飾区教育委員会学務課学事係	03-5654-8457	http://www.city.katsushika.lg.jp/27/8983/002141.html	○	○		○	○	○							6月中旬		有	7、8、10、12月初旬、2月上旬、下旬、3月上旬及び随時
東京都	江戸川区	教育委員会事務局学務課学事係	03-5662-1624	http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kyoiku/tetuduki/shugakuenjo.html	○	○			○	○	○						6月下旬		有	随時
東京都	八王子市	八王子市教育委員会学校教育部教育支援課	042-620-7339	http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kyoiku/47123/8188/index.html	○	○		○	○								6月下旬		有	原則毎週末、随時。追加認定は3月末申請までとする。
東京都	立川市	教育委員会 学務課 学務保健係	042-523-2111	http://www.city.tachikawa.lg.jp/gakumu/kosodate/kyoiku/iinkai/gakko/enjo/h26shugaku.html	○	○	○	○	○	○							6月中旬		有	毎月20日締め、月初めに随時認定
東京都	武蔵野市	武蔵野市教育委員会教育支援課	0422-60-1900	http://www.city.musashino.lg.jp/sho_chugakko/shugakuenjo/004196.html	○	○		○	○	○							6月下旬		有	随時
東京都	三鷹市	三鷹市教育委員会 学務課学務係	0422-45-1151(内線3234)	http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_service/001/001152.html	○	○	○	○	○	○							6月下旬		有	随時追加認定可能。最終的な認定可能時期は3月初旬まで。
東京都	青梅市	教育部教育総務課学務係	0428-22-1111(内線2356)	http://www.ome-ky.ed.jp/s_kanri/syugaku_josei.html	○	○		○	○								6月下旬		有	随時
東京都	府中市	教育部学務保健課	042-335-4436			○		○	○								その他	7月上旬	有	随時
東京都	昭島市	昭島市教育委員会学校教育部指導課学務係	042-544-5111 内線2244	http://www.city.akishima.lg.jp/	○	○	○	○	○								6月中旬		有	申請を受理した月の翌月の初め、随時。5月の申請者は6月下旬。追加認定は2月末申請までとする。
東京都	調布市	調布市教育委員会学務課	042-481-7474	http://www.city.chofu.tokyo.jp/www/contents/1176118987493/index.html	○	○	○	○	○								6月下旬		有	毎月、2月末申請まで

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期			
東京都	町田市	町田市教育委員会学校教育部学務課	042-724-2176	http://www.city.machida.tokyo.jp/kodomo/sodan/enjoy/enjoy01.html	○	○		○	○								6月下旬		有	月末に追加の申請書を締切。翌月に認定処理を行います。(5月から翌年2月末提出分まで対象)
東京都	小金井市	教育委員会学校教育部学務課	042-387-9874	http://www.city.koganei.lg.jp/kakuka/kyouikubu/gakumuka/info/D08020110408.html	○	○		○	○								6月下旬		有	随時
東京都	小平市	学務課	042-346-9570	http://www.city.kodaira.lg.jp/	○	○	○	○	○				○	新入学説明会で案内文書を送付			5月下旬		有	随時・4月～2月
東京都	日野市	日野市役所教育委員会庶務課	042-585-1111	http://www.city.hino.lg.jp/	○	○		○	○								5月下旬		有	各月中旬
東京都	東村山市	教育部学務課	042-393-5111	https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp	○	○		○	○	○			○	庁舎内に案内を掲示。		その他	7月下旬を目途		有	当初認定後毎月
東京都	国分寺市	教育委員会教育部学務課	042-574-4042	http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1008604/gakkou/1001214.html	○	○	○	○	○	○							6月下旬		有	追加で申請があれば随時認定を行う。
東京都	国立市	国立市教育委員会事務局教育総務課	042-576-2111	http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/gakko/4034/001273.html	○	○		○	○	○			○	SNS	その他	7月下旬		有	申請月の翌月	
東京都	福生市	福生市教育委員会教育部 教育支援課 学務係	042-551-1948	http://www.city.fussa.tokyo.jp/index.html	○				○								6月下旬		有	年間を通じて随時申請を受け付けているため、申請書が提出され次第審査している。
東京都	狛江市	狛江市教育委員会 教育部 学校教育課	03-3430-1111 内線2323	http://www.city.komae.tokyo.jp/index.cfm/11,71274,99,229.html	○	○		○	○							その他	7月下旬		有	随時
東京都	東大和市	学校教育部学校教育課	042-563-2111	http://www.city.higashiyamato.lg.jp/index.cfm/33,1018,347,612.html	○	○		○	○				○	就学時健康診断において、制度の概要を記載した案内文を配布し、口頭で説明している。			5月中旬		有	申請日の翌月の中旬、随時認定。追加認定は年度末申請まで。
東京都	清瀬市	清瀬市教育委員会教育総務課学務係	042-495-3940	http://www.kiyose.ed.jp/	○			○	○	○						その他	7月中旬		有	随時認定
東京都	東久留米市	教育部学務課学事係	042-470-7779	http://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/kyoiku/shogakukin/1001834.html	○	○		○	○								6月下旬		有	月ごとに集計し認定作業を行う。
東京都	武蔵村山市	武蔵村山市教育委員会 教育部教育総務課	042-565-1111(内線422)	http://www.city.musashimurayama.lg.jp/kyoiku/9708/009595.html	○	○	○		○								6月下旬		有	申請日の翌月初旬
東京都	多摩市	教育部学校支援課	042-338-6875	http://www.city.tama.lg.jp/kosodate/40/002102.html	○			○	○							その他	7月下旬		有	8月から毎月月上旬
東京都	稲城市	教育部学務課学務係	042-378-2111	http://192.168.60.120/kosodate/index.html	○	○	○	○	○	○							6月下旬		有	毎月15日が締切日
東京都	羽村市	羽村市教育委員会生涯学習部学校教育課	042-555-1111	http://www.city.hamura.tokyo.jp/0000000742.html	○	○		○	○	○						その他	7月中		有	随時。最終認定は3月申請まで
東京都	あきる野市	教育部 教育総務課 学務係	042-558-2412(直通)	http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000001751.html	○	○		○	○	○						その他	7月初旬		有	随時、申請月に基づいて認定
東京都	西東京市	西東京市教育部教育企画課学務係	042-438-4071	http://www.city.nishitokyo.lg.jp		○	○	○	○	○							6月下旬		有	随時受付。
東京都	瑞穂町	瑞穂町教育委員会教育部教育課	042-557-6683	http://www.town.mizuho.tokyo.jp/		○		○	○								6月下旬		有	随時
東京都	日の出町	学校教育課	042-597-0511	http://www.town.hinode.tokyo.jp/	○	○		○	○	○							6月下旬		有	随時
東京都	檜原村	教育課 学校教育係	042-598-1011					○	○								5月下旬		有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法											2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)											(2) (1)で○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】	当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期			
東京都	奥多摩町	奥多摩町教育委員会 教育課	0428-83-2246	http://www.town.okutama.tokyo.jp/	○			○	○	○								5月下旬		有	対象者から申請があった後、就学援助費支給対象者審査会を行い、その後直近の教育委員会定例会にて最終的に認定される。
東京都	大島町	大島町教育委員会 教育文化課 学校教育係	04992-2-1453		○				○									4月		有	随時受付対応し、申請日の翌月から認定とする。
東京都	利島村	利島村教育委員会	04992-9-0331										○	個別にて対応。		その他	10月上旬		有	当該年度随時	
東京都	新島村	新島村教育委員会	04992-5-0203	http://www.nijima.com/kyoiku/	○	○											4月		有	6月	
東京都	神津島村	神津島村教育委員会	04992-8-1222	http://vill.kouzushima.tokyo.jp/kyoiku/	○											その他	10月ごろ		無		
東京都	三宅村	東京都三宅島三宅村教育委員会 学校教育係	04994-5-0952											○	全児童生徒保護者へ案内の書面を送付。	その他	7月中旬		無		
東京都	御蔵島村	御蔵島村教育委員会	04994-8-2121											○	全ての児童・生徒に対して、学用品の支給及び給食費の負担を実施している。現時点では、それ以上の援助については行っていない。	その他			無	別の支援を実施	
東京都	八丈町	八丈町教育委員会教育課庶務係	04666-2-7071	http://www.town.hachijo.tokyo.jp/kakuka/kyoiku/kyoiku-top.htm				○	○							その他	4、5月開催の教育委員会定例会時	有	各月開催の教育委員会定例会時		
東京都	青ヶ島村	教育委員会事務局	04996-9-0201											○	該当保護者へ直接案内(書類・電話)	その他	上記に同じ		有	追加認定後1カ月以内	
東京都	小笠原村	小笠原村教育委員会事務局 教育課	04998-2-3117			○			○								6月中旬		有	随時	
神奈川県	横浜市	横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課	045-671-3270	http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/soudan/soudan1000-shugakuenjo.html	○	○		○	○	○						その他	7月中旬		有	9月以降月1回程度	
神奈川県	川崎市	教育委員会事務局総務部学事課	044-200-3736	http://www.city.kawasaki.jp/880/category/12-4-0-0-0-0-0-0.html	○	○		○	○	○	○						6月中旬		有	随時、3月末まで受付。	
神奈川県	相模原市	教育委員会 学務課 就学支援班	042-769-9262	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/12407/000237.html	○	○	○	○	○	○			○	福祉事務所、こども家庭相談課などの関連課にお知らせを配布。	その他	7月上旬		有	随時		
神奈川県	横浜須賀野市	学校教育支援教育課	046-822-8480	http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/8320/index.html	○	○		○	○	○	○					4月		有	随時		
神奈川県	平塚市	学校教育部教育総務課学務担当	0463-35-8118	http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/k-soumu/enjo.htm	○	○		○	○	○			○	教職員向けに就学援助の手引きを配布		5月中旬		有	毎月初め、随時。1月末申請まで。		
神奈川県	鎌倉市	鎌倉市教育委員会 教育部 学務課学務担当	0467-61-3796, 3798	https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gakumu/gaku5.html	○	○		○		○						6月中旬		有	追加認定は毎月・翌年1月末まで受付		
神奈川県	藤沢市	教育部 学務保健課	0466-50-3558	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/	○	○		○	○	○	○					その他	7月中旬		有	1月末日まで申請可	
神奈川県	小田原市	小田原市教育委員会教育指導課学事係	0465-33-1682	http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/education/assistance/syugaku/shugakuenjo.html	○	○		○								その他	7月下旬		有	随時。追加認定は1月末日申請まで。	
神奈川県	茅ヶ崎市	教育委員会教育総務部学務課	0467-82-1111	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kyoiku/shogakko/1005140.html	○	○			○	○	○		○	新入学児童生徒へ、入学前の保護者説明会の際に申請書等を配布		6月初旬		有	毎月15日を締め日として実施し、2月末まで申請を受ける		
神奈川県	逗子市	逗子市教育委員会 学校教育課	046-873-1111	http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/gakkou/page-17.html	○	○		○		○				入学説明会で制度の説明を実施し、学級、学年だより等に制度を記載		6月下旬		有	中学校給食代理給付を4月から希望している世帯には2月中旬に認定 通年(認定されれば、申請日が認定開始日)		

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認	その他	当該年度・追加認定の時期				
神奈川県	三浦市	三浦市教育委員会 学校教育課	046-882-1111 内線409	http://www.city.miura.kanagawa.jp/gakkou/shugaku_enjo.html	○	○		○	○								6月下旬		有	申請を受けた翌月上旬。追加認定は2月末申請までとする。
神奈川県	秦野市	学校教育課	0463-84-2785	http://www.city.hadano.kanagawa.jp/index.html	○	○		○		○	○						4月		有	6月から2月まで
神奈川県	厚木市	厚木市教育委員会学校教育課学務係	046-225-2650	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/	○	○	○	○	○	○							その他	7月下旬	有	随時
神奈川県	大和市	大和市教育委員会 教育部 学校教育課	046-260-5208	http://www.city.yamato.lg.jp/web/kyoiku/enjo.html	○	○	○	○	○								6月中旬		有	随時(当該年度1月末まで)
神奈川県	伊勢原市	伊勢原市教育委員会 学校教育課	0463-94-4711 内線5123	http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2012022700026/	○	○		○	○								6月下旬		有	随時、6月から3月まで
神奈川県	海老名市	海老名市教育委員会 学校教育課	046-235-4918	http://www.city.ebina.kanagawa.jp/www/contents/1108011447979/	○	○	○		○	○							6月下旬		有	随時。
神奈川県	座間市	学校教育課 学務係	046-252-8739	http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1191218477668/index.html	○	○		○	○								その他	7月下旬	有	随時
神奈川県	南足柄市	教育委員会 教育総務課 教育総務班	0465-73-8034	http://www.city.minamishigara.kanagawa.jp/kurashi/kosodate/gakko/shugaku_enjo.html	○		○	○	○	○	○	○					6月下旬		有	随時
神奈川県	綾瀬市	教育総務部学校教育課学務担当	0467-70-5654	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/	○	○		○	○	○							6月下旬		有	随時
神奈川県	葉山町	教育委員会 学校教育課	046-876-1111(内線7222)	http://www.town.hayama.lg.jp/index.html	○				○	○							その他	7月上旬	有	随時。申請のあった月から認定。
神奈川県	寒川町	教育委員会学校教育課	(0467)74-1111 内線524	http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/kurashi/yochien/syoutyu.gakkou/1362454337040.html	○	○		○		○							6月初旬		有	6月から翌年3月までの毎月15日締切で、認定日は原則1日(例:申請日が6/16~7/15の認定日は原則7/1)。ただし、申請日が7/16~8/15の認定日は原則9/1。
神奈川県	大磯町	教育委員会教育部	0463-61-4100	http://www.town.oiso.kanagawa.jp/kosodate/school/1359349428922.html	○		○	○									6月中旬		有	随時
神奈川県	二宮町	教育委員会 教育総務課	0463-73-4050	http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/index.html	○	○	○	○	○	○							6月下旬		有	随時(毎月)
神奈川県	中井町	中井町教育委員会教育課学校教育班	0465-81-3906	http://www.town.nakai.kanagawa.jp/		○			○	○							6月下旬		有	随時認定を行っている。
神奈川県	大井町	大井町教育委員会教育総務課	0465-85-5015	http://www.town.oi.kanagawa.jp/kurashi/gakou/hojyo.html	○	○		○									その他	8月上旬	有	随時。追加認定は2月末申請までとする。
神奈川県	松田町	教育委員会 教育課	0465-83-7023	https://town.matsuda.kanagawa.jp/soshiki/12/gakko-kyoiku.html#enjo	○				○	○							6月下旬		有	申請を受けてから直近の定例教育委員会(毎月下旬)にかけ、翌月から認定とする。(2月の定例教育委員会までが最終的に認定可能な期間となる。)
神奈川県	山北町	学校教育課教育班	0465-75-3648	http://www.town.yamakitakawagawa.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=506&frmCd=1-10-3-3-0	○	○							○	学校を通じて該当と思われる児童・生徒の保護者に申請書を配付。			その他	7月下旬から8月上旬	有	当該年度の1月から2月
神奈川県	開成町	教育総務課	0465-82-5221	http://www.town.kaisei.kanagawa.jp/forms/info/info.aspx?infoId=2501					○	○							その他	8月初旬	有	随時
神奈川県	箱根町	教育委員会学校教育課学校教育係	0460-85-7600	http://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm?/0,0,1,142.html	○		○	○	○	○							その他	7月頃	有	随時(当該年度1月末日まで)
神奈川県	真鶴町	教育課 学校教育係	0465-68-1131(内434)		○	○	○										6月中旬		有	時期は定めていない。
神奈川県	湯河原町	教育部 学校教育課	0465-62-1100	http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/index.php	○	○		○	○								6月下旬		有	随時
神奈川県	愛川町	教育委員会教育総務課学校教育班	046-285-6957	http://www.town.aikawa.kanagawa.jp	○		○	○	○	○							その他	7月上旬	有	申請書を受理した場合に随時行う。
神奈川県	清川村	教育委員会事務局学校教育係	046-288-1215	http://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/guide/kyoiku/primary/junior/shougaku.html						○							6月下旬		有	随時
新潟県	新潟市	教育委員会学務課学務係	025-226-3166	https://www.city.niigata.lg.jp/	○	○	○	○	○	○	○						その他	7月下旬	有	5月から3月まで随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法											2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法 (複数回答)											(2) (1) で○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期				
新潟県	長岡市	教育委員会 学務課	0258-39-2239	長岡市 (http://www.city.nagaoka.niigata.jp)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	その他	7月下旬	有	追加認定は2月末申請まで随時受付。申請月の翌1日認定。
新潟県	三条市	教育委員会 小中一貫教育推進課	0256-45-1112	http://www.city.sanjo.niigata.jp/gakkyou/page00009.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	6月下旬		有	申請書を受理した月の翌月初日認定。追加認定は2月末申請までとする。	
新潟県	柏崎市	柏崎市教育委員会 学校教育課	0257-21-2366	http://www.city.kashiwazaki.lg.jp/index.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	6月下旬		有	追加認定は、当該年度3月15日までとする。		
新潟県	新発田市	新発田市教育委員会 学校教育課	0254-22-9532	http://www.city.shibata.niigata.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2月頃、翌年度分の就学援助制度の書類を学校を通じて配付	6月下旬		有	随時	
新潟県	小千谷市	小千谷市役所学校教育課学事係	0258-83-3519	http://www.city.ojiva.niigata.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		その他	7月下旬	有	随時	
新潟県	加茂市	学校教育課	0256-52-0080	http://www.city.kamo.niigata.jp/index.htm	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		6月初旬		有	随時	
新潟県	十日町市	十日町市教育委員会教育総務課庶務係	025-757-3118	http://www.city.tokamachi.lg.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		4月		有	申請月から認定、追加認定は2月末申請まで	
新潟県	見附市	見附市教育委員会 学校教育課	0258-62-1700(内線431)	http://www.city.mitsuke.niigata.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		5月中旬		有	通年随時	
新潟県	村上市	村上市教育委員会学校教育課	0254-72-6882	http://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/75/syuuugaku-ennjyo.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		6月中旬		有	申請書が提出された翌月1日付けで認定。追加認定は2月末申請までとする。	
新潟県	燕市	教育委員会学校教育課	0256-77-8211	http://www.city.tsubame.niigata.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		6月下旬		有	申請の翌月初め認定。	
新潟県	糸魚川市	糸魚川市教育委員会こども教育課	025-552-1511	http://www.city.itogawa.lg.jp/dd.aspx?menuid=5522	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		6月下旬		有	10月頃。その他は申請があった都度の認定。	
新潟県	妙高市	こども教育課	0255-74-0037	http://www.city.myoko.niigata.jp/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		6月下旬		有	随時	
新潟県	五泉市	教育委員会学校教育課	0250-43-3911	info@city.gosen.lg.jp	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		その他	7月初旬	有	申請があれば随時認定	
新潟県	上越市	上越市教育委員会 学校教育課	025-545-9244	http://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/j-gaku/lifeguide-513.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	学期ごとに市内全学校の児童生徒へ制度案内を配付	その他	7月	有	当初認定後、概ね月1回	
新潟県	阿賀野市	学校教育課	0250-62-2790	www.city.agano.niigata.jp	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		6月下旬		有	申請月	
新潟県	佐渡市	佐渡市教育委員会 学校教育課	0259-23-4898	http://www.city.sado.niigata.jp/sadokyouhp/gakkou.htm	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	全児童生徒保護者の申請希望を把握するため、様式を改めた。	その他	7月下旬	有	随時	
新潟県	魚沼市	魚沼市教育委員会 学校教育課	025-794-6072	http://www.city.uonuma.niigata.jp	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		6月下旬		有	随時	
新潟県	南魚沼市	南魚沼市教育委員会学校教育課	025-777-3118	http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/site/gakkoukyouiku/shugaku-enjyo260401.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		6月下旬		有	毎月追加受付(2月まで)	
新潟県	胎内市	学校教育課	0254-47-2711	http://www.city.tainai.niigata.jp/kurashi/kyoiku/kyoiku/gakko/syuuugakuenjo.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		5月下旬		有	随時	
新潟県	聖籠町	聖籠町教育委員会 子ども教育課	0254-27-2111	聖籠町ホームページ(http://10.107.0.4/town_hp/index.htm)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		その他	7月下旬	有	10月下旬	
新潟県	弥彦村	教育課 庶務・学校教育係	0256-94-1021	http://www.vill.yahiko.niigata.jp	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		5月初旬		有	毎月月上旬	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)								(2) (1)でケに○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・追加認定の時期	当該年度・追加認定の時期	
新潟県	田上町	田上町教育委員会学校教育係	0256-57-6114			○									5月下旬		有	申請があり次第随時定例教育委員会にて審査
新潟県	阿賀町	阿賀町教育委員会 学校教育課	0254-92-2561	http://www.town.aga.niigata.jp/gyousei/children/kosodate_guide/page6.html		○			○	○					4月		有	申請書を受付後、直近で開催する教育委員会の月。追加認定は3月末申請まで。
新潟県	出雲崎町	出雲崎町教育委員会 庶務学校教育係	0258-78-2250	http://www.town.izumozaki.niigata.jp/index.html	○			○	○						4月		有	就学援助申請書提出日の属する月の翌月の初日。
新潟県	湯沢町	湯沢町教育委員会教育課	025-784-2211	http://kosodate.town.yuzawa.lg.jp/support/nyuenzyoshei/syugaku_enjoy.html	○	○		○	○					その他	6月~7月の下旬		有	毎月下旬
新潟県	津南町	子育て教育班	025-765-3118	http://www.town.tsunan.niigata.jp/site/kyoiku/	○		○		○						4月		有	随時
新潟県	刈羽村	教育委員会 教育課	0257-45-3933	http://www.vill.kariwa.niigata.jp/	○				○	○					6月下旬		有	随時
新潟県	関川村	関川村教育委員会 教育課	0254-64-1491	http://www.vill.sekikawa.niigata.jp/			○	○	○						5月下旬		有	随時(申請書受理日の翌月初日が認定日)
新潟県	粟島浦村	粟島浦村教育委員会	0254-55-2114									○	粟島浦村では就学援助制度はありません。	その他	随時		無	
富山県	富山市	富山市教育委員会事務局 学校教育課学務係	076-443-2134	http://www.city.toyama.toyama.jp/kyoikuiikai/gakkokyoikuka/gakuyohinnadonoenjo.html	○	○		○	○					その他	7月上旬		有	2学期受付分は12月上旬、3学期受付分は3月上旬
富山県	高岡市	高岡市教育委員会 学校教育課	0766-20-1451	http://www.city.takaoka.toyama.jp/school/kosodate/shugaku/enjo.html	○	○	○	○							5月中旬		有	申請のあった月の翌月1日に認定。
富山県	魚津市	魚津市教育委員会学校教育課	0765-23-1044	http://www.city.uozu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=90	○	○		○	○						6月初旬		有	随時(2月申請まで)
富山県	氷見市	教育委員会事務局学校教育課	(0766)74-8213	http://www.city.himi.toyama.jp	○	○		○	○	○					6月下旬		有	随時(受付月の翌月認定)
富山県	滑川市	滑川市教育委員会 学務課	076-475-2111	http://www.city.namerikawa.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=2522	○			○	○						6月下旬		有	申請があった月の翌月
富山県	黒部市	黒部市教育委員会事務局学校教育課	0765-54-2111					○	○						6月初旬		有	随時
富山県	砺波市	教育委員会 教育総務課	0763-82-1903	http://www.city.tonami.toyama.jp	○			○	○	○					6月中旬		有	随時(当初の認定以後、2月末まで)
富山県	小矢部市	小矢部市教育委員会 教育総務課	0766-67-1760					○	○						6月下旬		有	申請があったとき
富山県	南砺市	南砺市教育委員会教育部教育総務課	0763-23-2012							○					6月下旬		有	随時
富山県	射水市	射水市教育委員会学校教育課	0766-51-6635	http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=746	○			○	○					その他	7月初旬		有	申請があった日の翌月1日
富山県	舟橋村	教育委員会	076-464-1121	http://www.vill.funahashi.toyama.jp/living_guide_new/case04.html	○					○					6月下旬		有	随時
富山県	上市町	上市町教育委員会事務局 学校教育班	076-472-1111 内線(343)	k.gakkou@town.kamiichi.toyama.jp	○			○	○						6月下旬		有	随時
富山県	立山町	立山町教育委員会 教育課 学校教育係	076-462-9981	http://www.town.tateyama.toyama.jp/pub/guide/svGuideDtl.aspx?servno=214				○	○						6月下旬		有	随時受付。月1回認定審査。
富山県	入善町	入善町教育委員会 教育委員会事務局 学校教育係	0765-72-1100	https://www.town.nyuzen.toyama.jp/gakko/kyoiku/shugakuenjo/index.html/	○	○		○	○	○					5月下旬		有	随時(2月申請まで)
富山県	朝日町	教育委員会事務局	0765-83-1100	http://www.town.asahi.toyama.jp/index.php?u=kurasi/kodomo/gakuyouhin.html	○	○		○	○			○	就学時健診の際に保護者へ制度の書類を配布	その他	6月中旬		無	
石川県	金沢市	教育委員会学校教育部教育総務課	(076)220-2477	http://www4.city.kanazawa.lg.jp	○	○		○	○				新入児童健康診断開始時に、制度周知のチラシを配布	その他	7月上旬		有	毎月(2月まで)

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法											2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)											(2) (1)で○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】	当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期			
石川県	七尾市	学校教育課	0767-53-8435	http://www.city.nanao.lg.jp/	○													6月初旬		有	申請のあった翌月1日(ただし申請は12月まで受付)
石川県	小松市	教育委員会事務局 学校教育課	0761-24-8122	http://www.city.komatsu.lg.jp/8465.htm#erje	○	○	○	○	○									4月		有	毎月初め
石川県	輪島市	輪島市教育委員会 学校教育課	0768-23-1171	http://www.city.wajima.ishikawa.jp/docs/2013032700129/	○	○		○	○									5月初旬		有	随時
石川県	珠洲市	教育委員会事務局 学校教育係	0768-82-7816						○	○				入学前の学校説明会の際に制度案内を配付				5月下旬		有	随時
石川県	加賀市	学校指導課	0761-72-7975	http://www.kaga.ed.jp/shidou4.html	○			○	○	○								5月中旬		有	各月初日
石川県	羽咋市	学校教育課	0767-22-7131	http://www.city.hakui.ishikawa.jp/sypher/www/index.jsp	○	○		○		○								6月中旬		有	毎月初め、随時。
石川県	かほく市	教育委員会 学校教育課	076-283-7136			○		○	○	○								6月中旬		有	随時(申請の翌月から追加認定)
石川県	白山市	教育委員会事務局学校教育課	076-274-9571	http://www.city.hakusan.ishikawa.jp/kyoiku/gakkoukyoiku/syuugakuenjyo.html	○	○		○	○									6月中旬		有	申請書提出月の翌日より認定。2月末申請までとする。
石川県	能美市	能美市教育委員会学校教育課	0761-58-2271	http://www.city.nomi.ishikawa.jp/	○	○		○		○				当該年度の認定者には、3月に次年度の案内文を教育委員会から郵送				5月初旬		有	随時
石川県	野々市市	教育文化総務課	076-227-6113	http://www.city.nonoichi.lg.jp/kyoikusomu/shugakuenjyoh.html	○	○		○	○	○							その他	7月中旬	有	申請を受付次第順次	
石川県	川北町	川北町教育委員会 学校教育課	076-277-1111											周知していない。				6月中旬		有	申請を受付次第順次
石川県	津幡町	津幡町教育委員会学校教育課	076-288-6700	http://www.town.tsubata.ishikawa.jp/soshiki/gakkoukyoiku/shochu_syuugakuenjyo.html	○		○	○	○									6月下旬		有	毎月下旬に随時。追加認定は1月末申請までとする。
石川県	内灘町	教育部 学校教育課	076-286-6717	http://www.town.uchinada.lg.jp/webapps/www/index.jsp	○			○	○			○						6月下旬		有	毎月初日
石川県	志賀町	学校教育課	0767-32-9360	http://www.town.shika.lg.jp	○		○	○	○									6月下旬		有	随時
石川県	宝達志水町	学校教育課	0767-29-8300	http://www.hodatsushimizu.jp/	○			○										5月初旬		有	申請があれば随時。
石川県	中能登町	教育文化課	0767-76-2808			○	○		○									6月中旬		有	毎月中旬。追加認定は3月中旬(2月申請分)まで
石川県	穴水町	穴水町教育委員会事務局	(0768)52-3710				○	○	○	○			○					6月下旬		有	随時
石川県	能登町	教育委員会事務局	0768-72-2509			○		○	○	○								6月初旬		有	随時
福井県	福井市	福井市教育委員会事務局 学校教育課	0776-20-5350	http://www.city.fukui.lg.jp/kyoiku/school/school/syugakuenjyo.html	○	○								就学時健康診断の際に、学校でチラシを配布				6月下旬		有	毎月初め
福井県	敦賀市	敦賀市教育政策課	0770-22-8150	http://www.city.tsuruganag.jp/about/city/cityrnm/facility/shiyakusho_shisetsu/kyoikuinkai/kyoikuseisakuka.html	○													6月中旬		有	随時、3月末まで
福井県	小浜市	小浜市教育委員会 教育総務課	0770-53-1111	http://www1.city.obama.fukui.jp/obm/edu/	○	○	○	○	○	○	○							5月初旬		有	随時
福井県	大野市	教育委員会 教育総務課	0779-66-1111 内線2807	http://www.city.ono.fukui.jp/page/kyoikusomu/syuugakuenjyo.html	○	○	○	○	○	○	○							5月下旬		有	6月～1月末
福井県	勝山市	教育部 教育総務課	0779-88-8111	http://www.city.katsuyama.fukui.jp/					○	○								6月下旬		有	随時
福井県	鯖江市	鯖江市教育委員会 学校教育課	0778-53-2253	http://www.city.sabae.fukui.jp/pageview.html?id=16645				○		○								6月下旬		有	追加認定は随時、2月末申請まで
福井県	あわら市	教育総務課	0776-73-8039	http://www.city.awara.lg.jp/	○			○	○									6月中旬		有	随時
福井県	越前市	教育振興課	0778-22-7452	www.city.ehizen.lg.jp	○	○		○	○	○								5月下旬		有	随時、受付
福井県	坂井市	坂井市教育委員会 学校教育課	0776-50-3161	http://www.city.fukui-sakai.lg.jp/shimin/09/003/p004850.html	○	○		○	○									5月下旬		有	随時 追加認定は3月申請まで
福井県	永平寺町	学校教育課	0776-61-3400	https://www.town.eiheiji.lg.jp/	○		○	○	○	○								4月		有	申請されると随時
福井県	池田町	池田町教育委員会	0778-44-8006	http://www.town.ikedafukui.jp/														6月中旬		有	直近の教育委員会にて

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等						
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)でケに○をした場合、その内容						
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期				
福井県	南越前町	教育委員会事務局	0778-47-8005	www.town.minamiechizen.lg.jp/						○								5月下旬		有	随時
福井県	越前町	越前町教育委員会 学校教育課	0778-34-8716	http://www.town.echizen.fukui.jp/		○		○		○								6月下旬		有	随時。最終は3月上旬。
福井県	美浜町	美浜町教育委員会事務局学校教育課	0770-32-6708							○	○			○				6月中旬		有	申請があったとき
福井県	高浜町	高浜町役場 教育委員会事務局	0770-72-7724	http://www.town.takahama.fukui.jp/		○	○		○									5月中旬		有	随時
福井県	おおい町	学校教育課	0770-77-1150					○	○									6月下旬		有	申請がある度その都度
福井県	若狭町	若狭町教育委員会事務局	0770-45-9114					○	○									6月中旬		有	申請のあった直近の教育委員会において認定
山梨県	甲府市	甲府市教育委員会 学事課 学事係	055-223-7322	http://www.city.kofu.yamanashi.jp/gakuji/kyoiku/kyoiku/shugaku/enjoseido.html	○	○	○	○	○	○				○				6月中旬		有	毎月初め、随時。追加認定は当該年度内であれば申請可能であるが、申請を受けつけた月からの認定となる。(愚及認定は認めない。)
山梨県	富士吉田市	富士吉田市教育委員会 学校教育課	0555-22-1111	http://web.fujinet.ed.jp	○		○	○	○									6月初旬		有	随時
山梨県	都留市	学校教育課	0554-43-1111(内線213)			○			○	○								4月		有	追加申請があれば随時追加の認定を行う
山梨県	山梨市	学校教育課	0553-22-1111	http://www.city.yamanashi.yamanashi.jp/citizen/guide/education/syugakusyorei.html	○		○			○								6月初旬		有	随時
山梨県	大月市	学校教育課	0554-23-8047	http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/kosodate/gakkou/enjo.html	○			○	○									4月		有	随時
山梨県	韮崎市	教育課 学校教育担当	0551-22-1111(内線264)	http://www.city.nirasaki.lg.jp/	○			○	○	○								6月中旬		有	追加で申請書の提出があれば、随時、認定する。
山梨県	南アルプス市	南アルプス市教育委員会	055-282-7777	www.city.minami-alps.yamanashi.jp	○					○	○							その他	7月	有	随時、申請のあった月から
山梨県	北杜市	北杜市教育委員会 教育総務課	0551-42-1371	http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/		○				○	○			○				その他	8月~9月	有	随時
山梨県	甲斐市	教育部学校教育課学事係	055-278-1696	http://www.city.kai.yamanashi.jp/	○					○	○							6月下旬		有	月1回の定例教育委員会
山梨県	笛吹市	教育委員会 学校教育課 学務担当	055-261-3337				○	○	○	○								6月中旬		有	随時申請受付後の翌月から認定
山梨県	上野原市	学校教育課 教育総務担当	0554-62-3408	http://www.city.uenohara.yamanashi.jp/gakkokyoiku/shugaku/enjo.html	○			○	○	○								5月下旬		有	随時申請してもらい、教育委員会定例会で審査し、決定する。
山梨県	甲州市	教育総務課	0553-32-1412	http://www.city.koshu.yamanashi.jp/kenkou_fukushi_kyoiku/kyouiku/detail/就学援助				○	○									6月下旬		有	随時
山梨県	中央市	教育委員会 教育総務課	055-274-8521	http://www.city.chuo.yamanashi.jp/sougou/soshiki.php?id=8							○							6月中旬		有	毎月始め、随時追加認定は1月末申請までとする
山梨県	市川三郷町	教育総務課	055-272-6093	http://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/	○			○	○	○								4月		有	保護者から申請書が提出されたらその都度審査を行い認定の可否を決める。
山梨県	早川町	早川町教育委員会	0556-45-2547	http://www.town.hayakawa.yamanashi.jp/										○				その他		無	
山梨県	身延町	身延町教育委員会学校教育課学校教育担当	0556-20-3016	http://www.town.minobu.lg.jp/						○	○							6月中旬		有	認定要件に該当となるとき。

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・追加認定の時期	当該年度・追加認定の時期			
山梨県	南部町	学校教育課	0556-64-4842	http://www.town.nanbu.yamanashi.jp						○	○						4月		有	随時
山梨県	富士川町	富士川町教育委員会 教育総務課 総務学校担当	0556-22-5361	http://www.town.fujikawa.yamanashi.jp/life/education/school/enjo.html	○						○						6月下旬		有	随時
山梨県	昭和町	学校教育課	055-275-8631	http://www.town.showa.yamanashi.jp/guide/benri.php?id=254	○					○	○					その他	8月中旬	有	毎月中旬に行う定例教育委員会にて随時認定審査を行う	
山梨県	道志村	道志村教育委員会	0554-52-1020			○											4月		有	随時
山梨県	西桂町	教育委員会学校教育係	0555-25-2941								○						6月下旬		有	追加申請の翌日
山梨県	忍野村	忍野村教育委員会 総務学校教育係	0555-84-2042	http://www.vill.oshino.lg.jp	○		○										6月下旬		有	当該申請をした日の翌月
山梨県	山中湖村	教育委員会	0555-62-3813					○									その他	7月以降	有	申請随時
山梨県	鳴沢村	教育課	0555-85-2606	http://www.vill.narusawa.yamanashi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=7050				○	○								6月下旬		有	随時
山梨県	富士河口湖町	教育委員会 学校教育課	0555-72-6052	http://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/	○									○	毎年度の進級時に教育委員会から学校経由で就学援助制度の書類を配布		6月下旬		有	随時、提出期限の定め無し
山梨県	小菅村	小菅村教育委員会	0428-87-0111								○						6月下旬		有	随時
山梨県	丹波山村	教育委員会	0428-88-0211	http://www.vill.tabayama.yamanashi.jp/			○									その他			無償化のため実施していない	無
山梨県	河口湖南中学校組合	教育委員会事務局	0555-72-1822	http://konan-jh.jp/			○	○	○								6月下旬		有	申請時の翌月より。
長野県	長野市	長野市教育委員会事務局総務課	026-224-8597	http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kyosoumu/6708.html	○			○	○								その他	7月上旬	有	申請月の月末
長野県	松本市	松本市教育部学校教育課	0263-33-9846	http://www.city.matsumoto.nagano.jp/kurasi/enjo/kyoiku/syugakuenijo.html	○	○			○	○							6月下旬		有	随時
長野県	上田市	上田市教育委員会 学校教育課	0268-23-5101	http://www.city.ueda.nagano.jp/hp/index.html	○	○	○	○	○	○							6月下旬		有	随時
長野県	岡谷市	教育総務課	0266-23-4811	http://www.city.okaya.lg.jp/site/kyoiku/1131.html	○			○	○	○	○						6月中旬		有	随時
長野県	飯田市	学校教育課	0265-22-4511(内線3712)	http://www.city.iida.lg.jp/soshiki/37/syugakuenjo.html	○	○		○	○	○			○		児童扶養手当受給者を確保するための認定条件としているため、担当部署に案内配布。民生委員会にて説明。		5月中旬		有	毎月月中旬、随時。追加認定は3月の審査までに申請があったもの。
長野県	諏訪市	教育総務課	0266-52-4141(内線462)	http://www.city.suwa.lg.jp/www/info/detail.jsp?id=4677	○			○	○	○						その他	7月当初	有	随時	
長野県	須坂市	須坂市教育委員会学校教育課	026-248-9010	http://www.city.suzaka.nagano.jp/kuji/gakkou/syugakuenjo/	○	○		○	○	○							6月下旬		有	随時認定
長野県	小諸市	小諸市教育委員会事務局学校教育課	0267-22-1700(内線2321)	http://www.city.komoro.lg.jp/doc/2014022404263/	○					○							6月下旬		有	随時
長野県	伊那市	教育委員会学校教育課	0265-72-3351(直通)	http://www.inacity.jp/	○			○	○				○	児童扶養手当申請時に案内をしている。			6月下旬		有	随時
長野県	駒ヶ根市	駒ヶ根市教育委員会 子ども課 学校教育係	0265-83-2111 内711	http://www.city.komagane.nagano.jp/			○	○	○	○							6月下旬		有	随時
長野県	中野市	教育委員会事務局学校教育課	0269-38-3112	http://www.city.nakano.nagano.jp/	○			○	○	○							6月下旬		有	随時
長野県	大町市	大町市教育委員会学校教育課庶務係	0261-22-0420(内)611	http://www.city.omachi.nagano.jp/00024000/00024100/00024301.html	○			○	○								6月中旬		有	随時
長野県	飯山市	教育委員会事務局 教育部 子ども育成課	0269-62-3111(代)	http://www.city.iiyama.nagano.jp/soshiki/kodomo/kyoiku/shugakuenjo/	○		○		○	○	○		○	民生児童委員、主任児童委員へ説明会を実施			6月中旬		有	申請書受領後、随時認定
長野県	茅野市	教育委員会事務局 こども部 学校教育課 学務係	0266-72-2101(内線605)	茅野市公式ホームページ	○		○	○	○	○							6月中旬		有	随時
長野県	塩尻市	教育総務課学校支援係	0263-52-0280 内線3114				○	○	○	○							6月中旬		有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期			
長野県	佐久市	学校教育課 学務係	0267-62-3478	http://www.city.saku.nagano.jp/kyoiku/kyoikuinkai/shinsei/s_hugakuenjo.html	○			○	○	○							6月中旬		有	随時
長野県	千曲市	千曲市教育委員会教育総務課学校教育係	026-275-0004(6315)	http://www.city.chikuma.lg.jp/	○			○	○	○							6月初旬		有	随時
長野県	東御市	東御市教育委員会事務局 教育課学校教育係	0268-64-5879					○	○	○							6月下旬		有	随時
長野県	安曇野市	教育部 学校教育課	0263-71-2460	http://www.city.azumino.nagano.jp	○		○	○	○	○						その他	7月上旬	有	随時(原則12月末まで)	
長野県	小海町	教育委員会	0267-92-2391	http://www.koumi-town.jp/						○							6月下旬		有	随時
長野県	川上村	教育振興課 教育振興係	0267-97-2600							○							6月下旬		有	随時
長野県	南牧村	教育委員会事務局学校教育係	0267-96-2104					○	○	○							6月中旬		有	随時
長野県	南相木村	南相木村教育委員会教育係	0267-78-2433					○	○								5月下旬		無	
長野県	北相木村	教育委員会	0267-77-2111					○	○								5月初旬		有	随時
長野県	佐久穂町	教育委員会こども課学校教育係	0267-86-4940					○		○							6月初旬		有	申請書提出後随時
長野県	軽井沢町	教育委員会 学校教育係	0267-45-8672	http://www.town.karuizawa.lg.jp/	○			○	○							その他	8月下旬	有	随時	
長野県	御代田町	御代田町教育委員会 学校教育係	0267-32-9100	http://www.town.mivota.nagano.jp/				○	○	○							6月下旬		有	随時
長野県	立科町	教育委員会 子育て教育係	0267-56-2311	http://www.town.tateshina.nagano.jp						○							6月下旬		有	随時
長野県	青木村	教育委員会	0268-49-2224					○	○								5月下旬		有	随時
長野県	長和町	学校教育係	0268-68-2127					○	○	○						その他	7月上旬	有	随時	
長野県	下諏訪町	教育こども課 教育総務係	0266-28-0001	http://www.town.shimosuwa.lg.jp/	○			○	○	○			○	民生児童福祉委員の会議で制度の概要を説明			6月下旬		有	随時
長野県	富士見町	富士見町教育委員会 子ども課 総務学校教育係	0266-62-9235					○	○	○			○				6月下旬		有	随時
長野県	原村	原村教育委員会教育課総務・学校教育係	0266-79-7920	www.vill.hara.nagano.jp	○	○	○	○	○								6月中旬		有	申請があった時、随時
長野県	辰野町	教育委員会こども課学校教育係	0266-41-1111	http://www.town.tatsuno.nagano.jp/	○	○	○		○	○							6月下旬		有	追加申請は12月末申請、1月認定までとする。
長野県	箕輪町	学校教育課	0265-70-6603					○	○	○							6月下旬		有	随時
長野県	飯島町	教育委員会 こども室	0265-86-6711	http://www.town.ijima.lg.jp/	○			○	○	○							6月下旬		有	随時
長野県	南箕輪村	南箕輪村教育委員会	0265-72-2104	http://www.vill.minamiminowa.nagano.jp/		○	○		○	○							6月下旬		有	随時
長野県	中川村	中川村教育委員会 総務学校係	0265-88-1005					○	○								6月下旬		有	随時
長野県	宮田村	教育委員会	0265-85-2314	http://www.vill.miyada.nagano.jp/	○	○	○	○	○				○				6月初旬		有	随時
長野県	松川町	松川町教育委員会事務局 こども課	0265-36-7023	http://www.matsukawa-town.jp						○							6月下旬		有	随時
長野県	高森町	教育委員会こども未来係	0265-35-9416	http://www.town.takamori.nagano.jp/	○			○	○	○							6月下旬		有	随時
長野県	阿南町	阿南町教育委員会 子ども教育係	0260-22-2270					○	○								6月下旬		有	各月の定例教育委員会において申請の都度
長野県	阿智村	阿智村教育委員会 学校教育係	0265-45-1231					○		○	○					その他	7.8月	有	事由の発生した時点	
長野県	平谷村	平谷村教育委員会	0265-48-2211					○									4月		有	随時
長野県	根羽村	学校教育課	0265-49-2111										○	該当すると思われる保護者に直接案内			4月		有	支給該当となった時
長野県	下條村	下條村教育委員会 教育係	0260-27-1050						○	○	○	○	○	4月に行われる家庭訪問で家庭の様子を先生方に聞いていただいている。			5月初旬		有	学校・民生委員等より報告がありがたい
長野県	売木村	売木村教育委員会事務局	0260-28-2677							○							4月		有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助の認定時期等				
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)								(2) (1)で〇をした場合、その内容	【認定】			
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認	その他	当該年度・追加認定の時期	当該年度・追加認定の時期
長野県	天龍村	教育委員会	0260-32-3206							○				4月		有	追加の申請、転入児童生徒があった場合随時
長野県	泰阜村	泰阜村教育委員会教育振興係	0260-26-2750							○				6月初旬		有	随時(1月末まで)
長野県	喬木村	喬木村教育委員会 子ども教育係	0265-33-2002	http://www.vill.takagi.nagano.jp/division/kyoiku/	○					○				6月中旬		有	随時
長野県	豊丘村	豊丘村教育委員会事務局 学校教育係	0265-35-9053	http://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp	○					○		○	学校を通じて保護者あてに書面で周知	5月下旬		有	申請のあった都度
長野県	大鹿村	大鹿村教育委員会	0265-39-2100						○	○				6月中旬		有	申請書が提出された後、教育委員会で審査し決定後
長野県	上松町	教育委員会	0264-52-2111			○			○	○				6月下旬		有	随時
長野県	南木曾町	南木曾町教育委員会	0264-57-3335						○	○				6月下旬		有	必要があれば随時
長野県	木祖村	木祖村教育委員会事務局	0264-36-3348						○	○				6月下旬		有	随時
長野県	王滝村	王滝村教育委員会	0264-48-2134	http://www.vill.otaki.nagano.jp/				○						5月初旬		有	申請のある都度
長野県	大桑村	大桑村教育委員会事務局	0264-55-1020	http://www.vill.ookuwa.nagano.jp/				○	○					6月下旬		有	随時
長野県	木曾町	木曾町教育委員会	0264-23-2000						○					5月初旬		有	年度途中の家庭の経済状況の悪化等
長野県	麻績村	教育委員会	0263-67-4858	http://www.vill.omi.nagano.jp	○			○	○	○				6月初旬		有	随時
長野県	生坂村	教育委員会	0263-69-2087	http://www.village.ikusaka.nagano.jp/kyoiku/index.htm	○	○		○	○					6月下旬		有	随時(申請書の提出があった時)
長野県	山形村	山形村教育委員会事務局	0263-98-3155	http://www.vill.vamagata.nagano.jp/forms/info/info.aspx?info_id=40771	○		○	○	○	○				6月中旬		有	申請書受理後、条件に当てはまれば随時認定。
長野県	朝日村	教育委員会	0263-99-2004						○					6月下旬		無	
長野県	筑北村	子ども支援課	0263-67-1161						○	○	○			6月中旬		有	随時
長野県	池田町	教育委員会 学校総務係	0261-61-1430	http://www.ikedamachi.net/	○	○		○	○					6月下旬		有	随時
長野県	松川村	教育委員会 学校教育課 学校教育係	0261-62-3111(代)						○					その他	7月下旬	有	随時
長野県	白馬村	白馬村教育委員会事務局 教育課	0261-85-0738	http://www.vill.hakuba.lg.jp/	○					○				6月下旬		有	申請受理のあった場合は、定例教育委員会(月に1度)に諮り認定、最終期限は設けていない。
長野県	小谷村	小谷村教育委員会	0261-82-3981	http://www.vill.otari.nagano.jp/mura/						○				6月下旬		有	追加申請があった場合その都度認定。
長野県	坂城町	坂城町教育委員会 教育文化課 学校教育係	0268-82-3111	http://www.town.sakaki.nagano.jp	○	○	○	○	○			○	家庭訪問等に対象になると思われる家庭に対し、担任教師が説明	6月下旬		有	随時
長野県	小布施町	教育委員会 子ども支援係	026-214-9110						○	○				6月下旬		有	随時
長野県	高山村	高山村教育委員会	026-214-9761						○	○				その他	9月下旬	有	随時
長野県	山ノ内町	教育委員会 学校教育係	0269-33-1102		○			○	○					5月下旬		有	随時
長野県	木島平村	教育委員会 子育て支援室	0269-82-2350						○					6月初旬		有	随時
長野県	野沢温泉村	子ども支援係	0269-85-3115	http://www.vill.nozawaonsen.nagano.jp/	○	○		○	○					4月		有	随時
長野県	信濃町	教育委員会 総務教育係	026-255-5923					○	○			○	民生児童委員に向けた制度の説明を実施	6月下旬		有	随時認定
長野県	小川村	教育委員会	026-269-3146						○					6月初旬		有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法											2. 就学援助の認定時期等						
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)											(2) (1)でケに○をした場合、その内容						
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・追加認定の時期	当該年度・追加認定の時期					
長野県	飯綱町	教育委員会事務局総務教育係	026-253-4769	http://www.town.iizuna.nagano.jp/14/115/129/index.html				○	○	○									6月中旬		有	随時
長野県	栄村	教育委員会事務局	0269-87-3118																5月下旬		有	随時(転入・生活に著しい変化が生じた場合)
長野県	上田市長和町中学校組合	上田市長和町中学校組合事務局	0268-85-2332					○		○									6月下旬		有	随時
長野県	辰野町塩尻市小学校組合	教育委員会子ども課学校教育係	0266-41-1111		○	○	○		○	○									6月下旬		有	追加申請は12月末申請、1月認定までとする。
長野県	麻績村筑北村学校組合	教育委員会	0263-67-4858	http://www.vill.omi.nagano.jp	○			○	○	○									6月初旬		有	随時
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合	教育委員会	0267-92-2391	http://www.koumi-town.jp/									○						6月下旬		有	随時
長野県	塩尻市辰野町中学校組合	教育総務課学校支援係	0263-52-0280 内線3114				○	○		○									6月中旬		有	随時
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	松本市教育部学校教育課	0263-33-9846					○	○	○									6月下旬		有	随時
岐阜県	岐阜市	教育委員会学校指導課	058-214-2193	http://www.city.gifu.lg.jp/11566.htm	○	○		○	○	○		○							その他	7月に認定の可否を決定	有	7月1日以降の追加申請分(締切は11月上旬、2月上旬)。特別の事情がある場合は随時。は12月及び2月に認定の可否を決定。
岐阜県	大垣市	教育委員会庶務課	0584-81-4111	http://www.city.ogaki.lg.jp/0000011570.html	○	○		○											6月初旬		有	申請は随時受付、毎月月初めに認定。認定は申請月の翌月から。
岐阜県	高山市	教育委員会事務局 学校教育課	0577-35-3154	http://www.city.takayama.lg.jp/kurashi/1000019/1000108/1000714.html		○								○					4月		有	随時 就学時検診時に保護者に就学援助制度を書面で周知
岐阜県	多治見市	教育委員会事務局教育推進課	0572-22-1111	http://www.city.tajimi.lg.jp/kosodate/sho-naka/shien/ikue.html	○		○	○	○	○									6月初旬		有	随時
岐阜県	関市	学校教育課	0575-23-8126	http://www.city.seki.lg.jp/	○			○	○										5月下旬		有	毎月初め、随時。追加認定は2月末申請までとする。
岐阜県	中津川市	教育委員会事務局学校教育課	0573-66-1111(内線4235)	http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/	○			○	○	○									4月		有	随時、2月末申請まで
岐阜県	美濃市	教育委員会 教育総務課	0575-35-2711	http://www.city.mino.gifu.jp/	○			○	○										4月		有	毎月
岐阜県	瑞浪市	教育委員会 学校教育課	(0572)68-9833	http://www.city.mizunami.lg.jp/		○		○		○									5月中旬		有	2月中旬まで随時。
岐阜県	羽島市	学校教育課	058-393-4674	http://www.hashima-gifu.ed.jp/~hashikyo/	○	○		○		○									4月		有	毎月初め
岐阜県	恵那市	恵那市教育委員会 学校教育課	0573-26-2111	恵那市ホームページ			○	○		○				○					6月下旬		有	申請月の翌月認定
岐阜県	美濃加茂市	美濃加茂市教育委員会事務局 教育総務課	0574-25-2111	http://www.city.minokamo.gifu.jp/shimin/search/search.cfm	○			○											4月		有	随時。当該年度の追加認定は2月末申請まで
岐阜県	土岐市	教育委員会 学校教育課	0572-54-1111 内線266	http://www.city.toki.lg.jp/docs/hpg000005150.html	○			○		○									4月		有	9月、1月
岐阜県	各務原市	教育委員会事務局学校教育課	058-383-1118	http://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/kodomo/44/000398.html または http://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/kodomo/49/002049.html	○	○	○	○		○									5月中旬		有	随時
岐阜県	可児市	可児市教育委員会 学校教育課	0574-62-1111 内線2413	http://www.city.kani.lg.jp/2482.htm	○			○						○					5月下旬		有	児童扶養手当該当者に案内(現況届提出時にチラシ配布) 教育委員会での審査後、申請月の翌月から認定

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)								(2) (1)でケに○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・追加認定の時期	当該年度・追加認定の有無	
岐阜県	山県市	岐阜県山県市教育委員会学校教育課	0581-22-6844	山県市ホームページ http://www.city.yamagata.gifu.jp/	○	○		○	○						6月初旬		有	随時
岐阜県	瑞穂市	学校教育課	058-327-2116	http://www.city.mizuho.lg.jp/kyoiku/school/p-2898.html	○		○		○						4月		有	申請月の翌月より
岐阜県	飛騨市	飛騨市教育委員会事務局 学校教育課	0577-73-7494	http://www.city.hida.gifu.jp/		○	○	○							4月		有	随時
岐阜県	本巣市	本巣市教育委員会 学校教育課	058-323-7763	http://www.city.motosu.lg.jp/life/event/kosodate/shugaku_support/	○	○		○	○						6月下旬		有	随時
岐阜県	郡上市	岐阜県 郡上市教育委員会学校教育課	0575-67-1468			○						○		その他	前年度の3月末	有	随時受付 月末に会議を持つ	
岐阜県	下呂市	下呂市教育委員会 教育総務課	0576-52-2900	http://www.city.gero.lg.jp/	○	○				○				4月		有	毎月ごとに随時	
岐阜県	海津市	学校教育課	0584-53-1498	http://www.city.kaizu.lg.jp/life-guide/child-rearing/schools/shugakuenio.html	○	○		○	○					6月中旬		有	当初認定以降随時。最終締め切りは2月15日市教育委員会必着。	
岐阜県	岐南町	羽島郡二町教育委員会 総務課	058-245-1133	http://kyoiku2chou.jp		○		○	○					5月下旬		有	申請日の翌月から	
岐阜県	笠松町	羽島郡二町教育委員会 総務課	058-245-1133	http://kyoiku2chou.jp		○		○	○					5月下旬		有	申請日の翌月から	
岐阜県	養老町	教育総務課	0584-32-5085	http://www.town.yoro.gifu.jp/	○			○				○	児童扶養手当の申請時に併せて周知している。	4月		有	随時(月1回の教育委員会開催時)	
岐阜県	垂井町	学校教育課	0584-22-1151(内線288)						○	○				その他	前年度の3月	有	随時	
岐阜県	関ヶ原町	関ヶ原町教育委員会 学校教育課	0584-43-1289					○	○					4月		有	毎月初日	
岐阜県	神戸町	神戸町 教育部 教育課	0584-27-3111			○								その他	前年度3月末	有	随時	
岐阜県	輪之内町	教育委員会	0584-69-4500	http://town.wanouchi.lg.jp/	○			○	○	○				6月下旬		有	転入時	
岐阜県	安八町	安八町教育委員会 学校教育課	0584-64-4342						○					6月下旬		有	随時	
岐阜県	揖斐川町	揖斐川町教育委員会 学校教育課	0585-22-2111	http://www.town.ibigawa.gifu.jp/		○		○	○	○				6月下旬		有	随時	
岐阜県	大野町	大野町教育委員会学校教育課	0585-34-1111	http://www.town-ono.jp/	○	○		○	○					6月下旬		有	毎月下旬	
岐阜県	池田町	池田町教育委員会学校教育課	0585-45-3111	http://www.town.ikedagifu.jp/	○	○		○	○					5月中旬		有	12月末まで	
岐阜県	北方町	教育委員会	058-323-1115	http://www.town.kitagata.gifu.jp/third/living/Assistance_of_school.html	○			○	○	○				6月中旬		有	申請があり次第、随時	
岐阜県	坂祝町	教育委員会	0574-26-7151	http://www.town.sakahogi.gifu.jp/	○			○	○					4月		有	随時(月に1度の教育委員会にて認定)	
岐阜県	富加町	富加町教育委員会	0574-54-2177	http://www.town.tomika.gifu.jp/service/kyoiku_bunka/kb-3/shuugaku-enjo.html	○	○								4月		有	随時募集	
岐阜県	川辺町	教育委員会	0574-53-2650	http://www.kawabe-gifu.jp/?page_id=1044	○			○	○	○		○	住民課等窓口にて、条件を満たす方が見えたとときに制度を案内。	6月下旬		有	随時。追加認定最終提出締め切り:11月20日	
岐阜県	七宗町	教育課	0574-48-111	http://www.hichiso.jp/	○		○	○	○					4月			無	
岐阜県	八百津町	八百津町教育委員会 教育課 学校教育係	0574-43-2111 (内線 2514)	http://www.town.yaotsu.gifu.jp	○	○	○							その他	前年度3月末日までに(小学校新1年生は当該年度4月末日まで)	有	認定を必要とする場合はその都度	
岐阜県	白川町	教育委員会 教育課 学校教育係	0574-72-2317 内線332	http://www.town.shirakawa.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=17575&infocat_id=122	○	○						○	毎年度の進級時に、民生委員を通じて就学援助制度の書類を該当者に配布	6月開催の教育委員会において認定	その他	有	随時	
岐阜県	東白川村	東白川村教育委員会	0574-78-3111							○				4月		有	5月	
岐阜県	御嵩町	御嵩町教育委員会 学校教育課	0574-67-2111			○		○						4月		有	随時	
岐阜県	白川村	教育委員会	05769-6-1311					○	○					6月初旬		有	申請があった時	
岐阜県	校養基保育所組合	揖斐郡養基小学校養基保育所組合 事務局	0585-45-7420			○		○	○					5月初旬		有	12月まで	
岐阜県	東安中組合	東安中学校組合教育委員会 学校教育課	0584-64-4342						○					6月下旬		有	随時	
岐阜県	美濃加茂市富加町中学校組合	美濃加茂市富加町中学校組合教育委員会	0574-54-2177	http://www.town.tomika.gifu.jp/service/kyoiku_bunka/kb-3/shuugaku-enjo.html	○	○								4月		有	随時募集	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等				
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)でケに○をした場合、その内容				
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他(2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・追加認定の時期	当該年度・追加認定の有無		
岐阜県	可児市・御嵩町中学校組合	御嵩町教育委員会 学校教育課	0574-67-2111				○	○								4月		有	随時
静岡県	静岡市	静岡市教育委員会事務局 教育局 学事課	054-354-2532	http://www.city.shizuoka.jp/000_006121.html	○	○		○	○	○	○					6月中旬		有	月ごとに申請を区切り、申請月翌月に認定
静岡県	浜松市	教育総務課	053-457-2406	http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/somu/shinsei/syugakuenijo/syugakuenijo.html	○		○	○	○	○						6月初旬		有	随時
静岡県	沼津市	沼津市教育委員会 学校管理課	055-934-4805	www.city.numazu.shizuoka.jp				○	○	○						4月		有	毎月末、追加認定は1月末認定(1月15日締切)まで。
静岡県	熱海市	教育委員会学校教育課	0557-86-6556	http://www.city.atami.shizuoka.jp/				○								4月		有	随時
静岡県	三島市	教育推進部 学校教育課	055-983-2670	http://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn000216.html	○			○	○	○						4月		有	毎月1回認定。追加認定は、原則12月まで。
静岡県	富士宮市	富士宮市学校教育課	0544-22-1184	http://www.city.fujinomiya.shizuoka.jp/	○	○		○	○							5月初旬		有	随時認定
静岡県	伊東市	伊東市教育委員会 教育総務課	0557-32-1912	http://www.city.ito.shizuoka.jp/	○			○								4月		有	7月・10月
静岡県	島田市	教育部 教育総務課	0547-46-5613	http://www.city.shimada.shizuoka.jp/kyouiku/syugakuenjo.html	○	○		○	○	○					前年度中に認定		有	申し込みがあれば随時	
静岡県	富士市	富士市教育委員会学務課	0545-55-2868	http://www.city.fuji.shizuoka.jp/kyouiku/c0202/fmervo000005gyv.html	○	○	○	○	○	○		○	学校だより等保護者向けのおしらせに制度の案内を掲載するよう各学校に要請。また、(オ)に関連して、在校生用に学校で配布する書類を作成しているが、配布の時期や方法は学校の判断としている。なお、地区の民生委員に対しても案内や説明を実施。			4月		有	3月を除く 毎月末
静岡県	磐田市	教育総務課	0538-37-4821	http://www.city.iwata.shizuoka.jp/	○	○	○	○	○							4月		有	随時
静岡県	焼津市	静岡県焼津市教育委員会 教育部 教育総務課	054-662-0512	http://www.city.yaizu.lg.jp	○	○	○	○								4月		有	毎申請月下旬
静岡県	掛川市	教育委員会 学校教育課	0537-21-1156	http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/life/kosodate/shouchu/syugakuenjo.html	○			○	○							5月下旬		有	随時
静岡県	藤枝市	教育政策課	054-643-3045			○		○								4月		有	随時
静岡県	御殿場市	教育委員会教育部学校教育課	0550-82-4534		○			○		○						4月		有	毎月末
静岡県	袋井市	教育企画課	0538-44-3120	http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/	○	○		○								4月		有	随時
静岡県	下田市	下田市教育委員会学校教育課	0558-23-3929	http://www.city.shimoda.shizuoka.jp/									毎年度、各中学校区単位で、学校、教育委員会、民生委員との連絡会議を開催し、要保護、準要保護児童生徒、またこれと同程度に困難していると思われる児童生徒についての情報交換・情報共有している。			6月中旬		有	随時
静岡県	裾野市	教育部教育総務課	055-995-1837	http://www.city.susono.shizuoka.jp/life/ed/syugakuenzyo.php	○			○	○							6月下旬		有	毎月下旬
静岡県	湖西市	湖西市教育委員会 教育総務課	053-576-4792	http://www.city.kosai.shizuoka.jp/								○	学校長に会議等を通じて教職員へ制度の周知を依頼している。			6月下旬		有	随時
静岡県	伊豆市	教育部 教育総務課	0558-83-5470	http://www.city.izu.shizuoka.jp/form1.php?pid=1170	○	○	○	○	○	○						6月下旬		有	随時
静岡県	御前崎市	教育部教育総務課	0548-63-1128	http://www.city.omaezaki.shizuoka.jp/	○			○	○							4月		有	随時
静岡県	菊川市	教育総務課	0537-73-1136		○		○	○								4月		有	申請月の翌日以降

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等				
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○を付した場合、その内容				
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期		
静岡県	伊豆の国市	教育部教育総務課	055-948-1444		○		○							○	入学案内はがきの裏面に記載し、入学説明会時に説明している	5月下旬		有	申請書受理後の定例教育委員会の翌月
静岡県	牧之原市	教育総務課	0548-53-2642					○	○							4月		有	随時
静岡県	東伊豆町	東伊豆町教委委員会事務局 学校教育係	0557-95-6207	http://www.town.higashiizu.shizuoka.jp/	○											6月下旬		有	随時
静岡県	河津町	教育委員会	0558-34-1117											○	静岡県より送付させて参考様式を各学校に配布を行った。	4月		有	随時
静岡県	南伊豆町	教育委員会事務局	0558-62-0604					○		○						4月		有	随時
静岡県	松崎町	松崎町教育委員会事務局	0558-42-3971	http://www.town.matsuzaki.shizuoka.jp/FMPPro?-db=m_kanri.fp5&-lay=web&-format=index2.html&-max=1&-findall	○	○		○						○	小中学校に要領を配布し運用及び民生委員協議会にて就学援助制度の書類を配布	6月下旬		有	随時
静岡県	西伊豆町	教育委員会	0558-52-1964		○											6月下旬		有	申請月の翌月認定(予定)
静岡県	函南町	教育委員会 学校教育課	055-979-8121				○		○							4月		有	毎月
静岡県	清水町	こども育成課	055-981-8221	www.town.shimizu.shizuoka.jp	○			○	○	○						6月下旬		有	追加認定は随時。追加認定は11月末申請までとする。
静岡県	長泉町	こども育成課	055-989-5529	http://japan.nagaizumi.org	○	○	○									4月		有	随時。追加認定は12月末申請までとする。
静岡県	小山町	教育部 こども育成課	0550-76-6122													4月		有	随時
静岡県	吉田町	教育委員会事務局 教育総務部門	0548-33-2151	http://www.town.yoshida.shizuoka.jp/kurashi/14.asp	○		○		○	○			○			4月		有	随時
静岡県	川根本町	教育委員会 教育総務課	0547-58-2555	http://www.town.kawanehon.shizuoka.jp/												6月初旬		有	随時
静岡県	森町	学校教育課	9538-85-1112	http://www.town.morimachi.shizuoka.jp/				○	○							4月		有	随時
静岡県	牧之原市菊川市学校組合	教育総務課	0548-53-2642					○	○							4月		有	随時
静岡県	御前崎市牧之原市学校組合	教育部教育総務課	0548-63-1128	http://www.city.omezaki.shizuoka.jp/	○			○	○							4月		有	随時
愛知県	名古屋市	教育委員会事務局総務部学事課就学援助係	052-972-3217	http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000051014.html	○	○			○	○						4月		有	申請月の翌月から認定。2月末まで申請受付。
愛知県	豊橋市	教育部学校教育課	0532-51-2825	http://www.city.toyohashi.lg.jp/3215.htm	○	○	○		○	○				○	PTA新聞に掲載。新小1は、入学説明会で就学援助制度の書類を配付。	4月		有	5月以降に申請書を出した者について、月の初日に申請した場合は当月1日付け、月の初日以外に申請した場合は、翌月の1日付けで追加認定する。
愛知県	岡崎市	教育委員会事務局学校指導課	0564-23-6425	http://www.city.okazaki.aichi.jp/1100/1104/1130/p011942.html	○	○		○		○						4月		有	随時
愛知県	一宮市	一宮教育委員会 教育文化部 学校教育課	0586-85-7072	http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/kurashi/gakkou/1010007/1001675.html	○	○								○	小・中学校の入学説明会時に制度の案内を配布	4月		有	随時
愛知県	瀬戸市	教育部 学校教育課	0561-88-2762	http://www.city.seto.aichi.jp/docs/2010111000617/	○	○	○	○	○	○						4月		有	年中
愛知県	半田市	半田市教育委員会 学校教育課	0569-84-0687	http://www.city.handa.lg.jp/gkkyoiku/kosodate/kyoiku/shugakuenjo/shugakuenjo.html	○	○		○		○						4月		有	毎月15日締切
愛知県	春日井市	教育委員会 学校教育課	0568-85-6442	http://www.city.kasugai.lg.jp/kyoiku/school/018863.html	○	○		○	○	○						6月中旬		有	毎月初め、随時。追加認定は3月末申請まで。
愛知県	豊川市	教育委員会学校教育課学事係	0533-88-8033	http://www.city.toyokawa.lg.jp/kosodate/shochugakko/syuugakuenjo.html	○	○		○		○						4月		有	随時
愛知県	津島市	津島市教育委員会学校教育課	0567-24-1111	http://www.city.tsushima.lg.jp/kosodate/gakkoukyoiku/gakkoukyoiku/syuugakuenjyohi.html	○	○		○	○	○						その他	7月	有	随時(月割りで支給)

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)でケに○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期			
愛知県	碧南市	教育部 教育委員会 庶務課	0566-41-3311 内線503	http://www.city.hekinan.aichi.jp/KSHOMUKA/syugaku.htm	○	○	○	○	○	○							6月初旬		有	随時 追加認定は当該年度の2月末頃の申請までとする
愛知県	刈谷市	学校教育課	0566-62-1035	https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/kyouiku/syochugakko/syugakuenjo.html	○	○		○	○	○							4月		有	随時
愛知県	豊田市	学校教育部 学校教育課	0565-34-6661	http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/gakkou/hojo/1002727.html	○		○						○	PTA総会、転入時の説明の際等に就学援助制度の書類を配付			5月初旬		有	毎月末随時
愛知県	安城市	教育委員会学校教育課	0566-71-2254	http://www.city.anjo.aichi.jp/	○	○		○		○							4月		有	随時
愛知県	西尾市	愛知県 西尾市 学校教育課	0563-56-2111	http://www.city.nishio.aichi.jp/	○	○	○	○	○	○	○						4月		有	随時(毎月)
愛知県	蒲郡市	蒲郡市教育委員会庶務課	0533-66-1166	http://www.city.gamagori.lg.jp/unit/shomu/	○	○	○						○	毎年度の更新時(今年度は9月、来年度より4月)に学校で就学援助制度の書類を配布		前年度の9月に認定	その他	有	毎月初め、随時	
愛知県	犬山市	犬山市教育委員会 学校教育課	0568-44-0351	http://www.city.inuyama.aichi.jp/manabu/kyoiku/index.html	○	○				○							6月下旬		有	毎月、月末に随時。追加認定は、当該年度3月31日までの申請とする。
愛知県	常滑市	常滑市教育委員会学校教育課	0569-47-6129	http://www.city.tokoname.aichi.jp/kbn/75100060/75100060.html	○	○		○									4月		有	随時
愛知県	江南市	教育課	0587-54-1111	http://www.city.konan.lg.jp/gakokyoiku/gakkou0.html	○	○	○			○							5月初旬		有	資格発生時もしくは申請時
愛知県	小牧市	学校教育課	0568-76-1165	http://www.city.komaki.aichi.jp/kyoiku/shienseido/001415.html	○	○		○									5月初旬		有	随時
愛知県	稲沢市	学校教育課	0587-32-1111	http://www.city.inazawa.aichi.jp/ka_annai/gakko/enjo.html	○	○		○	○								4月		有	随時
愛知県	新城市	教育総務課	0536-32-0645					○									その他	前年度2月	有	随時
愛知県	東海市	東海市教育委員会学校教育課	052-603-2211	http://www.city.tokai.aichi.jp/4164.htm	○	○		○	○								その他	3月末	有	随時
愛知県	大府市	大府市教育委員会学校教育課	0562-46-3332	http://www.city.obu.aichi.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=1460&frmCd=22-3-4-0-0	○	○		○	○	○	○						4月		有	随時
愛知県	知多市	知多市教育委員会 学校教育課	0562-33-3151	http://www.city.chita.lg.jp	○	○		○	○	○							4月		有	申請書を受理した都度追加認定をする。
愛知県	知立市	教育部 学校教育課	0566-83-1111(内線277)	http://www.city.chiryu.aichi.jp/	○		○		○	○							4月		有	申請に応じ随時
愛知県	尾張旭市	教育行政課	0561-76-8177	https://www.city.owariasahi.lg.jp/kurasi/kyouiku/kyouiku/gakkou/enjo.html	○	○		○	○	○			○	当該年度受給者宛次年度手続き案内送付			5月中旬		有	随時
愛知県	高浜市	高浜市教育委員会 学校経営グループ	0566-52-1111(内線311)	http://www.city.takahama.lg.jp/	○			○	○	○							4月		有	随時
愛知県	岩倉市	教育子ども未来部学校教育課	0587-38-5818	http://www.city.iwakura.aichi.jp/culture/o7je4u00000003r5.html	○	○			○								4月		有	申請があり次第随時
愛知県	豊明市	学校教育課	0562-92-8316	http://www.city.toyoake.lg.jp/gakyo/shuugaku.htm	○	○		○									4月		有	毎月初め、随時。追加認定の申請期限はありません。
愛知県	日進市	学校教育課	0561-73-4168	http://www.city.nishin.lg.jp/kyouiku/gakko/shugakuenjo.html	○	○	○	○	○	○		○					6月初旬		有	随時
愛知県	田原市	教育部教育総務課	0531-23-3530	http://www.city.tahara.aichi.jp	○		○	○		○			○	民生児童委員連絡協議会で制度説明			6月下旬		有	申請書が提出され次第、追加認定をする。
愛知県	愛西市	愛西市教育委員会学校教育課	0567-37-0231	www.city.aisai.lg.jp	○	○		○	○	○							4月		有	その都度速やかに追加認定をする。

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等				
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容				
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期		
愛知県	清須市	清須市役所 学校教育課 学校教育係	052-(400)-2911	http://www.city.kiyosu.aichi.jp/kurashi_joho/kyoiku_shogaigakushu_sport/gakko/hojo_enjo.html	○	○		○						○	今年度、初めて4月当初に全校児童生徒に就学援助制度のチラシを配布した。	6月下旬		有	随時
愛知県	北名古屋市	教育部学校教育課	0568-22-1111	http://www.city.kitanagoya.lg.jp/kyoiku/0500016.php	○	○	○	○	○	○						5月中旬		有	随時
愛知県	弥富市	教育部 学校教育課	0567-65-1111	http://www.city.yatomi.lg.jp/kurashi/1000269/1000290/1000291.html	○	○	○	○	○	○						6月下旬		有	随時
愛知県	みよし市	愛知県みよし市教育委員会学校教育課	0561-32-8026	http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/gakko/shugakuenjo/shugakuenjo.html	○		○	○		○						4月		有	申請書が提出され次第、随時
愛知県	あま市	あま市教育委員会学校教育課	052-444-0902	http://www.city.ama.aichi.jp/kyoiku/syoutyuu/000370.html	○	○		○	○							6月下旬		有	随時
愛知県	長久手市	教育部教育総務課	0561-56-0625	https://www.city.nagakute.lg.jp/kyoiku/gakkou_kyoiku/shuugakuenjo.html	○	○				○						4月		有	随時
愛知県	東郷町	東郷町教育委員会 教育部 学校教育課	0561-38-3111	http://www.town.aichi-togo.lg.jp/gakko/kyoiku/kyoiku/gakkoukyoiku/tetsuzukianai.html	○	○		○								5月下旬		有	随時
愛知県	豊山町	教育委員会事務局	0568-28-2211			○										6月下旬		有	申請日の翌月1日から認定する。
愛知県	丹羽郡大口町	生涯教育部学校教育課	0587-95-4446	http://www.town.oguchi.aichi.jp/2496.htm	○	○		○	○	○						4月		有	随時
愛知県	大治町	大治町役場 教育委員会 学校教育課	052-444-2711	http://www.town.oharu.aichi.jp/	○	○		○	○	○						4月		有	2月末までの毎月末
愛知県	蟹江町	教育委員会 教育課	0567-95-1111(内線213)	http://www.town.kanie.aichi.jp/	○	○				○				○	現年度受給者を対象に、次年度の申請書類を送付	5月中旬		有	申請は随時受け付け、認定は毎月定例の教育委員会にて。
愛知県	飛鳥村	教育課	0567-52-3351	http://www.vill.tobishima.aichi.jp/kurashi/nyugaku/	○	○	○		○							5月下旬		有	随時
愛知県	阿久比町	教育委員会 学校教育課	0569-48-1111内線1230	http://www.town.agui.lg.jp	○	○	○	○		○						4月		有	随時
愛知県	東浦町	教育部学校教育課	0562-83-3111	http://www.town.aichi-higashira.lg.jp/	○	○	○	○	○	○						4月		有	随時
愛知県	南知多町	学校教育課	0569-65-0711	http://www.town.minamichita.lg.jp	○	○		○	○	○						その他	3~4月に認定した後、6月に再審査。	有	随時
愛知県	美浜町	美浜町教育委員会 学校教育課	0569-82-1111	http://www.town.aichi-mihama.lg.jp/docs/2013100804391/	○	○	○		○							4月		有	随時
愛知県	武豊町	武豊町教育委員会学校教育課	0569-72-1111	http://www.town.taketojo.lg.jp/	○	○		○		○						4月		有	随時
愛知県	幸田町	幸田町教育委員会 学校教育課 庶務グループ	0564-62-1111(内線422)	http://www.town.kota.lg.jp/index.cfm/20,24678,200.html	○	○		○	○	○						5月初旬		有	随時
愛知県	設楽町	設楽町教育委員会	0536-62-0531		○									○	年度当初に学校を通じて全校児童生徒へ就学援助制度の書類を配付	5月下旬		有	随時
愛知県	東栄町	教育課 学校教育係	0536-76-0509											○	個別対応で相談	4月		有	随時
愛知県	豊根村	教育委員会事務局	0536-85-1611	http://www.vill.toyone.aichi.jp/										○	就学援助対象者全員へ個別に郵送	その他	前年度3月末	有	状況に応じて速やかに
三重県	津市	津市 教育委員会事務局 学校教育課 学務担当	059-229-3245	http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/100100010906/index.html	○	○		○	○							4月		有	毎月初め
三重県	四日市市	四日市市教育委員会 学校教育課	059-354-8250	http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/menu87107.html	○	○		○	○	○				○	新任管理職研修会にて、説明会を実施。	4月		有	随時受け付け、申請日を認定日とし、追加申請は2月末までとする。
三重県	伊勢市	教育委員会事務局 学校教育課	0596-22-7879	http://www.city.ise.mie.jp/4096.htm	○	○		○	○	○				○	伊勢市の子育てハンドブック	4月		有	随時受付。追加申請は2月末まで。
三重県	松阪市	松阪市教育委員会事務局 学校支援課	0598-53-4389	http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/contents/1358929541014/index.html		○		○	○	○						6月下旬		有	申請月の翌月、3月末まで当該年度の申請受付。

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法													2. 就学援助の認定時期等				
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)											(2) (1)でケに○をした場合、その内容		【認定】				
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・当初の認定	当該年度・追加認定の時期	左記で「その他」を選択した場合は必ず記載すること。	左記「追加認定の有無」で「有」を選択した場合は必ず記載すること。			
三重県	御浜町	教育委員会教育課学校教育係	05979-3-0526				○	○	○									その他	当該年度の7月頃	有	随時	
三重県	紀宝町	紀宝町教育委員会 教育課	0735-33-0341				○		○	○	○							6月中旬		有	随時	
三重県	多気町松阪市学校組合	教育委員会教育課学校教育係	0598-38-1121	https://www.town.taki.mie.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=204&frmCd=1-1-14-2-0	○			○	○									6月下旬		有	随時(申請の翌月認定)	
滋賀県	大津市	教育委員会学校教育課	077-528-2633	http://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/070/2402/index.html	○	○		○	○	○								6月下旬		有	随時	
滋賀県	彦根市	彦根市教育委員会事務局学校教育課	0749-24-7973	http://www.city.hikone.shiga.jp/category/5-15-36-2-0.html	○	○		○	○									6月中旬		有	随時	
滋賀県	長浜市	教育委員会事務局 すこやか教育推進課	0749-65-8606	http://www.city.nagahama.shiga.jp/index.cfm/12.40184.102.162.html	○	○		○	○									6月中旬		有	毎月月初	
滋賀県	近江八幡市	近江八幡市教育委員会事務局 学校教育課	0748-36-5531	近江八幡市公式ホームページ (http://www.city.omihachiman.shiga.jp/)	○	○		○	○	○								6月下旬		有	随時	
滋賀県	草津市	教育委員会事務局学校教育課	077-561-2421	http://www.city.kusatsu.shiga.jp/kosodate/teatejosei/shugaku/enjo.html	○			○	○	○				○	学校担当職員に対し制度説明会を実施			6月下旬		有	申請月の翌月から認定	
滋賀県	守山市	学校教育課	077-582-1129	http://www.city.moriyama.lg.jp/gakkoukyouiku_index.html	○	○		○	○									6月中旬		有	申請があった月の翌月初め、随時。追加認定は3月1日申請まで。	
滋賀県	栗東市	栗東市教育委員会事務局 学校教育課	077-551-0130	http://www.city.ritto.shiga.jp/	○	○		○	○	○								4月		有	随時	
滋賀県	甲賀市	甲賀市教育委員会事務局学校教育課	0748-86-8019	http://www.city.koka.lg.jp/4752.htm	○			○	○	○								6月下旬		有	随時	
滋賀県	野洲市	野洲市教育委員会事務局学校教育課	077-587-6017	http://www.city.yasui.lg.jp/	○	○		○	○	○								4月		有	申請の翌月1日付認定。ただし、1日申請の場合は当該月の日付認定。	
滋賀県	湖南市	教育委員会事務局学校教育課	0748-77-7011	http://www.city.konan.shiga.jp/cgi/info.php?ZID=10262	○		○	○	○									6月下旬		有	随時	
滋賀県	高島市	高島市教育委員会事務局教育指導部学校教育課	0740-32-4473	http://www.city.takashima.lg.jp/				○	○	○					当初申請期間中に市ホームページに掲載(期間以外は公開していない)			6月下旬		有	随時	
滋賀県	東近江市	教育委員会事務局教育総務課	0748-24-5670	https://www.city.higashiomi.shiga.jp/000005673.html	○	○		○	○	○								6月下旬		有	随時。申請の翌月から対象。	
滋賀県	米原市	教育委員会事務局 教育総務課	0749-55-8107	http://www.city.maibara.lg.jp/	○	○		○	○									6月下旬		有	随時	
滋賀県	日野町	日野町教育委員会事務局学校教育課	0748-52-6564	http://www.town.shiga-hino.lg.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=132&frmCd=22-24-5-0-0	○			○	○	○					町作成「子育てガイドマップ」冊子に掲載(新生児訪問・転入時配布)			6月下旬		有	毎月	
滋賀県	竜王町	学務課	0748-58-3710			○	○											6月下旬		有	随時	
滋賀県	愛荘町	教育委員会事務局教育振興課	0749-37-5-8056	http://www.town.aisho.shiga.jp/	○		○	○	○	○								5月初旬		有	随時	
滋賀県	豊郷町	豊郷町教育委員会事務局学校教育課	0749-35-8131				○	○										4月		有	随時	
滋賀県	甲良町	教育委員会事務局 学校教育課	0749-38-5070		○	○		○	○	○								6月下旬		有	申請があれば随時	
滋賀県	多賀町	多賀町教育委員会事務局学校教育課	0749-48-8123	http://www.tagatown.jp/content/view/233/14/	○	○		○	○	○								6月初旬		有	随時	
京都府	京都市	京都いつでもコール	075-661-3755	http://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/000009297.html	○	○				○	○							5月中旬		有	随時	
京都府	福知山市	教育委員会学校教育課	0773-24-7062	http://www.city.fukuchiyama.kyoto.jp/kyoiku/index.html	○		○	○	○	○	○							6月初旬		有	随時	
京都府	舞鶴市	舞鶴市教育委員会 教育振興部 学校教育課	0773-66-1072	http://www.city.maizuru.kyoto.jp/	○						○				学校だより等に記載するよう学校に依頼			5月初旬		有	随時	
京都府	綾部市	教育委員会教育部学校教育課学務指導担当	0773-42-4323	http://www.kyoto-be.ne.jp/ayabe-be/cms/	○			○										4月		有	随時(年度末まで)	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等							
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容							
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期					
京都府	宇治市	学校教育課	0774-20-8757															その他	7月初旬	有	7月初旬以降随時	
京都府	宮津市	宮津市教育委員会事務局総括室学校教育係	0772-45-1641	http://www.city.miyazu.kyoto.jp/														4月		有	随時認定	
京都府	亀岡市	教育部 学校教育課 学事係	0771-25-5053	http://www.city.kameoka.kyoto.jp/gakuji/kurashi/kyoiku/kyoiku/shugakuenjo/sedo.html														4月		有	毎月4日頃に前月申込分を審査、当該年度最終申込期限は2月末日	
京都府	城陽市	京都府城陽市教育委員会 学校教育課	0774-56-4004															4月		有	毎月初め、随時。追加認定は3月中旬申請までとする。	
京都府	向日市	向日市教育委員会学校教育課	075-931-1111	http://www.city.muko.kyoto.jp/														4月		有	随時	
京都府	長岡京市	学校教育課	075-955-9544															4月		有	月末	
京都府	八幡市	教育部学校教育課	075-983-1111	http://www.city.yawata.kyoto.jp/sp/0000001824.html														4月		有	毎月初め、随時。追加認定は2月末申請までとする。	
京都府	京田辺市	学校教育課	0774-64-1392															4月		有	随時	
京都府	京丹後市	京丹後市教育委員会事務局学校教育課	0772-69-0620	http://www.city.kyotango.lg.jp/kyoiku/index.html														5月初旬		有	当該年度の課税所得決定後に認定の見直しを行う(7月~2学期開始前)	
京都府	南丹市	南丹市教育委員会学校教育課	0771-68-0056	http://www.be.city.nantan.kyoto.jp/														5月下旬		有	随時	
京都府	木津川市	教育部 学校教育課	0774-75-1230	http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/7.388.35.165.html														4月		有	随時	
京都府	大山崎町	学校教育課	075-956-2101(代表)	http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp/														5月中旬		有	追加申請書類が教育委員会に届いて約一か月以内(前年所得申告済の場合)	
京都府	久御山町	久御山町教育委員会 学校教育課	075-631-9974															4月		有	随時	
京都府	井手町	教育委員会学校教育課	0774-82-4333															6月下旬		有	随時	
京都府	宇治田原町	宇治田原町教育委員会教育課	0774-88-5850	http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/category/3-0-0-0-0.html														6月中旬		有	申請があった月の月末	
京都府	精華町	教育部学校教育課	0774-95-1906	http://www.town.seika.kyoto.jp/contents_detail.php?co=cat&rmlid=7099&frmCd=8-5-3-0-0														4月		有	随時	
京都府	京丹波町	京丹波町教育委員会 学校教育課	0771-84-0028	http://www.town.kyotamba.kyoto.jp/category/5-2-2-0-0.html														4月		有	随時	
京都府	伊根町	教育委員会	0772-32-0718	http://www.town.ine.kyoto.jp														入学説明会開催時に、新入学児童の保護者に対して制度の周知、資料を配付する。なお、進級時の配付資料を兼ね、教育委員会が作成している。	6月下旬		有	その都度。
京都府	与謝野町	教育委員会 教育推進課	0772-43-2193	http://www.town.yosano.jp														4月		有	随時	
京都府	相楽東部広域連合	京都府相楽東部広域連合教育委員会学校教育課	0774-78-4335	http://www.rangou.jp/														4月		有	随時	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等						
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容						
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・追加認定の時期					
京都府	与謝野町宮津市	与謝野町宮津市中学校組合教育委員会 教育推進課	0772-43-2193	http://www.town-yosano.jp	○			○	○	○							4月		有	随時	
大阪府	大阪市	教育委員会事務局学校経営管理センター事務管理担当	06-6575-5654	http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000119645.html	○	○		○	○	○	○	○					その他	早期申請:5月末 一般申請:6月末	有	7月1日以降、随時申請として受付後、30日以内に認否通知	
大阪府	堺市	教育委員会事務局 学校管理部 学務課	072-228-7485	http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/tetsuzuki/hojo/iryohi.html	○	○	○	○	○	○	○						その他	7月中旬(4・5月申請者)、9月中旬(上記特別事情による認定)	有	6~1月申請の認定は、翌月の中旬。 2月申請の認定は、随時。	
大阪府	岸和田市	岸和田市教育委員会 教育総務部総務課	072-423-9607	http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/63/syugakusyourai.html	○	○		○	○	○				○			その他	7月下旬ごろ	有	随時。追加認定は、2月末申請までのもの。	
大阪府	豊中市	教育委員会事務局学校教育課学務係	06-6858-2553	https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/gakkou/enjo/H26shuen.html	○	○		○	○								その他	7月下旬	有	2月末申請まで随時	
大阪府	池田市	池田市教育委員会事務局 管理部 総務・学務課	072-754-6291	http://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/kyoikuiinkai/somu/gyomu/gakko/1415935029312.html	○	○		○										6月初旬	有	随時。追加認定は2月末申請までとする。	
大阪府	吹田市	吹田市教育委員会 教育総務部 教育総務室 学務課	06-6384-2457・2458	http://www.city.suita.osaka.jp/	○	○	○	○	○	○								6月下旬	有	随時。3月末申請まで追加認定	
大阪府	泉大津市	教育部指導課	0725-33-1131(代表)	http://www.city.izumiotsu.lg.jp	○	○		○	○	○				○			その他	毎年度4月末に全児童・生徒へ就学援助の制度案内を送付(転(籍)入学時に教育委員会窓口及び各学校で説明。	当該年度の8月中旬	有	随時。追加認定は3月15日申請までのもの。
大阪府	高槻市	高槻市教育委員会 教育管理課 学務課	072-674-7627	http://www.city.takatsuki.osaka.jp/	○	○	○		○	○	○						その他	7月中旬	有	8月から3月まで	
大阪府	貝塚市	教育委員会事務局学事課	072-433-7108	http://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/kyoiku/gakujimenu/syugakuenjoytandokubetushiensyourei/syugakuenjo.html	○	○		○	○	○								6月下旬	有	随時。追加認定は、2月申請までとする。ただし、転入と生活保護の廃止停止の者に限り3月末までとする。	
大阪府	守口市	教育委員会事務局 指導部 学校教育課	06-6995-3155	www.kyoiku-moriguchi.jp	○	○	○		○	○							その他	7月下旬頃	有	随時。判定をしている。追加認定は2月末申請までとする。	
大阪府	枚方市	枚方市教育委員会事務局学校教育部学務課	050-7105-8044	http://www.city.hirakata.osaka.jp	○	○	○		○	○								6月下旬	有	7月・9月・12月・3月末。追加認定は2月末申請までのものとする。	
大阪府	茨木市	教育総務部学務課	072620-1684	http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kurashi/kodomo/gakko/enjo/131535582676.html	○	○	○		○	○								6月下旬	有	随時。追加認定は3月まで	
大阪府	泉佐野市	泉佐野市教育委員会学校教育課	072-463-1212	http://www.city.izumisano.lg.jp/kurashi/kosodate_kyouiku/kosodate/teate/1301017187585.html	○	○		○	○	○								6月下旬	有	随時。追加認定は2月末申請まで	
大阪府	富田林市	教育総務部教育指導室	0721-25-1000 内線364	http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/sidou/index.htm	○	○				○							その他	7月~8月	有	毎月随時。追加認定は1月末申請まで	
大阪府	八尾市	八尾市教育委員会事務局 学校教育部 学務給食課	072-924-3872	www.city.yao.osaka.jp/0000009142.html	○	○		○	○	○	○						その他	7月初旬	有	追加認定は3学期終業式申請分までとする	
大阪府	寝屋川市	学校教育部教育総務課	072-824-1181	http://www.city.neyagawa.osaka.jp/kurashi/life_event/nyuuen-gaku/137947723838.html	○	○	○	○	○	○								その他	7月下旬	有	11月下旬・2月下旬(原則)
大阪府	河内長野市	教育推進部教育総務課	0721-53-1111	http://www.city.kawachinagano.lg.jp/kakuka/kyoikusushin/kyoikusomu/tetsuzuki/1392788355615.html	○	○		○	○	○								6月下旬	有	申請後1ヶ月以内。追加認定は3学期終業式前までの申請とする。	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等							
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容							
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・追加認定の時期						
大阪府	松原市	教育委員会事務局 教職員課	072-334-1550(代表)	http://www.city.matsubara.osaka.jp/index.cfm/8.1624.47.476.html	○	○		○	○	○	○					○	○	○	その他	8月上旬	申請書受付後、随時決定(追加申請は2月中旬(H28.2.12)までのもの)	
大阪府	大東市	大東市教育委員会事務局 学校教育部 学校管理課	072-870-9642	http://www.city.daito.lg.jp/kakukakaranooisrase/gakoukyoiku/gakoukanri/1254189155479.html	○	○		○	○	○									その他	8月	随時。追加認定は3月末申請まで	
大阪府	和泉市	教育委員会事務局 学校教育部 指導室	0725-41-1551(内 1838)	http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/kyoikubu/sidousitu/faq/kyoikuhi.html		○			○											6月下旬	毎月月初め、追加認定は2月中旬までとする。	
大阪府	箕面市	子ども未来創造局学校生活支援課	072-724-6760	http://www.city.minoh.lg.jp/edukanri/syugakuenjo1.html	○	○	○	○	○										その他	7月初旬	申請の翌月1日付け認定(ただし各月1日にされた申請は当日付け認定とする)。追加認定は3月1日申請までのもの。	
大阪府	柏原市	柏原市教育委員会 教育部 学務課	072-972-1697	http://www.city.kashiwara.osaka.jp/	○	○		○	○	○				○					その他	8月上旬	随時。追加認定は2月末まで。	
大阪府	羽曳野市	羽曳野市教育委員会事務局学校教育室学校教育課	072-947-3907	http://www.city.habikino.lg.jp/		○		○	○											6月下旬	11月下旬、2月下旬	
大阪府	門真市	学校教育部学校教育課学務・保健グループ	06-6902-7107	http://www.city.kadoma.osaka.jp/	○	○		○	○	○										7月中旬	8月から翌年1月末まで毎月	
大阪府	摂津市	教育総務部子育て支援課	06-6383-1980	http://www.city.settsu.osaka.jp/	○	○		○	○	○										5月初旬	追加認定は2月末受付分まで	
大阪府	高石市	教育指導課	072-265-1001(内線2731)	http://www.city.takaishi.lg.jp	○	○		○	○											6月下旬	申請月の翌月。追加認定は2月末申請までのもの。	
大阪府	藤井寺市	教育委員会教育部教育総務課総務担当	072-939-1401(直通)	http://www.city.fujiidera.osaka.jp/curashi/kyoikubunkasupotsu/syotyugakkoyotien/1390198114244.html	○	○		○	○											4月	随時。当該年度の追加認定は3月10日申請分までとする。	
大阪府	東大阪市	東大阪市教育委員会事務局 学校教育部 学事課	06(4309)3272	http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000003598.html	○	○		○	○											6月下旬	随時。追加認定は3月中旬申請までのもの。	
大阪府	泉南市	教育委員会学務課	072-483-3673	http://www.city.sennan.osaka.jp/gakumu/syuugaku_enjo.htm	○	○			○											5月下旬	6月1日から2月15日まで追加認定可能(15日を境に翌月、翌々月認定と処理している)。	
大阪府	四條畷市	教育部 学校教育課	072-877-2121	http://www.city.shijonawate.lg.jp/soshikikarasagasu/kyoiku/gakkokyoku/gyomuanna/tengakutetuzuki_syugakuenjyo_tugakuiki/1425458254931.html	○	○		○	○				○							その他	7月上旬	随時
大阪府	交野市	交野市教育委員会 学校管理課 学務・保健係	072-810-8011	http://www.city.katano.osaka.jp/soshiki/gakukan/	○	○	○	○	○	○											6月下旬	年度内の随時
大阪府	狭山市	大阪狭山市教育委員会事務局教育部学校教育グループ	072-366-0011	http://www.osakasayama.ed.jp/gakko/	○	○		○	○											その他	8月末	随時。2月末申請までのもの
大阪府	阪南市	生涯学習部教育総務課	072-471-5678	http://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/syogai/kyoiku/shugaku_enjoseido.html	○	○				○											6月下旬	随時
大阪府	島本町	教育委員会事務局 教育こども部 教育総務課	075-962-0390	http://www.shimamotocho.jp/gyousei/kakuka/kyoikuikodomobu/kyoikusoumuka/shouchugakkou/shugakuenjo/1238419973388.html	○	○														その他	7月上旬～中旬	随時(ただし、申請月からの認定)
大阪府	豊能町	教育総務課	072-739-3426	http://www.ed.town.toyono.osaka.jp/index.cfm/6.11194.28.html				○	○	○											6月下旬	3月中旬まで随時
大阪府	能勢町	教育委員会学校教育課	072-743-9038	http://www.town.nose.osaka.jp				○	○	○											6月中旬	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期			
大阪府	忠岡町	教育総務課	0725-22-1122	http://www.town.tadaoka.osaka.jp	○	○		○	○								6月下旬		有	随時受付、申請月の翌月より認定、追加認定は2月末申請までとする。
大阪府	熊取町	教育委員会事務局 学校教育課	072-452-6360	http://www.town.kumatori.lg.jp/	○					○	○						6月下旬		有	随時。追加(最終)認定は2月末申請分までのもの。
大阪府	田尻町	教育委員会事務局学事課	072-466-1000(代表)	http://www.town.tajiri.osaka.jp/kakuka/kyoikuinkai/gakujika/1364190560684.html							○						6月下旬		有	随時。追加認定は2月末申請までのもの。
大阪府	岬町	教育委員会事務局 学校教育課	072-492-2719	http://www.town.misaki.osaka.jp/gakkokyoiku/ga_page/ga_page_0006.html	○			○	○								6月下旬		有	随時。追加認定は2月末申請までのもの。
大阪府	太子町	太子町教育委員会事務局 学務指導グループ	0721-98-5532	http://www.town.taishi.osaka.jp/mokuteki/syo_tyugakko/1361949329550.html	○	○		○	○								6月下旬		有	申請月の翌月に認定。また、追加認定は3月1日申請までのもの。
大阪府	河南町	教育委員会事務局 教・育部 教育課 学校教育係	0721-93-2500	http://www.town.kanan.osaka.jp/kurashinogaido/jinseinodekigoto/nyuen_nyugaku/sho_chugakko/1393985596403.html	○			○	○								6月中旬		有	随時受付。最終の追加認定は2月末までの申請とする。
大阪府	千早赤阪村	教育委員会事務局教育課	0721-72-1300	http://www.vill.chihayaakasaka.osaka.jp/mokuteki-nyuennyugaku/33-kyoiku/160-kyoiku-nyugaku.html							○	○					6月中旬		有	随時受付。最終は3月1日までとする。
兵庫県	神戸市	神戸市教育委員会総務部総務課学事計画係	078-322-5763	http://www.city.kobe.lg.jp/child/scholarship/enter/	○				○			○					7月初旬		有	9月・11月・1月・3月
兵庫県	姫路市	姫路市教育委員会学校指導課	079-221-2762	http://www.city.himeji.lg.jp/s110/2212766/26977.html	○	○		○	○	○							6月中旬		有	毎月
兵庫県	尼崎市	尼崎市 教育委員会事務局 学校運営部 学務課	06-6489-6738	http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/school/primary/100shuei.html	○	○		○	○	○	○						6月中旬		有	6月以降毎月(月2回程度)
兵庫県	明石市	教育委員会 学事給食課	(078)918-5056	http://www.edi.akashi.hyogo.jp	○	○		○	○	○	○						6月下旬		有	随時
兵庫県	西宮市	西宮市教育委員会 学事課	0798-35-3851	http://www.nishi.or.jp/contents/0003413000030011400779.html	○	○	○	○	○	○							5月中旬		有	6月中旬、随時
兵庫県	洲本市	教育委員会学校教育課	0799-22-6266	http://www.city.sumoto.lg.jp/contents/20110330151807.html	○						○			毎年、各学校の就学援助事務担当者を集めて当該年度の制度内容について説明(主には、昨年度からの変更点)		例年では7月の上中旬	その他	有	申請のあった日の翌月1日付で認定・不認定を決定	
兵庫県	芦屋市	芦屋市教育委員会 管理部 管理課	0797-38-2085	http://www.city.ashiya.lg.jp/kanri/shoureihi_02.html	○	○		○	○	○	○						6月下旬		有	随時
兵庫県	伊丹市	学校教育部 学校教育室 学事課	072-784-8086	http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/EDGAKO/GAKUZI/SYUGAKUEN/1386673360270.html	○	○		○	○	○							その他	4月、7月	有	8月～3月
兵庫県	相生市	相生市教育委員会管理課	0791-23-7142	http://www.city.aioi.lg.jp/									○	各学校を通じて全世帯に行き渡るよう最長子を通じ、書面で制度を周知。		4月初旬	その他	有	支援が必要であると認めた場合、随時追加認定を行っている。	
兵庫県	豊岡市	こども教育課	0796-23-1451	www.city.toyouka.lg.jp	○	○		○	○								4月		有	随時
兵庫県	加古川市	教育委員会 学務課	079-427-9342	http://www.city.kakogawa.lg.jp	○	○				○			○	全児童生徒に学校経由で就学援助チラシを配布		その他	7月下旬	有	申請受付月の翌月下旬ごろに随時認定処理を行う	
兵庫県	赤穂市	教育委員会総務課	0791-43-6857	www.city.ako.lg.jp/						○			○	2月(児童扶養手当等受給者)、5月(全保護者)に制度案内を配布		前年度の3月	その他	有	7月(一斉)、随時	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助の認定時期等						
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)								(2) (1)でケに○をした場合、その内容						
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期		
兵庫県	西脇市	兵庫県西脇市教育委員会 学校教育課	0795-22-3111	www.city.nishiwaki.lg.jp	○	○								○	毎年6月に児童生徒にチラシを学校を通じて配布	6月下旬		有	随時
兵庫県	宝塚市	教育委員会管理部管理室学事課	0797-77-2366	http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/	○		○	○	○							その他	新小学1年生は4月上旬、転入生は4月下旬、在校生は7月上旬	有	1月末申請まで
兵庫県	三木市	教育委員会こども未来部学校教育課	0794-82-2000						○	○	○					その他	7月	有	申請月の翌月
兵庫県	高砂市	教育部学校教育室学務課	079-443-9053	http://www.city.takasago.lg.jp/	○	○								○	毎年5月中旬に各学校を通じ、全校児童生徒にチラシ兼申込書を配布	その他	7月初旬	有	毎月初旬
兵庫県	川西市	川西市教育委員会事務局 学校教育室 学務課	072-740-1256	http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kodomo/9786/shugaku_e_njyo.html	○	○	○	○	○	○						6月下旬		有	随時
兵庫県	小野市	教育委員会学校教育課	0794-63-2409	http://www.city.ono.hyogo.jp/		○		○	○	○						その他	7月初旬	有	随時
兵庫県	三田市	三田市教育委員会 学校教育課	079-559-5136				○	○	○	○						5月初旬		有	随時認定
兵庫県	加西市	学校教育課	0790-42-8772	http://www.city.kasai.hyogo.jp/01kura/07kyoi/03shug02.htm	○	○								○	申請受付時期に、各学校で全児童生徒へ制度案内を配布	その他	原則：7月上旬、小5・中3：前年度の3月	有	随時
兵庫県	篠山市	兵庫県篠山市教育委員会事務局学事課学事係	079-552-5714	http://www.city.sasayama.hyogo.jp/pc/group/gakuji/education/post-9.html	○			○	○	○						4月		有	申請日の翌月1日認定
兵庫県	養父市	学校教育課	079-664-1627	http://www.city.yabu.hyogo.jp/5674.htm	○			○								その他	前年度の3月下旬	有	随時
兵庫県	丹波市	丹波市教育委員会教育総務課	0795-70-0810	http://www.city.tamba.hyogo.jp/site/kyouiku/	○			○	○	○						5月初旬		有	随時受付
兵庫県	南あわじ市	教育委員会学校教育課	0799-43-5231					○	○	○						5月初旬		有	9月、1月
兵庫県	朝来市	朝来市教育委員会 学校教育課	079-672-4930	http://www.city.asago.hyogo.jp/kvoiku/000000747.html	○	○		○								5月初旬		有	随時(申請月の翌月から支給)
兵庫県	淡路市	淡路市教育委員会教育部学校教育課	0799-64-0001	http://www.city.awaji.lg.jp				○	○	○						5月初旬		有	毎月
兵庫県	宍粟市	教育部教育総務課	0790-63-3121			○				○				○	毎年度、民生委員児童委員向け説明会を実施	4月		有	随時
兵庫県	加東市	兵庫県加東市教育委員会教育総務課	0795-43-0540	http://www.city.kato.lg.jp/index.html						○						6月下旬		有	7月以降、毎月(申請がある場合)
兵庫県	たつの市	学校教育課	0791-64-3179	http://www.city.tatsuno.lg.jp/gakkoukyouiku/shuugakushien.html	○			○		○						4月		有	随時
兵庫県	猪名川町	教育委員会 教育振興課	072-766-6000			○				○						その他	当該年度8月	有	随時
兵庫県	多可町	多可町教育委員会 教育総務課	0795-32-2384	http://www.town.taka.lg.jp/	○	○								○	制度の申請前に保護者向けの案内チラシを配布、ケーブルテレビの町政案内コーナーでの周知、ケーブルテレビでの文字放送、児童扶養手当の面談時に制度の案内	6月下旬		有	随時(申請月の翌月から支給)
兵庫県	稲美町	教育政策部 教育課	079-492-9149	http://www.town.hyogo-inami.lg.jp/contents_detail.php?co=ser&fmid=670	○					○	○					6月下旬		有	申請次月より認定
兵庫県	播磨町	教育総務グループ	079-435-0533	http://www.town.harima.lg.jp/kvoiku/kvoiku/shugakuenio/index.html	○	○				○						その他	7月初め	有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等						
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)でケに○をした場合、その内容						
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・追加認定の時期					
兵庫県	市川町	教育課	0790-26-0001	http://www.town.ichikawa.hyogo.jp				○	○	○				○	○	民生委員協議会の研修会で、制度について周知。	5月中旬		有	随時、申請月に認定	
兵庫県	福崎町	福崎町教育委員会学校教育課	0790-22-0560	http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/			○	○		○							4月		有	毎月随時	
兵庫県	神河町	教育課(学校教育係)	0790-34-0212	http://www.town.kamikawa.hyogo.jp	○			○	○	○							6月下旬		有	随時認定※但し、認定適用は申請日の翌月から。	
兵庫県	太子町	管理課	079-277-1016	http://www.town.hyogo-taishi.lg.jp/soshikikarasagasu/kanri/syougakkou/1423466140814.html	○	○								○		入学説明会で制度(申請期間、支給内容等)を説明	6月中旬		有	7月以降毎月	
兵庫県	上郡町	上郡町教育委員会 教育総務課	0791-52-2911							○	○						4月		有	申請により随時追加	
兵庫県	佐用町	教育委員会 教育課 教育推進室	0790-82-2424			○				○	○						4月		有	随時	
兵庫県	香美町	香美町教育委員会 こども教育課	0796-94-0101	http://www.town.mikata-kami.lg.jp	○						○						4月		有	申請のあったとき、随時	
兵庫県	新温泉町	新温泉町教育委員会 こども教育課	0796-82-5627			○					○						4月		有	随時	
兵庫県	南あわじ市洲本市小中学校組合	教育委員会学校教育課	0799-43-5231					○	○	○							5月初旬		有	9月、1月	
兵庫県	播磨高原広域事務組合	教育委員会	0791-58-0435											○	各学校の校長等に口頭で案内		4月			無	
奈良県	奈良市	教育総務部教育総務課	0742-34-5297	http://www.city.nara.lg.jp	○	○		○	○									当該年度の9月下旬		有	毎月15日までに受付したものを当該月分として認定。当該年度3月15日まで受付ける。
奈良県	大和高田市	大和高田市教育委員会事務局 学校教育課	0745-22-1101(内線151)	http://www.city.yamatotakada.nara.jp (大和高田市ホームページ)		○		○	○									7月上旬		有	随時。追加認定は2月申請までとする。
奈良県	大和郡山市	大和郡山市教育委員会事務局 学校教育課	0743-55-2213	gakkok@city.yamatokoriyama.lg.jp		○		○	○	○	○						5月下旬		有	年度途中申請者は申請日より認定。4/1申請者で所得不明等により審査ができなかった者は所得確認後4/1に遡及して認定。	
奈良県	天理市	学校教育課	0743-63-1001(代)			○		○	○	○							5月下旬		有	随時	
奈良県	橿原市	橿原市教育委員会事務局教育総務部学校教育課	0744-29-5912	http://www.city.kashihara.nara.jp/gakkokyoiku/d_kyouiku/shougakkou/syougakkou/shuugakuenjohi.html	○			○	○	○								当該年度の7月		有	新規申請は市外転入者のみ受付。追加認定の判定は随時
奈良県	桜井市	桜井市教育委員会 学校教育課	0744-42-9111	http://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/kyouikuinkajimukyoku/gakkokyouiku/gakkokyouiku/syuensyugakuenjo.html	○			○	○	○	○						6月下旬		有	毎月初め、随時。追加認定は翌月からの給付なので、2月末までを基本とするが、転入等の場合によってはこの限りではない。	
奈良県	五條市	教育委員会事務局 学校教育課	0747-22-4001	city.gojo.lg.jp										○	家庭訪問時に教職員が説明		6月下旬		有	随時	
奈良県	御所市	教育委員会 学校教育課	0745-62-3001 内線:672	http://www.city.gose.nara.jp/soshiki/7-3-0-0-0.1.html						○	○	○					6月下旬		有	9月末申請まで 転入の場合はその都度	
奈良県	生駒市	教育総務課	0743-74-1111	http://www.city.ikoma.lg.jp/0000000537.html	○	○					○							7月中旬		有	9月1日から2月末までを随時受付期間とし、認定の場合、毎月1日から15日までの受付で当月分から、16日から末日までの受付で翌月分からの支給。
奈良県	香芝市	香芝市教育委員会事務局教育部学校教育課	0745-76-2001	http://www.city.kashiba.lg.jp/kyouiku/	○			○	○	○								7月上旬		有	随時
奈良県	葛城市	学校教育課	0745-48-2811	http://www.city.katsuragi.nara.jp/index.cfm/13.2201.25.html							○						6月下旬		有	随時	
奈良県	宇陀市	宇陀市教育委員会事務局 教育総務課	0745-82-3973	http://www.city.uda.nara.jp/						○	○						6月下旬		有	随時	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)								(2) (1)で○をした場合、その内容	【認定】				
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施		ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・追加認定の時期	
奈良県	山添村	教育委員会事務局	0743-85-0049											必要に応じて保護者に渡してもらおう、各学校に保護者宛のお知らせを配布	4月		有	随時
奈良県	平群町	平群町教育委員会総務課	0745-45-2101	http://www.town.heguri.nara.jp/web/index.html											6月下旬		有	申請した翌月から翌年3月31日まで
奈良県	三郷町	教育総務課	0745-43-7331	https://www.town.sango.nara.jp/cgi-bin/simple_faq/form.cgi											7月中旬		有	当初認定分の受付時期以降の申請、転入学、生活保護受給開始又は廃止など
奈良県	斑鳩町	教育委員会事務局総務課	0745-74-1001												6月下旬		有	随時認定(転入等)
奈良県	安堵町	安堵町教育委員会	0743-57-2033	http://www.town.ando.nara.jp/											その他	7~8月	有	申請書類提出月
奈良県	川西町	教育委員会事務局 総務課	0745-44-2684	http://www.town.nara-kawanishi.lg.jp/											6月下旬		有	要綱に規定される事例が発生した場合に認定審査を行う
奈良県	三宅町	三宅町教育委員会事務局 学校教育課	0745-44-2001	http://www.town.miyake.nara.jp											6月下旬		有	随時
奈良県	田原本町	田原本町教育委員会事務局教育総務課	0744-34-2074	http://www.town.tawaramoto.nara.jp											その他	継続認定(前年度より引き続き申請希望者対象:4月中旬)、新規認定(当該年度の新規申請者6月上旬)	有	申請書類が提出された月の翌月1日付認定
奈良県	曽爾村	教育委員会事務局	0745-94-2104												6月下旬		有	随時
奈良県	御杖村	教育委員会事務局	0745-95-2004	御杖村										保護者の就学(教育)相談の際に、学校(教育委員会)で対応			有	随時
奈良県	高取町	高取町教育委員会事務局	0744-52-3715	http://www.town.takatori.nara.jp/riberute/											6月中旬		有	随時
奈良県	明日香村	教育委員会 教育課	0744-54-3636												その他	8月	有	随時
奈良県	上牧町	教育委員会事務局 教育総務課	0745-76-1001	www.town.kanmaki.nara.jp											その他	7月上旬	有	学校長より申請があれば、その都度審査し追加認定を行う
奈良県	王寺町	学校教育課	0745-72-1031													5月下旬	有	随時
奈良県	広陵町	教育委員会事務局学校教育課	0745-55-1001	http://www.town.koryo.nara.jp											6月下旬		有	随時
奈良県	河合町	教育委員会 総務課	0745-57-0200	http://www.town.kawai.nara.jp/kakuka/kyoikuinkai/kyoikusoumu_ka/kyoiku/nyugakutenkousyugakuenzyo/1317273411526.html												6月初旬	有	随時
奈良県	吉野町	吉野町教育委員会 教育委員会事務局	0746-32-0190													6月中旬	有	随時
奈良県	大淀町	大淀町教育委員会事務局 学務課	0747-52-1522	http://www.town.oyodo.lg.jp/												5月中旬	有	随時
奈良県	下市町	下市町教育委員会	0747-52-1711													4月	有	申請の翌月
奈良県	黒滝村	教育委員会	0747-62-2314													5月初旬	有	随時
奈良県	天川村	教育委員会事務局	0747-63-0321													6月中旬	有	転入生等、該当者がいればその都度
奈良県	野迫川村	教育委員会	0747-37-2115											該当なし(小・中学生をもつすべての保護者に対して、就学補助金を給付を行っているため)		該当なし	無	
奈良県	十津川村	十津川村教育委員会	0746-62-0067												その他	随時	有	随時
奈良県	下北山村	教育委員会事務局	07468-6-0901	http://www.vill.shimokitayama.nara.jp/yakuba/yakuba2-6.html										各学校が把握しているため、制度の周知・通知は行っていない		4月	有	随時
奈良県	上北山村	上北山村教育委員会事務局	07468-2-0001													4月	有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・追加認定の時期	当該年度・追加認定の有無			
奈良県	川上村	教育委員会	0746-52-0240											○	毎年1月に各学校に対して書類を持参し説明した上で、学校から児童扶養手当受給者へ申請書類を配布	4月		有	受給対象の認定月	
奈良県	東吉野村	東吉野村教育委員会事務局	0746-42-0441											○	学校から該当する家庭に伝えている	5月中旬		有	随時	
奈良県	川西町・三宅町 式下中学校組合	教育委員会事務局 総務課	0745-44-2684	http://www.town.nara-kawanishi.lg.jp/	○			○	○	○						6月下旬		有	要綱に規定される事例が発生した場合に認定審査を行う	
和歌山県	和歌山市	学校教育部学校教育課	073-435-1139	http://www3.wakayama-wky.ed.jp/w-gakkyo/	○	○		○	○							6月初旬	前年度からの継続児童生徒分は、4月初旬	有	随時	
和歌山県	海南市	教育委員会総務課庶務係	073-492-3347				○	○	○							4月		有	随時	
和歌山県	橋本市	和歌山県橋本市教育委員会 学校教育課 学務係	0736-33-6115	http://www.chw.jp/	○		○	○	○		○					6月初旬		有	随時	
和歌山県	有田市	教育総務課 総務係	0737-83-1111(代)	http://www.city.arida.lg.jp/kyouiku/untitled.html	○	○										4月		有	随時 申請のあった翌月1日より	
和歌山県	御坊市	御坊市教育委員会 教育総務課	0738-23-5525	http://www.city.gobo.wakayama.jp/lifeevent/nyugaku/sien/1383026747717.html	○	○		○	○							その他	前年2月に認定を行い、否認定者については、再度6月に認定審査を行う。それ以外は、随時認定審査を行っている。	有	新入学児童・生徒の認定審査は5月に行い、否認定者については、再度6月に認定審査を行う。それ以外は、随時認定審査を行っている。	
和歌山県	田辺市	田辺市教育委員会学校教育課	0739-26-9942	http://www.city.tanabe.lg.jp/gakkou/index.html	○	○	○	○	○	○						4月		有	2月20日まで随時	
和歌山県	新宮市	新宮市教育委員会 学校教育課	0735-23-3364				○	○	○							4月		有	随時	
和歌山県	紀の川市	学校教育課	0736-77-0846				○	○	○	○						6月中旬		有	申請があればその都度	
和歌山県	岩出市	教育部 教育総務課	0736-32-2141(代)	http://www.city.iwade.lg.jp/		○		○	○							5月下旬		有	申請月の翌月	
和歌山県	紀美野町	総務学事課	073-489-5910	http://www.town.kimino.wakayama.jp/sogaku/000040.html	○			○	○	○						5月初旬		有	随時	
和歌山県	かつらぎ町	教育委員会総務課	0736-22-0303							○						6月中旬		有	申請があれば、その都度認定する。	
和歌山県	九度山町	九度山町教育委員会学校教育課	0736-54-2019	http://www.town.kudoyama.wakayama.jp/dd.aspx?	○			○								6月下旬		有	年の途中で新たに援助が必要になった者及び転入児童生徒	
和歌山県	高野町	教育委員会	0736-56-3050					○	○	○						6月下旬		無		
和歌山県	湯浅町	教育委員会	0737-63-1111	http://yuasa.ed.jp/	○			○	○	○						その他	8月	有	申請のあった翌月から認定	
和歌山県	広川町	教育委員会	0737-23-7795				○	○	○							6月下旬		有	随時	
和歌山県	有田川町	有田川町教育委員会こども教育課	0737-52-2111				○	○		○						「学校たより」「学級たより」等に制度を記載	6月初旬		有	随時
和歌山県	美浜町	教育課 学校教育班	0738(23)4955				○									4月		有	随時受け付けているが、申請月の翌月の1日付けで認定する。	
和歌山県	日高町	教育課	0738-63-2038	http://www.town.hidaka.wakayama.jp/	○	○										4月		有	申請のあった翌月	
和歌山県	由良町	由良町教育委員会	0738-65-1800				○							○	要・重要保護児童生徒の保護者に通知	4月		有	随時	
和歌山県	印南町	印南町教育委員会	0738-42-1700	http://www.town.wakayama-inami.lg.jp/kyoiku/syugakuenjiyo.html	○					○						6月初旬		有	随時認定	
和歌山県	みなべ町	みなべ町教育学習課	0739-74-2191	http://www.town.minabe.lg.jp/	○			○	○							5月中旬		有	随時	
和歌山県	日高川町	教育委員会	0738-22-8816				○	○	○	○						5月中旬		有	随時認定、認定月は申請日の翌月から。	
和歌山県	白浜町	白浜町教育委員会	0739-43-5830				○	○	○	○						4月		有	申請を受け付けた月から認定される	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)でケに○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期			
和歌山県	上富田町	上富田町教育委員会	0739-47-5930	http://www.town.kamitonda.lg.jp/		○		○	○	○							6月中旬		有	申請の翌月
和歌山県	すさみ町	教育委員会	0739-55-2146					○	○	○							4月		有	随時
和歌山県	那智勝浦町	那智勝浦町教育委員会 学校教育課	0735-52-4686		○				○	○				○			6月下旬		有	随時
和歌山県	太地町	教育委員会	0735-59-2335			○		○	○								4月		有	平成26年10月
和歌山県	古座川町	教育委員会 教育課	0735-72-3344	http://www.town.kozagawa.wakayama.jp/kurashi/sub005.html	○			○									4月		有	随時
和歌山県	北山村	教育委員会	0735-49-2331								○						4月		有	随時
和歌山県	串本町	教育委員会 教育課	0735-72-0017					○	○	○							4月		有	随時
和歌山県	御坊市日高川町中学校組合	御坊市日高川町中学校組合教育委員会	0738-23-5525			○		○	○								その他	前年2月に認定を行い、各認定者については、再度6月に認定審査を行う。それ以外は、随時認定審査を行っている。	有	新入学児童・生徒の認定審査は5月に行い、各認定者については、再度6月に認定審査を行う。それ以外は、随時認定審査を行っている。
鳥取県	鳥取市	鳥取市教育委員会事務局 学校保健給食課	0857-20-3376	http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1421801194854/index.html	○		○	○	○	○							4月		有	随時
鳥取県	米子市	学校教育課	0859-23-5434	http://www.city.yonago.lg.jp/9824.htm	○		○	○	○	○							その他	前年度の2月	有	追加申請は随時受付をしている。認定日の翌月から認定
鳥取県	倉吉市	教育委員会事務局 学校教育課 学務係	0858-22-8166	http://www.city.kurayoshi.lg.jp/p/gyousei/div/kyouiku/gakkou/	○	○	○	○	○	○							4月		有	随時
鳥取県	境港市	学校教育課	0859-47-1085	http://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=1631	○	○	○	○	○	○							4月		有	7月
鳥取県	岩美町	岩美町教育委員会	0857-73-1301	http://www.iwami.gr.jp/dd.aspx?menuid=1142	○	○	○	○	○	○				○			4月		有	随時
鳥取県	若桜町	教育委員会事務局	0858-82-2213	http://www.town.wakasa.tottori.jp/			○	○	○	○							4月		有	随時。2月末まで。
鳥取県	智頭町	教育委員会教育課	(0858)75-3112				○	○	○	○							その他	前年度の3月下旬	有	随時
鳥取県	八頭町	教育委員会事務局学校教育課	0858-84-1231				○	○	○	○				○			4月		有	常時
鳥取県	三朝町	教育総務課	0858-43-3510				○	○	○	○							その他	前年度3月下旬	有	申請のあった日以降の教育委員会
鳥取県	湯梨浜町	教育総務課	0858-35-5364	www.yurihama.jp		○		○	○	○							その他	前年度末の教育委員会定例会において認定	有	随時。毎月の教育委員会定例会において認定
鳥取県	琴浦町	琴浦町教育委員会事務局 教育総務課	0858-52-1160	http://www.town.kotoura.tottori.jp/soshiki/kyouikusoumu/	○	○		○	○	○							4月		有	申請月の翌月
鳥取県	北栄町	教育総務課	0858-37-5870	http://www.e-hokuei.net/category_lst.php?sid=4755&listmode=	○	○	○	○	○	○							6月下旬		有	随時
鳥取県	日吉津村	日吉津村教育委員会	0859-27-5956	http://www.hiezu.jp/index.php?view=3018	○		○	○	○	○							その他	前年度3月	有	随時(申請月の教育委員会に語り、認定の場合は申請月1日から措置)
鳥取県	大山町	鳥取県 大山町教育委員会事務局 幼児・学校教育課	0859-54-5217					○	○	○				○			3月下旬頃		有	随時
鳥取県	南部町	総務・学校教育課	0859-64-3787	http://www.town.nanbu.tottori.jp/admin/kyouikuinkai/gakkou/kyouiku_shugaku/	○	○		○	○	○							4月		有	毎月下旬、随時
鳥取県	伯耆町	伯耆町教育委員会事務局総務学事室	0859-62-0927			○		○	○	○							4月		有	随時(原則4~12月の間、毎月)
鳥取県	日南町	教育委員会事務局教育課	0859-82-1118	http://www.town.nichinan.tottori.jp/										○			4月		有	毎月
鳥取県	日野町	教育課	0859-72-2107	http://www.town.hino.tottori.jp/2425.htm	○	○	○	○	○	○							4月		有	随時。

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法											2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)											(2) (1)でケに○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期				
鳥取県	江府町	教育振興課	0859-75-2223	http://www.town-kofu.jp/				○	○									5月初旬		有	随時
鳥取県	米子市日吉津村中学校組合	学校教育課	0859-23-5434	http://www.city.yonago.lg.jp/9824.htm	○		○	○	○	○								その他	前年度の2月	有	追加申請は随時受付をしている。認定日の翌月からの認定。
鳥根県	松江市	松江市教育委員会学校教育課	0852-55-5416	http://www.city.matsue.shimane.jp/	○	○	○		○	○			○					5月中旬		有	随時。追加認定は3月末申請まで
鳥根県	浜田市	教育部 学校教育課	0855-25-9711	http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1001000001375/index.html	○	○	○	○	○	○								6月中旬		有	随時受付(3月15日まで受付)
鳥根県	出雲市	教育委員会教育政策課	0853-21-6190	http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1165300942538/index.html	○	○		○	○									5月下旬		有	随時
鳥根県	益田市	教育委員会学校教育課	0856-31-0451	http://www.city.masuda.lg.jp/	○		○	○	○									5月中旬		有	毎月初め、随時。追加認定は翌年2月末申請までとする。
鳥根県	大田市	教育部 総務課	0854-82-1600	http://www.city.ohda.lg.jp/tag/433/	○		○	○	○	○								その他	4月下旬	有	申請月の翌月中旬
鳥根県	安来市	教育委員会 教育総務課 学事係	0854-23-3235	http://www.city.yasugi.shimane.jp/busyo/kyoikuiinkai/soumu/oshirase/shuuen.html	○	○		○	○	○	○	○						4月		有	随時
鳥根県	江津市	江津市教育委員会 学校教育課	0855-52-7495	http://www.city.gotsu.lg.jp/	○	○		○	○	○								4月		有	5月～2月
鳥根県	雲南市	教育委員会学校教育課	0854-40-1072	http://www.city.unnan.shimane.jp/	○			○	○	○								4月		有	随時
鳥根県	奥出雲町	教育総務課	0854-52-2672	(特になし)				○	○	○								4月		有	随時
鳥根県	飯南町	飯南町教育委員会	0854-76-3944	http://www.inan.jp/			○	○	○	○			○					5月中旬		有	随時
鳥根県	川本町	教育委員会	0855-72-0704	http://www.town.shimane-kawamoto.lg.jp/				○	○	○								6月中旬		有	随時
鳥根県	美郷町	美郷町教育委員会	0855-75-1217	http://www.town.shimane-misato.lg.jp/267.html	○		○	○	○	○								その他	6月または7月の教育委員会認定	有	年度内随時
鳥根県	邑南町	邑南町教育委員会 学校教育課	0855-83-1126	http://www.town.ohnan.lg.jp/	○		○	○	○	○			○					6月中旬		有	年度内随時
鳥根県	津和野町	津和野町教育委員会	0856-72-1854					○	○	○								6月初旬		有	随時
鳥根県	吉賀町	教育委員会	0856-77-1285	-	○			○	○	○								4月		有	随時(毎月)
鳥根県	海士町	教育委員会 教育総務課	08514-2-1222					○	○									4月		有	随時
鳥根県	西ノ島町	西ノ島町教育委員会教育課	08514-6-0171						○									その他	7月上旬	有	時期に定めなし
鳥根県	知夫村	教育委員会	08514-8-2301						○									5月下旬		有	都度申し出による
鳥根県	隠岐の島町	教育委員会総務学校教育課学校教育係	08512-2-2095	http://www.town.okinoshima.shimane.jp/www/index.html	○			○	○	○								4月		有	随時
岡山県	岡山市	岡山市教育委員会事務局就学課	086-803-1587	http://www.city.okayama.jp/kvouiiku/shuugaku/shuugaiku_00004.html	○	○		○	○	○	○							その他	7月中旬	有	9月下旬・1月下旬・途中転入は3月学期末まで
岡山県	倉敷市	教育委員会学事課	086-426-3825	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/6723.htm	○	○		○	○	○								6月中旬		有	随時。ただし申請受付締切は1月15日。
岡山県	津山市	津山市教育委員会学校教育課	0868-32-2116	https://www.city.tsuyama.lg.jp	○	○		○	○	○								6月下旬		有	随時
岡山県	玉野市	玉野市教育委員会学校教育課	0863-32-5575	http://www.city.tamano.lg.jp/docs/2014021700571/	○	○		○	○	○	○							6月中旬		有	毎月初め、随時。追加認定は2月25日申請(教育委員会到着分)までとする。

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等								
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容								
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期						
岡山県	笠岡市	笠岡市教育委員会 学校教育課	0865-69-2152	http://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/27/	○	○		○	○	○						○	○	○	○	その他	原則4月20日受付分までを審査。4月25日までに当初認定・不認定を保護者へ通知。	有	申請書受理日の月末に審査を行い、翌月の1日から認定
岡山県	井原市	井原市教育委員会 学校教育課	0866-62-9532	http://www.city.ibara.okayama.jp	○			○	○	○										5月下旬		有	随時
岡山県	総社市	総社市教育委員会 庶務課	0866-92-8353	http://www.city.soja.okayama.jp	○			○	○	○										6月下旬		有	随時
岡山県	高梁市	高梁市教育委員会学校教育課	0866-21-1508						○											6月下旬		有	随時
岡山県	新見市	新見市教育委員会 学校教育課	0867-72-6146	http://www.city.niimi.okayama.jp/		○			○	○										その他	7月	有	随時
岡山県	備前市	教育総務課	0869-64-1802	http://www.city.bizen.okayama.jp/busyo/kyouiku/shomu/kyouikusomu.html	○	○		○	○											6月下旬		有	随時
岡山県	瀬戸内市	瀬戸内市教育委員会 総務学務課	(0869) 34-5640	http://www.city.setouchi.lg.jp	○	○			○	○										6月中旬		有	1月末まで随時(毎月月末締切)
岡山県	赤磐市	教育委員会教育総務課	086-955-6807	http://www.city.akaiwa.lg.jp/life-gide/syugakuenjiyo.html	○	○	○	○	○	○										6月初旬		有	申請のあった月の翌月初旬。追加認定は2月末までに申請受理のもの。
岡山県	真庭市	真庭市教育委員会教育総務課	0867-42-1085	http://www.city.maniwa.lg.jp/webapps/www/info/detail_2jsp?id=3336	○			○	○	○				○	学校事務向け説明会を開催					6月初旬		有	随時
岡山県	美作市	教育総務課	0868-72-2900		○			○	○	○										6月中旬		有	随時
岡山県	浅口市	教育委員会事務局 学校教育課	0865-44-7012	http://www.city.asakuchi.lg.jp/kurashi/kyoiku/enjo.html	○	○														4月	次年度への継続認定については、前年度の2月頃	有	随時
岡山県	和気町	教育総務課	0869-88-1101						○	○										6月下旬		有	随時
岡山県	早島町	早島町教育委員会 学校教育課	086-483-2211	http://www.town.hayashima.lg.jp/benriyou/39/1396.html	○			○	○											6月下旬		有	随時受付・毎月下旬認定。最終締め切りは2月16日まで。
岡山県	里庄町	教育委員会	0865-64-7212	http://www.town.satosho.okayama.jp	○					○				○	5月下旬に各学校を通じて、保護者向けに就学援助制度の書類を配付					6月下旬		有	随時
岡山県	矢掛町	教育課 学校教育係	0866-82-2100	http://www.town.yakage.lg.jp/kyoiku/kyoiku.html	○			○	○	○										6月中旬		有	随時
岡山県	新庄村	教育課	0867-56-3178	http://www.vill.shinjo.okayama.jp/										○	小中学校共に制度についての認識があるため特段の周知を行っていない。					その他	随時	有	随時
岡山県	鏡野町	鏡野町教育委員会 学校教育課	0868-54-7799	http://www.town.kagaminol.g.jp/kyoui/index.htm			○	○	○	○										4月		有	6月、6月以降随時
岡山県	勝央町	教育委員会教育振興部	0868-38-1752					○	○	○										6月初旬		有	家庭の状況に応じて、随時実施。
岡山県	奈義町	奈義町教育委員会 教育総務課	0868-36-4195	http://www.town.nagi.okayama.jp/			○		○	○										6月初旬		有	随時
岡山県	西粟倉村	教育委員会	0868-79-2216					○	○											6月初旬		無	
岡山県	久米南町	教育委員会	086-728-2711					○												4月		有	随時
岡山県	美咲町	美咲町教育委員会 教育総務課	0868-66-2873					○						○	学校での入学説明会等を利用して周知。前年度認定者に対して、申請書を送付。					6月中旬		有	随時(最終申請期限は1月15日)
岡山県	吉備中央町	吉備中央町教育委員会	0866-56-9191						○											6月下旬		有	随時。
岡山県	笠岡組合	岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合教育委員会	0865-69-2152	http://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/27/	○	○		○	○	○										その他	原則4月20日受付分までを審査。4月25日までに当初認定・不認定を保護者へ通知。	有	申請書受理日の月末に審査を行い、翌月の1日から認定
広島県	広島市	広島市教育委員会 学校教育部 学事課 学事係	082-504-2469	http://www.city.hiroshima.lg.jp/	○	○		○	○	○				○						5月中旬		有	5月以降随時
広島県	呉市	呉市教育委員会 学校教育課	0823-25-3568	http://www.city.kure.hiroshima.jp/~gakukyou/H27syugakusyori.html	○	○		○	○	○										4月		有	随時追加認定を行う
広島県	竹原市	竹原市教育委員会 学校教育課	0846-22-7753	http://www.city.takehara.lg.jp/	○	○		○	○											6月下旬		有	随時認定
広島県	三原市	三原市教育委員会 学校教育課	0848-67-6154	http://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/44/	○	○		○	○											6月中旬		有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等							
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容							
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類に記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期					
広島県	尾道市	教育指導課	0848-20-7474	http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/www/service/detail.jsp?id=1748	○	○		○	○	○					○	○	転入手続き等による来庁時に就学援助制度の書類を配布。各学校での入学説明会で配布。	6月初旬		有	毎月末頃	
広島県	福山市	学校教育部学事課	084-928-1169	http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kosodate/7841.html	○	○		○	○	○								6月初旬		有	追加認定は3月初旬が最終	
広島県	府中市	学校教育課	0847-43-7193	http://www.city.fuchu.hiroshima.jp/kyoiku/gakkoannai/shugakuenjo/index.html	○			○	○	○								4月		有	随時	
広島県	三次市	学校教育課	0824-62-6184	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/gakkou/m/shinsei/shinsai2.html	○	○		○	○										5月下旬		有	随時
広島県	庄原市	庄原市教育委員会 教育部 教育指導課 学事係	0824-73-1183					○	○	○									6月下旬		有	随時
広島県	大竹市	教育委員会総務学事課	0827-59-2185	http://www.city.otake.hiroshima.jp/kosodate/kyoiku/index.html	○	○		○	○				○	12月頃、各学校で全学年に、新小学1年生には新入学説明会時に配布。民生委員に対しても案内を周知。				4月		有	随時	
広島県	東広島市	東広島市教育委員会 学校教育部 学事課	082-420-0975	http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/soshiki/54/syugakuenjo-28.html	○	○		○	○	○								6月初旬		有	申請があれば、随時認定を行う	
広島県	廿日市市	廿日市市教育委員会教育部教育指導課学事グループ	0829-30-9202	http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/57/10292.html	○	○		○	○									5月下旬		有	随時認定	
広島県	安芸高田市	教育総務課	0826-42-0049	www.akitakata.jp			○	○	○	○								5月下旬		有	随時	
広島県	江田島市	江田島市 教育委員会 学校教育課	0823-40-3035	http://www.edc.etajima.hiroshima.jp/procedre/prog_p03.html	○	○		○	○	○		○						その他	前年度の3月	有	随時	
広島県	安芸郡府中町	府中町教育委員会学校教育課	082-286-3271	www.town.fuchu.hiroshima.jp	○	○	○	○	○	○								4月		有	随時	
広島県	海田町	海田町教育委員会 学校教育課	082-823-9216	http://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/detail.php?if_id=465	○		○	○	○	○								6月下旬		有	随時	
広島県	熊野町	学校教育課	082-820-5620		○	○	○	○	○										4月		有	随時
広島県	坂町	学校教育課	082-820-1523					○	○	○									4月		有	受給申請書受付日の属する月の翌月認定
広島県	安芸太田町	学校教育課	0826-22-1212					○	○										4月		有	随時
広島県	北広島町	教育委員会学校教育課	050-5812-1858				○	○	○	○									5月初旬		有	6月期、随時
広島県	大崎上島町	教育委員会 総務課	0846-64-2074				○	○	○	○									5月中旬		有	随時
広島県	世羅町	世羅町教育委員会学校教育課	0847-22-0548	http://www.town.sera.hiroshima.jp/boe/				○	○										6月下旬		有	随時
広島県	神石高原町	教育委員会学校教育課	0847-89-3341	http://www.jinsekigun.jp/ja/	○			○	○										5月中旬		有	随時受付、教育委員会定例会にて認定。
山口県	下関市	下関市教育委員会教育部学校教育課	083-231-1570	http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1455759511399/index.html	○	○		○	○										6月下旬		有	随時(申請日の翌月認定(但し、1日付申請のみ当月認定))
山口県	宇部市	宇部市教育委員会総務課	0836-34-8604	http://www.city.ube.yamaguchi.jp/kosodate/teate/shuugakuenjo/index.html	○			○		○									4月		有	随時(申請月の翌月末)
山口県	山口市	教育委員会 学校教育課	083-934-2862	http://www.city.yamaguchi.lg.jp/	○	○		○	○				○	学校だよりに掲載してもらうように学校へ依頼				6月下旬		有	毎月始め、随時、前月の追加申請分を認定処理。	
山口県	萩市	学校教育課庶務係	0838-25-3141	http://www.city.hagi.lg.jp/	○	○		○	○	○			○	ケーブルテレビで放送している市の広報番組の中で、制度の説明を行っている。				6月中旬		有	随時	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等				
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で〇をした場合、その内容				
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期		
山口県	防府市	学校教育課	0835-25-2493	http://h0hu.yamaguchi.jp/soshiki/38/syugaku.html	○	○		○						○	前年度の3月中旬に学校に書類を送り、学校から児童生徒を選び保護者に書類を配布(転入等については、市民課で書類を配布)	6月中旬		有	毎月月上旬認定、随時申請受付、追加認定は1月末申請まで
山口県	下松市	教育委員会 学校教育課	0833-45-1868	http://www.city.kudamatsu.lg.jp	○	○		○		○						6月中旬		有	申請月の翌月初旬
山口県	岩国市	学校教育課	0827-29-5204	http://www.city.iwakuni.yamaguchi.jp/www/contents/1360819440119/index.html	○	○		○	○							6月初旬		有	申請書提出月の翌月初旬、追加認定は2月末申請までとする。
山口県	光市	光市教育委員会 教育総務課	0833-74-3601	http://www.city.hikari.lg.jp/kyoiku/soumu/shuugakuenryo.html	○	○										6月下旬		有	随時(申請月の翌月初旬に判定)
山口県	長門市	学校教育課	0837-23-1258	www.city.nagato.yamaguchi.jp	○	○		○	○							6月下旬		有	随時
山口県	柳井市	学校教育課	0820-22-2111(内線321)					○	○							6月下旬		有	申請書提出月の翌月初旬、追加認定は2月末申請までとする。
山口県	美祢市	美祢市教育委員会学校教育課	0837-52-1118	http://www2.city.mine.lg.jp/www/toppage/000000000000/AMP03000.html	○	○		○	○	○						6月下旬		有	申請のあった月の翌月
山口県	周南市	教育部 学校教育課	0834-22-8543	http://www.city.shunan.lg.jp/section/ed-gakkyo/syugaku.html	○	○		○	○	○						7月初旬	その他	有	随時、当該年度末まで
山口県	山陽小野田市	学校教育課	0836-82-1202	http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/soshiki/38/syuugakuenryo.html	○	○	○									6月下旬		有	随時
山口県	周防大島町	周防大島町教育委員会 学校教育課	0820-78-2204			○										5月初旬		有	申請の都度、認定を行う。
山口県	和木町	教育委員会事務局	0827-53-3123	http://www.town.waki.lg.jp/kyoiku/	○	○										4月		有	随時
山口県	上関町	上関町教育委員会教育文化課総務係	0820-62-0245				○									6月下旬		有	随時
山口県	田布施町	田布施町教育委員会学校教育課	0820-52-5812					○		○						6月下旬		有	随時。認定されれば、申請月の翌月から支給開始。
山口県	平生町	教育委員会 学校教育課	0820-56-6083	http://www.town.hirao.lg.jp/				○								6月下旬		有	毎月初め。ただし、2月末申請まで。
山口県	阿武町	事務局	08388-2-0501	http://www.town.abu.lg.jp/			○	○	○							6月中旬		有	随時
徳島県	徳島市	徳島市教育委員会 学校教育課	088-621-5414	http://sv050779/gakko_kyoiku/gaiyo13.html	○	○		○	○	○				○	教職員・保護者には制度の説明を行っていないが、学校現場での就学援助事務担当者を集めての説明会は、毎年年度初めに行っている。教職員向けの書類を教育委員会が作成し、配布するよう説明会で周知している。	6月下旬		有	毎年始め-随時
徳島県	鳴門市	鳴門市教育委員会学校教育課	088-686-8802	http://www.city.naruto.tokushima.jp/contents/school/shugakuenjo.html	○	○	○		○	○						6月中旬		有	随時受付し、認定日は申請のあった日の属する月の翌月1日。2月末日申請まで受付。
徳島県	小松島市	教育委員会 学校課	0885-32-3811	http://www.city.komatsushima.tokushima.jp	○	○		○	○							その他	7月初旬	有	申請月の翌月
徳島県	阿南市	阿南市 教育委員会 学校教育課	0884-22-3390	http://www.city.anan.tokushima.jp/					○	○						6月下旬		有	随時認定(申請月の翌月1日付)申請の受付は2月末までとしている
徳島県	吉野川市	吉野川市教育委員会学校教育課	0883-22-2273	http://www.city.yoshingawa.lg.jp/docs/2015061100048/	○	○				○				○	民生委員に制度の説明会を実施し周知(民生委員月例会を活用・年1回)	6月下旬		有	随時(申請受付日の属する月の翌月から認定)
徳島県	阿波市	教育委員会 学校教育課	0883-36-8741	http://www.city.awa.lg.jp/	○			○	○							4月		有	申請日の翌月1日
徳島県	美馬市	美馬市教育委員会 教育総務課	0883-52-8010					○	○	○						4月		有	申請月の翌月
徳島県	三好市	三好市教育委員会	0883-72-3555	http://www.miyoshi.ed.jp/	○	○		○	○	○						6月中旬		有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等									
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)でケに○をした場合、その内容									
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・追加認定の時期	当該年度・追加認定の有無							
徳島県	勝浦町	教育委員会	0885-42-2515																				有	毎月初め
徳島県	上勝町	教育委員会	0885-45-0111	www.kamikatsu.jp																			有	随時
徳島県	佐那河内村	教育委員会	088-679-2817																				有	随時
徳島県	石井町	教育委員会 学校教育課	088-674-7505	http://www.town.ishii.lg.jp/																			有	随時
徳島県	神山町	神山町教育委員会	088-676-1522	http://www.town.kamiyama.lg.jp																			有	随時
徳島県	那賀町	那賀町教育委員会	0884-62-1106																				有	随時
徳島県	牟岐町	牟岐町教育委員会	0884-72-0107																				有	申請書提出後の定例教育委員会において
徳島県	美波町	教育委員会	0884-77-3620	http://www.town.minami.tokushima.jp/																			有	毎月末の定例教育委員会で認定。追加認定は2月末申請まで
徳島県	海陽町	教育委員会	0884-73-1246	http://www.town.kaiyo.lg.jp/																			有	毎月開催の定例教育委員会で審査し、認定開始日は翌月初日とする
徳島県	松茂町	松茂町教育委員会 学校教育課	088-699-8719	http://www.town.matsushige.tokushima.jp/																			有	申請のあった月の翌月認定
徳島県	北島町	北島町教育委員会事務局	088-698-9812																				有	各月頭
徳島県	藍住町	藍住町教育委員会	088-637-3128																				有	申請月の翌月認定
徳島県	板野町	板野町教育委員会	088-672-0136																				有	申請月の初日
徳島県	上板町	教育委員会事務局	088-694-6814																				有	その都度(申請月の翌月1日認定)
徳島県	つるぎ町	教育委員会	0883-62-2331																				有	随時
徳島県	東みよし町	学校教育課	0883-79-3630																				有	申請後、最初の教育委員会
香川県	高松市	高松市教育委員会 学校教育課	087-839-2616	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/2936.html																			有	随時
香川県	丸亀市	教育部総務課	0877-24-8820	http://www.city.marugame.lg.jp/																			有	毎月
香川県	坂出市	坂出市教育委員会 学校教育課	0877-44-5024	http://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/gakkoukyouiku/syoutyu-syugakuenjyo.html																			有	随時受付、認定
香川県	普通寺市	普通寺市教育委員会 教育総務課	0877-63-6326	なし																			有	随時
香川県	観音寺市	教育委員会 学校教育課	0875-23-3938	http://www.city.kanonji.kagawa.jp/																			有	随時申請受付し、申請の翌月から認定
香川県	さぬき市	教育委員会事務局 学校教育課	0879-42-3106	http://www.city.sanuki.kagawa.jp/																			有	毎月1日付け、随時、追加認定は1月末申請まで。
香川県	東かがわ市	教育委員会事務局 学校教育課	0879-26-1237	https://www.higashikagawa.jp/																			有	申請月の翌月1日
香川県	三豊市	三豊市教育委員会事務局 学校教育課	0875-62-1139	http://www.city.mitoyo.lg.jp (三豊市ホームページ)																			有	申請の受付は随時、受付後はその月末までに認定している。
香川県	土庄町	土庄町教育委員会 教育総務課	0879-62-7012																				有	随時(認定日は、申請日翌月1日)。追加認定は3月20日申請まで
香川県	小豆島町	小豆島町教育委員会事務局 学校教育課	0879-82-7014																				有	毎月の教育委員会において審査をかける
香川県	三木町	教育総務課	087-891-3313	http://www.town.miki.lg.jp/																			有	随時
香川県	直島町	教育委員会	087-892-2882																				有	随時
香川県	宇多津町	教育委員会 学校教育課	0877-49-8007																				有	申請があり次第、随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)								(2) (1)でケに○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期	
香川県	綾川町	教育委員会事務局 学校教育課	087-876-1180	http://www.town.avagawa.kagawa.jp/										入学説明会時に学校から制度を説明	6月中旬		有	毎月末
香川県	琴平町	生涯教育課	0877-75-6715				○		○						6月中旬		有	申請があればその都度対応する
香川県	多度津町	教育委員会教育課	0877-33-0700	http://www.town.tadotsu.kagawa.jp/itwinfo/11876/	○		○								4月		有	毎月の教育委員会
香川県	まんのう町	まんのう町教育委員会	0877-73-0108				○		○	○					6月初旬		有	随時
香川県	三豊市観音寺市学校組合	三豊市観音寺市学校組合教育委員会事務局	0875-62-1110					○						就学説明会時に、学校が就学援助制度の案内(教育委員会作成)を配布(説明)。	4月		有	申請の受付は随時。受付後、その月末までに認定している。
愛媛県	松山市	教育委員会事務局 学校教育課	089-948-6590	http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kosodate/gakko/kyoiku/syugakuenijo.html	○	○		○	○	○					4月		有	随時
愛媛県	今治市	教育委員会事務局 学校教育課	0898-36-1601	www.city.imabari.ehime.jp/	○										5月初旬		有	毎月初め(申請月の翌月認定)最終2月
愛媛県	宇和島市	宇和島市教育委員会 教育総務課	0895-24-1111	http://www.city.uwajima.ehime.jp	○	○		○	○	○					4月		有	随時(追加認定の申請期限などは特に設けていない。)
愛媛県	八幡浜市	八幡浜市教育委員会 学校教育課	0894(22)3111	http://www.city.yawahama.ehime.jp/bunya/kyoiku/	○	○									4月		有	随時。追加認定の期限無し。
愛媛県	新居浜市	教育委員会事務局学校教育課	0897-65-1301	http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/gakkou/440.html	○		○	○	○	○					4月		有	随時
愛媛県	西条市	西条市教育委員会 学校教育課	0897-56-5151	http://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/gakkokyoiku/	○			○	○					保健福祉部発行のハンドブックに記載。在校生の保護者に対し、制度についての書類を年1回配布。学校によりは年2回掲載。転入学生には、転入学時にその他の書類と合わせて配布。	5月中旬		有	随時
愛媛県	大洲市	大洲市教育委員会事務局 教育総務課	0893-24-1733					○							4月		有	随時
愛媛県	伊予市	伊予市教育委員会事務局 学校教育課	089-989-9871	http://www.city.iyo.lg.jp				○	○						4月		有	随時
愛媛県	四国中央市	四国中央市教育委員会学校教育課	0896-28-6045	https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshikikara/kyouikuin/kai/gkk/shugaku_enzyo.html	○									家庭訪問時に、担任教諭が各家庭の実情を見て、就学援助制度の説明をする等している。	4月		有	毎月初め、随時。1月末申請分まで認定。
愛媛県	西予市	教育部学校教育課	0894-62-6414					○	○						4月		有	随時
愛媛県	東温市	東温市教育委員会学校教育課	089-964-4420	http://www.city.toon.ehime.jp/kyoiku/				○		○					4月		有	随時
愛媛県	上島町	上島町教育委員会 学校教育課 学校教育係	0897-77-2207				○								6月下旬		有	その都度
愛媛県	久万高原町	久万高原町教育委員会 学校教育班	0892-21-0139					○		○					4月		有	随時
愛媛県	松前町	学校教育課	089-985-4125					○							4月		有	随時
愛媛県	砥部町	学校教育課	089-962-4820	http://www.town.tobe.ehime.jp/soshiki/10/syuuugakuenijo.html	○	○		○		○					その他	前年度3月末、新1年生は4月末。	有	毎月末、4月～翌年1月まで。
愛媛県	内子町	内子町教育委員会事務局学校教育課	0893-44-2124				○							毎年度10月頃に、保護者への周知文書を教育委員会で作成し、転入学児童と在学児童生徒の保護者全員に配布するよう、学校に周知している。配布時期は学校に任せている。	4月		有	随時
愛媛県	伊方町	教育委員会事務局 学校教育室	0894-38-0211(内線332)					○						新入生については、入学説明会の際に案内文書を配布。在校生については、前年度の12～1月あたりに案内文書を各学校より配布。	その他	前年度の3月末頃	有	随時
愛媛県	松野町	教育委員会 教育課	0895-42-1118	なし				○		○					4月		有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)								(2) (1)で○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期	
愛媛県	鬼北町	生涯教育課	0895-45-1111					○	○						4月		有	申請があれば随時
愛媛県	愛南町	愛南町教育委員会 学校教育課	0895-72-1113	http://ainan-tesnet.ed.jp/	○	○	○	○	○	○					4月		有	毎月随時。追加認定は2月末までの申請とする。
愛媛県	篠山小中学校組合	愛南町教育委員会	0895-72-1113	http://ainan-tesnet.ed.jp/	○	○	○	○	○						4月		有	毎月月末、随時。追加認定は2月末申請までとする。
高知県	高知市	高知市教育委員会人権・こども支援課	088-823-9468	https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/83/shugakuenjo.html	○	○	○	○	○	○					4月		有	随時
高知県	室戸市	学校保育課	0887-22-5141					○	○						4月		有	随時
高知県	安芸市	安芸市教育委員会学校教育課	0887-35-1021	http://www.city.aki.kochi.jp/life/dtl.php?hdnKey=1164	○	○	○	○	○	○					6月中旬		有	随時
高知県	南国市	南国市教育委員会学校教育課	088-880-6568	http://www.city.nankoku.lg.jp/life/life_dtl.php?hdnKey=2786	○	○	○		○						4月		有	毎月、定例教育委員会にて認定。3月定例教育委員会の直前の本曜日まで受付。
高知県	土佐市	学校教育課	088-852-7723	http://www.city.tosa.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=1784	○								○		4月		有	随時受付。認定は申請月の翌月1日付。追加認定は2月末申請までとする。
高知県	須崎市	須崎市教育委員会事務局学校教育課学校教育係	0889-42-5291			○	○		○	○					6月下旬		有	随時
高知県	宿毛市	宿毛市教育委員会 学校教育課	0880-63-1102	http://www.city.sukumo.kochi.jp/gakkou/kyoiku				○	○	○					5月初旬		有	毎月月初め、追加認定は2月末申請までとする
高知県	土佐清水市	教育委員会 学校教育課	0880-82-1116						○	○					6月初旬		有	随時
高知県	四万十市	四万十市教育委員会学校教育課	0880-34-5445	http://www.city.shimanto.lg.jp/topj.html	○	○		○	○	○			○		6月下旬		有	申請を受理した日の属する月の翌月の初日最終認定可能時期。2月末申請
高知県	香南市	香南市教育委員会学校教育課	0887-57-7521	https://www.city.kochi-konan.lg.jp/kyoiku/	○	○							○		4月		有	随時
高知県	香美市	教育振興課 学校教育班	0887-53-1081	香美市HP	○	○		○	○						4月		有	毎月
高知県	東洋町	東洋町教育委員会	0887-29-3037	http://www.town.toyo.kochi.jp/contents/				○		○			○		4月		有	申請が提出された月
高知県	奈半利町	奈半利町教育委員会	0887-38-8188										○		5月初旬		有	随時
高知県	田野町	教育委員会	0887-38-2511	http://www.chugai.or.jp/tano/			○		○	○					4月		有	随時
高知県	安田町	教育委員会	0887-38-5711				○	○	○						6月初旬		有	随時
高知県	北川村	北川村教育委員会	0887-32-1223										○	各家庭へ制度案内を配布	5月下旬		有	随時
高知県	馬路村	教育委員会	0887-44-2216				○	○							6月下旬		有	申請があった時に随時
高知県	芸西村	芸西村教育委員会	0887-33-2400				○	○							6月下旬		有	随時
高知県	本山町	教育委員会	0887-76-3913	http://www.town.motoyama.kochi.jp/				○	○						6月初旬		有	随時
高知県	大豊町	大豊町教育委員会	0887-72-0458				○	○							5月初旬		有	随時
高知県	土佐町	教育委員会	0887-82-0483	http://www.town.tosa.kochi.jp/publics/index/7/				○	○						4月		有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期			
高知県	大川村	大川村教育委員会事務局	0887-84-2449												○	世帯数が少ないので個別に対応している。	4月		有	随時
高知県	いの町	いの町教育委員会事務局	088-893-1922	http://www.town.ino.kochi.jp/			○	○	○							就学時検診時に保護者に対して説明	5月下旬		有	随時、9月
高知県	仁淀川町	教育委員会	0889-35-0019	http://www.town.niyodogawa.lg.jp/life/life/dtd.php?hdnKey=994	○			○	○								4月		有	随時
高知県	中土佐町	中土佐町教育委員会事務局	0889-57-2023	http://www.town.nakatosa.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=256	○		○		○								6月中旬		有	随時
高知県	佐川町	佐川町教育委員会事務局	0889-22-1110	http://www.town.sakawa.lg.jp/	○		○		○	○							4月		有	随時
高知県	越知町	生涯学習課	0889-26-3511	www.town.ochi.kochi.jp											○		4月		有	随時
高知県	樽原町	教育委員会事務局 生涯学習課学校教育係	0889-65-1350					○	○						○	教育委員会が入学説明会へ出向き保護者へ説明	その他	3月定例教育委員会時	有	随時
高知県	日高村	日高村教育委員会	0889-24-5115	http://www.kochinet.ed.jp/hidaka-v/			○	○	○								4月		有	随時
高知県	津野町	津野町教育委員会学校教育課	0889-62-2258				○		○								4月		有	随時
高知県	四万十町	四万十町教育委員会事務局学校教育課	0880-22-2594	http://www.town.shimanto.lg.jp					○	○							4月		有	随時(年度末申請まで)
高知県	大月町	大月町教育委員会	0880-73-1118					○	○	○							4月		有	毎月下旬
高知県	三原村	教育委員会	0880-46-2559					○	○	○							4月		有	随時
高知県	黒潮町	黒潮町教育委員会 学校教育第1係	0880-55-3190	http://www.town.kuroshio.lg.jp/ 黒潮町公式ホームページ				○	○	○							4月		有	毎月末 定例教育委員会認定
高知県	日高村佐川町学校組合	教育委員会	0889-20-1518				○								○	在校生については、進級前(年度末)に書類を配付	4月		有	随時
福岡県	北九州市	北九州市教育委員会学務課	093-582-2378	http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyoiku/file_0081.html	○	○		○	○	○							4月		有	随時
福岡県	福岡市	教育委員会 教育支援部 教育支援課	092-711-4693	http://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/gakkoshien/ed/shuugaku-enjo.html	○	○		○	○	○							6月初旬		有	申請月の翌月又は翌々月頃(※申請件数等により異なる)
福岡県	大牟田市	大牟田市教育委員会事務局学務課	0944-41-2866	http://www.city.omuta.lg.jp/	○	○	○	○	○	○							6月初旬		有	7月以降随時
福岡県	久留米市	久留米市教育委員会学校保健課	0942-30-9273	http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1060manabi/2010kyoiku/3040shuugaku/index.html	○	○		○	○								5月中旬		有	5月下旬から3月(2月申請分)まで
福岡県	直方市	直方市教育委員会学校教育課学校教育係	0949-25-2323	http://www.city.nogata.fukuoka.jp	○	○		○	○								4月		有	毎月末、随時。追加認定は3月初め申請までとする。
福岡県	飯塚市	教育部学校教育課	0948-22-0380(内線2342)	http://www.city.iizuka.lg.jp/ed-kyoikugakui/shugakuenryo.html	○	○		○	○	○							6月初旬		有	随時(最終認定は当該年度2月末)
福岡県	田川市	田川市教育委員会 学校教育課	0947-44-2000	http://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/	○	○				○							4月		有	6月に希望者を対象に再審査を実施し、審査後7月初旬に通知をする。
福岡県	柳川市	柳川市教育委員会 学校教育課 教務係	0944-77-8863	http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp	○	○		○	○	○							その他	要保護・・・5月初旬 要保護・・・6月初旬	有	申請の翌月初めに認定。追加認定は2月末申請までとする。
福岡県	八女市	八女市教育委員会 教育部 学校教育課	0943-23-1954	http://www.city.yame.fukuoka.jp/	○	○	○	○	○	○							5月中旬		有	随時
福岡県	筑後市	学校教育課	0942-65-7038	http://www.city.chikugo.lg.jp/kyoiku/_1695_1690.html	○	○		○	○	○							その他	5月初旬頃に判定を行い、4月1日付で認定	有	申請月の1日付けで認定
福岡県	大川市	学校教育課	0944-85-5614	http://www.city.okawa.lg.jp/s063/020/010/010/20150213164700.html	○	○		○	○	○							6月中旬		有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)でケに○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】 当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期			
福岡県	行橋市	行橋市教育委員会 学校教育課 学務係	0930-25-9611	http://www.city.yukuhashi.fukuoka.jp/educate/.../6-02-Syugakuenjo	○	○											5月下旬		有	随時
福岡県	豊前市	学校教育課	0979-82-1111	http://www.city.buzen.lg.jp/culture/tetsuzuki/enjo.html	○	○				○							4月		有	5月以降は毎月随時認定。追加認定は2月末申請まで。
福岡県	中間市	学校教育課	093-246-6222	http://www.city.nakama.lg.jp/	○	○		○									4月		有	随時
福岡県	小郡市	教務課	0942-72-2111	http://www.city.ogori.fukuoka.jp/	○	○		○	○	○	○	○					5月下旬		有	随時
福岡県	筑紫野市	筑紫野市教育委員会 学校教育課	092-923-1111	http://www.city.chikushino.fukuoka.jp/kyouikubu/gakko-kyoikuka/shugaku-enjo.html	○	○		○	○	○							4月		有	随時
福岡県	春日市	春日市教育委員会学校教育課	092-584-1129	http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/	○	○		○	○								4月		有	申請月
福岡県	大野城市	大野城市教育委員会 教育政策課	092-580-1902	http://www.city.onojo.fukuoka.jp/edu/support.html	○	○		○	○	○							5月初旬		有	毎月月初旬(申請月の翌月初旬)
福岡県	宗像市	教育政策課	0940-36-5099	http://www.city.munakata.lg.jp	○	○		○	○	○						その他	7月上旬		有	申請月の翌月1日(申請は2月末日まで受付)
福岡県	太宰府市	教育部学校教育課	092-921-2121	http://www.city.dazaifu.lg.jp/	○	○		○	○	○							5月下旬		有	6月中旬
福岡県	古賀市	学校教育課 学事係	092-942-1130	http://www.city.koga.fukuoka.jp/	○	○		○	○	○						その他	7月上旬		有	11月下旬、2月下旬
福岡県	福津市	福岡県福津市教育委員会 学校教育課	0940-52-2906	http://www.city.fukutsu.ed.jp/kyouiku/	○		○	○	○	○			○	前年度認定者には、個別に申請書を郵送			6月下旬		有	申請月の末日
福岡県	うきは市	うきは市教育委員会 学校教育課 学事係	0943-75-4950	http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/life/pub/Detail.aspx?c_id=42&id=109&pg=1&type=list	○	○		○	○	○							6月初旬		有	随時
福岡県	宮若市	学校教育課学校教育係	0949-32-1007			○		○	○	○							5月初旬		有	年度末まで随時受付及び認定
福岡県	嘉麻市	学校教育課 教務係	0948-57-3107			○		○	○	○							6月中旬		有	申請月の翌月1日
福岡県	朝倉市	朝倉市教育委員会	0946-22-2333	http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1297666139015/index.html	○	○		○	○	○							6月初旬		有	随時
福岡県	みやま市	みやま市教育委員会 学校教育課	0944-32-9101	http://www.city.miyama.lg.jp http://www.city.toshima.lg.jp/lr/kurash/010/040/030/index.html	○			○	○	○							6月初旬		有	毎月末随時
福岡県	糸島市	学校教育課	092-332-2097		○	○		○	○	○							6月下旬		有	申請受理後、随時認定。
福岡県	那珂川町	那珂川町教育委員会 学校教育課 学校教育担当	092-953-2211	http://www.town.fukuoka-nakagawa.lg.jp/soshiki/19/syuugakuennzyo.html	○	○		○	○	○							6月中旬		有	各申請月毎に審査及び認定
福岡県	宇美町	宇美町教育委員会学校教育課	092-934-2245	http://www.town.umi.lg.jp/soshiki/11/enjo27.html	○	○	○	○	○	○							4月		有	随時
福岡県	篠栗町	学校教育課	092-947-1111	http://town.sasaguri.fukuoka.jp/?mode=shugakuenjo	○	○											6月下旬		有	月末締め、随時。3月末まで可
福岡県	志免町	志免町教育委員会 学校教育課	092-935-1207	http://www.town.shime.lg.jp/soshiki/11/2015syuugakuennjo.html	○	○			○							その他	7月初旬 6月末までの申請者は4月に遡及して認定		有	随時(申請月より認定)
福岡県	須恵町	子ども教育課	092-932-1459	http://www.town.sue.fukuoka.jp	○	○							○	5月末に全児童生徒へ学校を通じて保護者宛て文書を一斉配布。		7月上旬		有	8月以降毎月月上旬	
福岡県	新宮町	学校教育課	092-963-1739	http://town.shingu.fukuoka.jp/				○	○	○							6月下旬		有	随時
福岡県	久山町	久山町教育委員会教育課	092-976-1111(代表)			○		○	○	○							6月下旬		有	随時
福岡県	粕屋町	学校教育課	092-938-0182	http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/	○	○	○	○	○	○							6月下旬		有	随時
福岡県	芦屋町	芦屋町教育委員会 学校教育課 学校教育係	093-223-3547	http://www.town.ashiya.lg.jp/navigate/public/mu1/bin/view.rbz?of=1&ik=0&pnp=14&cd=176	○	○		○									6月下旬		有	申請後、随時認定。
福岡県	水巻町	学校教育課	093-201-4321	https://www.town.mizumaki.lg.jp/learn/school/sch_04.html	○	○											6月初旬		有	毎月初め、追加認定は2月末申請までとする。

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等				
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容				
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期		
福岡県	岡垣町	岡垣町教育委員会教育総務課	093-282-1211(代)	http://www.town.okagaki.lg.jp/	○	○		○	○							6月中旬		有	随時認定。申請日の翌月より認定のため、追加認定は2月末まで。
福岡県	遠賀町	学校教育課	093-293-1234	http://www.town.onga.lg.jp/	○	○	○	○	○	○			○	新入児童就学時健康診断時に就学援助制度の書類を配布		6月下旬	有	随時受付。申請翌月から認定。2月末で当該年度精切。	
福岡県	小竹町	教育課学校教育係	09496-2-1961										○	全児童・生徒及び保護者に書面で通知	その他	3月末	有	随時	
福岡県	鞍手町	鞍手町教育委員会 教育課 学校教育係	0949-42-7202	http://www.town.kurate.lg.jp				○	○							6月下旬	有	随時。認定可能時期は特に定めていない。	
福岡県	桂川町	学校教育課	0948-65-1149		○	○		○	○							6月中旬	有	随時受付	
福岡県	筑前町	筑前町教育委員会 教育課 学校教育係	0946-22-3385			○	○	○	○							4月	有	随時	
福岡県	東峰村	東峰村教育委員会 教育課	0946-72-2301										○			5月中旬	有	随時	
福岡県	大刀洗町	子ども課学校教育係	0942-77-6205	http://www.town.tachiarai.fukuoka.jp/	○	○			○							6月下旬	有	毎月	
福岡県	大木町	学校教育課 教育総務係	0944-32-1269						○	○						6月下旬	有	随時	
福岡県	広川町	教育委員会事務局 学校教育係	0943-32-0093	http://www.town.hirokawa.fukuoka.jp/			○	○								4月	有	年度途中で新規申請があった場合、定例教育委員会の開催前であれば、その月の教育委員会で認定。	
福岡県	香春町	香春町教育委員会 教育課	0947-32-8409				○	○								6月初旬	有	随時、2月まで受付	
福岡県	添田町	添田町教育委員会 学校教育課 教育管理係	0947-82-5963	http://www.town.soeda.fukuoka.jp/docs/2012012500018/	○	○							○	SSWと連携し、個別に周知を行う(滞納家庭など)		4月	有	毎月適宜	
福岡県	糸田町	教務課	0947-26-3788	http://www.town.itoda.lg.jp	○	○										4月	有	随時	
福岡県	川崎町	教務課	0947-73-3684													6月下旬	有	申請月の翌月	
福岡県	大任町	教育委員会 学校教育係	0947-63-3110										○	入学時や各学期での保護者面談の際、保護者から制度についての相談があれば学校及び教育委員会から情報提供を行っている。		5月下旬	有	随時	
福岡県	赤村	教務課 教務係	0947-62-3003				○	○	○							4月	有	随時	
福岡県	福智町	福智町教育委員会 学校教育課 学校教育係	0947-28-2119	http://www.town.fukuchi.lg.jp/kurashi/syugaku.html	○				○							その他	前年度の3月	有	随時受付
福岡県	苅田町	苅田町教育委員会 教育総務課	093-434-1998	http://www.town.kanda.lg.jp/_1027/_1411.html	○	○		○	○	○			○	学校事務官向け説明会を実施。毎年度、就学援助受給者には書類を別途配布。		5月初旬	有	毎月初	
福岡県	みやこ町	みやこ町教育委員会学校教育課教務係	0930-32-6005	http://www.town.miyako.lg.jp/index.html	○			○	○	○						6月下旬	有	随時	
福岡県	吉富町	教育委員会 教務課	0979-22-1944	www.yoshitomi.lg.jp		○		○								5月初旬	有	申請書受領の都度	
福岡県	上毛町	教務課 学務係	0979-72-3111	http://www.town.koge.lg.jp/	○	○		○								5月下旬	有	随時	
福岡県	築上町	学校教育課	0930-52-0001	http://www.town.chikugo.fukuoka.jp/	○	○	○	○								6月中旬	有	随時	
福岡県	吉富町外一市中学校組合	学校教育課	0979-23-5006			○							○	新1年生の保護者には入学説明会時に説明し、案内を配布する。新2・3年生には前年度援助を受けていた者に対して教育委員会から継続申請の案内を郵送する。その他、就学援助が必要と思われる者には、学校側から家庭訪問等の時に保護者に案内することもある。		5月下旬	有	申請があるその都度	
佐賀県	佐賀市	こども教育部 学事課	0952-40-7358	https://www.city.saga.lg.jp/	○	○		○	○	○			○	学校事務職員向けの説明会、養護教諭向けの説明会を開催した。		4月	有	毎月、月末に追加で認定(最終は当該年度の2月末)	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】	当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期		
佐賀県	唐津市	唐津市教育委員会	0955-53-7138	www.city.karatsu.lg.jp/gakkou-shien/kyoiku/kyoiku/inkai/tetsuzuki/enjo.html	○	○		○	○	○							○	4月1日	有	毎月1日認定。追加認定は3月末申請まで
佐賀県	鳥栖市	学校教育課	0942-85-3520	http://www.city.tosu.lg.jp/	○	○							○	入学者説明会に学校で就学援助制度の書類を配布。年度末に学校で就学援助制度の書類を配布。			6月中旬	有	随時。追加認定は3月末申請までとする。	
佐賀県	多久市	多久市教育委員会学校教育課	0952-75-2227	www.city.taku.lg.jp	○	○		○					○	新入学児保護者説明会で制度説明、各町の民生児童委員会で制度説明、周知			4月	有	申請があれば、随時行う。	
佐賀県	伊万里市	教育委員会 学校教育課	0955-23-3185	http://www.city.imari.saga.jp/4399.htm	○	○							○	学校で、入学説明会時に就学援助制度の書類を配布		その他	在校生は、前年度3月 新入生は、当該年度4月	有	随時。追加認定は2月まで。	
佐賀県	武雄市	武雄市教育委員会	0954-23-8010	https://www.city.takeo.lg.jp/kyoiku/	○			○		○							5月初旬	有	申請月の翌月1日	
佐賀県	鹿島市	教育委員会	0954-63-2103	http://www.city.saga-kashima.lg.jp/	○	○		○					○	各地区の民生委員会で説明			4月	有	随時	
佐賀県	小城市	小城市教育委員会教育総務課	0952-37-6130	http://www.city.ogi.lg.jp/	○	○		○		○							4月	有	毎月定例教育委員会時(1週間前提出)	
佐賀県	嬉野市	嬉野市教育委員会 教育総務課	0954-66-9124	http://www.city.ureshino.lg.jp/edu/19365/19369.html	○		○						○	民生委員へ就学援助制度の研修を行っている		その他	進級時	有	随時	
佐賀県	神埼市	学校教育総務課	0952-44-2296					○									6月下旬	有	申請があれば、毎月そのつど	
佐賀県	吉野ヶ里町	吉野ヶ里町教育委員会 学校教育課	0952-37-0339	http://www.town.yoshinogari.saga.jp				○		○							6月中旬	有	随時。追加認定は2月末申請まで。	
佐賀県	基山町	基山町教育委員会教育学習課	0942-92-7980	http://www.town.kiyama.lg.jp	○	○	○			○	○						4月	有	随時(月締め)	
佐賀県	上峰町	上峰町教育委員会事務局 教育課	0952-52-3908	http://www.town.kamimine.lg.jp/				○									4月	有	随時	
佐賀県	みやき町	みやき町教育委員会 学校教育課	0942-89-3052	gakokyouiku@town.miyaki.lg.jp	○	○				○							5月下旬	有	申請があった月の下旬に認定	
佐賀県	玄海町	教育課	0955-80-0234					○									その他	前年度3月	有	随時
佐賀県	有田町	学校教育課	0955-43-2324	http://www.town.arita.lg.jp/index2.php?q=243&p=12572	○	○							○	就学時健診の案内文書に同封して送付。民生児童委員会にて、民生委員・児童委員へ説明及び書類配布。		その他	前年度の3月	有	随時	
佐賀県	大町町	教育委員会事務局	0952-82-3177	http://cms.saga-ed.jp/hp/omachi-t/home/homeMain.do	○								○	民生委員会にて民生児童委員に年1回協力等の説明会を実施			4月	有	認定日は申請月の翌月の1日。追加認定は2月申請まで。	
佐賀県	江北町	教育委員会	0952-86-5621	http://www.town.kouhoku.saga.jp/kyoiku2.html#就学援助について	○	○											6月下旬	有	認定の翌月から該当	
佐賀県	白石町	教育委員会 学校教育課	0952-84-7128(直通)	http://www.town.shiroishi.lg.jp/	○			○		○			○	入学説明会時に保護者へ就学援助制度を周知		その他	前年度の2月	有	随時(月初めに受付、同月末認定)	
佐賀県	太良町	学校教育課	0954-67-0317	http://www.town.tara.lg.jp	○			○					○	民生児童委員会や学校での「新入学児保護者説明会」に出向き、制度の内容を説明。各行政区の区長へ協力依頼文を配布。			4月	有	毎月下旬、随時。追加認定期限の設定なし。	
長崎県	長崎市	教育委員会 総務課	095-829-1191	http://www.city.nagasaki.lg.jp/kosodate/520000/524000/p001744.html	○	○		○	○				○				6月中旬	有	随時	
長崎県	佐世保市	教育委員会 総務課	0956-24-1111(内)3107	http://www.city.sasebo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shochushugaku.html	○	○		○	○				○				4月	有	年度内(当該年度3月31日まで)随時申請受付し、認定処理を行っている。	
長崎県	島原市	教育委員会 教育総務課	0957-68-5471	http://www.city.shimabara.lg.jp/life/pub/Detail.aspx?c_id=34&id=15&pg=1&type=list				○	○								4月	有	申請書の提出があれば、毎月追加認定の審査を行う。	
長崎県	諫早市	教育委員会 学校教育課	0957-22-1500	http://www.city.isahaya.nagasaki.jp/	○	○		○	○								4月	有	申請月の翌月末。追加認定は2月末申請までとする。	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等						
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で〇をした場合、その内容						
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度	当該年度・追加認定の時期				
長崎県	大村市	教育委員会 教育総務課	0957-53-4111	http://www.city.omura.nagasaki.jp/index.html	○				○	○								4月		有	随時
長崎県	平戸市	教育委員会 教育総務課	0950-57-1111						○	○								4月		有	随時
長崎県	松浦市	教育委員会 教育総務課	0956-72-1111	http://www.city-matsuura.jp	○	○									○		新入生は入学説明会時、在校生には12月頃、就学援助制度の書類を配布	4月		有	随時
長崎県	対馬市	教育委員会 学校教育課	0920-88-2001	http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/	○					○			○				入学説明会等で学校が保護者へ制度を説明	その他		有	概ね毎月末頃
長崎県	壱岐市	教育委員会 教育総務課	0920-45-1202					○	○									6月中旬		有	随時
長崎県	五島市	教育委員会 総務課	0959-72-7905				○	○	○	○								その他		有	随時
長崎県	西海市	教育委員会 学校教育課	0959-37-0078	http://www.city.saikai.nagasaki.jp/	○		○	○	○	○			○					4月		有	随時(申請受付後、毎月月末ごろに認定)
長崎県	雲仙市	教育委員会 学校教育課	0957-37-3113	http://www.city.unzen.nagasaki.jp/info/genre.asp?ag_id=42&fo_l_id=8825	○	○		○	○	○								4月		有	随時(申請受付を行い、申請日からの認定作業)
長崎県	南島原市	教育委員会 学校教育課	050-3381-5081	http://www.city.minamishimabara.lg.jp	○	○	○	○	○									4月		有	毎月初め、随時
長崎県	長与町	教育委員会 教育総務課	095-883-1111	http://webtown.nagayo.jp/kosodate_kyoiku/kyoiku/syugaku_ejioy/index.html	○		○	○	○	○								4月		有	随時(申請受付(申請があった月の1日に遡って認定))
長崎県	時津町	教育委員会 教育総務課	095-882-8811	http://www.town.togitsu.nagasaki.jp/	○	○		○	○									4月		有	随時認定
長崎県	東彼杵町	教育委員会 学校教育係	0957-46-0353	http://www.sonogi.jp	○			○	○									5月中旬		有	随時(年度の最終期限は1月末)
長崎県	川棚町	教育委員会 教育総務係	0956-82-2064	http://www.kawatana.jp/yakuba/section/30.3.html	○				○							○	新入生説明会の折に就学援助制度の書類を配布	4月		有	随時(申請受付後、毎月1回認定協議)
長崎県	波佐見町	教育委員会 教育総務係	0956-85-2034										○				就学援助制度について、現在周知をしていない。	その他		有	随時
長崎県	小値賀町	教育委員会	0959-56-3838	http://www.ojika.net						○								5月初旬		有	随時
長崎県	佐々町	教育委員会	0956-62-2128	http://www.sazacho-nagasaki.jp	○			○	○	○								4月		有	随時
長崎県	新上五島町	教育委員会 学校教育課	0959-54-1981	http://official.shinkamigoto.net/				○	○	○	○							4月		有	随時
熊本県	熊本市	熊本市教育委員会事務局 学務課	096-328-2716	http://www.city.kumamoto.jp/hpKjji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=25&class_set_id=1&class_id=23	○	○		○	○	○	○							4月		有	申請書が提出されれば、随時
熊本県	八代市	八代市教育部学校教育課	0965-30-1673	http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/list/list_view.php?c_atid=130204&arid=12198	○		○	○	○	○	○				○			その他	4月~5月	有	一年間(申請申込みがあった場合、認定の事務処理が行う)
熊本県	人吉市	学校教育課	0966-22-2111	http://www.city.arao.lg.jp/life/pub/Detail.aspx?c_id=22&id=1597&pg=1&type=list	○	○			○	○					○		就学時健康診断時に、新入生児童保護者にチラシを配布及び説明	4月		有	随時
熊本県	荒尾市	教育委員会教育振興課	0968-63-1659		○					○								6月下旬		有	随時
熊本県	水俣市	水俣市教育総務課学務係	0966-61-1636	無			○	○										5月初旬		有	随時
熊本県	玉名市	教育委員会事務局教育部教育総務課	0968-75-1133	http://www.city.tamana.lg.jp/	○	○		○	○									5月初旬		有	随時
熊本県	山鹿市	教育総務課	0968-43-1638							○			○					5月中旬		有	随時(申請書を提出した月の翌月1日)。申請書の受付期限は12月31日
熊本県	菊池市	菊池市教育委員会学校教育課	0968-25-7231				○		○	○								6月中旬		有	申請があった時に随時行う。(認定になった場合、申請月の翌月分から支給)
熊本県	宇土市	宇土市教育委員会学校教育課	0964-22-6500	http://www.city.uto.kumamoto.jp/	○	○		○	○									4月		有	随時認定

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法											2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法 (複数回答)										(2) (1) で○をした場合、その内容	【認定】					
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2) に記入)	当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期	左記で「その他」を選択した場合は必ず記載すること。	左記「追加認定の有無」で「有」を選択した場合は必ず記載すること。		
熊本県	上天草市	学務課	0969-28-3364	http://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp	○	○	○	○	○	○								その他	前年度3月下旬	有	毎月下旬、随時。2月申請分まで。
熊本県	宇城市	宇城市教育委員会 教育総務課 学務係	0964-32-1907	http://www.city.uki.kumamoto.jp/q/aview/176/4063.html	○	○	○	○	○	○								4月		有	毎月
熊本県	阿蘇市	教育委員会 教育部 学務課	0967-22-3229		○			○	○	○								6月中旬		有	学期単位
熊本県	天草市	学校教育課教務1係	0969-23-1111(内線2516)	http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kyouiku/kiji/pub/detail.asp?c_id=190&id=1463&pg=1&mt=0&wd=	○	○		○	○									5月初旬		有	随時。追加認定は1月末申請までとする。
熊本県	合志市	教育委員会事務局教育部学校教育課学務指導班	096-242-1230	http://www.city.koshi.lg.jp/	○			○	○	○								6月下旬		有	申請があれば、随時追加認定しています。
熊本県	美里町	美里町教育委員会教育課	0964-46-2115			○		○	○	○								4月		有	申請時の月末、随時受付
熊本県	玉東町	学校教育課	0968-85-3809										○	就学時健診時に説明をしている				6月中旬		有	保護者からの申請時期により随時
熊本県	南関町	南関町教育委員会 教育課	0968-53-0201	http://www.town.nankan.lg.jp		○	○	○	○	○								4月		有	随時 12月末まで
熊本県	長洲町	学校教育課	0968-78-3274	http://www.town.nagasu.lg.jp	○	○			○	○								6月下旬		有	随時申請受付(翌月認定)
熊本県	和水町	学校教育課	0968-86-3131	http://www.town.nagomi.lg.jp/						○							その他	7月下旬	有	随時	
熊本県	大津町	大津町教育委員会 学校教育課	096-293-3349	http://www.town.ozu.kumamoto.jp/child/josei/enjo.html	○			○	○	○								6月中旬		有	随時
熊本県	菊陽町	菊陽町教育委員会学務課学務係	096-232-4918	菊陽町公式ホームページ http://www.town.kikuyo.lg.jp/	○			○	○									6月中旬		有	申請のあった月から認定を行う。
熊本県	南小国町	教育委員会学校教育係	0967-42-0047					○	○									6月下旬		有	申請書受付、書類審査後の教育委員会開催日
熊本県	小国町	小国町教育委員会	0967-46-3317	http://www.aso-oguni.com/	○	○	○		○	○								4月		有	随時
熊本県	産山村	教育委員会	0967-25-2214	http://www.ubuyama-v.jp/			○	○										4月		有	随時
熊本県	高森町	教育委員会事務局 学校教育係	0967-62-0227	http://www.town.takamori.kumamoto.jp/			○	○	○	○		○						4月		有	6月上旬
熊本県	西原村	西原村教育委員会	096-279-4424					○	○	○								6月下旬		有	随時
熊本県	南阿蘇村	教育委員会	0967-67-1602				○	○	○									6月下旬		有	随時
熊本県	御船町	御船町教育委員会 学校教育課	096-282-1700			○		○	○	○				○	町ホームページに掲載			6月初旬		有	随時
熊本県	嘉島町	嘉島町教育委員会 学校教育課	096-237-0937	http://www.town.kashima.kumamoto.jp				○	○	○								4月		有	随時
熊本県	益城町	学校教育課	096-286-3307	http://www.town.mashiki.lg.jp	○			○	○	○								6月初旬		有	随時
熊本県	甲佐町	甲佐町教育委員会 学校教育課	096-234-0102			○		○	○	○								6月下旬		有	随時認定
熊本県	山都町	教育委員会 学校教育課	0967-72-0443	http://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp	○	○	○	○	○	○								6月初旬		有	随時
熊本県	氷川町	学校教育課	0965-62-3313					○	○	○								6月下旬		有	随時
熊本県	芦北町	芦北町教育委員会 教育課 学校教育係	0966-87-1171	http://www.ashikita-t.kumamoto-sgn.jp/		○		○	○	○								5月初旬		有	随時
熊本県	津奈木町	津奈木町教育委員会	0966-78-5400	www.town.tsunagi.lg.jp	○	○		○										4月		有	新入学児童のみ4月末の認定。他は、申請に応じて随時審査、追加認定を行っている。
熊本県	錦町	教育振興課	0966-38-4450	http://www.nishiki-machi.com/				○	○	○								5月初旬		有	随時
熊本県	多良木町	多良木町教育委員会 教育振興課 学校教育係	0966-42-1266			○				○								6月下旬		有	申請後、直後に実施される教育委員会会議において認定。

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1)で○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期			
熊本県	湯前町	湯前町教育委員会 教育課	0966-43-2050	http://www.town.yunomae.lg.jp		○											5月初旬		有	追加申請のあった日の月末
熊本県	水上村	水上村教育委員会	0966-44-0333	http://www.vill.mizukami.lg.jp/	○	○		○	○								4月		有	随時受付・認定
熊本県	相良村	教育委員会	0966-35-1039			○											5月中旬		有	随時
熊本県	五木村	教育課	0966-37-2266	http://www.vill.itsuki.lg.jp				○	○	○							5月中旬		有	特になし、申請に応じ
熊本県	山江村	山江村教育委員会	0966-23-3604	http://www.vill.yamae.lg.jp/	○			○	○	○		○					4月		有	随時(学期ごと)
熊本県	球磨村	教育課	0966-32-1117	http://www.kumamura.com/			○		○	○							5月中旬		有	申請の都度
熊本県	あさぎり町	あさぎり町教育委員会	0966-45-7226	http://www.asagiri-town.net/	○	○				○							その他	前年度の3月末	有	追加申請があった月の下旬
熊本県	苓北町	教育委員会	0696-35-2111	http://reihoku-kumamoto.jp/syuugakuhiyouenjo/	○			○	○	○							4月		有	申請書提出日の翌月1日
熊本県	氷川町及び八代市中学校組合	学校教育課	0965-62-3313					○	○	○							6月下旬		有	随時
大分県	大分市	大分市 教育委員会 教育企画課	097-537-5699	http://www.city.oita.oita.jp/	○	○		○									6月下旬		有	随時(当該年度1月末まで)
大分県	別府市	学校教育課	0977-21-1111	http://www.city.beppu.oita.jp/	○	○	○	○	○	○							5月初旬		有	月別随時
大分県	中津市	中津市教育委員会 学校教育課	0979-22-1111(内線491)	http://www.city.nakatsu.jp/	○	○								○			4月		有	随時。追加認定は1月末まで。
大分県	日田市	教育庁学校教育課	0973-22-8221	http://www.city.hita.oita.jp/	○	○		○	○	○							6月下旬		有	随時
大分県	佐伯市	教育委員会 学校教育課	0972-22-3154	http://kyouiku.oita-ed.jp/saiki/edu/consultation/post-68.html	○	○	○	○	○	○				○			4月		有	年間を通して随時受け付けをし、認定を行っている。
大分県	臼杵市	大分県臼杵市教育委員会学校教育課	0972-63-1111	http://www.city.usuki.oita.jp/	○			○	○	○							6月下旬		有	毎月初め、随時
大分県	津久見市	学校教育課	0972-82-9526	http://www.city.tsukumi.oita.jp/	○			○	○	○							6月下旬		有	毎月初め
大分県	竹田市	竹田市教育委員会学校教育課	0974-63-4833	http://www.city.taketa.oita.jp/		○		○	○								4月		有	随時
大分県	豊後高田市	豊後高田市教育委員会学校教育課	0978-53-5112					○		○				○			6月下旬		有	随時
大分県	杵築市	教育委員会 教育総務課	0977-75-2410	http://www.city.kitsuki.lg.jp/	○	○		○		○							4月		有	随時
大分県	宇佐市	宇佐市教育委員会 学校教育課 学務係	0978-32-1111	http://www.city.usa.oita.jp/	○	○		○	○								5月初旬		有	随時
大分県	豊後大野市	学校教育課	0974-22-1001(内線2215)	http://www.bungo-ohno.jp/	○			○	○	○							5月下旬		有	毎月下旬、随時。追加認定は、1月末申請までとする。
大分県	由布市	学校教育課	0977-84-3111			○		○	○								4月		有	申請があった時点から追加認定
大分県	国東市	国東市教育委員会学校教育課	0978-73-0066			○	○	○	○	○	○						4月		有	毎月15日まで随時。追加認定は1月15日申請までとする。
大分県	姫島村	姫島村教育委員会 学校教育課	0978-87-2112						○	○							6月下旬		有	随時
大分県	日出町	教育総務課	0977-73-3157	http://www.town.hiji.oita.jp/tokotoko/	○	○	○	○	○								6月下旬		有	随時
大分県	九重町	教育振興課	0973-76-3812	http://www.town.kokonoe.oita.jp/				○	○	○							6月中旬		有	随時
大分県	玖珠町	教育総務課	0973-72-1164	(なし)					○	○							6月下旬		有	随時

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法											2. 就学援助の認定時期等						
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)											(2) (1)でケに○をした場合、その内容						
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報紙等に記載	ウ就学案内の掲載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	【認定】	当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期				
宮崎県	宮崎市	学校教育課	0985-21-1833	http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/education/allowance/7571.html	○	○		○	○	○							○	その他	中1は4月、それ以外は5月	有	申請月の翌月	
宮崎県	都城市	都城市教育委員会学校教育課	0986-23-2161	http://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp	○	○		○	○	○								4月		有	年度当初は4月末頃、追加は随時行う。	
宮崎県	延岡市	延岡市教育委員会 学校教育課	0982-22-7031	なし				○	○	○				○				6月下旬		有	随時(年6~7回程度)	
宮崎県	日南市	日南市教育委員会 学校教育課	0987-31-1144	http://www.city.nichinan.lg.jp	○			○	○									6月中旬		有	月初め	
宮崎県	小林市	小林市教育委員会 学校教育課	0984-23-0424	www.city.kobayashi.lg.jp	○		○	○	○	○								5月中旬		有	毎月末締め	
宮崎県	日向市	教育委員会学校教育課	0982-52-2111	http://www.city.hyuga.miyazaki.jp/display.php?cont=140317133219	○			○	○	○								6月下旬		有	随時	
宮崎県	串間市	串間市教育委員会 学校政策課	0987-72-1111					○	○	○								5月下旬		有	随時	
宮崎県	西都市	西都市教育委員会教育政策課	0983-43-3438						○	○								5月初旬		有	随時	
宮崎県	えびの市	学校教育課	(0984)35-1111	http://www.city.ebino.lg.jp/	○					○								4月		有	申請の翌月	
宮崎県	三股町	三股町 教育課 学校教育係	0986-52-9314	http://www.town.mimata.lg.jp	○	○		○	○	○								4月		有	毎月1日(ただし、3月1日の認定は行わない)	
宮崎県	高原町	教育総務課 学校教育係	0984-42-1484	http://www.town.takaharu.lg.jp/		○		○	○	○								その他	7月上旬	有	申請月もしくは翌月	
宮崎県	国富町	教育総務課	0985-75-9401	http://www.town.kunitomi.miyazaki.jp	○			○		○								4月		有	随時受付し、毎月開催される定例教育委員会で審議される。	
宮崎県	綾町	教育総務課	0985-77-1183							○	○							4月		有	毎月月上旬	
宮崎県	高鍋町	教育総務課	0983-23-0315	http://www.town.takanabe.miyazaki.jp/				○	○	○								その他	5月初旬、6月初旬	有	毎月月初旬(4月を除く)	
宮崎県	新富町	教育総務課	0983-33-6079	http://www.town.shintomi.miyazaki.jp	○	○	○	○	○	○								4月		有	随時(毎月15日まで受付分をその月の1日付で認定)	
宮崎県	西米良村	西米良村教育総務課	0983-36-1111					○	○	○								4月		有	新入学生及び転入学生について6月に追加認定を行う。	
宮崎県	木城町	宮崎県木城町教育課	0983-32-2369	http://www.kijo.jp			○			○								5月初旬		有	年度途中の転入等、特別の事情がある場合は、随時。	
宮崎県	川南町	川南町教育委員会教育課	0983-27-8019					○	○	○								6月下旬		有	毎月(3月下旬の定例会で認定した分まで)	
宮崎県	都農町	教育総務課	0983-25-5723					○	○	○								その他	前年度の3月	有	随時	
宮崎県	門川町	教育総務課	0982-63-1140	http://www.town.kadogawa.lg.jp/modules/content014/index.php?id=2	○			○	○	○								6月下旬		有	随時	
宮崎県	諸塚村	教育委員会教育課	0982-65-0072																		○	年度末の民生委員児童委員協議会総会にて当該制度の説明と、対象児童・生徒の調査及び申請への協力を書面で依頼。また、校長会にて制度の説明及び民生委員児童委員との協力を書面で依頼。
宮崎県	権葉村	教育委員会	0982-67-2850					○	○	○								5月下旬		無		
宮崎県	美郷町	宮崎県美郷町教育委員会	0982-66-3608	http://town.miyazaki-misato.lg.jp		○		○	○	○								4月		有	教育委員会の開催に合わせて適宜認定	
宮崎県	高千穂町	教育委員会	0982-73-1205						○	○								6月下旬		有	随時	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法										2. 就学援助の認定時期等								
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)										(2) (1) で○をした場合、その内容								
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期						
宮崎県	日之影町	日之影町教育委員会	0982-87-3907														○		1月に開催される民生委員会時に制度の説明を行う。申請書に地区の民生委員所見解があるため。	5月初旬		有	申請があった段階で随時開催
宮崎県	五ヶ瀬町	五ヶ瀬町教育委員会	0982-82-1710	なし													○			6月初旬		有	随時
鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市教育委員会事務局総務課財務係	099-227-1922	http://www.city.kagoshima.lg.jp/kyoiku/kanri/kysoumu/kosodate/gakko/jose/shugakuenjo.html	○	○		○	○	○										6月下旬		有	追加認定は3月まで随時受付。認定の場合、申請書提出月から支給。
鹿児島県	鹿屋市	鹿屋市教育委員会 学校教育課	0994-43-2111	http://www.e-kanoya.net/annnai/kyoiku.html	○			○	○	○										5月下旬		有	随時
鹿児島県	枕崎市	学校教育課	0993-72-0170	http://www.city.makurazaki.kagoshima.jp/	○	○		○	○	○				○	入学説明会時に書類を配付	その他	7月上旬		有	毎月初め。随時。			
鹿児島県	阿久根市	教育委員会教育総務課	0996-73-1257	http://www.city.akune.kagoshima.jp/	○			○	○									6月初旬		有	追加申請があった月に随時		
鹿児島県	出水市	教育総務課	0996-63-4078	http://www.city.izumi.kagoshima.jp/	○	○	○	○	○					○	校給金集金時等、状況を見て援助が必要と見られる世帯へ、積極的に制度周知を図るよう学校へ依頼。	認定基準により異なる			有	申請時随時			
鹿児島県	指宿市	教育委員会 学校教育課 学務係	0993-22-2111	http://www.city.ibusuki.lg.jp/modules/content022/index.php?id=6	○			○	○	○				○				6月下旬		有	随時(追加認定は2月末まで)		
鹿児島県	西之表市	西之表市教育委員会	0997-22-1111	info-web@city.nishinoomote.lg.jp				○	○	○								5月中旬		有	申請の翌月認定		
鹿児島県	垂水市	教育委員会学校教育課学校教育係	0994-32-7213	http://www.city.tarumizu.lg.jp/gakkokyoiku/kurashi/kosodate/kosodate/teate/shugaku.html	○			○	○	○								6月中旬		有	随時		
鹿児島県	薩摩川内市	薩摩川内市教育委員会学校教育課学事グループ	0996-23-5111(内線5321)	http://www.city.satsumasendai.lg.jp/www/contents/1096526250875/index.html	○	○		○	○	○								5月中旬		有	随時。追加認定は2月末申請までとする。		
鹿児島県	日置市	日置市教育委員会教育総務課	099-248-9426					○	○									6月初旬		有	随時		
鹿児島県	曾於市	教育委員会総務課	099-482-5956					○	○									6月下旬		有	随時		
鹿児島県	霧島市	学校教育課 学事グループ	0995-45-5111(内線5085)	http://www.city-kirishima.jp/modules/page042/index.php?id=18	○			○	○	○								6月下旬		有	随時、申請を受け付け、学期初めの月にさかのぼり認定。追加認定は2月末までに申請があったもの。		
鹿児島県	いちき串木野市	学校教育課	0996-21-5127					○	○	○								6月初旬		有	随時		
鹿児島県	南さつま市	学校教育課	0993-53-2111	http://www.city.minamisatsuma.lg.jp/	○			○	○	○								6月下旬		有	随時		
鹿児島県	志布志市	教育総務課	099-472-1111(内線311)	http://www.city.shibushi.lg.jp/docs/2013091300193/	○			○	○									6月下旬		有	10月・2月		
鹿児島県	奄美市	奄美市教育委員会総務課	0997-52-1111(内線1722)					○	○	○								6月中旬		有	随時。最終的な追加認定の時期は特に出しておらず、申請の都度検討している。(例年1月申請分までは受付している)		
鹿児島県	南九州市	学校教育課	0993-56-1111(内線4924)	http://www.city.minamikyushu.lg.jp/cgi-bin/index.cgi				○	○									6月下旬		有	追加申請があったおおよそ翌月。追加認定は2月1日申請受付までとする。		
鹿児島県	伊佐市	伊佐市教育委員会学校教育課学事係	0996-26-1532					○	○									4月		有	随時		
鹿児島県	始良市	学校教育課学校事務係	0995-62-2111	www.city.aira.lg.jp/	○	○		○	○									6月下旬		有	随時		
鹿児島県	三島村	教育委員会	099-222-3141					○	○									6月中旬		有	本村は、留學制度実施のため、途中認定もある。		
鹿児島県	十島村	教育総務課	099-227-9771	http://www.tokara.jp/				○	○	○				○	少人数のため、世帯状況も把握できることから、学校担当者と協議しながら希望をとる。			6月下旬		有	9月下旬		

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助の認定時期等							
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)								(2) (1)で○をした場合、その内容				【認定】			
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認	その他	当該年度・	当該年度・追加認定の時期			
鹿児島県	さつま町	さつま町教育委員会 教育総務課	0996-53-1111(内線2516)				○	○	○						6月中旬		有	随時		
鹿児島県	長島町	教育総務課	0996-88-5679			○	○	○							5月初旬		有	6月定例教育委員会		
鹿児島県	湧水町	湧水町教育委員会 管理課	0995-75-2142	info@town.yusui.kagoshima			○	○	○						6月中旬		有	随時		
鹿児島県	大崎町	大崎町教育委員会管理課	099-476-1111	http://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp/			○	○	○						4月		有	6月		
鹿児島県	東串良町	東串良町教育委員会	0994-63-3133				○	○							6月初旬		有	本町では、毎月定例教育委員会を開催しており、追加申請が出された月、又は翌月に定例教育委員会にて審議し、認定を判断する。		
鹿児島県	錦江町	錦江町教育委員会教育課	0994-22-0517				○	○	○	○					6月下旬		有	随時		
鹿児島県	南大隅町	教育委員会 教育振興課	0994-24-3143	http://www.town.minamiosumi.lg.jp/			○	○	○						6月中旬		有	随時		
鹿児島県	肝付町	肝付町教育委員会教育総務課	0994-65-8425				○	○							5月初旬		有	随時		
鹿児島県	中種子町	教育総務課	0997-27-1111	town.nakatane.kagoshima.jp			○	○							5月初旬		有	随時		
鹿児島県	南種子町	教育委員会 管理課	0997-26-1111(内線253)	http://www.town.minamitane.kagoshima.jp/			○	○	○						4月		有	随時、申請を受付した月から認定		
鹿児島県	屋久島町	屋久島町教育総務課	0997-43-5900				○	○	○						4月		有	定例教育委員会で認定の適否を決める。		
鹿児島県	大和村	大和村教育委員会事務局	0997-57-2154				○	○	○						6月中旬		有	随時		
鹿児島県	宇検村	宇検村教育委員会事務局	0997-67-2261	http://www.uken.net/index.php			○	○	○						6月中旬		有	申請のある都度		
鹿児島県	瀬戸内町	教育委員会総務課	0997-72-0113				○	○	○	○					6月中旬		有	未申告者については申告後、転入者については、申請後		
鹿児島県	龍郷町	龍郷町教育委員会	0997-69-4532				○	○	○	○					6月中旬		有	随時認定を行っている。		
鹿児島県	喜界町	喜界町教育委員会総務課	0997-65-3681	http://www.town.kikai.lg.jp/	○	○	○	○	○						6月下旬		有	随時		
鹿児島県	徳之島町	徳之島町教育委員会学校教育課	0997-82-1308			○	○	○	○						4月		有	随時		
鹿児島県	天城町	天城町教育委員会 総務課	0997-85-5226	なし			○	○	○						4月		有	随時		
鹿児島県	伊仙町	伊仙町教育委員会総務課	0997-86-4651				○	○							4月		有	転入時		
鹿児島県	和泊町	和泊町教育委員会事務局	0997-92-0009	http://www.town.wadamari.lg.jp	○		○	○							その他	7月上旬	有	随時		
鹿児島県	知名町	知名町教育委員会 学校教育課	0997-84-3158	http://www.town.china.lg.jp/			○	○	○						6月下旬		有	随時(希望があった場合)		
鹿児島県	与論町	与論町教育委員会学務課	0997-97-2441	http://www.yoron.jp/	○	○	○	○	○						4月		有	随時		
沖縄県	那覇市	那覇市教育委員会 学務課 就学応援グループ	098-917-3505	http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/kyouikugakumu/syugaku/shugaku24.html	○	○	○	○	○	○			○		6月中旬		有	追加認定の時期は申請受付月の翌月中旬で、申請受付月の1日を認定日とする。追加認定に係る申請の締切日は、要保護は3月末日まで、通常保護は12月20日までとする。		
沖縄県	宜野湾市	宜野湾市 教育委員会 学務課	098-892-8283	http://www.city.ginowan.okinawa.jp/organization/gakumuka/35764.html	○					○			○		その他	9月(6月受付、4月週及適用)	有	随時(ただし、仕事納めまでとする)		

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助の認定時期等							
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)								(2) (1)で○をした場合、その内容				【認定】			
					ア教育委員会のウェブサイトに掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書類記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・追加認定の時期	当該年度・追加認定の有無	当該年度・追加認定の時期		
												学校事務向け説明会を実施	その他	8月下旬		有	随時			
沖縄県	石垣市	教育部学務課学務係	0980-83-0355	http://www.ishigaki.ed.jp/gakumuka/	○	○		○	○	○										
沖縄県	浦添市	教育委員会 指導部 学務課	098-876-1234	http://www.city.urasoe.lg.jp/	○	○		○	○					4月		有	5月から12月まで随時受付。(毎月10日締、翌月1日付認定。)			
沖縄県	名護市	名護市教育委員会 学校教育課	0980-53-1212(内線381)	http://www.city.nago.okinawa.jp/4/3691.html	○	○				○			その他	7月上旬		有	7月以降の申請については、申請のあった翌月から認定			
沖縄県	糸満市	糸満市教育委員会 学校教育課	098-840-8165	http://www.city.itoman.lg.jp/docs/2013020100801/	○	○		○	○				その他	7月下旬		有	随時(月まとめて翌月1日認定。12月20日申請まで)			
沖縄県	沖繩市	沖繩市教育委員会 指導部 学務課 助成係	098-939-1212(内線2723)	http://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/116/2382	○			○	○	○			その他	①継続申請(2月10日〆切)3月末認定 ②新規申請(5月10日〆切)6月中旬認定。認定日は①②ともに4月1日		有	受付期間5月21日～12月20日。申請日の翌月1日認定。			
沖縄県	豊見城市	学校教育部 学校教育課	098-850-0961	http://www.city.tomigusuku.okinawa.jp/education_sport/134/537	○	○		○	○	○			その他	6月下旬から7月上旬		有	随時。追加認定は原則12月末申請までとする。			
沖縄県	うるま市	うるま市教育委員会 指導部 学務課	098-923-2159	http://www.city.uruma.lg.jp/culture/145/2081	○	○		○	○	○			その他	6月初旬		有	毎月10日締め切り、翌月1日決定(追加認定は12月まで受付)			
沖縄県	宮古島市	宮古島市教育委員会教育部学校教育課学務係	0980-77-4944	http://www.city.miyakojima.lg.jp/soshiki/kyouiku/kyouikubu/gakkokyouiku/jyunyouhogo.html	○	○			○				その他	9月頃		有	随時。			
沖縄県	南城市	教育委員会教育指導課	098-947-6017	http://www.city.nanjo.okinawa.jp/	○	○		○	○				その他	前年度の1月		有	随時 最終受付は、12月25日			
沖縄県	国頭村	国頭村教育委員会学校教育課	0980-41-2255							○			その他	6月下旬		有	9月頃。また、転入生が来た場合などは随時			
沖縄県	大宜味村	大宜味村教育委員会	0980-44-3006							○			その他	6月下旬		有	必要があれば随時			
沖縄県	東村	教育委員会	0980-43-2130								○		各学校に対して保護者への制度周知を依頼。民生児童委員の定例会で制度の説明を行っている。	8月下旬頃		無				
沖縄県	今帰仁村	教育委員会 学校教育課	0980-56-2645							○			各字の民生委員宛、推薦依頼	6月中旬		有	転入時			
沖縄県	本部町	本部町教育委員会事務局	0980-47-2206	http://www.town.motobu.okinawa.jp/	○	○				○			全保護者へ通知文書を配布	6月下旬		有	随時			
沖縄県	恩納村	沖縄県恩納村教育委員会 学校教育課	098-966-1209				○	○						6月下旬		有	随時。認定の場合は、申請月の翌日より認定とする。			
沖縄県	宜野座村	教育委員会	098-968-8522			○			○	○			地域の民生(児童)委員より就学援助が必要である世帯への制度の説明を行っている。	7月上旬		有	随時			
沖縄県	金武町	金武町教育委員会 学校教育課	098-968-2991			○			○					6月下旬		有	追加認定は、申請のあった月で認定			
沖縄県	伊江村	教育行政課	0980-49-2334			○					○		民生委員に制度の周知を協力依頼。	7月		有	随時			
沖縄県	読谷村	教育委員会	098-982-9228	http://www.vill.yomitani.okinawa.jp/sections/edu-general/	○	○		○	○				その他	7月中旬		無				

①都道府県	②市町村名	③部署名	④電話番号	⑤ウェブサイト	1. 就学援助制度の周知方法								2. 就学援助の認定時期等					
					(1) 貴市区町村における就学援助制度の周知方法(複数回答)								(2) (1)で○をした場合、その内容					
					ア教育委員会のウェブサイト掲載	イ自治体の広報誌等に記載	ウ就学案内の書籍記載	エ入学時に学校で就学援助制度の書類配付	オ毎年度進級時に学校で書類配付	カ各学校に対して書面周知	キ教職員向け説明会実施	ク保護者向け説明会実施	ケその他((2)に記入)	当該年度・当初の認定	その他	当該年度・追加認定の時期	当該年度・追加認定の有無	
沖縄県	嘉手納町	嘉手納町教育委員会 教育総務課	098(956)1111	http://www.educ.kadena.okinawa.jp	○	○			○	○			○	民生委員児童委員へ制度の周知、学校連絡メールで小中学校の保護者へ周知。	4月		有	生活保護の開始又は廃止等の措置を受けた場合、転入者の保護者が転入先で就学援助を受けていた場合、保護者が不慮の事故や災害等に遭い、生活状態の著しい変化が認められる場合、追加認定
沖縄県	北谷町	北谷町教育委員会 学校教育課	098-982-7705	http://www.chatan.jp/kosodate/kyouiku/kyoiku/josei_hojokin/index.html	○	○		○	○						その他	2月申請分(在校生分)⇒3月末、4月申請分(新入学生分)⇒6月上旬	有	申請月の翌月上旬に認定。(1月申請まで)
沖縄県	北中城村	北中城村教育委員会教育総務課	098-935-3773	http://www.vill.kitanakagusuku.lg.jp/site/view/index.jsp		○		○							6月下旬		有	申請が来たら随時受付、最終締切は12月末日まで。
沖縄県	中城村	教育総務課	098-895-3276	http://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp/UserFiles/File/seitoyuugakusyoutureijigyoyou.pdf	○	○		○							6月下旬		有	随時追加
沖縄県	西原町	教育総務課	098-945-5039	http://www.town.nishihara.okinawa.jp/	○	○		○	○						その他	7月中	有	12月25日まで
沖縄県	与那原町	与那原町教育委員会学校教育課	098-945-2361	http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/kosodate/gakkou/pdf/H27_SyugakuEnzyo.pdf	○	○		○					○	保護者全世帯へ案内文を郵送にて周知	その他	1・2月に申請は4月下旬、3・4月に申請は5月下旬	有	随時、5月以降の申請は申請月の翌月下旬
沖縄県	南風原町	教育部 教育総務課	098-889-2620	http://www.town.haebaru.lg.jp	○	○		○							6月下旬		有	随時
沖縄県	渡嘉敷村	教育課	098-987-2120										○	申請書と制度内容文書を保護者に配布	6月初旬		有	随時
沖縄県	座間味村	教育委員会	098-987-2153	http://www.vill.zamami.okinawa.jp/life.html											6月初旬		無	
沖縄県	粟国村	粟国村教育委員会 教育総務課	098-988-2449										○	教育委員会主催で地域向けに各種制度の説明等を実施。	4月		有	随時
沖縄県	渡名喜村	渡名喜村教育委員会 教育行政課	098-989-2015	なし										現在周知は行っていない。	その他	現在行われていない。	無	
沖縄県	南大東村	教育委員会 総務	09802-2-2531												6月下旬		有	申請があるたび
沖縄県	北大東村	教育委員会	09802-3-4138	なし									○	制度案内を行いつつ毎年度進級時に教育委員会で就学支援制度の書類を送付	5月下旬		有	転入の際は随時
沖縄県	伊平屋村	伊平屋村教育委員会	0980-46-2003			○							○	入学説明会で就学援助制度等について周知を図る。	6月下旬		無	
沖縄県	伊是名村	伊是名村教育委員会	0980-45-2318	なし		○		○	○						6月初旬		有	市町村で認定を受けていた人が転入してきた時、随時審議にはかる。
沖縄県	久米島町	教育委員会	098-985-2287	hp-kume@town.kumejima.okinawa.jp				○	○						6月下旬		有	随時
沖縄県	八重瀬町	八重瀬町教育委員会 学校教育課	098-998-7571	http://www.town.yaese.lg.jp/		○		○	○	○					その他	7月上旬	有	随時。最終受付12月申請分まで。
沖縄県	多良間村	多良間村教育委員会	0980-79-2674						○						その他	7月	無	
沖縄県	竹富町	竹富町教育委員会	0980-82-6191(代表)						○	○					6月下旬		有	随時
沖縄県	与那国町	与那国町教育委員会	0980-87-2002	与那国町HP				○	○						6月中旬		有	随時

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
	(1) 項目毎の援助額																																				
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費								
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
当別町						○	11,420								○	26,020									○	20,470				○	2,230						
新篠津村						○	11,420								○	26,020									○	20,470			○	2,230	○	0					
松前町						○	11,420								○	26,020									○	20,470			○	2,230	○	0					
福島町						○	11,420								○	26,020									○	20,470			○	2,230							
知内町						○	13,650				○	26,020	26,020												○	20,470											
木古内町						○	11,420				○	26,020	20,000												○	20,470			○	2,230							
七飯町						○	11,420								○	26,020	25,282								○	20,470			○	2,230							
鹿部町						○	11,100								○	26,020	19,900								○	20,470			○	2,230							
森町						○	11,420				○	26,020	25,282												○	20,470			○	2,230							
八雲町						○	8,800				○	26,020	20,000												○	20,470			○	2,230							
長万部町						○	11,420				○	26,020	26,020												○	20,470			○	2,230							
江差町			○	11,420	11,420									○	26,020	20,470													○	2,230	2,230						
上ノ国町						○	11,420				○	26,020	26,020												○	20,470			○	2,230							
厚沢部町						○	13,650								○	26,020									○	20,470											
乙部町						○	15,200								○	26,020									○	20,470			○	2,230							
奥尻町			○	11,420	11,420						○	26,020	26,020											○	20,470	20,470			○	2,230	2,230						
今金町						○	14,640								○	26,020	25,300								○	20,470			○	2,230							
せたな町						○	11,420								○	26,020									○	20,470			○	2,230							
島牧村						○	11,420								○	26,020									○	20,470			○	2,230							
寿都町						○	15,200								○	26,020									○	20,470			○	2,230							
黒松内町						○	11,420								○	26,020									○	20,470			○	2,230							
蘭越町						○	11,420								○	26,020									○	20,470			○	2,230							
ニセコ町						○	11,420								○	26,020									○	20,470			○	2,230							
真狩村						○	11,420								○	26,020									○	20,470			○	2,230							
留寿都村						○	11,420								○	26,020									○	20,470			○	2,230							
喜茂別町						○	11,420								○	26,020									○	20,470			○	2,230	○	0					
京極町						○	12,970				○	26,020	26,020												○	20,470			○	2,230							
倶知安町						○	11,420								○	26,020									○	20,470			○	2,230							
共和町						○	11,420								○	26,020									○	20,470			○	2,230							
岩内町						○	11,420				○	26,020	26,020												○	20,470			○	2,230						○	39,290
泊村						○	11,100								○	26,020	19,900								○	20,470			○	2,230							

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																							
	(1) 項目毎の援助額																																							
	学用品費						体育実技用具費						新入学児童生徒学用品費等						通学用品費						通学費															
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他					
神恵内村						○	11,100																			○	19,900													
積丹町						○	13,650									○	26,020									○	20,470													
古平町						○	11,420	○	26,020																	○	20,470							○	2,230					
仁木町						○	11,420				○															○	20,470							○	2,230					
余市町						○	11,420				○															○	20,470							○	2,230					
赤井川村						○	11,420									○	26,020									○	20,470							○	2,170					
南幌町								○				○	26,020	26,020												○	20,470										○			
奈井江町			○	11,420	11,296											○	26,020									○	20,470			○	2,230	2,208			○	0				
上砂川町						○	15,200					○	26,020	26,020												○	20,470													
由仁町						○	11,420									○	26,020									○	20,470								○	2,230				
長沼町						○	11,420									○	26,020									○	20,470								○	2,230				
栗山町						○	11,420									○	26,020									○	20,470								○	2,230				
月形町						○	5,710											○								○	10,235							○	1,115	○	0			○
浦臼町						○	11,420					○	26,020	26,020												○	20,470							○	2,320					
新十津川町						○	11,420				○															○	20,470							○	2,230	○	8,210			
妹背牛町						○	11,420									○	26,020									○	20,470							○	2,230					
秩父別町						○	11,420									○	26,020									○	20,470							○	2,230					
雨竜町						○	11,420					○	26,020	26,020												○	20,470							○	2,230					
北竜町						○	11,420									○	26,020									○	20,470							○	2,230					
沼田町						○	11,420									○	26,020									○	20,470							○	2,230					
鷹栖町						○	11,420									○	26,020									○	20,470							○	2,230					
東神楽町			○	11,420	11,420							○	26,020	26,020												○	20,470	20,470					○	2,230	2,230			○	18,000	18,000
当麻町						○	11,420					○														○	20,470							○	2,230					
比布町						○	11,420					○	26,020	26,020												○	20,470							○	2,230					
愛別町						○	12,860					○														○	28,280													
上川町			○	11,420	11,420								○	26,020	26,020											○	20,470	0					○	2,230	2,230					
東川町						○	11,350					○	25,300	25,300												○	15,900							○	1,700					

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																			
	(1) 項目毎の援助額																																			
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費							
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
美瑛町								○				○	26,020	26,020													○	20,470								○
上富良野町						○	11,420					○															○	20,470			○	2,230				
中富良野町						○	11,420					○															○	20,470			○	2,230				
南富良野町						○	11,420								○	26,020											○	20,470			○	2,230				
占冠村						○	11,420								○	26,020											○	20,470			○	2,230				
和寒町						○	11,420					○	26,020	23,397													○	20,470			○	2,230				
剣淵町	○	6,200										○	26,020	26,020													○	20,470			○	2,230				
下川町						○	11,420								○	26,020											○	20,470			○	2,230				
美深町						○	11,420					○															○	20,470			○	2,230				
音威子府村						○	15,200								○	26,020											○	20,470			○	2,230				
中川町						○	11,420								○	26,020											○	20,470			○	2,230				
幌加内町			○	11,420	11,420							○	26,020	26,020								○	20,470	20,470			○	2,230			○	2,230				
増毛町			○	11,420	11,420							○	26,020	26,020								○	20,470	20,470			○	2,230	2,230			○	39,290	0		
小平町						○	11,420								○	26,020											○	20,470			○	2,230	○	0		
苫前町						○	14,780					○	25,300	25,300													○	19,900							○	
羽幌町						○	11,420								○	26,020											○	20,470			○	2,230				
初山別村						○	11,420					○	26,020	26,020													○	20,470			○	2,230				
遠別町			○	15,200	14,643							○	26,020	26,020								○	20,470	20,470			○	2,230			○				○	
天塩町						○	11,420					○	26,020	24,400													○	20,470			○	2,230				
猿払村						○	11,420								○	26,020											○	20,470			○	2,230				
浜頓別町						○	27,460								○	26,020											○	20,470								
中頓別町						○	15,200								○	26,020											○	20,470								
枝幸町						○	11,420					○	26,020	26,020													○	20,470			○	2,230				
豊富町						○	15,200								○	26,020											○	20,470								
礼文町						○	15,200								○	26,020											○	20,470								
利尻町			○	15,200	14,382																						○	20,470								
利尻富士町						○	13,270								○	25,300					○	19,900														
幌延町			○	11,420	11,420							○	26,020	0								○	20,470	20,470			○	2,230	2,230							

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
	(1)項目毎の援助額																																					
	学用品費								体育実技用具費								新入学児童生徒学用品費等								通学用品費								通学費					
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
美幌町						○	11,420										○																			○	2,230	
津別町			○	11,420	11,420							○	26,020	26,020								○	20,470	20,470											○			
斜里町						○	13,650										○	26,020																		○		
清里町	○	6,500									○																								○			
小清水町						○	11,420				○																									○	2,230	
訓子府町						○	11,420										○	26,020																		○	2,230	
置戸町						○	11,420										○	26,020																			○	2,230
佐呂間町						○	11,420	○	26,020																												○	2,230
遠軽町						○	11,420				○	26,020	26,020																							○	2,230	
湧別町						○	11,420										○	26,020																		○		
滝上町						○	11,420										○	26,020																			○	2,230
興部町						○	11,420										○	26,020																			○	2,230
西興部村			○	11,420	6,386			○	26,020																												○	2,230
雄武町			○	11,420	6,409						○	26,020	23,155																							○	2,230	
大空町						○	11,420				○	26,020	19,554																							○	2,230	
豊浦町						○	11,420				○																										○	2,230
杜陵町						○	11,420				○																										○	2,230
白老町			○	11,420	11,420							○	5,795	5,795																						○	2,230	
厚真町						○	11,420										○	11,590																			○	2,230
洞爺湖町						○	11,420				○																										○	2,230
安平町						○	11,420																														○	2,230
むかわ町						○	11,100				○	11,270	7,476																							○	2,170	

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																	
	(1)項目毎の援助額																																	
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費					通学費							
	実費	支給平均額	現物支給額	上限金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給額	上限金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給額	上限金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給額	上限金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
日高町						○	11,420					○	26,020	13,136											○	20,470					○	2,230		
平取町						○	11,420					○	11,590	11,590											○	20,470				○	2,230	○	0	
新冠町						○	5,710								○	5,795									○	10,235					○	1,115		
浦河町						○	11,420					○													○	20,470					○	2,230		
様似町						○	11,420																		○	20,470					○	2,230		
えりも町								○	○	11,590															○	20,470								
新ひだか町						○	11,420									○	11,590								○	20,470					○	2,230		
音更町						○	11,420									○	11,590								○	20,470					○	2,230	○	22,629
士幌町						○	11,420					○													○	20,470					○	2,230		
上士幌町						○	15,200									○	11,590								○	20,470								
鹿追町						○	11,420									○	11,590								○	20,470					○	2,230		
新得町						○	11,420									○	26,020								○	20,470					○	2,230		
清水町						○	15,200									○	11,600								○	33,440								
芽室町						○	11,420									○	11,590								○	20,470			○	3,780	3,483			
中札内村						○	11,420					○													○	20,470					○	2,230		
更別村						○	11,420					○	11,590	11,590											○	20,470					○	2,230		
大樹町						○	14,780									○	11,270								○	19,900								
広尾町						○	11,420											○							○	20,470						○	2,230	
幕別町			○	13,650	13,418							○	26,020	11,780										○	20,470	20,470								
池田町						○	11,420									○	11,590								○	20,470								
豊頃町						○	11,420									○	11,590								○	20,470					○	2,230		
本別町						○	11,420									○	11,590								○	20,470					○	2,230		
足寄町						○	11,420									○	11,590								○	20,470					○	2,230		
陸別町						○	11,420									○	11,270								○	20,470					○	2,230		
浦幌町			○	11,420	11,420											○	11,590								○	20,470			○	2,230	2,230			
釧路町						○	11,420									○	13,010								○	20,470					○	2,170		
厚岸町						○	5,760									○	11,590								○	20,470					○	2,230		
浜中町						○	11,440																		○	20,400					○	2,200		
標茶町			○	13,650	12,202											○	11,590								○	20,470								
弟子屈町						○	11,420									○	26,020								○	20,470					○	2,230		

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																			
	(1) 項目毎の援助額																																			
	学用品費						体育実技用具費						新入学児童生徒学用品費等						通学用品費						通学費											
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
鶴居村						○	11,420								○	26,020									○	20,470				○	2,230					
白糠町						○	11,420								○	11,590									○	20,470			○	2,230						
別海町						○	11,420								○	11,590									○	20,470			○	2,230						
中標津町						○	11,420								○	11,590									○	20,470			○	2,230						
標津町						○	11,420								○	11,590									○	20,470			○	2,230						
羅臼町						○	14,800	○	0																○	20,000			○	18,000						
青森市						○	11,420								○	26,020									○	20,470			○	2,230	○	55,230				
弘前市						○	11,420								○	26,020									○	20,470			○	2,230	○	0				
八戸市			○	11,420	11,420							○	20,470	20,470											○	2,230	2,230			○	39,290	39,290				
黒石市						○	11,420				○	26,020	19,641											○	20,470			○	2,230	○	52,000					
五所川原市	○	3,700																																		
十和田市						○	11,000								○	19,000									○	2,000										
三沢市						○	11,040								○	15,430																				
むつ市						○	13,000								○	20,000									○	2,000										
つがる市						○	10,800								○	19,200									○	1,200										
平川市						○	11,420				○	26,020	22,507											○	20,470			○	2,230							
平内町						○	11,420				○	20,600	20,600											○	20,470			○	2,230							
今別町						○	11,420								○	20,470								○	20,470			○	2,230							
蓬田村						○	11,420								○	26,020								○	20,470			○	2,230							
外ヶ浜町						○	11,420				○	26,020	26,020											○	20,470			○	2,230							
鯉ヶ沢町						○	11,100								○	19,900								○	19,900			○	2,170							
深浦町						○	11,100								○	19,900								○	19,900			○	2,170							
西目屋村						○	11,400								○	19,900								○	19,900			○	2,650							
藤崎町	○	11,420																○	20,470								○	2,170								

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																																									
	(1) 項目毎の援助額																																																									
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費																													
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他														
大鰐町						○	11,420								○	26,020										○	20,470																○	2,230								○						
田舎館村			○	11,100	10,833																○	19,900	19,900																																			
板柳町						○	11,100																				○	19,900																														
鶴田町						○	11,420																				○	20,470																														
中泊町						○	11,000																				○	19,900																	○	2,170												
野辺地町						○	11,420									○	26,020										○	20,470																		○	2,230											
七戸町						○	11,420																				○	20,470																		○	2,230											
六戸町						○	12,000																				○	18,000																														
横浜町						○	11,420																				○	20,470																														
東北町						○	11,420																				○	20,470																			○	2,230										
六ヶ所村						○	11,420																				○	20,470																			○	2,230										
おいらせ町						○	11,100																				○	19,900																				○	2,170									
大間町						○	13,590																				○	20,470																														
東通村						○	11,420																				○	0																														
風間浦村						○	11,100																				○	19,900																														
佐井村	○	11,420																○	0																						○	2,230																
三戸町						○	11,420											○									○	20,470																				○	2,230									
五戸町			○	11,100	11,100																						○	19,900	19,900																		○	2,170	2,170									
田子町						○	11,100																				○	19,900																					○	2,170								
南部町						○	11,420																				○	20,470																			○	2,230										
階上町						○	11,420																				○	20,470																														
新郷村						○	12,000																				○	16,000																														
八戸市階上町 田代小学校中学校 組合			○	15,200	15,200			○																			○	20,470	0																			○	39,290	0								
盛岡市						○	11,420											○									○	20,470																				○	2,230		○	19,095						

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																																								
	(1)項目毎の援助額																																																								
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費																												
実費	支給 平均額	現物 支給額	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給額	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給額	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給額	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他																						
上山市						○	11,420																												○	20,470										○	2,230		○	15,710							
村山市						○	11,420																													○	20,470									○	2,230										
長井市			○	11,420	11,420							○	26,020	21,707									○	20,470	20,470																					○	2,230	2,230									
天童市						○	11,420																														○	20,470									○	2,230									
東根市						○	11,100																														○	19,900									○	2,170									
尾花沢市			○	11,420	11,399																		○	20,470	20,470																						○	2,230	2,225								
南陽市			○	11,420	11,420				○	19,612													○	20,470	20,470																						○	2,230	2,230								
山辺町						○	11,420				○																																						○	2,230							
中山町			○	11,420	11,420																		○	20,470	20,470																								○	2,230	2,230		○	0			
河北町						○	12,200																																										○	17,000							
西川町			○	11,420	10,381																			○	20,470	0																							○	2,230	2,078						
朝日町			○	11,420	11,420																			○	20,470	20,470																							○	2,230	2,230						
大江町						○	11,100																																											○	2,170						
大石田町			○	11,420	11,420																			○	20,470																									○	2,230	2,230					
金山町						○	14,780																																											○	19,900						
最上町						○	11,420																																											○	20,470			○	2,230		
舟形町			○	11,100	11,100								○	25,300	25,300																																		○	19,900	0						
真室川町			○	11,420	11,420									○	26,020	26,020																																	○	20,470	20,470						
大蔵村						○	10,200																																											○	18,400			○	2,000		
鮭川村						○	14,780				○																																							○	19,900						
戸沢村						○	11,420																																											○	20,470			○	2,230		
高島町						○	15,120					○	26,000	26,000																																				○	20,470						
川西町						○	15,200					○	26,020	26,020																																				○	20,470						

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
	(1) 項目毎の援助額																																						
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費										
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他				
塩谷町						○	11,420																														○	0	
高根沢町						○	11,420																																
那須町						○	11,420																															○	2,230
那珂川町						○	11,000																															○	22,000
前橋市						○	11,420																															○	2,230
高崎市						○	11,420																															○	2,230
桐生市						○	11,420																															○	2,230
伊勢崎市			○	11,420	10,548																																	○	2,230
太田市						○	11,420																															○	2,230
沼田市						○	11,420																															○	2,230
館林市						○	11,420																															○	2,230
渋川市						○	11,420																															○	2,230
藤岡市						○	11,420																															○	2,230
富岡市						○	11,420																															○	2,230
安中市						○	14,780																															○	19,900
みどり市						○	11,420																															○	2,230
榛東村								○																														○	20,470
吉岡町						○	11,420																															○	2,230
上野村																																							
神流町																																							
下仁田町						○	11,420		○	0																												○	2,230

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
	(1) 項目毎の援助額																																						
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費										
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他				
南牧村																					○	20,470	20,470																
甘楽町						○	11,420																												○	2,230			
中之条町						○	11,420																													○	2,230		
長野原町						○	11,420																													○	2,230		
嬬恋村						○	11,100																													○	2,170		
草津町						○	11,420																														○	2,230	
高山村			○	11,420	10,187																	○	20,470	20,470											○	2,230	2,030		
東吾妻町						○	11,420																													○	2,230		
片品村			○	11,420	11,420																	○	20,470	20,470											○	2,230	2,230		
川場村						○	12,000																													○	4,050		
昭和村			○	11,420	11,420																	○	20,470	20,470											○	2,230	2,230		
みなかみ町						○	13,590																													○	20,470		
玉村町						○	13,650																													○	20,470		
板倉町						○	11,420																													○	2,230		
明和町			○	11,420	10,942																	○	20,470	0											○	2,230	2,137		
千代田町						○	11,420																													○	2,230		
大泉町						○	11,420																													○	2,230		
邑楽町						○	11,420												○	20,470															○	2,230			
さいたま市						○	11,420																													○	2,230	○	23,150
川越市						○	15,200																													○	20,470	○	0
熊谷市			○	13,650	13,650																	○	20,470	20,470											○	2,230	○	0	

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																											
	(1) 項目毎の援助額																																											
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費															
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他									
朝霞市						○	11,420																			○	20,470					○	2,230								○	0		
志木市						○	11,420																			○	20,470					○	2,230											
和光市						○	11,420																			○	20,470					○	2,230											
新座市						○	11,420																			○	20,470					○	2,230				○	23,584						
桶川市						○	11,420																			○	20,470					○	2,230											
久喜市				○	11,420	10,690								○	20,470	20,470										○	2,230	2,080																
北本市						○	11,420																			○	20,470					○	2,230											
八潮市						○	11,420																			○	20,470					○	2,230											
富士見市						○	11,420																			○	20,470					○	2,230											
三郷市						○	11,420																			○	20,470					○	2,230											
蓮田市						○	11,420																			○	20,470					○	2,230											
坂戸市				○	11,420	11,420																				○	20,470			○	2,230	2,230												
幸手市						○	11,420																			○	20,470					○	2,230				○	39,290	0					
鶴ヶ島市						○	11,420																			○	20,470					○	2,230											
日高市						○	11,420																			○	20,470					○	2,230											
吉川市						○	11,420																			○	20,470					○	2,230											
ふじみ野市						○	11,420																			○	20,470					○	2,230											
白岡市				○	11,420	11,083								○	20,470	20,470										○	2,230	1,956																
伊奈町						○	11,420																			○	20,470					○	2,230											
三芳町				○	11,420	11,420																				○	20,470	20,470			○	2,230	2,230											
毛呂山町						○	11,420																			○	20,470					○	2,230											
越生町						○	11,420																			○	20,470					○	2,230											

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																																						
	(1)項目毎の援助額																																																						
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費																										
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他											
滑川町						○	11,420					○	26,020	0												○	20,470													○	2,230											○			
嵐山町						○	11,420																				○	20,470																								○	2,230		
小川町						○	11,420																				○	20,470																								○	2,230		
川島町						○	11,420																				○	20,470																								○	2,230		
吉見町												○	11,420		9,277												○	20,470		9,186																					○	2,230	719		
鳩山町						○	11,420																				○	20,470																								○	2,230		
ときがわ町						○	11,420																				○	20,470																								○	2,230		
横瀬町						○	11,420																				○	20,470																							○	39,290	0		
皆野町						○	11,420																				○	20,470																										○	2,230
長瀬町						○	11,420																				○	20,470																									○	2,230	
小鹿野町						○	11,420																				○	20,470																							○	39,290	0		
東秩父村						○	11,420																				○	20,470																								○	2,230		
美里町						○	11,420																				○	20,470																									○	2,230	
神川町												○	11,420		12,755					○							○	20,470		20,470																					○	2,230	2,166		
上里町						○	11,420																				○	20,470																								○	2,230		
寄居町						○	11,420												○								○	20,470																								○	2,230		
宮代町						○	11,420																				○	20,470																								○	2,230		
杉戸町						○	11,420																				○	20,470																									○	2,230	
松伏町						○	11,420																				○	20,470																									○	2,230	
千葉市						○	11,420																				○	20,470																						○	2,230	29,700			
鏡子市						○	11,420																				○	23,550																							○	2,230	0		
市川市						○	11,420																				○	20,470																							○	2,230	11,500		

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
	(1) 項目毎の援助額																																						
	学用品費								体育実技用具費								新入学児童生徒学用品費等								通学用品費								通学費						
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他				
田上町						○	11,420																			○	20,470						○	2,230					
阿賀町			○	11,420	11,420																	○	2,230	2,230															
出雲崎町			○	11,420	11,420																	○	2,230	2,230															
湯沢町			○	11,420	11,420							○	26,020	26,020								○	2,230	2,230															
津南町						○	11,420					○	26,020	12,934											○	20,470							○	2,230					
刈羽村						○	11,420					○	26,020	0											○	20,470							○	2,230					
関川村						○	13,270																			○	19,900												
粟島浦村																																							
富山市						○	11,420					○	5,000	1,600											○	20,470							○	2,230					
高岡市						○	11,420					○	5,510	1,438											○	20,470							○	2,230	○	53,730			
魚津市						○	11,420																		○	20,470													
氷見市						○	11,420					○	26,020	0											○	20,470							○	2,230			○	39,290	0
滑川市						○	11,420																		○	20,470								○	2,230				
黒部市						○	11,420																		○	20,470								○	2,230				
砺波市						○	11,100																		○	19,900								○	2,170				
小矢部市			○	11,420	11,420																			○	20,470	20,470							○	2,230	1,869				
南砺市						○	11,420																		○	20,470								○	2,230				
射水市																									○	9,950													
舟橋村						○	11,420																		○	20,470													
上市町						○	11,420																		○	20,470													
立山町						○	16,500																		○	19,000								○	2,100				
入善町						○	11,420					○	26,020	26,020											○	20,470							○	2,230	○	0			
朝日町			○	11,420	11,420																				○	20,470	20,470						○	2,230	2,230				
金沢市						○	11,420					○	3,600	1,256											○	20,470							○	2,230	○	0			

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
	(1)項目毎の援助額																																						
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費					通学費												
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他			
七尾市						○	12,500																			○	15,000												
小松市						○	11,420																				○	20,470					○	2,230					
輪島市						○	10,270																				○	20,470				○	2,000	○	70,000				
珠洲市				○	11,420	11,420																○	20,470	20,470				○	2,230	2,230									
加賀市						○	11,100																				○	19,900				○	2,170	○	0				
羽咋市						○	11,100																				○	19,900				○	2,170						
かほく市						○	11,100																				○	19,900				○	2,170						
白山市						○	11,420																				○	20,470				○	2,230						
能美市						○	11,420																				○	20,470				○	2,230						
野々市市						○	11,420																				○	20,470				○	2,230						
川北町						○	5,550																				○	9,950											
津幡町						○	14,780																				○	19,900											
内灘町						○	11,100																				○	19,900				○	2,170						
志賀町						○	11,100																				○	19,900				○	2,170						
宝達志水町						○	8,880																				○	17,910				○	1,740						
中能登町						○	11,100																				○	19,900				○	2,170					○	
穴水町						○	11,100																				○	19,900											
能登町						○	11,420																				○	20,470				○	2,230						
福井市						○	11,420											○									○	20,470				○	2,230	○	31,000				
敦賀市				○	11,100	11,100																					○	19,900	19,900			○	2,170	2,170					
小浜市						○	11,420																				○	20,470				○	2,230						
大野市						○	11,420																				○	20,470				○	2,230	○	0				
勝山市				○	11,420	11,420																					○	20,470	20,470			○	2,230	2,230					
鯖江市						○	11,420																				○	20,470				○	2,230	○	0				
あわら市						○	11,420																				○	20,470				○	2,230						
越前市						○	11,420																				○	20,470				○	2,230						
坂井市						○	11,420																				○	20,470				○	2,230					○	
永平寺町				○	11,420	11,420																					○	20,470	20,470										
池田町				○	11,420	0																					○	20,470	0			○	2,230	0				○	5,500

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																														
	(1) 項目毎の援助額																																														
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費																		
実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他												
南越前町						○	11,420																											○	20,470							○	2,230				
越前町						○	11,420																												○	20,470						○	2,320				
美浜町			○	11,420	11,420									○	20,470	20,470																							○	2,230	2,230						
高浜町						○	11,420																												○	20,470					○	2,230					
おおい町			○	13,650	13,650									○	20,470	20,470																															
若狭町						○	11,420																														○	20,470					○	2,230			
甲府市			○	13,650	7,500																															○	20,470										
富士吉田市						○	11,100																													○	19,900					○	2,170				
都留市								○																														○	19,900								
山梨市						○	11,420																														○	20,470					○	2,230			
大月市						○	22,320																														○	20,470					○	2,230			
韮崎市						○	13,270																															○	19,900			○	0				
南アルプス市						○	13,200																															○	19,900								
北杜市						○	11,420																															○	20,470					○	2,230	○	43,200
甲斐市						○	6,270																																○	17,730							
笛吹市						○	13,650																															○	20,470								
上野原市						○	11,100																															○	19,900					○	2,170		
甲州市			○	11,420	11,420									○	20,470	20,470																							○	20,470			○	2,230	2,230		
中央市	○	13,695																																			○	19,900									
市川三郷町						○	5,550																																○	9,950					○	1,085	
早川町																																															
身延町						○	3,300																															○	18,370					○	660		

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
	(1)項目毎の援助額																																					
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費					通学費											
	実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
佐久市						○	11,420					○	26,020	1,500										○	20,470									○	2,230			
千曲市						○	11,420																	○	20,470									○	2,230			
東御市			○	11,420	11,420																		○	20,470	20,470					○	2,230	2,230				○		
安曇野市						○	11,420																	○	20,470									○	2,230			
小海町						○	14,780																	○	19,900													
川上村						○	14,780																	○	19,900													
南牧村						○	14,780									○	11,270							○	17,730													
南相木村						○	11,420				○	11,590	0											○	20,470									○	2,230			
北相木村						○	15,000																	○	20,470													
佐久穂町						○	11,100																	○	19,900									○	2,170			
軽井沢町						○	11,420																	○	20,470													
御代田町						○	11,420																		○	20,470									○	2,230		
立科町			○	11,420	11,152																		○	20,470	20,470									○				
青木村						○	11,100																	○	19,900										○	2,170		
長和町						○	11,420																	○	20,470										○	2,230		
下諏訪町						○	11,420																		○	20,470									○	2,230		
富士見町						○	11,420																	○	20,470										○	2,230		
原村						○	11,420																	○	20,470										○	2,230		
辰野町						○	11,420																		○	20,470												
箕輪町			○	13,500	13,500																			○	18,400	18,400												
飯島町						○	11,420																	○	20,470										○	2,230		
南箕輪村						○	11,420																	○	20,470										○	2,230		
中川村						○	11,420																	○	20,470													
宮田村						○	11,420																	○	20,470										○	2,230		
松川町						○	11,420																	○	20,470													
高森町						○	11,420																	○	20,470										○	2,230		
阿南町						○	11,420																	○	20,470													
阿智村						○	12,610																		○	19,900								○	0			
平谷村	○	11,100													○	19,900																						
根羽村						○	13,200																		○	13,200												
下條村						○	11,420																	○	20,470										○	2,230		
売木村	○	0																					○	0										○	0			

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
	(1)項目毎の援助額																																						
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他			
天龍村						○	11,420																				○	20,470								○	2,230		
泰阜村						○	11,420																				○	20,470								○	2,230		
喬木村						○	11,420																				○	20,470								○	2,230		
豊丘村						○	11,100																				○	19,900											
大鹿村						○	11,420																				○	20,470								○	2,230		
上松町						○	11,420																				○	20,470								○	2,230		○
南木曾町						○	11,420																				○	20,470								○	2,230		
木祖村						○	11,420											○									○	20,470								○	2,230		
玉滝村	○	0							○	0									○	0								○	0									○	
大桑村						○	11,420																				○	20,470								○	2,230		
木曾町			○	11,420	11,420							○	20,470	20,470													○	2,230	2,230										
麻績村						○	11,420																				○	20,470								○	2,230		
生坂村						○	11,420																				○	20,470								○	2,230		
山形村						○	11,420																				○	20,470								○	2,230		
朝日村						○	13,270																				○	20,470											
筑北村						○	15,200																				○	20,470											
池田町						○	11,420																				○	20,470							○	2,230			
松川村						○	11,420																				○	20,470											
白馬村			○	11,420	11,420									○	20,470	20,470											○	2,230	2,230										
小谷村						○	11,100																				○	19,900											
坂城町			○	13,650	13,650									○	20,470	20,470											○	2,230											
小布施町						○	11,100																				○	19,900								○	2,170		
高山村						○	11,420																				○	20,470								○	2,230		
山ノ内町						○	11,420				○	26,020	24,826														○	21,190								○	2,230		
木島平村			○	14,780	14,780									○	19,900	19,900											○	19,900											
野沢温泉村						○	11,420										○	26,020									○	20,470								○	2,230		
信濃町			○	11,420	11,420								○	26,020	15,883												○	20,470	20,470						○	2,230	2,230		
小川村			○	11,100	11,000				○	0				○	26,020	15,883											○	19,900								○	2,170	○	0

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
	(1) 項目毎の援助額																																						
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費										
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他				
松原市						○	11,100																																
大東市						○	13,650																								○	14,634							
和泉市						○	11,420																																
箕面市						○	11,420																												○	50,000			
柏原市						○	11,420																													○	10,030		
羽曳野市						○	11,420																																
門真市						○	7,740																													○	15,520		
摂津市						○	11,420																														○	2,230	
高石市						○	11,420																														○	2,230	
藤井寺市						○	11,420																														○	2,230	
東大阪市						○	15,200																															○	12,970
泉南市						○	11,420																														○	2,230	
四條畷市						○	11,420																														○	2,230	
交野市						○	11,420																														○	2,230	
狹山市						○	11,420																														○	2,230	
阪南市						○	11,420																														○	2,230	
島本町						○	11,420																														○	2,230	
豊能町	○	11,420																	○	20,470																○	2,230		
能勢町						○	11,420																														○	2,230	

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
	(1) 項目毎の援助額																																					
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費									
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他			
大川村			○	11,100	11,100															○	19,900	19,900							○	2,170	2,170							
いの町						○	11,420																						○	2,230	2,230							
仁淀川町			○	11,420	10,381			○	0											○	20,470	20,071						○	2,230	2,230			○	0				
中土佐町			○	13,270	13,270															○	19,900	19,900																
佐川町						○	11,100													○	19,900							○	2,170	2,170			○	12,320				
越知町						○	11,100													○	19,900														○	2,170		
椿原町			○	11,100	11,100															○	19,900	19,900							○	2,170	2,170							
日高村						○	11,420													○	20,470								○	2,230	2,230							
津野町						○	11,420													○	20,470								○	2,230	2,230							
四万十町						○	11,100													○	19,900								○	2,170	2,170							
大月町						○	11,420													○	20,470								○	2,230	2,230							
三原村						○	11,420													○	20,470								○	2,230	2,230							
黒潮町						○	11,420													○	20,470								○	2,230	2,230							
日高村佐川町学校組合						○	11,420													○	20,470								○	2,230	2,230							
北九州市						○	11,420													○	20,470								○	2,230	2,230		○	26,000				
福岡市						○	11,420													○	20,470								○	2,230	2,230						○	
大牟田市						○	11,420													○	20,470								○	2,230	2,230			○	39,290	0		
久留米市						○	11,420													○	20,470								○	2,230	2,230		○	39,290				
直方市						○	11,420													○	20,470								○	2,230	2,230		○	12,950				
飯塚市						○	11,420													○	20,470								○	2,230	2,230							
田川市						○	14,780													○	19,900																	
柳川市						○	11,420													○	20,470								○	2,230	2,230							
八女市	○	13,650																		○	20,470																	
筑後市						○	11,420													○	20,470								○	2,230	2,230					○	39,290	
大川市						○	11,420													○	20,470								○	2,230	2,230							

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
	(1)項目毎の援助額																																					
	学用品費						体育実技用具費						新入学児童生徒学用品費等						通学用品費						通学費													
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
唐津市						○	15,200										○	20,470																				
鳥栖市						○	14,780										○	19,900								○	38,200	0										
多久市						○	11,420										○	20,470							○	2,230												
伊万里市						○	11,420										○	20,470							○	2,170	○	36,960										
武雄市						○	13,650										○	20,470																				
鹿島市			○	11,420	11,420									○	20,470	20,470							○	2,230	2,230													
小城市						○	14,300										○	19,900																				
嬉野市			○	11,420	9,940									○	20,470	20,470							○	2,230	1,906													
神埼市						○	11,420										○	20,470							○	2,230												
吉野ヶ里町						○	11,100										○	19,900						○	2,170													
基山町						○	11,420										○	20,470						○	2,230													
上峰町	○	11,160															○	20,470						○	2,168													
みやき町						○	11,420										○	20,470						○	2,230													
玄海町						○	14,780										○	19,900																				
有田町						○	11,420										○	20,470						○	2,230													
大町町						○	11,420										○	20,470						○	2,230													
江北町	○	11,420															○	20,470																				
白石町						○	11,420										○	20,470						○	2,230													
太良町			○	11,420	11,420									○	20,470	20,470							○	2,230	2,230													
長崎市						○	11,420										○	20,470						○	2,230		○	32,000										
佐世保市			○	11,420	10,207												○	20,470					○	2,230	2,055		○	10,374										
島原市						○	13,650										○	20,470							○	0												
諫早市						○	11,420										○	20,470						○	2,230			○	39,290	0								

②市町村名	1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																														
	(1) 項目毎の援助額																														
	学用品費						体育実技用具費						新入学児童生徒学用品費等						通学用品費						通学費						
実費	支給平均額	現物支給	上限金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他
大村市					○	11,420									○																
平戸市					○	11,420									○											○					
松浦市					○	11,420									○												○				
対馬市					○	13,650									○																
杵岐市					○	13,650									○																
五島市					○	11,100									○										○						
西海市					○	11,420									○											○					
雲仙市					○	11,420									○												○				
南島原市			○	13,270	12,735										○		19,900	19,900									○				
長与町					○	11,420									○												○				
時津町					○	11,420									○												○				
東彼杵町					○	11,420									○												○				
川棚町					○	13,650									○																
波佐見町					○	11,420									○											○					
小値賀町			○	11,420	11,420										○		20,470	0													
佐々町					○	11,100									○											○					
新上五島町					○	11,100									○																
熊本市					○	15,200									○												○				
八代市	○	14,898													○	20,470															
人吉市					○	13,270									○		19,900														
荒尾市					○	11,420									○											○					
水俣市					○	11,420									○											○					
玉名市					○	11,420									○											○					
山鹿市					○	11,420									○											○					
菊池市					○	11,420									○											○					
宇土市					○	11,420									○											○					

②市町村名																																					
	修学旅行費							校外活動費(宿泊を伴わないもの)							校外活動費(宿泊を伴うもの)							クラブ活動費															
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
美瑛町	○	21,220							○	0								○	3,000																		
上富良野町				○	21,012	16,304						○	1,550	0							○	3,570	0														
中富良野町				○	21,190	20,600						○	1,550	827							○	3,570	0					○	2,710	0							
南富良野町							○	21,190																	○	3,570											
占冠村	○	0																○										○									
和寒町	○	22,100																○	4,550																		
剣淵町	○	20,250							○	0								○	1,900																		
下川町	○	23,000														○	1,550		○	4,900																	
美深町				○	24,000	20,930															○	3,570	1,850														
音威子府村				○	21,190	19,010											○	1,550											○	2,710	0						
中川町	○	24,000																							○	4,500											
幌加内町	○	0										○	1,550	1,550					○	0							○	0									
増毛町				○	21,190	21,190						○	1,550	1,550							○	3,570	3,570						○	2,710	2,710						
小平町	○	23,530										○	1,550	0							○	3,570	0														
苫前町	○	24,000																																			
羽幌町	○	23,000														○	1,550																				
初山別村				○	21,190	21,190																								○	2,710	0					
遠別町	○	21,190																	○	○	4,350																
天塩町	○	22,484										○	3,570	0							○	1,550	1,360						○	2,710	0						
猿払村				○	21,190	0						○	1,550	1,550							○	3,570	3,570														
浜頓別町	○	22,200																																			
中頓別町	○	18,226																																○	2,710		
枝幸町	○	24,298															○	1,550									○	3,570			○	2,710	0				
豊富町	○	20,509																																			
礼文町																																					
利尻町																																					
利尻富士町																																					
幌延町	○	0										○	1,550	1,550														○	3,570	2,340							

②市町村名																																									
	修学旅行費							校外活動費(宿泊を伴わないもの)							校外活動費(宿泊を伴うもの)							クラブ活動費																			
	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他					
睦沢町						○	21,190								○	1,550										○	3,570														
長生村	○	20,600									○	1,550	1,550									○	3,570	3,570																	
白子町			○	25,000	25,000						○	1,510	1,510									○	3,470	3,470			○	1,000													
長柄町	○	23,000							○	1,550									○	3,570																					
長南町	○	19,601									○	1,510	952									○	3,470	0																	
大多喜町	○	18,000									○	1,550	1,550									○	3,570	3,570																	
御宿町	○	18,150									○	1,550	1,550									○	3,570	0													○				
鋸南町	○	25,000													○	1,550																									
布施学校組合	○	18,150									○	1,550	1,550									○	3,570	0													○				
千代田区									○	2,000									○	7,000																					
中央区	○	8,674													○	1,920			○	5,478														○	240						
港区															○	1,920										○	2,600														
新宿区									○	1,650															○	7,940									○	240					
文京区									○	1,408									○	10,463																					
台東区			○	26,530	24,777										○	2,100						○	16,580	14,124											○	700					
墨田区									○	1,510																○									○	230					
江東区									○	1,551												○	11,000	8,838											○	240					
品川区															○	2,500								○	5,200																
目黒区						○	1,350								○	2,690			○	6,428																					
大田区															○	3,150						○	7,600	5,920											○	230					
世田谷区																			○					○	3,120																
渋谷区								○	595										○	8,826													○	250	248						

②市町村名																																				
	修学旅行費						校外活動費(宿泊を伴わないもの)						校外活動費(宿泊を伴うもの)						クラブ活動費																	
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他
南部町			○	36,000	36,000						○	1,510	1,510																							
富士川町			○	21,190	21,190						○	1,550	1,550							○	3,570	3,570														
昭和田	○	43,800									○	1,510	1,510						○	3,470	3,470															
道志村			○	20,600	20,600						○	1,510	1,510						○	3,470	3,470															
西桂町						○	20,600								○	1,510								○	3,470											
忍野村	○	24,000													○	1,510							○	3,470												
山中湖村	○	19,176							○	755																										
鳴沢村			○	21,190	21,190																															
富士河口湖町	○	29,368													○	1,550																				
小菅村																																				
丹波山村																																				
河口湖南中学校 組合																																				
長野市			○	21,190	9,644																															
松本市	○	26,824													○	1,550		○	4,091																	
上田市	○	31,463									○	1,550	1,550						○	3,570	3,570															
岡谷市	○	21,190																																		
飯田市	○	28,000									○	1,550	1,550						○	3,570	3,570															
諏訪市			○	21,190	16,000						○	1,550	1,550						○	3,570	2,000															
須坂市			○	21,190	21,190						○	1,550	1,550						○	3,570	3,570															
小諸市	○	25,034									○	1,550	1,550						○	3,570	3,570															
伊那市			○	21,290	21,190						○	1,550	1,550						○	3,570	3,570												○	2,710	1,000	
駒ヶ根市	○	28,700									○	1,550	1,550						○	3,570	3,570															
中野市			○	29,420	29,420						○	1,550	1,550						○	5,080	5,080												○	2,710		
大町市	○	30,422							○	3,176								○	2,836																	
飯山市			○	21,190	21,190						○	1,550	1,033						○	3,570	1,753															
茅野市	○	32,000									○	1,550	1,550						○	3,570	3,570															
塩尻市	○	31,733									○	1,510	1,438						○	3,470	3,270							○	0							

②市町村名																																						
	修学旅行費							校外活動費(宿泊を伴わないもの)							校外活動費(宿泊を伴うもの)							クラブ活動費																
	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他		
宇治市	○	18,135							○	2,948									○	4,503																		
宮津市	○	27,000													○	1,390										○	3,210			○	2,430	400						
亀岡市			○	20,000	18,964							○	1,550	1,329								○	3,570	3,388														
城陽市	○	18,297										○	1,550	1,550								○	3,570	2,464														
向日市			○	18,987	16,901										○	1,550						○	3,570	2,171														
長岡京市	○	16,976							○	2,112											○	3,903																
八幡市	○	17,846													○	1,550					○	4,354																
京田辺市	○	19,900										○	2,750	2,000								○	3,570	3,570														
京丹後市	○	24,920										○	1,550	1,550								○	3,570	1,550					○	1,355	1,355							
南丹市	○	21,811							○	811												○	4,487						○	2,710	0							
木津川市	○	18,095										○	1,550	1,525								○	3,570	3,570														
大山崎町			○	21,190	21,190							○	1,550	1,550								○	3,570	0														
久御山町	○	19,920										○	1,550	1,099								○	3,570	2,989														
井手町	○	25,338							○	3,888												○	18,101							○	2,710	0						
宇治田原町	○	19,213										○	1,570	1,570								○	3,470	3,071														
精華町	○	19,767										○	1,550	1,550								○	3,570	480					○	2,710	400							
京丹波町			○	21,190	21,190							○	1,550	1,550								○	3,570	3,570														
伊根町																																						
与謝野町	○	24,730										○	1,550	710									○	3,570	3,565					○	2,710	0						
相楽東部広域連合			○	21,190	19,227							○	1,550	1,550								○	3,570	3,565					○	2,710	0							

②市町村名																																						
	修学旅行費								校外活動費(宿泊を伴わないもの)								校外活動費(宿泊を伴うもの)								クラブ活動費													
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他		
山添村	○	39.705										○	1.550	1.550								○	3.570	3.570														
平群町	○	30.000										○	1.550	1.550								○	3.570	3.570														
三郷町	○	20.470									○	1.550										○	3.570															
斑鳩町	○	24.669														○	1.550					○	1.776															
安堵町	○	27.769														○	1.510																					
川西町				○	21.190	21.190						○	1.550	1.550								○	3.570	3.570														
三宅町						○	21.190					○	1.550	0								○	3.570	0														
田原本町				○	21.190	21.190						○	1.550	1.550																								
曾根村						○	28.000									○	1.550					○	3.570															
御杖村	○	20.600										○	1.510	1.510								○	3.470	3.470														
高取町						○	20.880									○	1.550						○	3.570														
明日香村	○	30.000														○	1.550					○	3.570															
上牧町	○	25.000									○	1.550										○	3.570															
王寺町				○	30.000	28.000																																
広陵町	○	27.000										○		0								○	3.470															
河合町	○	25.000										○	1.550	1.550								○	3.570	3.570														
吉野町											○		775	423								○	1.785	1.785														
大淀町	○	26.000										○	1.550	1.368								○	3.570	0														
下市町	○	25.334										○	1.550	1.550								○	3.570	3.570														
黒滝村	○	0																				○	0															
天川村	○	50.000														○	1.510						○	3.470														
野迫川村																																						
十津川村						○	40.000																															
下北山村						○	18.000																															
上北山村				○	12.000	0																○	12.000	0														

「上限の金額」に修正
削除
「上限の金額」に
削除

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																	
	生徒会費							PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 金額	支給 平均額	一定 金額	一定 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定 金額	その他	
札幌市																		学用品費…該当学年は2～6年生。対象学年の割合は約85%ほど 通学用品費…学用品費に含めて支給 通学費…27年度予算に計上した単価 修学旅行費…27年度予算に計上した単価 校外活動費(宿泊を伴わないもの)…学用品費に含めて支給 校外活動費(宿泊を伴うもの)…交通費・見学料のみが支給対象。27年度予算に計上した単価
函館市																		体育実技用具費・校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は平成26年度実績 通学費は平成26年度実績
小樽市																		通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)は、平成27年度予算額。校外活動費(宿泊を伴わないもの)は平成26年度実績額。上記以外の費目は平成27年度執行見込額。
旭川市												○	3,380	2,610				学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)については、学用品費等として支給、学用品費に計上。PTA会費の支給平均額は平成27年度予算に計上した単価。 体育実技用具費はスキー(26,020円)、スケート(11,590円)。
室蘭市												○	3,380	2,945				
釧路市																		「支給平均額」欄については26年度の実績額による。
帯広市																		体育実技用具費…スケート靴引換券を送付。(国庫補助単価以内で業者見積り合わせにより単価決定。平均15,444円) 通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)…学用品費に含め支給。 1年…11,420円(学用品費)+1,550円(校外活動費(宿泊を伴わないもの))÷12≒1,080円×12=12,960円 2～6年…11,420円(学用品費)+2,230円(通学用品費)+1,550円(校外活動費(宿泊を伴わないもの))÷12≒1,265円×12=15,180円 支給平均額については、通学費は平成26年度実績額、修学旅行費は予算単価による。
北見市												○	3,380	3,380				体育実技用具費 スキー 26,020円 スケート 11,590円 支給平均額は、平成27年度予算に計上した単価
夕張市																		
岩見沢市																		学用品費：1年生 11,400円、その他学年 13,620円
網走市								○									○	・体育実技用具費(スキー現物支給2～3万程度、スケート現物1万程度、レンタル2～500円程度)、クラブ活動費・生徒会費・PTA会費については現在検討中。 ・通学費及び校外活動費(宿泊を伴うもの)については扶助費目としては存在するが現在該当となる児童はいない。 ・各費目の平均支給額については平成26年度実績による。
留萌市																		援助費が実費の項目については、H27予算に計上した単価により記入。 学用品費については、1年生以外の金額を記入。割合は全体の88%
苫小牧市																		・通学費、修学旅行費は27年度予算に計上した単価。
稚内市																		※ ()内は、認定者数に対する対象者数の割合。学用品費 1年生 11,420円(約17%)、その他の学年 13,650円(約83%) 体育実技用具費 1～3年生 22,200円(約48%)、4～6年生 23,550円(約52%)学年により対象要件が異なる。また、購入内容により支給単価が異なる。詳細は、別紙保護者あての周知文書参照
美唄市																		学用品費について小学校1年生は12,970円、小学校2年生から6年生までは15,200円。通学用品費、通学費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)は学用品費に含める。 校外活動費(宿泊を伴うもの)実績なし。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費は援助項目に追加していない。
芦別市																		
江別市																		通学用品費については1年生以外が支給対象。 通学費については、昨年度の実績を基に算出した。

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
赤平市				○	1,500	0						○		3,000	2,880				平成26年度実績額
紋別市																			
士別市																			支給平均額については、平成26年度の実績額を記入。 通学費：バス定期券を各学期始めに交付、車賃を各学期終了後に支給。 学用品費：小1…11,420円(13%) 小2～小6…13,650円(87%)支給。 通学用品費：学用品費として支給。
名寄市												○		3,290	2,886				
三笠市																			
根室市				○	4,570	0						○		3,380	2,865				学用品費：1年生11,420円(13.41%)、2～6年生13,650円(86.59%) 体育実技用品費の支給平均額は、平成26年度実績を記載 通学費は、通学費補助(別制度)の1/2の額を援助対象としているが、対象者がいないため0円で記載 生徒会費は援助対象としているが、生徒会費(児童会費)を徴収している小学校がないため0円と記載
千歳市				○	4,570	4,570						○		3,380	3,380				体育実技用具費・・・在籍する小学校がスキー授業を行う場合は26,020円。スケート授業を行う場合は11,590円。 校外活動費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給平均額については、平成27年度予算計上単価を記入。
滝川市																			学用品費：11,420(1年)68名見込み、13,650(2～6年)316名見込み/年度途中認定者は認定月から支給 通学用品費：学用品費を含む 通学費：片道通学距離4km以上(冬期間2km以上)3ヶ月分定期相当額まで(平成26年度支給対象なし)
砂川市																			
歌志内市																			
深川市				○	1,690	1,690						○		2,285	2,285				
富良野市																			学用品費：2～6年生までの支給額 約83% 体育実技用具費：スキー購入券(25,300円分)を交付。
登別市																			通学用品費は2～6年生のみ学用品費にまとめて支給。 ・1年生学用品費 11,420円 ・2～6年生学用品費等 13,650円(うち通学用品費2,230円) 修学旅行費、校外活動費は平成26年度の実績額による。 クラブ活動費、生徒会費は支給対象としていない。
恵庭市																			修学旅行・校外活動費(宿泊を伴わないもの・伴うもの)については、平成27年度予算に計上した単価額。 PTA会費については、平成27年度より支給対象となります。平均単価は予算に計上した単価額。
伊達市												○		3,380	2,800				通学費は自宅最寄のバス停から学校までの定期代。 修学旅行費は交通費、宿泊料、見学料、均一に負担すべきとなる経費を支給。 校外活動費は交通費と見学料を支給。 クラブ活動費、生徒会費は支給していない。
北広島市												○		2,918					通学費、クラブ活動費、生徒会費は援助費目にしていない。
石狩市																○		2,000	修学旅行費、郊外活動費については平成26年度の実績を入力。
北斗市																			体育実技用具費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)・・・26年度実績額なし

②市町村名																(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項			
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
神恵内村																			
積丹町																			
古平町															○		1,690		
仁木町									○	4,100									
余市町																			※校外活動費(宿泊を伴うもの)については、2学期予定のため昨年度の平均単価で記入。
赤井川村							○	4,440							○		4,235		
南幌町									○	3,600									・学用品費、通学用品費を併せて「学用品費等」として支給(1年11,420円、2～6年13,650円) ・校外活動費(有宿)はH26実績
奈井江町											○	3,380	3,259						
上砂川町																			「学用品費」1学年 12,970円 2～6学年 15,200円
由仁町											○	3,380	4,000						
長沼町	○	0							○	2,755									クラブ活動費、生徒会費は支給実績なし
栗山町			○	4,570	0						○	3,380	2,489						校外活動費(宿泊を伴うもの)については、制度として存在するが実績が無いため0円と記入。クラブ活動費・生徒会費についても同様に扱う。
月形町									○										①修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの及び宿泊を伴うもの)は実費の1/2 ②体育実技用具費は実費の1/2(国で定める予算単価を限度とする。) ③クラブ活動費、生徒会費、PTA会費は実費の1/2(国で定める予算単価の1/2を限度とする。) ④通学費は支給実績なし。
浦臼町															○		3,380		
新十津川町												○	3,380	3,200					通学費は26年度実績額。修学旅行費、校外活動費(宿泊有無)は27年度見込額。 クラブ活動費、生徒会費は実績なし。
妹背牛町							○	4,570							○		3,000		校外活動費(宿泊を伴うもの) 26年度実績額
秩父別町																			
雨竜町																			
北竜町															○		3,380		
沼田町																			
鷹栖町									○	3,500									
東神楽町											○	3,290	3,290						
当麻町									○	3,650									
比布町									○	3,600									
愛別町															○		3,500		
上川町			○	4,570	0						○	3,380	3,000						支給平均額については、平成26年度実績額。 数値が0円は支給実績なし。 体育実技用具費は、町内業者での斡旋及び町外購入の選択制であるため、現物支給もできる。
東川町											○	2,700	2,280						体育実技用具費 1学年から3学年まで、4学年から6学年までの期間においてそれぞれ1回に限る

②市町村名																(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項			
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額		一定 金額	一定の 金額	その他
美瑛町									○	5,000									学用品費・通学用品費は併せて定額11,420円(小1)13,650円(小2～小6)
上富良野町												○		3,380	3,380				
中富良野町			○	4,570	4,570							○	3,380	2,204					
南富良野町																			
占冠村																			修学旅行費～対象者なし 校外活動費～支出予定なし
和寒町									○	2,000									
剣淵町									○	5,000									
下川町								○	4,570							○	3,380		26年度の実績額により記入 通学費、クラブ活動費の扶助なし
美深町	○	500							○	2,300									
音威子府村			○	4,570	0							○	3,380	2,000					平均支給額については、平成26年度実績により記入。
中川町	○	6,170							○	3,600									
幌加内町	○	0							○	0									
増毛町			○	4,570	4,570							○	3,380	3,380					通学費については、対象費目となっているが援助実績なし
小平町									○	3,380									通学費、校外活動費については、支給実績なし。
苫前町																			スクールバス対応
羽幌町																			
初山別村			○	4,570	1,200							○	3,380	3,380					「クラブ活動費」については支給予定なし。
遠別町									○	4,000									通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)は学用品費に合算し支給。また、通学用品費は第1学年を除く児童に支給。 通学費は、全児童を対象にバス通学生に定期券及び回数券を支給。
天塩町			○	4,570	0							○	3,380	3,380					支給平均額の算定は、平成26年度の実績額。
猿払村												○	3,380	3,380					上限額の項目において、当該年度、支給実績がないものは、支給平均額を0円で記入
浜頓別町																			
中頓別町								○	4,570							○	3,380		
枝幸町			○	4,570	0							○	3,380	2,392					
豊富町			○	4,570	360							○	3,380	3,380					
礼文町																			
利尻町																			体育実技用具費 3年生と5年生に支給 年額:25,300円 修学旅行費 6年生に支給 個人負担額の1/3
利尻富士町																			◎学用品日 1年生→11,100円 2～6年生→13,270円 ◎体育実技用具費 1、4年生のみ→25,300円(一括支給) ◎校外活動費 5年生のみ→3,470円(一括支給) ◎修学旅行費 へき地児童手当援助費補助金で措置
幌延町			○	4,570	1,200							○	3,380	3,000					

②市町村名															(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項				
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定の 金額	その 他	
美幌町									○	2,684									体育実技用具費 「支給平均額」欄については、26年度の実績額により引用 小学校スキー 26,020円 小学校スケート 11,590円
津別町												○	3,380	3,380					実費額の支出平均についてはH26実績を記載。通学費：津別町遠距離通学児童生徒に対する通学費補助要綱の対象者に対して要綱に規定した金額又は現物を支給
斜里町									○	4,800									体育実技用具費(スケート11,590 スキー26,020) 通学用品費は、「学用品費」の中に含まれている。 通学費は、「遠距離通学対策事業」にて対象児童へ援助を行っているため、「就学援助制度」としての支給は行っていない。 校外活動費(宿泊を伴わないもの)及びクラブ活動費については、支給実績なし。
清里町									○	2,600									学用品費＝卒業アルバム代を含め支給 新入学＝ランドセルを現物支給(@31,290)＋実費支給(@7,500) 通学費＝遠距離通学児童に通学交通費を補助＋スクールバスも対応
小清水町												○	3,380	3,300					校外活動費(宿泊を伴わないもの)：実績無し
訓子府町									○	3,000									体育実技用具費～一定額 訓子府小学校：26,020円(スキー) 居武士小学校：11,590円(スケート)
置戸町																○	4,000		
佐呂間町									○	5,000									
遠軽町												○	3,290	3,290					
湧別町	○	0										○	3,380	3,032					通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、生徒会費は実績なし。 通学費は湧別町通学費補助要綱により学校から2km以上の児童対し金額補助しているため、対象費目としていない。
滝上町				○	4,570	0						○	3,380	2,850					
興部町				○	4,570	0						○	3,380	3,290					
西興部村									○	3,000									
雄武町				○	4,570	0						○	3,380	3,104					平均額については、26年度の支給平均額実績。
大空町				○	4,570	4,570						○	3,380	3,000					「体育実技用具費」、「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」及び「クラブ活動費」、「生徒会費」、「PTA会費」の支給平均額については、平成26年度実績により記入
豊浦町												○	3,380	3,380					
杜管町																			
白老町																			・通学用品費：第1学年を除く ・修学旅行費：平成27年度予算計上単価
厚真町																			
洞爺湖町									○	3,700									通学費について、支給実績なし。
安平町	○	284							○	3,600									校外活動費(宿泊を伴わない)昨年度実績・(宿泊を伴うもの)予算額 クラブ活動費、生徒会費昨年度実績 PTA会費予算額 体育実技用具費(3年に1回)スケート 11,590円 スキー 25,300円
むかわ町									○			○	3,290	2,618					通学費：児童生徒のバス利用料の無償化に伴い保護者の負担なし クラブ活動費および生徒会費：保護者負担なし

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
大鰐町																			通学費 通学のため利用する公共交通機関の運賃若しくは通学に要する費用 ※一部地域においては定期券を現物支給 体育実技用具費 対象学年は1学年と4学年 修学旅行費 町外の学校に在籍の場合は41,760円を上限とする 通学用品費・校外活動費(宿泊を伴うもの) 今年度実績なし
田舎館村																			
板柳町																			
鶴田町																			
中泊町																			平成26年度実績記入
野辺地町																			校外活動費(宿泊を伴わないもの)については27年度予算計上単価
七戸町																			
六戸町																			
横浜町																			校外活動費の支給平均額について27年度予算に計上した単価を記入
東北町																			
六ヶ所村			○	4,570	2,115						○		3,380	3,314					
おいらせ町																			
大間町																			・学用品費 記入学年6年 対象者に占める最も支給額の多い6年の割合 0.38
東通村																			新入学児童生徒学用品費等は対象児童なし
風間浦村																			
佐井村																			・修学旅行費は、平成27年度当初予算額
三戸町								○									○		校外活動費(宿泊費有り無し)は予算額を記入。
五戸町																			「支給平均額」欄については、27年度予算に計上した単価
田子町																			
南部町																			
階上町																			
新郷村																			・学用品費 対象児童全学年 1年生10300円 2～6年生12000円
八戸市階上町田代小学校中学校組合																			・学用品費は、1年生の場合、12,970円で、その他は、15,200円。
盛岡市																			・「支給平均額」欄は27年度予算に計上した単価にて記入。 ・体育実技用具費は、用具別に上限額定めている。(スキー-26,020円、スケート11,590円) ・クラブ活動費、生徒会費及びPTA会費については、援助を行っていない。

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額		一定の 金額	その 他
高古市																			クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については、学用品費に上乗せして支給 支給平均額は、平成26年度実績の平均
大船渡市				○	4,570	964							○		3,380	2,193			支給平均額は26年度実績を記入
花巻市				○	4,570	253							○		3,380	3,054			
北上市				○	4,570	94							○		3,380	2,646			他事業で実施
久慈市																	○	2,400	
遠野市				○	4,570	200							○		3,380	3,000			
一関市							○	4,570					○		3,380	3,380			
陸前高田市				○	4,570	0							○		3,380	1,759			
釜石市																			
二戸市				○	4,570	1,635							○		3,380	2,018			
八幡平市				○	4,570	2,230							○		3,380	2,090			修学旅行費-1人当たりの実費の1/2
奥州市				○	4,570	1,788							○		3,380	2,426			支給平均額のうち、修学旅行費、生徒会費、PTA会費については、昨年度実績から算出した額である。 校外活動費については、宿泊ありなし別の実績計上ができないため、平成27年度予算計上単価を記載している。
滝沢市				○	4,570	82							○		3,380	2,571			
雫石町				○	4,570	1,774													
葛巻町	○	3,600								○	4,440								通学用品費 2,170円含む
岩手町				○	4,570	4,570							○		3,380	3,380			
紫波町				○	4,570	4,570							○		3,380	3,380			
矢巾町													○		2,800	2,091			体育実技用具費、校外活動費、PTA会費の支給平均額は26年度の実績額による。
西和賀町				○	4,570	4,570							○		3,380	3,380			
金ヶ崎町				○	4,570	0							○		3,380	2,422			
平泉町				○	4,570	83							○		3,380	1,790			支給平均額についてはH26実績額より算出
住田町										○	3,000								
大槌町																			支給平均額については、27年度予算に計上した単価を記入。
山田町																			日本スポーツ振興センター災害共済掛金 109,620円 学校安全互助会補助金 12,000円 (5月1日現在、認定済者のみ)

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
岩泉町																			修学旅行費、校外活動費の支給平均額は、26年度実績額より算出
田野畑村																○	2,500		学用品費：5学年(5人)73,900円／1～6年(22名)322,900円＝22.89% ※小学校1年 12,960円、2～6年 14,780円
普代村																			
軽米町			○	4,570	1,489							○	3,380	3,380					
野田村						○	2,000		○	2,400									
九戸村			○	4,350	2,295							○	3,040	2,538					
洋野町			○	4,570	4,570							○	3,380	3,380					支給平均額は予算単価を用いています。
一戸町			○	3,650	1,669							○	2,700	2,590					【通学費】徒歩等で通学している場合、距離に応じて決めた金額を支給している。(通学費補助に関する規定により) 【支給平均額】平成26年度の実績額による
仙台市																			
石巻市																			通学費、修学旅行費、校外活動費(宿泊あり・宿泊なし)については、平成27年度予算計上単価。
塩竈市								○										○	
気仙沼市																			修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・校外活動費(宿泊を伴うもの)の平均支給額は27年度の予算計上単価。 校外活動費(宿泊を伴うもの)…実費支給だが交通費・見学料は限度額有り。3,570円 平均支給額6,500円
白石市																			
名取市																			
角田市																			
多賀城市																			支給平均額については、平成27年度予算に計上した単価。
岩沼市																			支給平均額については今年度予算の平均短歌より算出
登米市																			「実費」及び「上限額」とした費目の平均支給額は平成26年度実績より算出
栗原市																			「支給平均額」欄については、27年度予算に計上した単価
東松島市																			
大崎市																			校外活動費(宿泊ありなし)、修学旅行費については平成26年度の実績額 通学費については対象費目があっても実績がない
蔵王町																			
七ヶ宿町																			支給平均額は平成26年度実績額を記入 対象項目はあっても実績がない項目は「0」を記入
大河原町																			支給平均額は、平成26年度実績額。
村田町																			支給平均額については、26年度の実績額により記入

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																	
	生徒会費							PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他
柴田町																		
川崎町																		校外活動費(宿泊を伴わないもの)の支給平金額は、平成26年度の実績額より算出。
丸森町																		
亘理町																		H27年度に計上した予算額を記載
山元町																		26年度実績で記入。
松島町																		
七ヶ浜町																		
利府町																		
大和町																		
大郷町																		
富谷町																		認定日から学用品費、通学用品費は月割りで計算。
大衡村																		
色麻町																		
加美町																		修学旅行費、校外活動費については、予算計上単価
涌谷町																		
美里町																		支給平均額については、平成27年度予算単価である
女川町																		支給平均額は執行見込額の記入が困難であるため、27年度予算に計上した単価額を入力。
南三陸町																		
秋田市				○	4,570	1,972												平均額は、予算単価を計上
能代市																		通学用品費は、「学用品費および通学用品費」という形で支給。学用品費と通学用品費を合わせた上限額が、13,260円/年 体育実技費は、授業でスキーを行う場合に実費支給。学年、限度額に制限があり、学校で斡旋していない場合は限度額を支給。
横手市				○	300	300						○	2,400	2,400				・体育実技用具費についてはスキーセット上限額26,020円以下で、学校長からの現物支給としている。 ・「支給平均額」については、平成27年度予算計上時単価。
大館市																		
男鹿市				○	4,570	1,737												平成26年度の支給実績により記入
湯沢市				○	4,570	0						○	3,380	2,211				
鹿角市																		
由利本荘市																		
潟上市																		実費支給の項目(修学旅行費)については、27年度予算に計上した単価を記入
大仙市				○	4,570	219						○	3,380	2,416				支給平均額は、平成27年度予算計上額を記入。 通学用品費は、2～6年生が対象であり、1年生については新入学用品費に含んでいる。

②市町村名	(2) 補足事項 (1) でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定の 金額	その他	
上山市																			
村山市				○	4,570	1,900						○		3,380	2,600				
長井市																			・支給平均額は、平成26年度実績 ・通学用品費上限額 1年生 0円、その他の学年 2,230円
天童市																			26年度の実績額により記入
東根市																			
尾花沢市												○		3,380	3,374				
南陽市	○	50							○	1,880									支給平均額 平成26年度の実績額により記入
山辺町																			支給平均額・平成27年度予算に計上した単価
中山町				○	4,570	4,570						○		3,380	3,380				支給平均額は27年度予算に計上した単価で記載
河北町																			支給平均額については、27年度当初予算に計上した金額。 学用品費については、1年生(年額10,400円)と2～6年生(年額12,200円)で金額違う。2～6年生割合83.0%(H27当初予算計上時)
西川町																			平成26年実績
朝日町				○	4,570	4,570						○		3,380	3,380				27年度予算に計上した単価を記入。
大江町												○		3,290	3,290				
大石田町																			・体育実技用具費:保護者実費の1/2(上限額:26,020円)
金山町																			・学用品については、第1学年は12,610円、第2～6学年は14,780円 ・修学旅行費については、27年度予算に計上した単価
最上町																			修学旅行費 実費の1/2
舟形町																			
真室川町																			
大蔵村																			
鮭川村																			学用品費・・・1年:12,600円、2～6年14,780円
戸沢村																			
高畠町												○		3,000	3,000				・学用品代(1年生) 12,960円 ・PTA会費(家庭数で納入)
川西町												○		3,380	3,380				

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定の 金額	その他	
小国町																			
白鷹町																			通学用品費は1学年には支給しない。体育実技費、修学旅行費は上限付き実費支給で、支給平均額は27年度予算計上額とした。
飯豊町																			
三川町																			
庄内町							○	4,570				○	3,380	3,380					支給平均額は27年度予算に計上した単価。 学用品費と通学用品費は、合わせて一定額2~6年生13,650円、1年生11,420円。
遊佐町																			・修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)H26実績より
福島市																			修学旅行費の平均額についてはH26年度実績額
会津若松市																			
郡山市																			体育実技用具費の対象はスキー用具 通学費については26年度支給実績なし 修学旅行費については26年度実績額
いわき市																			通学費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)については、平成26年度の実績額
白河市																			支給平均額は、平成27年度予算に計上した単価となります。
須賀川市							○	4,570								○	3,380		
喜多方市																			
相馬市																			通学費:26年度実績額、修学旅行費:実績なし、校外活動費(宿泊あり、なし):26年度実績
二本松市			○	4,570	4,570							○	3,380	3,380					平均額は、27年度予算単価とした。
田村市			○	4,440	1,677							○	3,290	2,918					通学費:支給対象外
南相馬市																			平均支給額はH26の実績
伊達市																			平均支給額について…H26年度実績額
本宮市																			支給平均額は、予算に計上した単価。
桑折町			○	4,570	2,174							○	3,380	2,800					・校外活動費、生徒会費、PTA会費は26年度実績額。
国見町																			
川俣町																			
大玉村			○	4,570	1,200							○	3,380	3,380					
鏡石町	○	1,400									○	2,400							
天栄村																○	3,290		

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	
宇都宮市								○										○	支給平均額は平成27年度予算に計上した単価/体育実技用具費は「平成27年度要保護児童生徒援助費補助金」予算単価内で実績額(上限:スキー26,020円、スケート11,590円)、実績なし/児童生徒会費とPTA会費は併せて一定額3,600円
足利市																			通学費については、平成26年度実績による。
栃木市																			通学費は予算計上単価。(通学費は交付費目にはあるが見込みなし)
佐野市																			27年度予算単価
鹿沼市																			支給平均額については平成26年度実績額 新入学児童生徒学用品費については4月認定の児童生徒に限る
日光市			○	4,570	4,570							○	3,380	3,380					
小山市																			
真岡市																			
大田原市																			
矢板市																			
那須塩原市																			
さくら市																			
那須烏山市																			修学旅行費については実費の1/2を支給
下野市																			
上三川町																			修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)については予算計上額。
益子町																			
茂木町																			
市貝町																			
芳賀町																			
壬生町																			
野木町																			学用品費 1年生は11,420円以内 通学用品費は学用品に計上して支給

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項			
	生徒会費							PTA会費												
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額		一定の 金額	その 他	
塩谷町																				・要綱の規定では、通学費も対象費目となっていますが、スクールバス運行(無償)により給付予定は無し。
高根沢町																				
那須町																				・校外活動費については、平成26年度の実績を平均したものの。 ・通学費については、実費での支給対象費目だが、該当者がいなかったため実績なし。 ・修学旅行費については、平成27年度予算計上単価を記入。
那珂川町																				
前橋市																				支給平均額については、26年度の実績額により記入。
高崎市																				修学旅行費等・校外活動費の支給平均額は26年度実績
桐生市																				
伊勢崎市			○	4,570	236						○	3,380	2,811							
太田市																				
沼田市																				通学費は対象者がいなかったため実績なし。
館林市			○	4,570	4,570						○	3,380	3,380							
渋川市																				
藤岡市																				修学旅行費の支給平均額については、平成27年度予算に計上した単価とした。
富岡市																				
安中市																				・学用品費は学年により金額が異なる(12,610 14,780)
みどり市																				
榛東村						○	120								○	3,600				学用品費:1年生12970、2・3・4・6年生15200、5年生17220
吉岡町																				修学旅行費:平成26年度実績平均額
上野村																				
神流町																				
下仁田町																				27年度予算に計上した単価 体育実技用具費、通学費については実績なし

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項				
	生徒会費								PTA会費												
	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
南牧村				○	4,570	4,570							○	3,380	3,380						
甘楽町																					
中之条町																					
長野原町																					
嬭恋村																					修学旅行費は、実費の8割を支給
草津町																					
高山村				○	4,570	0							○	3,380	2,211						
東吾妻町													○	3,380	2,960						
片品村																					
川場村																					
昭和村																					
みなかみ町																					11,420円 (1年生) 13,590円 (その他:2~6年生)
玉村町																					修学旅行費・6年生のみ100%、校外活動費(宿泊なし)3年生・4分の1、校外活動費(宿泊あり)5年生100%
板倉町																					支給平均額は27年度予算に計上した単価。
明和町																					支給平均額については、平成26年度の事業実績による。
千代田町																					通学用品費:1年なし 校外活動費(宿泊を伴うもの):5年のみ
大泉町																					修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は、27年度予算単価。
邑楽町																					
さいたま市																					平成27年度予算単価
川越市																					学用品費:小学1年生12,970円、小学2~6年生15,200円 通学用品費及び校外活動費(宿泊を伴わないもの)は学用品費に含まれている。 支給平均額:27年度予算に計上した単価(通学費は26年度の実績額だが実績なし) 通学費:通学区域外の特別支援学級に公共交通機関を利用して通学している場合のみ支給。
熊谷市																					支給平均額についてはH27予算計上単価 通学用品費・学用品費に含まれる 校外活動費(宿泊を伴うもの)・実績なし 修学旅行費・対象経費の実費額(交通費・宿泊費・見学科等が対象)

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額		一定の金額	その他
滑川町			○	4,570	0							○	3,380	2,400					通学費は本町要綱では支給対象ではありません。
嵐山町			○	4,570	0							○	3,380	3,066					
小川町																			
川島町									○	2,400									支給平均額については、27年度予算に計上した単価。 なお、PTA会費は平成27年度より追加した援助費目のため、実績ありません。
吉見町			○	4,570	0							○	3,380	1,887					生徒会費は、実績なし
鳩山町			○	4,570	0							○	3,380	3,380					・支給平均額は平成27年度当初予算に計上した単価 ・生徒会費については、対象費目だが実績なし
ときがわ町																			支給平均額については平成26年度実績により記入。
横瀬町																			支給平均額は27年度に予算計上した額を記入。ただし、通学費は実績がないため0とした。
皆野町																			
長瀬町																			通学費の支給平均額につきましては、近年実績がありません
小鹿野町																			26年度の実績額の支給平均額
東秩父村																			修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの・伴わないもの)の支給平均額・平成27年度予算計上額
美里町																			
神川町								○											「その他」欄に○をしたものは援助なし 支給平均額は平成26年度の実績により計上
上里町																			
寄居町								○											
富代町																			
杉戸町			○	600	600							○	3,290	3,290					
松伏町																			
千葉市																			【通学費・修学旅行費・活動費(泊あり)】平均支給額は、27年度予算に計上した単価。 『修学旅行費』の支給対象学年は6年。『校外活動費(宿泊を伴うもの)』の支給対象学年は5・6年。 【通学用品費】支給対象学年は2～6年。
鏡子市																			・新入学児童生徒学用品費等(20,470 23,550) ・27年度予算計上単価で記入 ・平成26年度から中学校新入学用品費を小学校6年生の3月支給に変更
市川市																			支給平均額については、27年度予算に計上した単価で記入。 校外活動費(宿泊を伴うもの)について、対象学年は4年生(224人)一人当たり3,600円、 5年生(252人)一人当たり32,000円を見込んでいる。

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項			
	生徒会費							PTA会費												
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他		
船橋市																				
館山市																				・クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については支給なし。 ・支給平均額は26年度の実績による。
木更津市																				修学旅行費に関しては平成27年度予算計上単価。
松戸市																				
野田市																				修学旅行費・平成26年度実績額 校外活動費(泊あり・なし共通)：平成26年度実績額(支給対象は、交通費・見学料・保険料・取扱料)
茂原市																				修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)は平成27年度予算単価による。
成田市				○	4,570	2,188							○	3,380	3,143					
佐倉市																				
東金市																				27年度予算に計上した単価を記入。
旭市																				
習志野市																				
柏市																				修学旅行、校外活動費(宿泊を伴うもの)の「支給平均額」は、27年度予算に計上した単価を記入。 修学旅行、校外活動費(宿泊を伴うもの)は原則実費であるが、見学料という費目において上限額を設けている。
勝浦市																				
市原市																				予算計上単価
流山市																				
八千代市																				
我孫子市				○	1,000	1,000							○	3,000	3,000					
鴨川市																				平成27年6月23日に開催される教育委員会会議へ本事業の規則の一部を改正する議案(単価増額)を提出予定であるため、上記の一定の額欄はあくまでも可決される見込みの数値であります。なお、支給平均額は平成26年度の実績に基づいた平均値であります。
鎌ヶ谷市																				支給平均額については、26年度実績額により記入。
君津市																				支給平均額は予算額にて回答しています。
富津市																				通学費—公共交通機関実費相当額(通学距離2km以上)
浦安市																				・学用品の平成27年度単価について、第4学年を記載。(1年:58人、2年:86人、3年:75人、4年:91人、5年:88人、6年:86人) ・修学旅行などの実費額について、平成26年度実績を記載。

②市町村名															(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項				
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
睦沢町																			
長生村																			○学用品と通学用品で11,420円
白子町	○	0							○	4,000									
長柄町									○	3,600									
長南町																			26年度実績額
大多喜町																			
御宿町								○											「その他」欄に○のついた項目については、対象となっていない。「通学費」「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は実績・予定なし。
鎧南町																			
布施学校組合								○											「その他」欄に○のついた項目については、対象となっていない。「通学費」「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は実績・予定なし。
千代田区																			※平成27年度予算単価を記入
中央区																			通学費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)の金額は26年度の実績額。
港区																			
新宿区																			「学用品費」及び「通学用品費」について、当区においては「学用品通学用品費」という費目にて実施している。1年生の「学用品通学用品費」は定額15,600円、2～6年生は定額18,840円 実費費目については、1人当たりの27年度予算単価を記入 要保護認定者の「校外活動費(宿泊有)」については、定額3,640円 夏季施設参加費については、平成27年度の予定額が未定のため、予算単価を記入。
文京区																			支給平均額は平成27年度予算に計上した単価である。「学用品費」と「通学用品費」はまとめて「学用品費等」として支給しており1年生は年間15240円、2～6年生は年間18340円を支給する。校外活動費(宿泊を伴うもの)は対象学年4～6年のうち最も支給実績の高い6年生の単価を記入している。
台東区																			学用品費・通学用品費等 1年 15224円(1384円×11月)、2～6年 17974円(1634円×11月) 通学服および運動衣費 4年 12500円 移動教室費 小5年 実費(上限: 5290円) 校外授業費 1年 400円、2・3年 500円、4・5年 700円、6年 2100円
墨田区																			学用品費: 1年15,690円、2～6年18,880円 校外活動費(宿泊を伴わないもの): 27年度予算に計上した単価 校外活動費(宿泊を伴うもの): 林間学校7,400円、臨海学校8,370円
江東区																			・学用品費については、1年生は15,690円、2～6年生は18,880円の一定額
品川区																			・学用品費は学年毎に支給額が異なる 1年…15,690円、2～6年…18,890円 ・通学費の支給平均額は26年度実績(特別支援学級通学者対象) ・校外活動費は学年ごとに支給額が異なる 1年…950円、2年…1,050円、3年…1,400円、4年…2,500円、5年…2,900円、6年…3,100円
目黒区																			【校外活動費(宿泊)】26年度実績 【卒業アルバム代】実費だが、前年度保護者実費で支給、支給平均額は26年度実績
大田区																			◆学用品費は1年 15,240円、その他の学年は18,340円。 ◆クラブ活動費は4～6年のみ支給。
世田谷区																			・学用品費…学年によって異なる。(通学用品費含む)1年 15,660円 2～6年 18,660円 ・校外授業費…学年によって異なる。1年 720円 2年 930円 3年 1,030円 4年 1,240円 5年 1,440円 6年 3,400円
渋谷区																			クラブ活動費: 4-7月認定者→250円、8-12月認定者→170円、1-3月認定者→80円

②市町村名															(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項				
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
中野区																			支給平均額は26年度実績 上限の金額は1回毎、ただし、「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は年度内で1回が原則
杉並区																			校外活動費(宿泊を伴わないもの):1・2年 1,920円、3・4年 3,570円、5・6年 4,030円
豊島区																			①27年度予算より単価を算出した。通学費は予算単価。②学用品費の詳細、1年15,600円、2～6年18,720円③校外活動費(宿泊を伴わないもの)の詳細、1～3年450円、4年1,500円、5年2,220円、6年1,140円④校外活動費(宿泊を伴うもの)の詳細、4年3,400円、5年5,350円、6年18,100円
北区								○										○	・金額については27年度予算単価を使用(ただし9月補正で増額予定の金額) ・体育実技用具費、生徒会費、PTA会費は費目設定していない。 ・通学用品費は『学用品等購入費』として支給しているため『学用品費』の金額に含めている。 ・学用品費、校外活動費(宿泊を伴わない)は学年ごとに金額が違っており、5～6年の金額を記入している。 ・校外活動費(宿泊を伴う)については、4年・5年が対象であり5年の5,365円を記入している。 ・小学生の修学旅行費は費目設定しておらず『夏季施設参加費』(6年生対象)を支給している。 ・『校外活動参加費(宿泊を伴う)』『夏季施設参加費』は参加者にのみ支給している。
荒川区																			
板橋区																			平均単価は26年度実績
練馬区																			通学用品費は2～6年生のみ
足立区																			学用品費:6年生(18.7%)、校外活動費(宿泊を伴わないもの):6年生(19.0%)、校外活動費(宿泊を伴うもの):6年生(51.7%)、 通学用品費・クラブ活動費は学用品費に含めて支給している。
葛飾区																			・学用品費(1年15,400 2.3年18,450 4～6年18,660) ・修学旅行費(5,660 特支 4,650) ・校外活動費(宿泊なし)(1.2年1,400 3.4年2,100 5.6年3,000)
江戸川区																			※支給額詳細は、別紙「就学援助認定者のみなさんへ」参照 ※支給平均額は平成27年度予算計上値
八王子市																			支給平均額欄は27年度予算単価を使用
立川市																			実費については、一人当たり平均単価。 定額については、学用品費1年生@11,440 通学用品は学用品と合わせている。
武蔵野市																			26年度実績より 体育実技用具費、通学費については実績なし
三鷹市																			
青梅市																			26年度実績額により記入。学用品費は1年生11420円、2年～6年生は13650円
府中市																			通学費は昨年度に支給実績がない
昭島市																			実費の支給平均額は、平成26年度の実績より記入。
調布市																			・校外活動費(宿泊を伴わないもの) 1,550(1-4年) 2,325(5-6年) ・校外活動費(宿泊を伴うもの)はH26年度実績

②市町村名														(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項					
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
町田市																			学用品費(小1:11,460、小2~6:13,680) 通学用品費:学用品費に含んで支給。 校外活動費(宿泊を伴わないもの):実費だが、年3回を上限とする。 修学旅行費:町田市立の小学校は夏季休業中に当該行事が実施されるため、対象であり、校外活動費(宿泊を伴うもの)として計上。
小金井市																			通学用品費は学用品費との合算額 1年生の学用品費・通学用品費は11,420円
小平市																			
日野市																			支給平均額は平成27年度予算単価
東村山市																			支給平均額は平成26年度の実績による。 学用品費及び通学用品費:「学用品費・通学用品費」として、合計13,650円を支給している。(1年生11,420円、2~6年生13,650円)
国分寺市																			学用品費:小学校1年は11,420円。 通学用品費:学用品費・通学用品費あわせて一定額。
国立市																			「支給平均額」欄については、27年度の27年度予算に計上した単価である
福生市																			福生市では、学用品と通学用品費、校外活動費を合わせた金額で学用品費等として支給しているため、3つの費目それぞれの支給平均額は出していない。各費目を合計した学用品費等の支給平均額は14,241円。
狛江市																			・支給平均額は平成27年度予算額ベースで算出した。 ・「学用品費及び通学用品費」という名目で11,420円を支給している。
東大和市																			「支給平均額」欄については、27年度予算に計上した単価を記載した。
清瀬市																			修学旅行、校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均は、予算額を記入。
東久留米市																			
武蔵村山市																			支給平均額は、平成26年度の実績額。通学費の実績がないのは、支給対象児童生徒がいないため。
多摩市																			
稲城市																			
羽村市																			学用品費・通学用品費は、まとめて支給している。 小学校1年11,420円、小学校2年以降 13,650円
あきる野市																			修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの):平成26年度実績に基づく
西東京市																			・学用品、通学用品費は「学用品・通学用品費」として支給(年額で1年生11,100円、2~6年は13,270円)・新入学児童生徒学用品費は1年生のみ支給。 ※支給平均年額は平成27年度予算に計上した単価。
瑞穂町																			
日の出町																			通学費:通学定期代
檜原村												○		3,380	3,380				修学旅行費は27年度予算に計上した単価

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項				
	生徒会費								PTA会費												
	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
奥多摩町									○	3,300											
大島町																			○	3,380	
利島村												○	3,380	0						実費の支給平均額は、平成26年度実績単価より算出。上限額の支給平均額は、平成26年度実績単価から算出。	
新島村																				村で2/3を補助	
神津島村																				小学校1～3年 月額4,400円×11カ月分(48,400円)×10人分=484,000円/年 小学校4～6年 月額4,750円×11カ月分(52,250円)×6人分=313,500円/年	
三宅村																				小学校1,2年生=4,000円、小学校3,4年生=4,300円、小学校5,6年生=4,500円	
御蔵島村																					
八丈町																			○	3,290	修学旅行費はへき地補助金で対応
青ヶ島村																					
小笠原村																					
横浜市																			○	3,380	支給平均額はH26実績額
川崎市																				通学用品費は第1学年を除く。また、通学費・修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は予算要求単価を記入。	
相模原市																				平成27年度予算単価で算出した。通学用品費は学用品費に含む。学用品費は、2～6年生の金額(1年生は11,420円)。	
横須賀市																					
平塚市																				修学旅行費については、宿泊を伴わないものは、校外活動費(非宿泊分)に含める。宿泊を伴う修学旅行は実費。通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は、27年度の予算計上単価を記入。	
鎌倉市																				通学費、修学旅行費は平成27年度予算単価 校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は平成27年度予算単価	
藤沢市																				・支給平均額については、平成26年度事業実績から算出	
小田原市																				平均支給額は26年度実績 通学費は実績なし	
茅ヶ崎市																				・学用品・通学用品費 1年は11420円、2～6年は13650円(定額) ・校外活動費(宿泊を伴わないもの) 1～2年は3010円、3～4年は4010円、5～6年は4510円(上限) ※支給平均額には、平成26年度の実績をもとに記入	
逗子市																				通学費は4km以上の通学距離としており、該当する児童はいない。	

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
長岡市							○	750								○	750		支給平均額は平成26年度の実績額を記入
三条市																○	3,380		
柏崎市												○	3,380	2,374					通学費、修学旅行費の支給平均額は、予算計上単価。 体育実技用具費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)及びPTA会費の支給平均額は、平成26年度実績の平均単価。
新発田市			○	4,570	0						○	3,380	3,266						・体育実技用具費は、授業を受ける児童が必ず購入することとされているもの限り支給(スキー:上限26,020円 スケート:上限11,590円) ・支給平均額については、H27予算の単価を使用
小千谷市												○	3,380	3,380					【交通費】 (交通機関)片道の通学距離が学齢児童4km、学齢生徒6km以上の交通費(交通機関の運賃)。ただし、学区外、区域外通学者は除く。特別支援学級の場合、通学距離は問わない。 (自家用車)特別支援学級在籍者が自家用車通学する場合の燃料代。
加茂市																○	3,380		
十日町市												○	3,380	3,279					支給平均額は26年度の実績額に基づいた金額
見附市			○	4,570	1,815							○	3,380	2,875					体育実技用具費は、1年生および4年生の該当校の児童にのみ支給。 修学旅行費は、6年生のみに支給。 通学費は、児童が市外学校へ通学する場合に支給。H27年度、小学校では対象者なし。
村上市												○	3,380	2,939					修学旅行費は26年度の実績額により算定。
燕市							○	4,570								○	3,380		
糸魚川市												○	3,380	3,217					「支給平均額」欄については、26年度の実績額による
妙高市			○	4,570	4,660							○	3,380	3,450					・支給平均額(金額(年額))を記入)については、H27年度予算計上した単価により記載した。
五泉市	○	0								○	4,500								支給平均額については、27年度予算に計上した単価を記入 通学用品費については、1学年以外の学年に支給 生徒会費及び体育実技用具費については、実績なし
上越市			○	4,570	375							○	3,380	3,211					
阿賀野市										○	3,380								「支給平均額」欄については、27年度予算に計上した単価を記入
佐渡市			○	4,570	0							○	3,380	2,778					学用品費は、1年生が12,970円、それ以外は15,200円。生徒会費は実績なし 通学用品費及び校外活動費(宿泊を伴わないもの)は学用品費に含まれる。 修学旅行費はH27年度予算計上単価。
魚沼市																			
南魚沼市																			
胎内市												○	3,380	3,066					※ 体育実技用具費・通学費・クラブ活動費・生徒会費は支給対象外 ※ 支給平均額は平成26年度実績
聖籠町												○	3,380	3,000					学用品費の上限額について、1年11,420円、2～6年13,650円。 修学旅行費について、3小学校中2校は上限額。1校は上限額を下回る。 PTA会費については、3小学校中2校は3,000円、1校は1,800円。
弥彦村																			実費及び上限額で記入した項目の支給平均額についてはH26年度の実績額

②市町村名																(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項			
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
田上町																			修学旅行費:町内小学校1人当たり保護者負担額の最低額
阿賀町												○		3,380	3,380				
出雲崎町																			
湯沢町												○		3,380	3,140				
津南町				○	4,570	2,492						○		3,380	3,380				体育実技用具平均支給額、校外活動費及び修学旅行費はH26実績額より算出
刈羽村									○	4,800									体育実技用具費実績なし
関川村																			・学用品費は、2～6年の費用を記載(83%)。 ・通学費は、スクールバス運行のほか、路線バス定期券を村で購入し支給しているため、援助なし。 ・修学旅行費、校外活動費(宿泊伴わない、伴う)は、H27当初予算計上単価を記載。
粟島浦村																			
富山市																			
高岡市																			体育実技用具費、通学費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は、昨年度の支給平均額を入力。
魚津市																			
氷見市																			
滑川市				○	4,570	4,570						○		3,380	3,380				・実費支給の平均額は平成27年度予算に計上した単価を記入・学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)は2～6年の支給額、対象学年の割合は約84%
黒部市				○	240	240						○		3,040	3,040				小学校では修学旅行を実施していない。
砺波市												○		3,290	3,290				
小矢部市												○		3,380	3,380				支給平均額については26年度の実績額によるものとする。
南砺市				○	4,570	0						○		3,380	2,997				支給平均額は26年度の実績額により記入
射水市																			
舟橋村									○	3,300									
上市町																			・学用品費(1年9,190円 2年～11,420円)
立山町				○	4,400	550						○		3,200	2,700				
入善町									○									○	・体育実技用具費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額については27年度予算計上単価 ・クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については援助対象項目としていない。
朝日町				○	4,570	4,570						○		3,380	3,380				
金沢市																			・体育実技用具費…支給平均額はH26実績、4～6年のみ対象。 ・校外活動費(宿泊を伴うもの)…支給額平均はH26実績 ・通学用品費…2～6年のみ対象

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	
七尾市																			
小松市																			
輪島市																			
珠洲市																			
加賀市																			通学費は実績なし
羽咋市																			校外活動費の支給平均額はH26年度実績額
かほく市																			
白山市																			
能美市																			修学旅行費は、平成27年度予算に計上した単価
野々市市																			
川北町																			
津幡町																			学用品費：学用品支給額全体に占める割合は1年(12,610円)が13.6%、2～6年(14,780円)が86.4%。 校外活動費(宿泊を伴うもの)：平成26年度の実績額より。
内灘町																			校外活動費については、1年～4年が1,510円、5年のみ2,000円援助。
志賀町																			
宝達志水町																			
中能登町																			通学費については通学費補助制度により該当地区の児童保護者に全額補助を行っている。
穴水町																			
能登町																			
福井市												○	3,380	3,200					・体育実技用具費：スキー限度額26,020円、スケート限度額11,590円 ・支給平均額は、平成26年度実績額より算出
敦賀市																			
小浜市																			
大野市																			通学費はH26年度実績
勝山市																			
鯖江市												○	3,380	2,784					以下の支給平均額は、平成26年度の実績で記入。 通学費(実績なし)、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、PTA会費、
あわら市																			修学旅行費は27年度予算に計上した単価より算出。
越前市																			「修学旅行費」、「校外活動費(宿泊を伴うもの)」の「支給平均額」欄は、平成26年度の実績額(支給平均額)を記載
坂井市																			通学費・・・実費の1/2
永平寺町												○	3,380	3,380					支給平均額は予算計上額を記入
池田町																			学用品費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、通学費、は支払実績なし。

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	
南越前町																			平成26年度の実績により記入
越前町																			
美浜町																			支給平均額は27年度予算に計上した単価により記載。上限額については、学年の区別なく同額。 通学用品費は2～6年のみ支給。
高浜町																			
おおい町																			
若狭町																			
甲府市																			○学用品費上限額は、1年生のみ11,420円。 ○支給平均額は、すべて27年度予算に計上した単価。
富士吉田市																			
都留市																			学用品費 1学年:11,000円(年額)、2～6学年:13,270円
山梨市																			
大月市																			
韮崎市																			・学用品費 1年生:11,100円/2～6年生:13,270円 ・通学費及は対象費目であるが、実績がないため支給平均額が0円となっています。 ・「支給平均額」は、平成27年度当初予算の計上単価を記入しています。
南アルプス市																			学用品費(1年生)は2～6年生の84%
北杜市																			・通学費の支給平均額は、27年度の執行見込額 ・修学旅行費の支給平均額は、27年度の執行見込額 ・校外活動費の支給平均額は、26年度の実績額
甲斐市																			
笛吹市																			・<学用品費>1年生のみ11,420円(42人) その他の学年13,650円(332人) ・校外活動費は26年度の実績額より
上野原市																			
甲州市																			
中央市																			
市川三郷町																			
早川町																			義務教育費無償化制度を実施している為、就学援助制度を実施していない。
身延町																			支給平均額については、平成27年度当初予算へ計上した一人あたりの単価を記入。

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
佐久市																			
千曲市			○		4,570	0						○		3,380	3,000				支給平均額は、H27予算単価。
東御市																			通学費：市独自の支給要綱により、学校から一定距離以上の通学をしている者全てに支給している。
安曇野市																			
小海町																			
川上村																			学用品について 1学年12,610円 2学年～6学年14,780円
南牧村																			
南相木村			○		4,570	0						○		3,380	0				
北相木村																			
佐久穂町																			
軽井沢町																			
御代田町																			
立科町																			通学用品費は学用品費に含むものとする
青木村																			
長和町						○	4,570			○	2,750								修学旅行費は前年度実績額
下諏訪町																			
富士見町						○	4,570								○	3,380			支給平均額は平成26年度の実績額
原村															○	3,380			
辰野町																			
箕輪町																			支給平均額は27年度予算に計上した単価 学用品費は学用品費と通学用品費と校外活動費(宿泊を伴わないもの)の合算 学用品費の最も支給実績の多い学年は2,3,4,5,6年、割合は83.78%
飯島町						○	4,570								○	3,380			
南箕輪村						○	4,570								○	3,380			
中川村																			
宮田村																			
松川町																			
高森町										○	2,400								
阿南町																			
阿智村																			
平谷村																			
根羽村																			
下條村																			修学旅行でのバス代 校外活動費で使用するバス代等 村で補助をしている。入学時に3万円を支給。
売木村																			本年該当者なし。年度内申請ない見込み。よって見込額は0円。

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																
	生徒会費							PTA会費									
	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
天龍村																	修学旅行費:H27支給見込及びH26実績はありません
泰阜村																	
喬木村																	
豊丘村																	実費の概ね9割
大鹿村																	
上松町																	・通学用品費 1年生を除く ・通学費 町独自の遠距離通学費補助で就学援助対象者に限らず距離に応じて補助
南木曽町								○	3,900								通学用品費 1年生を除く。 PTA会費 1世帯。
木祖村																	該当学年あり(新入学児童生徒学用品費1年 通学用品費2～6年 修学旅行費6年 校外活動費(宿泊を伴わないもの)1～4年 校外活動費(宿泊を伴うもの)5年) 体育実技用具(スキー等)必要に応じて支給するが現在無料のレンタルにて対応
玉滝村																	通学費は、村が定期券代を負担して定期券を現物支給、又は役場職員送迎(スクールカー)対応により対象外
大桑村														○	3,380		
木曽町								○	3,875								
麻績村														○	3,380		
生坂村																	
山形村																	
朝日村																	
筑北村														○	3,380		
池田町																	
松川村																	
白馬村																	
小谷村														○	3,600		
坂城町																	学用品費 5/6
小布施町																	
高山村														○	2,000		
山ノ内町																	
木島平村																	
野沢温泉村																	
信濃町			○	4,570	0						○	3,380	3,000				支給平均額は26年度実績額により記入
小川村														○	3,500		

②市町村名															(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項				
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
飯綱町			○	4,570	0							○	3,380	2,165					・体育実技用具、生徒会費については、上限額支給で費目計上しているが、支出予定なし。 ・通学費については、実費の1/2の額を支給。・支出平均額については、26年度実績額を計上。
栄村 上田市長和町中 学校組合																			支給平均額 【H26実績平均で記載】体育実技用具・修学旅行費・校外活動(宿泊を伴わない) 【H26支給実績なし】校外活動(宿泊を伴う)
辰野町塩尻市小 学校組合																			
麻績村筑北村学 校組合																			
小海町北相木村 南相木村中学校 組合																			
塩尻市辰野町中 学校組合																			
松本市・山形村・ 朝日村中学校組 合																			
岐阜市												○	3,380	3,380					支給平均額は平成27年度予算に計上した単価
大垣市																			・実費、上限額の支給平均額は、27年度予算に計上した単価
高山市						○	4,570								○	3,380			平成27年度予算計上単価
多治見市																			
関市												○	3,380	3,380					支給平均額は、27年度予算に計上した単価により記入。
中津川市																			・学用品(新1年生は年額11,420円、2~6年生は年額13,650円) ・学用品費には通学用品も含まれる。 ・支給平均額は27年度計上単価による。
美濃市																			支給平均額:27年度予算計上単価
瑞浪市																			・通学費は、公共交通機関を利用した場合の実費を負担するが、遠距離通学助成経費として予算計上している。 ・支給平均額は、H27予算単価。
羽島市																			「支給平均額」については、27年度予算に計上した単価により記入 *「学用品費」は該当学年2年~6年 15,200円に対し、対象学年1年 12,970円 85.3%
恵那市																			H27予算単価
美濃加茂市																			
土岐市																			
各務原市																			26年度の実績額より記入
可児市																			校外活動費(泊あり、なし)平均は、昨年の実績の平均

②市町村名															(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項				
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
伊豆の国市																			
牧之原市																			「上限額」の「支給平均額」については、27年度予算に計上した単価を記入。
東伊豆町																			
河津町																			
南伊豆町																			
松崎町																			
西伊豆町																			
函南町																			
清水町																			○平成26年度実績額。
長泉町																			通学費は長泉町内に居住し、長泉町教育委員会の指定した町立小学校に旅客バスで通学する児童に対し、学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日を除く年間通学費の定期代に対してその3分の2以内の額を補助する。
小山町																			
吉田町																			支給平均額はH26実績
川根本町																			
森町																			27年度執行見込額を記入
牧之原市菊川市 学校組合																			「上限額」の「支給平均額」については、27年度予算に計上した単価を記入。
御前崎市牧之原 市学校組合																			
名古屋市																			通学用品費は2～6年生のみ。 通学費の支給平均額は26年度実績
豊橋市																			・学用品費等として以下のとおり支給 1年 学用品費+校外活動費(宿泊を伴わないもの) 2～6年 学用品費+通学用品費+校外活動費(宿泊を伴わないもの) ・通学費、修学旅行費については、27年度予算単価。
岡崎市																			・通学用品費は学用品費に含む。 ・修学旅行費、校外活動費の支給平均額は平成27年度予算単価 ・修学旅行費は、要保護20,000、準要保護13,000
一宮市												○	3,380	1,420					
瀬戸市																			
半田市																			学用品費……1年～5年:年額12,610円(82%)、6年:20,610円(18%) 修学旅行費……平成26年度実績額
春日井市																			平成27年度予算に計上した単価
豊川市																			
津島市																			学用品費と通学用品費はあわせて学用品・通学用品費として1年生か2年生以上以上に区分して一定額を支給。 1年生: 11,420円 2年生以上: 13,650円

②市町村名															(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項				
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
碧南市																			修学旅行費、校外活動費の支給平均額は26年度実績より算出
刈谷市																			1年生は11,420円
豊田市																			
安城市																			
西尾市			○	4,570	589							○	3,380	2,431					修学旅行費は予算計上単価 その他の費目は26年度実績額
蒲郡市																			修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの)については平成27年度予算。
犬山市												○	3,380	2,385					支給平均額は、26年度実績により算出。
常滑市																			
江南市																			平均支給額は平成26年度実績により記入。 学用品費上限額は1年生11,420円、2～6年生13,650円。
小牧市			○	4,570	2,000							○	3,380	2,500					支給平均額は通学費は平成26年度実績。その他はH27年度予算単価。
稲沢市																			
新城市																			
東海市																			修学旅行費については、平成27年度予算額とする。 校外活動費の支給平均額については、平成26年度実績を用いる。
大府市																			学用品費 ・1年・・・11,420円 ・2～6年・・・13,650円
知多市																			通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)は、「学用品費」に含まれている。 「学用品費等」は2～6年の金額。2～6年は全体の86%。なお、1年の単価は12,970円。 「修学旅行費」は6年のみが対象。「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は5年のみが対象。 支給平均額は、27年度予算に計上した単価。
知立市																			・通学用品費は、第一学年を除く ・実費の平均支給額は、予算に計上した一人当たり年額を記入した。
尾張旭市																			26年度実績
高浜市																			
岩倉市										○	1,800								学用品費は1学年が12,970円、2～6学年が15,200円 対象児童数は1学年が20人、2～6学年が207人
豊明市						○	4,570								○	3,380			支給平均額については、平成27年度予算計上した単価を記入しました。
日進市												○	1,200	1,200					
田原市																			
愛西市																			学用品費 ・1年生の学用品費 一定額 10,500円 ・2年生から6年生の学用品費 一定額 13,500円

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
清須市																			
北名古屋市												○		3,380	1,560				支給平均額は、平成27年度予算に計上した単価。
弥富市						○	600									○	600		
みよし市																			校外活動費に関しては、実費で支給しているが、宿泊を「伴う」「伴わない」で区別せずに、予算計上している。「(宿泊を伴うもの)」に予算計上単価を入力)
あま市																○	720		
長久手市									○	1,800									支給平均額＝H26年度実績
東郷町									○	1,800									
豊山町																			
丹羽郡大口町												○		3,000	3,000				(補足事項) 校外活動費(宿泊を伴うもの・伴わないもの)の支給平均額は、平成27年度予算の計上単価を記入した。
大治町																			・学用品費と通学用品費は合わせて支給 小1:620円/月
蟹江町																			・学用品費・・・(1年生)10,440円、(2～6年生)12,240円 ・通学用品費は、学用品費の中に含む。 ・修学旅行費の平均支給額は、平成26年度実績額。
飛鳥村			○	4,570	0							○		3,380	1,600				
阿久比町																			通学用品費 1年 0円、2年～6年 2,170円 支給平均額は、平成26年度の実績額より算出
東浦町																			※H26実績額により記入 ※「学用品費」の中に、校外活動費(宿泊を伴わないもの)(1,550円分)が含まれています。
南知多町																			修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は予算計上単価。校外活動費(宿泊を伴わないもの)の支給平均額は平成26年度実績。
美浜町																			支給平均額は、26年度の実績により記入しました。
武豊町																			
幸田町																			体育実技用具費については実績なし
設楽町																			
東栄町																			
豊根村																			
津市																			・通学用品費は2～6年生のみ 支給平均額については、予算計上額より算出
四日市市																			学用品費については通学用品費も含まれます。
伊勢市																			
松阪市																			『支給平均額』は、27年度予算に計上した単価。

②市町村名														(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項					
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定の 金額	その他	
御浜町												○	3,380	3,380					執行見込み額…予算計上単価 学用品費…1学年のみ11,420円を上限 新入学用品費…1学年のみ
紀宝町																			
多気町松阪市学 校組合																			・小学校の設置無
大津市																			学用品費:1年生(年額12,960円)
彦根市																			修学旅行費・校外活動費については26年度実績により平均支給額を算出
長浜市																			・支給平均額はH27年度予算計上単価による ・学用品費は、2～6年生の額を計上した(1年生は12,970円)
近江八幡市																			上限額を記入。(通学費と校外活動費(泊を伴うもの)は実績がないため0とする。)
草津市																			支給平均額は平成27年度予算額
守山市																			支給平均額は平成27年度予算より
栗東市																			実費はH25年度実績
甲賀市																			平均支給額は平成26年度実績
野洲市																			
湖南市																			
高島市																			支給平均額については、平成26年度の実績額
東近江市																			支給平均額は平成27年度予算に基づく
米原市																			
日野町																○	3,380		
竜王町																			
愛荘町																			
豊郷町																			
甲良町																			
多賀町																			
京都市																			支給平均額は、26年度の実績額を記入。
福知山市												○	3,290	2,500					校外活動費…3年(上限 2,000円)4年(上限 2,500円)5年(上限 3,000円)
舞鶴市			○	4,570	0							○	3,380	2,482					支給平均額は26年度実績。生徒会費は支給実績なし。
綾部市			○	4,570	0							○	3,380	3,052					学用品費は、1年生11,420円(通学用品費なし)、2～6年生13,650円(通学用品費込)としている。 修学旅行費は実費支給としているが、額が確定していないため予算額としている。 支給平均額は、26実績額による。

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定の 金額	その 他	
宇治市																			・学用品費及び通学用品費は「学用品費・通学用品費」として分けずに支給。支給額は一定額(1年11,420円、他学年13,650円) ・通学費は公共交通機関を使用して通学する者に定期券代の実費額(4km以上)を支給。 ・実費についてはH26年度の実績額より算出
宮津市								○				○	3,040		2,127				体育実技用具費としては支給なし 就学援助として通学費支給なし 生徒会費個人負担なしのため支給なし
亀岡市																			支給平均額には26年度実績額を元に記入。
城陽市																			修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)の平均給与額は、26年度の実績額により記入。 通学費は対象費目ではあるが、実績がない。
向日市																			支給平均額については、平成26年度実績による。
長岡京市																○	2,400		学用品費及び通学用品費:学用品費・通学用品費として、1年生11,420円(通学用品費を除いた額)、2年生~6年生13,650円を基本額とし、当初認定以降の場合は、認定月から年度末までの月割額を支給 新入学児童生徒学用品費等:4月末認定までの1年生のみ対象 修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)及び、校外活動費(宿泊を伴うもの):26年度の実績額
八幡市																			支給平均額:26年度の実績額 通学用品費:1年生は支給せず。
京田辺市				○	4,570	350						○	3,380		2,125				修学旅行費及を除く「支給平均額」欄については、27年度予算に計上した単価を参考に記入。
京丹後市				○	2,285	2,285						○	1,690		1,690				
南丹市												○	3,380		2,962				体育実技用具費、クラブ活動費は支給実績なし。
木津川市												○	3,380		2,999				支給平均額については、平成26年度実績による
大山崎町												○	3,380		3,000				修学旅行費・校外活動費の平均額は平成27年度予算に計上した額を基とする。体育実技用具費・校外活動費(宿泊をとまうもの)・生徒会費については支給実績は無し。
久御山町												○	3,380		3,091				支給平均額は、平成26年度の実績額の平均。
井手町				○	4,570	600						○	3,380		2,600				26年度の実績額・・・校外活動費(宿泊を伴わないもの、伴うもの) 対象費目があっても実績なし・・・体育実技用具費 校外活動費(宿泊を伴わないもの)・・・該当学年5年3,888円、1年1,612円、2年920円、3年3,390円、6年1,1700円
宇治田原町																			
精華町				○	4,570	1,632						○	3,380		2,988				支給平均額は、平成26年度の実績額の平均。 体育実技用具費、支給実績なし。 学用品費1年生は、11,420円。
京丹波町				○	4,570	0						○	3,380		3,213				
伊根町												○	3,960		3,292				
与謝野町				○	4,570	0						○	3,380		2,350				修学旅行費は対象経費のうち、就学援助以外の補助金(修学旅行補助金)等を差し引いた額が支給となる。 ※修学旅行補助金:児童生徒1人当たり2,000円以内で、交通費、宿泊料、見学料等を対象としている。支給は学校へ振り込み、学校はその補助金分を引いた額を徴収する。 クラブ活動費、生徒会費は平成26年度実績なし。
相楽東部広域連合				○	4,570	0						○	3,380		2,400				

②市町村名															(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項				
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
与謝野町宮津市																			
大阪市	○	0																	通学用品費及び校外活動費(宿泊を伴わないもの)は、学用品費に含む。
堺市																			通学用品費と校外活動費(宿泊を伴わないもの)は、学用品費に含んでいる。 修学旅行費と校外活動費(宿泊を伴うもの)は、平成26年度の実績額。
岸和田市																			通学費は、特定の町に住居しており、特定の学校にバスで通学している児童にのみ実費を支給している。
豊中市																			学用品費(一定額)1年12,970円 2~6年15,200円(通学用品費、校外活動費(非宿泊を含む))、修学旅行費及び校外活動費の支給額は26年度実績
池田市																			・1年生の学用品費のみ12,970円。 ・援助額が実費額の項目は全て26年度実費額を記入。
吹田市																			校外活動費(宿泊を伴うもの)・通学費の支給平均額については、平成27年度予算計上単価。
泉大津市																			○修学旅行費及び校外活動費(宿泊を伴うもの)は、平成26年度実績額の平均額
高槻市																			通学費は、片道4km以上の場合に実費。通学費は平成27年度予算に計上した単価。修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は、平成27年度予算に計上した単価。
貝塚市																			※通学費は実績なし。 ※支給平均額は、27年度予算に計上した単価を記入。
守口市																			体育実技用具費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費は支給対象外。 通学用品費については、学用品費に含む。 通学費については、教育長が認めた者のみ支給。「支給平均額」欄については、26年度実績を記入。
枚方市																			修学旅行費:実費支給(対象経費のみ:交通費、宿泊費、見学科等)【私学に通学の者には上限あり[要保護の単価]】 校外活動費:実費支給(対象経費のみ:交通費、見学科)【私学に通学の者には上限あり[要保護の単価]】 ※支給平均額は両費目とも平成27年度予算計上単価
茨木市																			学用品費・通学用品費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・・・一定額(1年12,970円、2~6年15,200円) 「支給平均額」欄については、27年度予算に計上した単価
泉佐野市																			通学用品費・・・学用品費に含む。
富田林市																			支給平均額については、26年度実績額で記入
八尾市																			「平均支給額」欄は26年度実績額
寝屋川市																			学用品費には校外活動費(宿泊を伴わないもの)及び通学用品費を含む 校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額には、平成27年度予算計上単価を記載。
河内長野市																			通学費、修学旅行費はH26年度実績平均額

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
松原市																			通学用品費・新入学児童生徒学用品費等は学用品費に含む。(金額11,100円)
大東市																			学用品費について、1学年 11,420円、2～6学年 13,650円 通学費、修学旅行費については、平成26年度実績額
和泉市																			
箕面市																			
柏原市																			
羽曳野市																			修学旅行費の支給平均額については平成26年度実績額と同額を記入しています。
門真市																			学用品費:1年 9,020円、2年～6年 7,740円 通学用品費:2年～6年 1,520円 校外活動費(宿泊を伴うもの上限額):5年 6,000円、6年 11,000円 修学旅行費の平均支給額は平成26年度実績 校外活動費(宿泊を伴うもの上限額)の平均支給額は平成27年度予算に計上した単価
摂津市																	○	3,380	支給平均額欄については、27年度予算に計上した単価を用いている。
高石市																			・修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの):費用の85%
藤井寺市																			通学用品費は2～6年のみ支給 修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)はH26実績による。
東大阪市																			支給平均額は平成27年度予算計上単価。 通学用品費は学用品費に含む。
泉南市																			支給平均額は26年度の実績額により記入。修学旅行費は実費の8割額を補助。
四條畷市																			修学旅行・校外活動費の平均支給額は予算単価の平均支給額は26年度実績
交野市																			校外活動費(泊なし・泊あり)の平均支給額は平成26年度実績額に準拠。
狹山市																			支給平均額は平成27年度予算計上単価 通学用品費は第1学年を除く
阪南市																			修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・校外活動費(宿泊を伴うもの)は27年度計上単価
島本町																			
豊能町																			
能勢町																			修学旅行費と校外活動費(泊)は平成27年度予算計上単価を記載

②市町村名															(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項					
	生徒会費							PTA会費												
	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額		支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
西脇市																				
宝塚市																				支給平均額については平成27年度予算に計上した単価を記載
三木市																				実費額については、27年度予算に計上した単価とする。
高砂市																				1年の学用品費は11,420円
川西市																				学用品・通学用品費・・・1年生 11420円(年額定額)、2～6年生 13650円(年額定額)
小野市																				支給平均額については、H26実績額(通学費については実績なし)。 学用品単価については、1年生11,420円、2～6年生13,650円となります。 ※割合については、現在申請書を収集中のため算出不可
三田市																				・26年度の実績 ・学用品費:1年生については11,420円(定額)
加西市																				修学旅行費は27年度予算に計上した単価
篠山市																				・通学用品費は1年生は除く ・実費及び上限額の支給平均額はH26年度実績(一人あたりの平均額)
養父市																				
丹波市																				校外活動費・・・現在実績なし。27年度予算計上単価記入 修学旅行費・・・26年度実績額により記入
南あわじ市																				
朝来市				○	4,440	176						○	3,290	3,040						・学用品費及び通学用品費として「1年生年額11,100円」、「2～6年生年額13,270円」支給。 ・校外活動費(宿泊を伴わないもの)、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給平均額は26年度実績による。
淡路市																				
宍粟市																				通学用品費:1年生は対象外
加東市																				支給平均額は、H27年度予算単価による。
たつの市																				
猪名川町																				
多可町																				
稲美町																				
播磨町																				支給平均額については、平成27年度予算単価を計上。 ただし、校外活動費(宿泊を伴うもの)のみ平成26年度実績により計上。

②市町村名															(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項				
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定の 金額	その他	
江府町																			
米子市日吉津村 中学校組合																			
松江市									○									○	体育用具、クラブ活動、生徒会、PTA・・・支給なし 学用品費通学用品費 1年:11,420円 2～6年:13,650円 実費:H27予算計上単価
浜田市																			体育実技用具費・・・援助なし 通学費、修学旅行費・・・平成27年度予算計上単価 校外活動費(宿泊を伴わないもの、宿泊を伴うもの)支給平均額・・・平成26年度実績
出雲市																			
益田市																			
大田市												○	1,690	1,690					
安来市			○	4,570	4,570							○	3,380	3,380					
江津市			○	4,570	1,274							○	3,380	1,406					平均額は26年度の実績額より計上。 校外活動費(宿泊を伴うもの)については前年度実績なし。
雲南市			○	4,570	4,570							○	3,380	3,380					通学費:通学が困難な世帯に対して支給する。
奥出雲町																○	3,380		
飯南町												○	3,380	3,380					
川本町																			金額は全て平成26年度実績額
美郷町	○	0							○	0									クラブ活動費・生徒会費・PTA会費については本年度より実費負担として項目を追加したため、実績なし。
島南町																			
津和野町			○	4,570	1,800							○	4,800	4,000					26年度実績に基づき支給平均額を計上
吉賀町			○	4,570	4,570							○	3,380	3,380					
海士町																			修学旅行費については、へき地補助金により支給。
西ノ島町																			
知夫村																			金額公費負担
隠岐の島町																			学用品費について、新入学児童生徒は年額12,600円としている。
岡山市																			通学費・修学旅行費・校外活動費の平均支給額は26年度実績により記入。
倉敷市																			
津山市																			支給平均額:平成26年度実績額
玉野市																			学用品費:通学用品費・・・一定額 1年 11,420円, 2～6年 13,650円 通学費・・・実費の2割 修学旅行費・・・補助対象経費 支給平均額については平成26年度実績

②市町村名															(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項				
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定の 金額	その他	
尾道市																			
福山市																			
府中市																			支給平均額については、26年度実績による。通学費については、26年度実施なし。
三次市																			実費支給の費目については、27年度予算に計上した単価。通学用品費については、第1学年への支給はなし。
庄原市							○	4,570									○	3,380	学用品費：小学校1年生11,420(15.12%)／2～6年生13,650円(84.88%)人数割合26年度認定数 通学用品費：学用品費に含めて支給。個別設定なし。 体育実技用具費：23年度から対象とし、実費支給。実績無し。 通学費：実績無し。 修学旅行費・校外活動費：26年度実績
大竹市																			支給平均額は平成26年度実績額より記載
東広島市																			実費の支給平均額は平成26年度実績額。
廿日市市																			支給平均額については、H26年度の実績額
安芸高田市																			・学用品費は、1年生：12,970円。上記は、2年生～6年生を記載。 ・実費の「支給平均額」は、平成26年度実績。
江田島市																			修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの)は、平成27年度当初予算に計上した単価。
安芸郡府中町																			
海田町																			
熊野町																			
坂町																			
安芸太田町									○	2,700									
北広島町									○	3,000									
大崎上島町																			
世羅町																			学用品費と通学用品費は項目でまとめて一括支給。また、新入学生とその他の児童・生徒で支給額に違いがある。 新入生 11,420円、その他の児童・生徒13,650円
神石高原町																			
下関市																			・学用品費については、学年ごとに金額が異なる(「1年」又は「その他の学年」記入欄は「その他の学年」(割合83%)の金額記入 ・「学用品費」「新入学用品費」「校外活動費」については、世帯の所得が生活保護基準の何倍であるかにより、50%～100%の支給区分有(新入学用品費は50～150%)
宇部市																			学用品費には通学用品費(1年生を除く)、校外活動費(宿泊を伴わないもの)を含む。 1年生：12,970円、2～6年生：15,200円 通学費は26年度実績なし
山口市									○										支給対象費目ではない。 平均額は平成26年度実績より算出。
萩市																			・27年度予算に計上した単価、26年度の実績額。 ・体育実技用具費は、スキーのみ(26,020円)を対象としているが、その他の項目については支給の対象としていない。実績額はなし。 ・クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については支給の対象としていない。

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	
																			26年度実績額
防府市																			
下松市																			
岩国市																			
光市																			
長門市																			
柳井市																			平成27年度予算計上した単価
美祿市																			平成26年度実績額より計算
周南市																			・新入学児童生徒学用品費等:第1学年のみ ・通学用品費:第1学年除く ・通学費:該当なし ・修学旅行費:当初予算計上単価 ・校外活動費(宿泊を伴うもの):当初予算計上単価
山陽小野田市																			
周防大島町																			支給平均額欄には、平成27年度予算に計上した単価を記入しています。
和木町									○	2,000									
上関町																			平成26年度の実績により記入。 通学用品費は、学用品費に含む。
田布施町																			・支給平均額は26年度の実績により記入。・学用品費と通学用品費(合算)・・・1年生は年額11420円、2～6年生は年額13650円。・校外活動費(宿泊ありなしは区別なし)・・・実費(交通費・入館料など費目は限定)※支給平均額1566円。
平生町																			
阿武町																			
徳島市																			通学費は平成26年度実績がないので支給平均額は0となります。 校外活動費の支給平均額は平成26年度の実績から算出した額となります。 通学用品費は1年生以外の学年が対象となります。(2年生～6年生までが対象)
鳴門市																			修学旅行費については、執行見込額。
小松島市																			
阿南市																			「体育実技用具費」、「クラブ活動費」、「生徒会費」、「PTA会費」は支給していない。 「通学費」、「修学旅行費」の支給平均額は27年度予算に計上した単価。
吉野川市																			
阿波市																			
美馬市																			
三好市																			支給平均額は、平成26年度実績による【校外活動費(宿泊を伴うもの)は、支給実績なし】

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
綾川町																			校外学習費(宿泊を伴わないもの)の平均支給額は26年度実績額
琴平町																○	3,040		
多度津町																			
まんのう町 三豊市親音寺市 学校組合																			中学校組合なので、小学校なし。
松山市																			修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は、26年度の実績額。
今治市																			修学旅行費及び校外活動費(宿泊を伴う・伴わないもの)は26年度実績額 通学費は27年度予算単価
宇和島市																			実費支給の費目については、見込額の算出が難しい為、26年度実績額により記入。
八幡浜市																			
新居浜市																			「学用品費」と「通学用品費」を合わせて、13,650円を援助。通学費を除いては27年度予算に計上した単価を記入。 通学用品費は、第1学年を除く学年に支給。第1学年は、新入学児童生徒学用品費に含まれるため金額が異なる。
西条市																			
大洲市																			
伊予市									○	2,745									支給平均額については、26年度実績額により記入。
四国中央市																			校外活動費の支給平均額は、平成26年度実績による。 学用品費・通学用品費は上限額はそれぞれ、学用品費11,420円、通学用品費2,230円だが、請求は、まとめて一つの費目にしている。支給平均額は平成26年度実績による。
西予市																			支給平均額には、当初予算計上の単価又は26年度の実績額を記入
東温市																			
上島町																			
久万高原町																			
松前町																			
砥部町				○	4,570	0						○	3,380	2,202					平均支給額は、26年度実績額により記入。
内子町												○	3,380	3,380					通学用品費は第2学年～6学年。全体の93%
伊方町																			○ 通学用品費 1年生・・・新入学児童生徒学用品費等(通学用品費含む)、2～6年生・・・学用品費(通学用品費含む)。 ○ 修学旅行費 27年度予算に計上した単価。 ○ 校外活動費(宿泊有無) 対象費目ではあるが、実績なし。
松野町				○	4,570	4,440						○	3,380	2,480					通学用品費は第2～第6学年のみ。 通学費は対象者がいないため支給なし。 校外活動費は町より補助金を支給しているため支給実績なし。

②市町村名															(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項				
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定の 金額	その 他	
鬼北町																			
愛南町																			
篠山小中学校組合																			
高知市																			上記の支給平均額は、27年度予算に計上した単価。
室戸市																			平成26年度実績による。通学費及び校外活動費(宿泊あり)については実績なし。
安芸市												○	3,000	3,000					平均支給額(実費分)は平成27年度予算に計上した単価もしくは単価の平均による。
南国市																			修学旅行費は平成27年度予算に計上した単価
土佐市												○	3,380	3,380					・支給平均額については、平成27年度予算に計上した単価を記入している。
須崎市																			・学用品 1年11,420円 2～6年13,650円(通学用品費は学用品費を含む) ・修学旅行費 実施額の7割を支給 ・校外活動費 実施額の7割を支給(上限額 宿泊を伴わないもの1,550円、宿泊を伴うもの3,570円)
宿毛市			○	4,570	0							○	3,380	2,942					・修学旅行費、校外活動費、生徒会費、PTA会費については26年度の実績額により記入
土佐清水市									○	2,340									
四万十市																			※支給平均額については、26年度実績額 ※通学費・校外活動費(宿泊を伴うもの)については26実績なし
香南市												○	3,380	2,554					修学旅行費、校外活動費、PTA会費については26年度実績による。
香美市																			
東洋町																			学用品費上限額:11,420円、通学用品費上限額:2,230円
奈半利町											○	2,400							・校外活動費(宿泊を伴うもの、伴わないもの)は当初予算額。
田野町						○	4,570								○	3,380			通学用品費:第1学年を除く。 新入学児童・生徒学用品費等:4月認定第1学年児童・生徒のみに支給。
安田町															○	1,200			校外活動費(宿泊を伴わないもの及び伴うもの)等について、実績がないため支給平均額が0円と記載。
北川村			○	4,570	0							○	3,380	2,400					
馬路村											○	1,600							
芸西村																			
本山町																			修学旅行費は実費の1/2。
大豊町																			
土佐町												○	3,290	3,290					

②市町村名															(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項				
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	
行橋市																			
豊前市																			
中間市																			
小郡市																			「修学旅行費」の「支給平均額」・・・26年度の実績額
筑紫野市																○	1,200		「修学旅行費」「校外活動費」については平成26年度実績。 校外活動費(宿泊を伴わないもの)については5年生が最も支給実績が多い。 5年生平均支給額=2,280円 全学年平均支給額=1,352円
春日市												○	3,380	3,380					校外活動費(宿泊を伴わないもの):実費の一部を支給。平成26年度の支給平均額は1,799円。 全ての費目について、平成27年度予算に計上した単価を記載。
大野城市									○	2,672									いずれも予算計上単価 通学用品費:2~6年生対象で、年額2,230円支給
宗像市																			
太宰府市																○	3,380		
古賀市																			27年度の執行見込額による記入が困難であるため、26年度の実績額により記入。通学費は前年度支給実績がありません。
福津市																			
うきは市																			
宮若市																			学用品費・・・小学校1年:11,420円/年額 2~6年:13,650円/年額
嘉麻市																			
朝倉市																			
みやま市																			(通学費)(修学旅行費)(校外活動費)支給平均額は26年度実績額。
糸島市																			
那珂川町												○	3,380	3,003					H26年度の実績より支給平均額を算出。
宇美町																			宇美町では「学用品・通学用品購入費」を1つの費目としている。
篠栗町																			
志免町																			26年度の実績額(修学旅行費、校外活動費)
須恵町																			修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの) 修学旅行費:支給対象児童中44.6% 校外活動費(宿泊を伴うもの):支給対象児童中50.5%
新宮町																			
久山町																			
粕屋町																			
芦屋町																			・学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)は、学用品費等として定額で支払う。 (第1学年:12,970円 第2~6学年:15,200円)
水巻町																			校外活動費については27年度予算を記入しています。学用品費については、2~6年生が15,200円、1年生が12,970円となっています。

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額		一定の金額	その他
岡垣町																			支給平均額は26年度の実績に基づいて算出しています。
遠賀町																			通学用品費:2~6年は年額2,230円 支給平均額については26年度実績
小竹町			○	4,570		0						○	3,380	1,927					
鞍手町																			校外活動費(宿泊を伴わないもの)については26年度実績により記入
桂川町																			
筑前町																			26年度の実績を記入
東峰村																			
大刀洗町												○	3,380	3,251					
大木町																			
広川町																			学用品費 1年生11,420円、2~6年生 13,650円 ※平成26年度の実績・金額で記入
香春町																			修学旅行費は27年度予算単価
添田町																			
糸田町																			
川崎町																			
大任町																			修学旅行費の支給平均額は平成26年度実績額
赤村																			
福智町																			学用品費:1年 12,610円 2~6年 14,780円
苅田町																			
みやこ町																			
吉富町																			・1年生には、通学用品費は支給しない。
上毛町																			
築上町																			
吉富町外一市 中学校組合																			中学校組合なので記載無し。
佐賀市																			修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は、H27年度予算に計上した単価を使用。

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額		一定の 金額	その 他
唐津市																			学用品費：第1学年は12,970円、第2～6学年は15,200円となっており、第2～6学年への支給が多くなることが予想されるため、年額を15,200円で記載。 修学旅行費：支給平均額は平成26年度実績を記載(158名 2,250,016円) 校外活動費：支給平均額は平成26年度実績を記載(121名 166,282円)
鳥栖市																			学用品費：一定額 1年生12,610円/年、2年生以上14,780円/年。ただし認定月からの月割支給。 修学旅行費：H27予算単価 校外活動費：H27予算単価
多久市																			
伊万里市																			「支給平均額」欄については、26年度の実績額により記入。
武雄市																			
鹿島市																			
小城市																			
嬉野市																			
神埼市																			支給平均額については、27年度予算計上単価
吉野ヶ里町																			27年度予算計上単価
基山町																			
上峰町																			
みやき町																			
玄海町																			学用品費：1年生12,610円 2～5年生14,780円 6年生13,270円
有田町																			
大町町																			平成27年度予算に計上した単価
江北町																			
白石町																			校外活動費(宿泊を伴うもの)実績なし
太良町																			
長崎市																			・「支給平均額」欄については、27年度予算に計上した単価を記入 ・通学用品費は、2年生以上の児童に支給 ・校外活動費(日帰り及び宿泊)は、交通費及び見学料のみ実費支給
佐世保市																			
島原市																			学用品費・通学用品費を合わせて、一定額で支給。(学用品費13,650円については、通学用品費を含めた額) 支給平均額については、平成26年度実績により記入。
諫早市																			記入欄が空白の費目については、援助していないもの。 通学費は過去数年実績がなく、予算計上していないため、支給平均額は0としているもの。

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項			
	生徒会費							PTA会費												
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他		
さつま町																				
長島町																				※通学用品費は、第1学年を除く。
湧水町																				
大崎町																				支給平均額は27年度予算額を計上
東串良町																				
錦江町																				
南大隅町																				学用品費(定額) 1年生 12,610円(人数の約20%)、2～6年生 14,780円(人数の約80%)
肝付町																				
中種子町																				
南種子町																				
屋久島町																				校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は、H26年度実績額を計上している。
大和村																				修学旅行については、へき地児童生徒援助費等補助金(高度へき地修学旅行費)で援助を行っている。
宇検村																				
瀬戸内町																				
龍郷町																				・通学用品費は、小学1年生への援助は行っていない。・修学旅行費は、へき地児童生徒援助費等補助金により援助を行っている。・校外活動費(宿泊を伴うもの)は就学援助(要保護・準要保護)に関係なく、対象学年全員一律に援助を行っている。
喜界町																				
徳之島町																				通学費:児童により異なるため教育委員会での都度指示。片道4km以上バスの定期券を購入した金額 通学用品費:1年生を除くへき地児童生徒援助費補助金で援助
天城町																				
伊仙町																				修学旅行費:へき地児童生徒援助費補助金で援助、1人当たり一定額32,000円
和泊町																				
知名町																				学用品費(年額) 1年生:10,600円 2～6年生:12,700円 修学旅行費については、へき地児童生徒援助費等補助金(高度へき地修学旅行費)で援助を行っている。
与論町																				修学旅行費 へき地児童生徒援助費等補助金(高度へき地修学旅行費)で援助を行っている。
那覇市																				平成26年度の実績額より記入 校外活動費(宿泊を伴うもの)は支給費目はあるが、支給実績はない
宜野湾市																				「通学用品費」については、2,170円(2年生～6年生)

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																							
	(1) 費用毎の援助額																																							
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費											
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他					
札幌市						○	24,560				○																									○	○	32,072		
函館市						○	22,320				○	37,340	3,500																							○	2,230	○	36,957	
小樽市						○	22,320										○																			○	2,230	○	69,512	
旭川市						○	26,790									○	37,340																			○	○	29,960		
室蘭市						○	22,320				○																										○	2,230		
釧路市						○	22,320				○	51,940	3,552																							○	2,230	○	38,188	
帯広市						○	26,760											○																		○	○	8,102		
北見市						○	22,320											○																		○	2,230	○	0	
夕張市						○	22,320				○																										○	2,230		
岩見沢市						○	24,540				○	37,340	37,340																								○	23,550		
網走市						○	22,320																														○	2,230	○	0
留萌市						○	22,320				○																										○	2,230	○	79,128
苫小牧市						○	22,320				○	7,510	7,510																								○	2,230	○	70,000
稚内市						○	24,550				○	34,500	17,130																								○	23,550		
美唄市						○	26,790				○																										○			○
芦別市						○	22,320				○	37,340	37,340																								○	2,230	○	23,690
江別市						○	17,760			○	4,588																										○	1,800	○	25,543

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
	(1) 費用毎の援助額																																					
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費				通学費												
実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
赤平市						○	22,320				○															○										○	2,230	
紋別市						○	22,320										○	37,340								○										○	54,000	
士別市						○	24,550				○															○										○		
名寄市						○	17,900				○															○										○	1,800	
三笠市				○	22,320	22,320					○										○	23,550	23,550					○	4,460	4,460					○	55,420		
根室市						○	24,550				○		11,590	9,882											○		23,550								○	55,550		
千歳市						○	22,320										○	37,340								○										○	2,230	
滝川市						○	24,550				○		30,550 (スキー) 7,510 (柔道着)	6,000 (スキー)											○		23,550							○	○	9,120		
砂川市						○	22,320																			○										○	2,230	
歌志内市						○	22,320				○															○										○	2,230	
深川市						○	21,555				○															○									○			
富良野市						○	26,050				○															○												
登別市						○	22,320				○															○									○	○	140,400	
恵庭市						○	22,320										○	37,340								○											○	2,230
伊達市						○	22,320				○															○											○	2,230
北広島市	○	12,065								○	37,340														○											○	2,230	
石狩市						○	22,320				○															○											○	2,230
北斗市						○	22,320				○		7,510	4,305											○		23,550									○	2,230	

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																							
	(1) 費用毎の援助額																																							
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費											
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他					
神恵内村						○	21,700										○	22,900																						
積丹町						○	24,550								○	37,340																								
古平町						○	22,320	○	37,340																										○	2,230				
仁木町						○	22,320				○																									○	2,230			
余市町						○	22,320				○																									○	2,230			
赤井川村						○	28,185																													○	2,170			
南幌町								○				○	37,340	37,340																						○				
奈井江町			○	22,320	22,200																															○	0			
上砂川町						○	26,790																																	
由仁町						○	22,320								○	37,340																				○	2,230			
長沼町						○	22,320								○	37,340																				○	2,230			
栗山町						○	22,320								○	37,340																					○	2,230		
月形町						○	11,160											○	11,775																○	1,115	○	0		
浦臼町						○	22,320																													○	2,230			
新十津川町						○	22,320				○																									○	2,230			
妹背牛町						○	22,320																														○	2,230		
秩父別町						○	22,320								○	37,340																				○	223			
雨竜町						○	22,320					○	37,340	37,340																						○	2,230			
北竜町						○	22,320								○	37,240																				○	2,320			
沼田町						○	22,320								○	23,550																				○	2,230			
鷹栖町						○	22,320								○	37,340																					○	2,230		
東神楽町			○	22,320	22,320							○	37,340	37,340								○	23,550	23,550	○	13,284			○	2,230	2,230					○	36,000	36,000		
当麻町						○	22,320					○																								○	2,230			
比布町						○	22,320					○	37,340	37,340																						○	2,230			
愛別町						○	22,660					○																								○	40,700			
上川町			○	22,320	22,320							○	37,340	0							○	23,550	23,550						○	2,230	2,230									
東川町						○	22,300					○	36,300	36,300																						○	1,700			

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
	(1) 費用毎の援助額																																					
	学用品費								体育実技用具費								新入学児童生徒学用品費等								通学用品費				通学費									
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他			
美瑛町								○				○	37,340	37,340												○	23,550									○		
上富良野町						○	22,320				○															○	23,550			○	2,230							
中富良野町						○	22,320				○															○	23,550			○	2,230							
南富良野町						○	22,320								○	37,340										○	23,550			○	2,230							
占冠村						○	22,320								○	37,340										○	23,550			○	2,230							
和寒町						○	22,320					○	37,340	37,239												○	23,550			○	2,230							
剣淵町	○	16,112										○	37,340	37,340												○	23,550			○	2,230							
下川町						○	22,320								○	37,340										○	23,550			○	2,230							
美深町						○	22,320				○															○	23,550			○	2,230							
音威子府村						○	26,790								○	44,850										○	23,550			○	2,230							
中川町						○	22,320								○	37,340										○	23,550			○	2,230							
幌加内町			○	22,320	22,320							○	37,340	37,340											○	23,550	23,550			○	2,230							
増毛町			○	22,320	22,320							○	37,340	37,340											○	23,550	23,550		○	2,230	2,230			○	79,410	0		
小平町						○	22,320								○	37,340										○	23,550			○	2,230	○	0					
苫前町						○	26,050				○	36,300	36,300													○	22,900										○	
羽幌町						○	22,320								○	37,340										○	23,550			○	2,230							
初山別村						○	22,320					○	37,340	37,340												○	23,550			○	2,230							
遠別町			○	26,790	26,153							○	37,340	37,340											○	23,550	23,550			○							○	
天塩町						○	22,320					○	37,340	28,610												○	23,550			○	2,230							
猿払村						○	22,320								○	37,340										○	23,550			○	2,230							
浜頓別町						○	52,890								○	13,010										○	11,775											
中頓別町						○	26,790								○	37,340										○	23,550											
枝幸町						○	22,320				○	○	37,340	37,340												○	23,550			○	2,230							
豊富町						○	26,790								○	37,340										○	23,550											
礼文町						○	26,790								○	37,340										○	23,550											
利尻町			○	26,790	26,047												○									○	23,550											
利尻富士町						○	23,870								○	36,300	○	22,900								○	23,550											
幌延町			○	23,320	22,320							○	37,340	37,340											○	23,550	23,550		○	2,230	2,230							

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
	(1) 費用毎の援助額																																						
	学用品費						体育実技用具費						新入学児童生徒学用品費等						通学用品費						通学費														
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他				
日高町						○	22,320						○	37,340	0																		○	2,230					
平取町						○	22,320						○	11,590	11,590																	○	2,230	○	116,770				
新冠町						○	11,160																				○	11,775					○	1,115					
浦河町						○	22,320																									○	2,230						
様似町						○	22,320																								○	2,230							
えりも町								○																			○	23,550											
新ひだか町						○	22,320																									○	2,230	○					
音更町						○	22,320								○	11,590																○	2,230	○	44,501				
土幌町						○	22,320																									○	2,230						
上土幌町						○	26,790																									○	23,550						
鹿追町						○	22,320								○	11,590																○	2,230						
新得町						○	22,320								○	37,340																○	23,550		○	2,230			
清水町						○	26,790								○	11,600																○	48,110						
芽室町						○	22,320								○	23,550																		○	11,590		○	4,470	3,765
中札内村						○	22,320						○																			○	23,550		○	2,230			
更別村						○	22,320																									○	23,550		○	2,230			
大樹町						○	26,050																									○	22,900						
広尾町						○	22,320								○	37,340																	○	23,550		○	2,230		
幕別町			○	24,550	23,958								○	37,340	20,173														○	23,550	23,550								
池田町						○	22,320																										○	23,550					
豊頃町						○	22,320																										○	23,550		○	2,230		
本別町						○	22,320																									○	23,550		○	2,230			
足寄町						○	22,320								○	11,590																○	23,550		○	2,230			
陸別町						○	22,320																									○	23,550		○	2,230			
浦幌町			○	22,320	22,320										○	11,590														○	11,590			○	2,230	2,230			
釧路町						○	22,320		○	2,535																						○	23,550		○	2,170			
厚岸町						○	11,310																									○	23,550		○	2,230			
浜中町						○	22,360																									○	23,500		○	2,190			
標茶町			○	24,550	19,696										○	11,590																○	23,550		○	2,230			
弟子屈町						○	22,320								○	37,340																	○	23,550		○	2,230		

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
	(1)費用毎の援助額																																					
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費									
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
鶴居村						○	22,320								○	37,340																				○	2,230	
白糠町						○	22,320																													○	2,230	
別海町						○	22,320									○	11,590																			○	2,230	
中標津町						○	22,320									○	11,590																			○	2,230	
標津町						○	22,320									○	11,590																				○	2,230
羅臼町						○	26,100		○	0																										○	36,000	
青森市						○	22,320									○	37,340																			○	40,970	
弘前市						○	22,320									○	37,340																			○	53,786	
八戸市			○	22,320	22,320																○	23,550	23,550												○	2,230		
黒石市						○	22,320																													○	117,300	
五所川原市	○	7,240																																				
十和田市						○	21,000																													○	2,000	
三沢市						○	19,800																															
むつ市						○	24,000																														○	2,000
つがる市						○	19,200																														○	1,200
平川市						○	22,320																														○	2,230
平内町						○	22,320																														○	2,230
今別町						○	22,320																														○	2,230
蓬田村						○	22,320																														○	2,230
外ヶ浜町						○	22,320																														○	2,230
鯉ヶ沢町						○	21,700																														○	2,170
深浦町						○	21,700																														○	2,170
西目屋村																																						
藤崎町	○	22,320																																			○	2,170

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
	(1)費用毎の援助額																																					
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費									
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額の金額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額の金額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額の金額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額の金額	一定の金額	その他			
大鰐町						○	22.320							○	37.340									○	23.550							○	2.230				○	
田舎館村			○	21.700	20.970									○	22.900	19.629													○	2.170	1.532							
板柳町						○	21.700																		○	22.900												
鶴田町						○	22.320																		○	23.560												
中泊町						○	21.900																			○	22.900							○	2.170			
野辺地町						○	22.320																		○	23.550								○	2.230			
七戸町						○	22.320																		○	23.550								○	2.230			
六戸町						○	22.000																		○	20.000												
横浜町						○	22.320																		○	23.550												
東北町						○	22.320																		○	23.550								○	2.230			
六ヶ所村						○	22.320																		○	23.550									○	2.230		
おいらせ町						○	21.700																		○	22.900									○	2.170		
大間町						○	24.490																		○	23.550												
東通村						○	22.320																		○	23.550												
風間浦村						○	21.700																		○	22.900												
佐井村	○	22.320																		○	0								○	2.230								
三戸町						○	22.320														○					○	23.550								○	2.230		
五戸町			○	21.700	21.700						○	別記	7.300											○	22.900	22.900					○	2.170	2.170					
田子町						○	21.700																		○	22.900									○	2.170		
南部町						○	22.320																		○	23.550									○	2.230		
階上町						○	22.320				○	3.755	3.755												○	23.550												
新郷村						○	20.800																		○	18.400												
八戸市階上町田代小学校中学校組合			○	26.790	26.790																			○	23.550	23.550								○	79.410	0		
盛岡市						○	22.320														○					○	23.550								○	2.230	○	25.256

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
	(1)費用毎の援助額																																				
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費								
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他		
高古市						○	38,000									○	50,500									○	23,000						○	2,000		○	0
大船渡市						○	22,320																										○	79,410	4,090		
花巻市						○	22,320				○	7,510	2,700													○	23,550					○	2,230		○	0	
北上市						○	22,320				○	7,510	2,774													○	23,550					○	2,230				○
久慈市						○	22,320				○	7,510	3,500													○	23,550					○	2,230		○	0	
遠野市						○	22,320																			○	23,550					○	2,230		○	800	
一関市						○	22,320																			○	23,550					○	2,230				
陸前高田市						○	22,320																			○	23,550					○	2,230				
釜石市						○	22,320				○	51,940	0													○	23,550					○	2,230		○	0	
二戸市						○	22,320		○	12,589																○	23,550					○	2,230		○	30,670	
八幡平市						○	22,320				○	37,340 柔道	4,000													○	23,550					○	2,230				
奥州市						○	22,320																			○	23,550					○	2,230				
滝沢市						○	22,320				○	7,510	3,577													○	23,550					○	2,230		○	63,360	
雫石町						○	22,320				○	7,510	5,000													○	23,550					○	2,230				
葛巻町						○	23,870				○	50,500	0													○	22,900					○	2,170				
岩手町						○	22,320																			○	23,550					○	2,230				
紫波町						○	22,320				○	7,510	7,510													○	23,550					○	2,230		○	0	
矢巾町						○	22,320																			○	23,550					○	2,230				
西和賀町						○	22,320				○	7,510	7,510													○	23,550					○	2,230				
金ヶ崎町						○	22,320																			○	23,550					○	2,230				
平泉町						○	22,320																			○	23,550					○	2,230				
住田町						○	22,320																			○	23,550					○	2,230				
大槌町						○	22,320																			○	23,550										
山田町						○	22,320																			○	23,550					○	2,230				

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																							
	(1)費用毎の援助額																																							
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費											
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他					
南牧村			○	22,320	22,320																																			
甘楽町						○	22,320																		○	23,550							○	2,230						
中之条町						○	22,320																		○	23,550							○	2,230						
長野原町						○	22,320																		○	23,550							○	2,230						
嬭恋村						○	21,700																		○	22,900							○	2,170						
草津町						○	22,320																		○	23,550														
高山村			○	22,320	19,426							○	7,510	0											○	23,550	17,662					○	2,230	2,015						
東吾妻町						○	22,320																		○	23,550							○	2,230						
片品村			○	22,320	22,320																				○	23,550	23,550						○	2,230	2,230					
川場村						○	24,600																		○	24,550							○	7,230						
昭和村			○	22,320	22,320																				○	23,550	23,550						○	2,230	2,230					
みなかみ町						○	24,490																		○	23,550														
玉村町						○	24,550																		○	23,550														
板倉町						○	22,320																		○	23,550								○	2,230					
明和町			○	22,320	20,704																				○	23,550	23,550						○	2,230	2,119					
千代田町						○	22,320																		○	23,550								○	2,230					
大泉町						○	22,320																		○	23,550								○	2,230					
邑楽町						○	22,320																		○	23,550								○	2,230					
さいたま市						○	22,320																		○	23,550								○	2,230		○	39,860		
川越市						○	26,790																		○	23,550								○	9,710					
熊谷市			○	24,550	24,550																				○	23,550	23,550							○						

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																							
	(1) 費用毎の援助額																																							
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費											
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他					
川口市						○	21,708									○										○	22,900								○	2,172	○	62,880		
行田市						○	22,320										○																		○	2,230				
秩父市						○	22,320										○																		○	2,230				
所沢市								○				○	7,510	4,202													○	23,550								○				
飯能市						○	26,790																				○	23,550							○	○	11,612			
加須市			○	22,320	22,792						○		柔道着 4,500 竹刀 2,200	0						○	23,550	23,550					○	2,230	学用品費と併せて計上											
本庄市						○	22,320																			○	23,550								○	2,230				
東松山市						○	22,320																			○	23,550								○	2,230				
春日部市			○	22,320	22,320														○	23,550	23,550					○	2,230	2,230												
狭山市						○	22,320																			○	23,550								○	2,230				
羽生市						○	22,320																			○	23,550								○	2,230				
鴻巣市						○	22,320																			○	23,550								○	2,230				
深谷市						○	17,860				○	7,510	6,010													○	18,840								○	1,790	○	0		
上尾市						○	22,320																			○	23,550								○	2,230				
草加市						○	26,790				○	4,300	0												○	23,550														
越谷市						○	22,320																			○	23,550								○	2,230				
蕨市						○	22,320				○	4,500	3,500													○	23,550								○	2,230				
戸田市						○	22,320				○	7,510	2,800													○	23,550							○	2,230	○	30,000			
入間市						○	22,320																			○	23,550								○	2,230				

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
	(1) 費用毎の援助額																																						
	学用品費						体育実技用具費						新入学児童生徒学用品費等						通学用品費						通学費														
実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他				
滑川町						○	22,320					○	51,940	7,510											○	23,550						○	2,230				○		
嵐山町						○	22,320																		○	23,550						○	2,230						
小川町						○	22,320																		○	23,550						○	2,230						
川島町						○	22,320		○	3,500														○	23,550						○	2,230							
吉見町			○	22,320	15,584													○	23,550	18,990						○	2,230	416											
鳩山町						○	22,320																		○	23,550						○	2,230						
ときがわ町						○	22,320																		○	23,550						○	2,230						
横瀬町						○	22,320																										○	79,410	0				
皆野町						○	22,320																		○	23,550						○	2,230						
長瀬町						○	22,320																		○	23,550					○	30,020							
小鹿野町						○	22,320																		○	23,550					○	2,240			○	79,410	0		
東秩父村						○	22,320																		○	23,550					○	2,230							
美里町						○	22,320																		○	23,550					○	2,230							
神川町			○	22,320	21,032												○					○	23,550	23,550						○	2,230	2,106						○	
上里町						○	22,320																		○	23,550						○	2,230						
寄居町						○	22,320										○								○	23,550					○	2,230							○
宮代町						○	22,320																		○	23,550					○	2,230							
杉戸町						○	22,320																		○	23,550					○	2,230							
松伏町						○	22,320																		○	23,550					○	2,230							
千葉市						○	22,320																		○	23,550					○	2,230	74,000						○
鏡子市						○	22,320																		○	23,550					○	2,230	0						○
市川市						○	22,320					○	7,510	3,600											○	23,550					○	2,230	55,000						○

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
	(1)費用毎の援助額																																					
	学用品費								体育実技用具費								新入学児童生徒学用品費等								通学用品費				通学費									
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他			
中野区						○	30,450																														○	17,123
杉並区						○	34,410					○	7,300	4,294																						○	29,823	
豊島区						○	34,320					○	7,840	4,085																						○	80,000	
北区						○	34,410					○	7,860	7,860																					○	31,000		
荒川区						○	34,416																													○	58,410	
板橋区						○	29,520					○	7,840	4,012														○	3,720						○	8,743		
練馬区						○	29,590									○	7,630												○	3,850						○		
足立区						○	35,640											○																		○	47,716	
葛飾区						○	34,300					○	柔道 7,440 剣道 50,400	3,802																						○	31,085	
江戸川区						○	別紙参照																						○	別紙参照							○	
八王子市						○	22,320					○	※1	3,650															○	2,230						○	0	
立川市						○	2,240																													○		
武蔵野市						○	22,320		○	5,211																			○	2,230						○	41,645	
三鷹市						○	22,320									○	2,000												○	2,230							○	
青梅市						○	24,550																													○	32,713	
府中市			○	26,052	25,328																																○	38,600
昭島市						○	22,320																						○	2,230						○	41,482	
調布市						○	22,320		○	0																			○	2,230						○	89,045	

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
	(1)費用毎の援助額																																				
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費								
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他		
町田市						○	24,600		○	2,200																○	23,550									○	55,000
小金井市						○	24,550																			○	23,550									○	20,284
小平市						○	22,320				○	7,510	4,537													○	23,550						○	2,230		○	25,000
日野市						○	22,320		○	3,600																○	23,550							○	2,230		
東村山市						○	24,550																			○	23,550							○	24,550	○	24,255
国分寺市						○	24,550																			○	23,550								○		
国立市						○	24,560																			○	23,550							○	2,230		
福生市								○																		○	32,900								○		
狛江市								○			○	4,200	4,200													○	23,550								○	88,200	
東大和市						○	22,320																			○	23,550							○	2,230	○	44,640
清瀬市						○	22,320																			○	23,550							○	2,230		
東久留米市						○	22,320																			○	23,550							○	2,230	○	41,600
武蔵村山市			○	23,870	22,213																					○	22,900								○	0	
多摩市						○	22,320																			○	23,550							○	2,230		
稲城市						○	22,320																			○	23,550							○	2,230		
羽村市								○																		○	23,550								○		
あきる野市						○	22,320																			○	23,550							○	2,230		
西東京市								○																		○	22,900	○							○		
瑞穂町						○	21,700																			○	22,900							○	2,170		
日の出町						○	22,320																			○	23,550							○	2,230		○
檜原村			○	22,320	22,320						○	7,510	3,800													○	23,550	23,550					○	2,230	2,230		

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
	(1) 費用毎の援助額																																						
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費										
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他				
三浦市						○	12,280																			○	11,775								○	108,564			
秦野市						○	22,320																				○	23,550						○	2,230	○	0		
厚木市			○	22,320	21,695						○	7,510 剣道	4,281							○	23,550	23,550						○	2,230	1,436				○	79,410	55,563			
大和市						○	22,320				○	7,510	2,643														○	23,550						○	2,230	○	79,410	18,326	
伊勢原市						○	22,320	○	3,500																		○	23,550						○	2,230				
海老名市						○	22,320																				○	23,550						○	2,230	○	55,660		
座間市						○	22,320				○																○	23,550						○	2,230				
南足柄市						○	11,160																				○	23,550						○	1,115				
綾瀬市			○	2,230	2,230						○	7,510	7,510							○	23,550	23,550						○	2,230	2,230				○	79,410	19,700			
葉山町						○	22,320	○	4,300																		○	23,550						○	2,230				
寒川町						○	22,320	○	3,450																		○	23,550						○	2,230				
大磯町						○	21,700																				○	22,900						○	2,170	○	0		
二宮町						○	22,320										○	59,450									○	23,550						○	2,230				
中井町						○	22,320																				○	23,550						○	2,230				
大井町						○	22,320																				○	23,550											
松田町						○	22,320																				○	23,550											
山北町						○	11,160																				○	11,775							○	1,115			
開成町						○	22,320																				○	23,550						○	2,230				
箱根町			○	22,320	22,320															○	23,550	23,550						○	2,230	2,230				○	0				
真鶴町			○	22,320	22,320						○	7,510	4,500							○	23,550	23,550						○	2,230	2,230									
湯河原町						○	22,320																				○	23,550						○	2,230	○	0		
愛川町						○	22,320																				○	23,550						○	2,230				
清川村	○	22,320																○	23,550									○	2,230										
新潟市			○	22,320	19,230															○	23,550	20,288							○	2,230	1,292								

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
	(1)費用毎の援助額																																					
	学用品費						体育実技用具費						新入学児童生徒学用品費等						通学用品費						通学費													
実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限金額	上限金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
長岡市						○	22,320										○									○	23,550							○	2,230	○	30,088	
三条市						○	22,320											○								○	23,550							○	2,230			
柏崎市						○	22,320				○	37,340		36,047				○								○	23,550							○	2,230	○	13,000	
新発田市						○	22,320				○	108,380		0				○								○	23,550							○	2,230	○	0	
小千谷市						○	22,320										○	37,340								○	23,550							○	2,230		○	
加茂市						○	22,320				○	37,340		0				○								○	23,550							○	2,230	○	0	
十日町市						○	22,320				○	37,340		36,881				○								○	23,550							○	2,230			
見附市			○	22,320	22,320							○	37,340	37,340					○	23,550	23,550					○	2,230	2,230					○	110,563				
村上市						○	22,320											○								○	23,550							○	2,230			
燕市						○	22,320											○								○	23,550							○	2,230			
糸魚川市						○	22,320				○	37,340		6,000				○								○	23,550							○	2,230			
妙高市						○	22,320											○								○	23,550							○	2,230	○	79,410	0
五泉市						○	22,320				○	51,940		51,940				○								○	23,550							○	2,230			
上越市						○	22,320				○	37,340		1,853				○								○	23,550							○	24,832			
阿賀野市						○	22,320											○								○	23,550							○	2,230			
佐渡市						○	26,790											○								○	23,550							○				
魚沼市						○	22,320										○	37,340								○	23,550							○	2,230			
南魚沼市			○	24,550	22,320						○	37,340		34,000				○	23,550	23,550						○	23,550							○				
胎内市						○	22,320											○								○	23,550							○	2,320			
聖籠町			○	24,550	24,550												○	23,550	23,550						○	23,550							○	2,230				
弥彦村						○	22,320											○								○	23,550							○	2,230	○	73,000	

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																			
	(1)費用毎の援助額																																			
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費							
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
田上町						○	22,320																													
阿賀町			○	22,320	22,320																○	23,550	23,550													
出雲崎町			○	22,320	22,320																○	23,550	23,550													
湯沢町			○	22,320	22,320							○	37,340	37,340							○	23,550	23,550													
津南町						○	22,320					○	37,340	0							○	23,550					○	2,230								
刈羽村						○	22,320					○	37,340	0							○	23,550					○	2,230								
関川村						○	23,870														○	22,900														
粟島浦村																																				
富山市						○	22,320					○	7,510	4,300							○	23,550					○	2,230								
高岡市						○	22,320					○	7,510	4,101							○	23,550					○	2,230	○	0						
魚津市						○	22,320					○	7,510	7,510							○	23,550														
氷見市						○	22,320					○	7,510	3,345							○	23,550					○	2,230				○	79,410	0		
滑川市						○	22,320					○	7,510	7,510							○	23,550					○	2,230								
黒部市						○	22,320					○	7,510	7,510							○	23,550					○	2,230								
砺波市						○	21,700														○	2,900					○	2,170								
小矢部市			○	22,320	22,320																○	23,500	23,500				○	2,230	1,064							
南砺市						○	22,320														○	23,550					○	2,230								
射水市			○	3,000	3,000																○	22,900														
舟橋村						○	22,320														○	23,550														
上市町						○	22,320									○	7,510				○	23,550														
立山町						○	26,500									○	7,000				○	22,000					○	2,100								
入善町						○	22,320					○	7,510	7,510							○	23,550					○	2,230	○	0						
朝日町			○	22,320	22,320																○	23,550	23,550				○	2,230	2,230							
金沢市						○	22,320					○	51,940	3,260							○	23,550					○	2,230	○	48,163						

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																									
	(1) 費用毎の援助額																																									
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費													
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他							
七尾市						○	22,000																			○	20,000															
小松市						○	22,320																				○	23,550						○	2,230							
輪島市						○	20,080																				○	23,550						○	2,000	○	70,000					
珠洲市				○	22,320	22,320																				○	23,550	23,550						○	2,230	2,230						
加賀市						○	21,700									○	3,300									○	22,900						○	2,170	○	0						
羽咋市						○	21,700																			○	22,900						○	2,170	○	18,831						
かほく市						○	21,700					○	3,000	3,000												○	22,900						○	2,170								
白山市						○	22,320																			○	23,550						○	2,230								
能美市						○	22,320																			○	23,550						○	2,230								
野々市市						○	22,320				○	3,755	3,332												○	23,550						○	2,230									
川北町						○	10,850																			○	11,450															
津幡町						○	26,050																			○	22,900															
内灘町						○	21,700																			○	22,900							○	2,170							
志賀町				○	21,700	21,700																			○	22,900	22,900						○	2,170	2,170							
宝達志水町						○	17,360																			○	20,610						○	1,740								
中能登町						○	21,700																			○	22,900						○	2,170								○
穴水町						○	21,700																			○	22,900															
能登町						○	22,320																			○	23,550						○	2,230								
福井市						○	22,320											○								○	23,550						○	2,230	○	52,000						
敦賀市				○	21,700	21,700																			○	22,900	22,900						○	2,170	2,170							
小浜市						○	22,320																		○	23,550						○	2,230									
大野市						○	22,320				○	7,510	7,510	スキー用											○	23,550					○	2,230	○	0								
勝山市				○	22,320	22,320																			○	23,550	23,550					○	2,230	2,230								
鯖江市						○	22,320																		○	23,550						○	2,230	○	0							
あわら市						○	22,320																		○	23,550						○	2,230	○	22,000							
越前市						○	22,320																		○	23,550						○	2,230									
坂井市						○	22,320				○	7,510	7,510												○	23,550						○	2,230									○
永平寺町				○	22,320	22,320					○	7,510	7,510											○	23,550	23,550					○	2,230	0									
池田町				○	22,320	0																			○	23,550	0					○	2,230	0						○	5,500	

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																						
	(1)費用毎の援助額																																						
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費										
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他				
佐久市						○	22,320					○	51,940	1,600										○	23,550								○	2,230					
千曲市						○	22,320					○	51,940	5,300										○	23,550								○	2,230					
東御市			○	22,320	22,320																○	23,550	23,550					○	2,230	2,230								○	
安曇野市						○	22,320																	○	23,550									○	2,230				
小海町																																							
川上村						○	26,050																	○	22,900														
南牧村						○	26,050								○	7,300								○	20,730														
南相木村																																							
北相木村																																							
佐久穂町						○	21,700																	○	26,790								○	2,170					
軽井沢町						○	22,320																	○	23,550														
御代田町						○	22,320																	○	23,550									○	2,230				
立科町			○	22,320	20,808																		○	23,550	23,550											○			
青木村						○	21,700																	○	22,900									○	2,170				
長和町						○	21,700																	○	22,900									○	2,170				
下諏訪町						○	22,320																	○	23,550									○	2,230				
富士見町						○	22,320																	○	23,550									○	2,230				
原村						○	22,320																	○	23,550									○	2,230				
辰野町						○	22,320																	○	23,550														
箕輪町			○	24,000	24,000																		○	21,100	21,100														
飯島町						○	22,320																	○	23,550									○	2,230				
南箕輪村						○	22,320								○	7,510								○	23,550									○	2,230				
中川村						○	22,320																	○	23,550														
宮田村						○	22,320																	○	23,550									○	2,230				
松川町						○	22,320																	○	23,550														
高森町						○	22,320								○	4,000								○	23,550									○	2,230				
阿南町						○	22,320																	○	23,550														
阿智村						○	23,880																	○	22,900									○	0				
平谷村	○	21,700													○	22,900																							
根羽村						○	23,800																	○	22,900														
下條村						○	22,320																	○	23,550									○	2,230				
売木村	○	0							○	0													○	0									○	0					

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
	(1) 費用毎の援助額																																					
	学用品費						体育実技用具費						新入学児童生徒学用品費等						通学用品費						通学費													
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他			
可児市・御嵩町 中学校組合			○	20,090	16,230															○	23,550	23,550							○	2,230	1,748							
静岡市						○	22,320		○	3,200											○	23,550								○	2,230		○	64,600				
浜松市						○	22,320				○	7,510	3,716									○	23,550							○	2,230		○	30,094				
沼津市						○	22,320															○	23,550							○	2,230		○	0				
熱海市						○	22,320															○	23,550							○	2,230		○	56,860				
三島市						○	22,320																○	23,550						○	2,230		○	79,990			○	
富士宮市						○	23,870																○	22,900							○							
伊東市									○	○	4,429												○	23,550							○	○	25,600					
島田市						○	22,320																○	23,550							○	2,170					○	
富士市						○	21,700																○	22,900							○	2,170		○	0			
磐田市						○	22,320		○	51,940													○	23,550							○	2,230		○	70,000			
焼津市						○	22,320																○	23,550							○	2,230						
掛川市						○	22,320																○	23,550							○	2,230		○	146,190			
藤枝市						○	22,320																○	23,550							○	2,230						
御殿場市						○	22,320																○	23,550							○	2,230						
袋井市						○	22,320																○	23,550							○	2,230		○	29,420			
下田市			○	22,320	22,320							○	7,510	7,510								○	23,550	23,550						○	2,230	2,230						
裾野市						○	22,320																○	23,550							○	2,230						
湖西市						○	22,320																○	23,550							○	2,230						
伊豆市						○	22,320				○	7,510	3,775										○	23,550							○	2,230						
御前崎市						○	22,320																○	23,550							○	2,230						
菊川市						○	22,320																○	23,550							○	23,550					○	2,230

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																				
	(1)費用毎の援助額																																				
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費								
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他		
西脇市						○	17,420																												○	2,100	
宝塚市						○	22,320																												○	26,000	
三木市						○	28,900																														
高砂市						○	24,550	○	4,300																												
川西市								○																												○	
小野市						○	24,560				○	6,690	5,128																						○	0	
三田市						○	24,550																														
加西市						○	24,550	○	4,000																												
篠山市						○	22,320				○	51,940	0																						○		
養父市						○	23,870																														
丹波市						○	22,320																														
南あわじ市						○	21,700																														
朝来市								○																												○	
淡路市						○	22,320																													○	2,230
宍粟市						○	22,320																													○	2,230
加東市			○	24,550	24,550																		○	23,550	23,550												
たつの市						○	22,320																													○	2,230
猪名川町						○	22,320																													○	2,230
多可町						○	22,320				○	860	0																							○	2,230
稲美町						○	22,320																													○	2,230
播磨町						○	22,320																													○	2,230

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
	(1) 費用毎の援助額																																					
	学用品費						体育実技用具費						新入学児童生徒学用品費等						通学用品費						通学費													
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
川上村						○	18,000																															
東吉野村						○	22,320								○	7,510											○	23,550					○	2,230				
川西町・三宅町 式下中学校組合				○	22,320	22,320															○	23,550	23,550						○	2,230	2,230							
和歌山市						○	13,500																				○	22,900					○	1,300				
海南市						○	24,560																				○	23,550					○	2,230				
橋本市						○	22,320																				○	23,550					○	2,230	○	0		
有田市						○	22,320																				○	23,550					○	2,230				
御坊市						○	22,320																				○	23,550					○	2,230				
田辺市						○	22,320																				○	23,550					○	2,230				
新宮市						○	26,050																				○	22,900						○				
紀の川市						○	22,320																				○	23,550					○	2,230				
岩出市						○	21,600																				○	22,900					○	2,160				
紀美野町						○	21,700																				○	22,900					○	2,170				
かつらぎ町						○	22,320																				○	23,550					○	2,230				
九度山町						○	22,320																				○	23,550					○	2,230				
高野町						○	16,600																				○	20,000					○	1,700				
湯浅町						○	22,320				○	7,510	7,510														○	23,550					○	2,230				
広川町						○	22,320																				○	23,550					○	2,230				
有田川町						○	22,320																				○	23,550					○	2,230				
美浜町						○	22,320																				○	23,550					○	2,230				
日高町						○	22,320																				○	23,550					○	2,230				
由良町						○	26,050																				○	22,900										
印南町						○	26,790																				○	23,550										
みなべ町						○	22,320																				○	23,550					○	2,230				
日高川町						○	26,790																				○	23,550										
白浜町						○	21,700																				○	22,900					○	2,170				

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																																		
	(1) 費用毎の援助額																																																		
	学用品費								体育実技用具費								新入学児童生徒学用品費等								通学用品費								通学費																		
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他																
尾道市						○	22,320							○	7,510	3,625										○	23,550										○	2,230			○	11,370									
福山市						○	22,320																			○	23,550																								
府中市						○	22,320																			○	23,550										○	2,230		○	0										
三次市						○	22,320																			○	23,550										○	2,230		○	144,000										
庄原市						○	24,550	○	0																	○	23,550									○	0		○	0											
大竹市						○	22,860																			○	23,550																								
東広島市						○	22,320	○	3,407																	○	23,550										○	2,230		○	11,985										
廿日市市						○	22,320																			○	23,550										○	2,230		○	115,813										
安芸高田市						○	26,790																			○	23,550																								
江田島市						○	22,320																			○	23,550										○	2,230													
安芸郡府中町						○	26,790																			○	23,550																								
海田町						○	22,320					○	7,510	1,543												○	23,550										○	2,230													
熊野町						○	21,700																			○	22,900										○	2,170													
坂町			○	26,790	25,675				○	3,200																○	23,550																								
安芸太田町						○	22,320																			○	23,550										○	2,230													
北広島町			○	21,700	21,700																				○	22,900	22,900											○	2,170	2,170			○	0							
大崎上島町						○	24,550																			○	23,550																								
世羅町								○																		○	23,550																							○	
神石高原町						○	22,320																			○	23,550										○	2,230													
下関市						○	24,550																			○	23,550																	○	116,961						
宇部市						○	26,790																			○	23,550																○	79,410	31,600						
山口市						○	27,900											○								○	42,900																					○			
萩市						○	22,320					○	96,790	4,423												○	23,550													○	2,230		○	0							

②市町村名	2. 中学校の就学援助の額の単価(一人当たり年間支給額)																																								
	(1)費用毎の援助額																																								
	学用品費							体育実技用具費							新入学児童生徒学用品費等							通学用品費							通学費												
実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他						
湯前町						○	26,050																			○	22,900														
水上村						○	26,050																			○	22,900														
相良村						○	21,700																												○	2,170					
五木村						○	23,870																																		
山江村						○	13,200																																		
球磨村						○	26,050																																		
あさぎり町			○	22,320	14,149																																				
帯北町						○	22,320																														○	2,230			
水川町及び八代市 中学校組合						○	22,320																														○	2,230			
大分市						○	22,320				○	7,510	4,753																								○	79,410	34,734		
別府市						○	22,320				○																										○	2,230			
中津市						○	22,320																														○	138,360			
日田市						○	24,550																																		
佐伯市						○	22,320																														○	2,230			
臼杵市						○	22,320																														○	2,230			
津久見市						○	22,550																																		
竹田市						○	22,320																															○	2,230		
豊後高田市			○	22,320	22,320																																○	2,230	2,230		
杵築市						○	24,550																															○	87,913		
宇佐市						○	22,320																															○	2,230		
豊後大野市						○	21,600																																		
由布市						○	22,320																														○	12,552			
国東市						○	22,320																															○	2,230		
姫島村						○	26,050																																		
日出町						○	22,320																														○	2,230			
九重町						○	21,700																																		
玖珠町						○	21,700																															○	2,170		

②市町村名																																							
	修学旅行費							校外活動費(宿泊を伴わないもの)							校外活動費(宿泊を伴うもの)							クラブ活動費																	
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他			
美瑛町	○	57,370							○	0								○	3,000																○	5,000	5,000		
上富良野町				○	41,000	41,000						○	2,240	0							○	6,010	0										○	6,000	6,000				
中富良野町				○	57,290	58,000						○	2,240	250							○	6,010	0										○	29,600	20,043				
南富良野町							○	57,290										○	2,240									○	6,010										
占冠村	○	49,420																○																		○			
和寒町	○	47,500																	○	1,705														○	5,000				
剣淵町	○	57,500							○	0									○	9,000														○	2,000				
下川町	○	50,863														○	2,240		○	2,350																			
美深町				○	57,290	49,791																																	
音威子府村				○	21,190	0											○	2,240																	○	29,600	0		
中川町	○	50,000																										○	20,000						○	10,000			
幌加内町	○	69,000										○	2,240	2,240					○	0													○	0					
増毛町				○	57,290	57,290						○	2,240	2,240							○	6,010	6,010										○	29,600	29,600				
小平町	○	57,500										○	2,240	0							○	6,010	0										○	29,600	0				
苫前町	○	75,000																																					
羽幌町	○	61,500														○	2,240																						
初山別村				○	57,290	57,290																													○	29,600	2,400		
遠別町	○	57,290																	○															○	30,800				
天塩町	○	56,000										○	2,240	0							○	6,010	800										○	29,600	0				
猿払村				○	57,290	57,290						○	2,240	0							○	6,010	0																
浜頓別町	○	52,500																																					
中頓別町	○	67,814																																	○	29,600			
枝幸町	○	56,372														○	2,240										○	6,010					○	29,600	9,546				
豊富町	○	57,290																																	○	29,600			
礼文町																																							
利尻町									○																														
利尻富士町																○	5,840																			○			
幌延町	○	78,035										○	2,240	2,240																				○	29,600	29,600			

②市町村名																																						
	修学旅行費							校外活動費(宿泊を伴わないもの)							校外活動費(宿泊を伴うもの)							クラブ活動費																
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他		
上山市				○	57,290	57,290											○	2,240				○	6,010	6,010														
村山市				○	57,290	57,290																○	6,010	2,280									○	29,600				
長井市				○	57,290	56,018						○	2,240	2,240																								
天童市	○	55,100															○	2,240		○	3,400																	
東根市							○	55,700				○	2,180	2,180								○	5,840	5,840														
尾花沢市				○	57,290	57,290						○	2,240	2,240								○	6,010	0							○	29,600	29,600					
南陽市	○	52,250							○	580											○	0						○	14,456									
山辺町	○	56,370															○	2,240		○	6,010																	
中山町	○	80,000										○	2,240	2,240								○	6,010	6,010						○	29,600	29,600						
河北町							○	50,000																														
西川町				○	57,290	57,290						○	2,240	0								○	6,010	6,010														
朝日町				○	57,290	57,290						○	2,240	2,240																	○	29,600	29,600					
大江町				○	55,700	55,700						○	2,180	2,180								○	5,840	5,840														
大石田町				○	57,290	57,290						○	2,240	2,240								○	6,010	6,010														
金山町	○	65,000																																				
最上町								○				○	2,240	2,240								○	6,010	0														
舟形町				○	54,840	54,840						○	2,180	2,180																								
真室川町				○	57,290	57,290						○	2,240	0								○	6,010	0														
大蔵村				○	51,500	51,500																																
鮭川村							○	40,000																														
戸沢村				○	57,290	57,290						○	2,240	0								○	6,010	2,598														
高畠町	○	50,740																				○	6,000	2,000						○	28,000	28,000						
川西町				○	57,290	57,290																○	6,010	0							○	28,780	18,022					

②市町村名																													
	修学旅行費							校外活動費(宿泊を伴わないもの)							校外活動費(宿泊を伴うもの)							クラブ活動費							
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他		
守谷市	○	66,000										○	2,240	2,180								○	6,010	5,840					
常陸大宮市				○	56,370	55,871						○	2,240	1,278								○	6,010	4,813		○	29,600	10,288	
那珂市	○	57,290										○	2,240	2,240								○	6,010	6,010		○	11,300		
筑西市				○	57,290	57,290						○	2,240	2,240								○	6,010	5,970				○	
坂東市				○	57,290	57,290						○	2,240	2,240								○	6,010	5,891		○	29,600	15,353	
稲敷市				○	57,290	57,290						○	2,240	2,240								○	6,010	6,010					
かすみがうら市				○	56,000	56,000						○	2,180	2,180								○	5,840	5,840		○	28,780	13,387	
桜川市	○	70,000										○	2,180	2,180								○	5,840	5,840					
神栖市	○	60,000										○	2,240	2,240								○	6,010	6,010					
行方市	○	59,415										○	2,240	2,240								○	6,010	6,010					
銚田市	○	67,246										○	2,240	2,240					○	37,850								○	
つくばみらい市	○	75,000										○	2,180	2,180					○	40,000									
小美玉市	○	71,904										○	2,240	2,240								○	6,010	6,010					
茨城町				○	65,000	65,000						○	2,180	2,180								○	10,000	10,000					
大洗町	○	70,370							○	8,844									○	36,449									
城里町	○	70,000							○	2,000									○	37,000									
東海村				○	56,370	56,370						○	2,240	2,240								○	6,010	6,010					
大子町	○	63,020													○	2,240						○	6,010	6,010		○	29,600	14,340	
美浦村	○	72,000										○	2,240	2,240								○	6,010	6,010					
阿見町	○	65,000										○	2,240	2,240								○	6,010	6,010					
河内町				○	57,290	57,290						○	2,240	2,240								○	6,010	6,010					
八千代町				○	57,290	57,290						○	2,240	2,240								○	6,010	6,010					
五霞町							○	56,370							○	2,240									○	6,010		○	29,600
境町	○	70,000										○	2,240	2,240								○	6,010	6,010		○	29,600	29,600	
利根町				○	55,700	55,700						○	2,180	2,180								○	5,840	5,840					

②市町村名																																					
	修学旅行費							校外活動費(宿泊を伴わないもの)							校外活動費(宿泊を伴うもの)							クラブ活動費															
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
睦沢町						○	57,290									○	2,240																				
長生村	○	58,500									○	2,240	2,240								○	6,010	6,010														
白子町			○	40,000	40,000						○	2,180	2,180								○	5,840	5,840				○	5,000									
長柄町	○	60,000							○	2,240									○	6,010							○	6,000									
長南町	○	54,995									○	2,180	2,180								○	5,840	5,477														
大多喜町	○	65,000									○	2,240	2,240								○	6,010	6,010														
御宿町	○	65,000									○	2,240	2,240								○	6,010	0													○	
鋸南町	○	45,000														○	2,240																				
布施学校組合																																					
千代田区			○	90,000	81,000				○	2,000										○	39,000																
中央区	○	27,315														○	3,090		○	7,313														○	1,230		
港区	○	65,000														○	3,090										○	6,000									
新宿区	○	65,800							○	1,900																	○	7,875						○	1,230		
文京区	○	59,915							○	8,042										○	16,338																
台東区	○	62,290														○	3,200				○	7,100	7,080											○	850		
墨田区			○	69,750	62,037				○	2,380																									○	1,230	
江東区			○	67,550	61,612				○	970											○	9,630	8,777											○	1,230		
品川区						○	60,000									○	3,000										○	6,300									
目黒区	○	67,071														○	3,090		○	13,316														○	1,230		
大田区			○	64,000	60,356											○	1,680				○	9,800	9,237														
世田谷区						○	68,760																				○	4,980									
渋谷区	○	59,425							○	2,450									○	6,540														○	2,100	2,095	

②市町村名																													
	修学旅行費							校外活動費(宿泊を伴わないもの)							校外活動費(宿泊を伴うもの)							クラブ活動費							
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他		
飯綱町			○	57,290	42,095						○	2,240	0								○	6,010	4,721				○	29,600	
栄村 上田市長和町中 学校組合			○	57,290	0			○	50,000		○	2,240	0								○	6,010	0			○	5,840		
辰野町塩尻市小 学校組合																													
麻績村筑北村学 校組合						○	57,290				○	2,240										○	6,010				○	29,600	
小海町北相木村 南相木村中学校 組合						○	55,900																						
塩尻市辰野町中 学校組合	○	57,821									○	2,180	1,950									○	5,840	5,840			○	0	
松本市・山形村・ 朝日村中学校組 合	○	49,575																											
岐阜市	○	51,400									○	2,240	240									○	6,010	3,910			○	29,600	8,520
大垣市	○	57,000									○	2,240	2,240																
高山市	○	65,000									○	2,240	2,240									○	6,010	6,010			○	29,600	29,600
多治見市	○	55,000									○	2,240	2,240									○	6,010	6,010					
関市			○	57,290	57,290						○	2,240	2,240									○	6,010	6,010			○	29,600	29,600
中津川市	○	66,000									○	2,240	2,240									○	6,010	6,010					
美濃市			○	57,290	57,290						○	2,240	2,240									○	6,010	6,010					
瑞浪市			○	57,290	57,290						○	2,240	2,240									○	6,010	6,010					
羽島市			○	57,290	57,290						○	2,240	2,240									○	6,010	6,010					
恵那市			○	57,290	57,290						○	2,240	2,240									○	6,010	6,010					
美濃加茂市	○	58,890																								○	6,010		
土岐市	○	57,290									○	2,240	2,240									○	6,010	6,010					
各務原市			○	57,290	43,259						○	2,240	1,458									○	6,010	5,555					
可児市	○	58,000									○	2,240	1,550									○	6,010	5,923					

②市町村名																													
	修学旅行費							校外活動費(宿泊を伴わないもの)							校外活動費(宿泊を伴うもの)							クラブ活動費							
	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
可児市・御嵩町 中学校組合			○		56,370	56,370					○		2,240		0						○		6,010		5,676				
静岡市	○	50,100									○		2,240		2,240						○		6,010		6,010			○	
浜松市	○	51,577													○		2,240				○		6,010		3,603				
沼津市	○	57,060									○		2,240		1,961						○		6,010		3,008				
熱海市							○	57,290																	○	6,010			
三島市	○	57,900									○		2,240		1,848						○		6,010		4,511				
富士宮市	○	61,188							○	1,074									○	2,389									
伊東市	○	59,632							○	2,992									○	0									
島田市	○	54,257									○		2,240		1,515						○		6,010		1,789				
富士市	○	58,877														○	2,180		○	2,517									
磐田市	○	50,000														○	2,240				○		6,010		6,010				
焼津市			○		57,290	48,942					○		2,240		347						○		6,010		0				
掛川市	○	53,000									○		2,240		2,240						○		6,010		6,010				
藤枝市	○	55,000									○		2,240		1,434						○		6,010		0				
御殿場市	○	63,000														○	2,240								○	6,010		○	29,600
袋井市	○	43,726							○	2,008									○	0									
下田市			○		50,000	50,000					○		2,240		2,240														
裾野市	○	57,290									○		2,240		2,240						○		6,010		6,010				
湖西市	○	50,000									○		2,240		2,240						○		6,010		6,010				
伊豆市			○		57,290	57,290					○		2,240		2,240						○		6,010		6,010				
御前崎市							○	57,290								○	2,240								○	6,010			
菊川市			○		57,290	45,888					○		2,240		1,752						○		6,010		2,277				

②市町村名																												
	修学旅行費							校外活動費(宿泊を伴わないもの)							校外活動費(宿泊を伴うもの)							クラブ活動費						
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
碧南市			○		57,290	50,552						○	2,240	1,509														
刈谷市	○	49,849										○	2,240	2,240								○	6,010	6,010				
豊田市	○	50,000										○	2,240	987								○	6,010	0				
安城市			○		57,290	47,655						○	2,240	1,544														
西尾市	○	52,000										○	2,240	1,991								○	6,010	2,941				
蒲郡市	○	49,400													○	2,240	2,240	○	10,000									
犬山市			○		57,290	52,665						○	2,240	2,240								○	6,010	5,238				
常滑市			○		40,000	40,000																						
江南市	○	57,026							○	2,627								○	16,049									
小牧市	○	57,290										○	2,240	2,240								○	6,010	6,010		○	29,600	29,600
稲沢市			○		57,290	57,290						○	2,240	2,240								○	6,010	6,010				
新城市			○		56,370	56,370						○	2,240	2,240								○	6,010	6,010				
東海市	○	67,500										○	2,240	963								○	6,010	438				
大府市	○	55,000													○	2,240	9,000											
知多市			○		57,290	57,290												○				○	6,010	1,000				
知立市	○	50,000													○	2,240	2,240	○	13,000									
尾張旭市	○	37,709										○	2,240	2,288								○	6,010	4,429				
高浜市			○		57,290	57,290						○	2,240	2,240								○	6,010	6,010				
岩倉市			○		57,290	53,917																○	6,010	5,507				
豊明市	○	50,000													○	2,240	2,240	○	0							○	29,600	
日進市	○	52,500										○	2,180	2,180					○	13,000								
田原市			○		57,290	57,290																						
愛西市			○		45,000	43,159																○	6,000	6,000				

②市町村名																																				
	修学旅行費							校外活動費(宿泊を伴わないもの)							校外活動費(宿泊を伴うもの)							クラブ活動費														
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他
御浜町			○	50,000	50,000						○	2,240	2,240								○	6,010	6,010						○	8,400	8,400					
紀宝町	○	69,000									○	2,240	2,240								○	6,010	6,010													
多気町松阪市学 校組合	○	62,926							○	2,942									○	0																
大津市			○	57,290	53,544																○	6,000	747													
彦根市			○	57,290	56,714						○	2,240	1,725								○	6,010	2,594													
長浜市	○	70,000																			○	6,010	6,010													
近江八幡市			○	57,290	57,290						○	2,240	2,240								○	6,010	0													
草津市	○	60,000														○	2,240				○	6,010	0													
守山市			○	57,290	57,290						○	2,240	2,240								○	6,010	2,000													
栗東市	○	54,385														○	2,240																			
甲賀市			○	57,290	56,943						○	2,240	2,240								○	6,010	4,425													
野洲市	○	64,432									○	2,240	528								○	6,010	0													
湖南市			○	57,290	57,290						○	2,240	2,240																							
高島市			○	57,290	57,290						○	2,240	1,015								○	6,010	0													
東近江市			○	57,290	57,290						○	2,240	2,240								○	6,010	0													
米原市			○	57,290	56,795						○	2,240	1,880																							
日野町	○	55,700														○	2,240																			
竜王町			○	57,290	57,290						○	2,240	2,240								○	6,010	6,010						○	29,600	0					
愛荘町			○	55,900	55,900						○	2,180	2,180																							
豊郷町			○	50,000	50,000				○	2,240																										
甲良町			○	50,000	50,000						○	2,180	2,180																							
多賀町	○	58,440														○	2,240																			
京都市			○	54,000	51,115											○	2,330	○	8,171																	
福知山市	○	67,000																											○	28,780	10,000					
舞鶴市	○	61,914									○	2,240	1,390								○	6,010	0					○	29,600	11,039						
綾部市	○	65,000									○	2,440	2,224															○	29,600	8,747						

②市町村名																																					
	修学旅行費							校外活動費(宿泊を伴わないもの)							校外活動費(宿泊を伴うもの)							クラブ活動費															
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
宇治市	○	49,753							○	2,392								○	3,115																		
宮津市	○	61,752													○	2,010									○	5,400			○	26,640	18,000						
亀岡市				○	60,000	59,464						○	2,240	1,823								○	6,010	2,118													
城陽市	○	62,199										○	2,240	1,755								○	6,010	3,616													
向日市				○	70,782	56,550									○	2,240						○	6,010	3,800													
長岡京市	○	56,985							○	1,221											○	13,015															
八幡市	○	42,886													○	2,240			○	27,697																	
京田辺市	○	50,000										○	2,740	2,000														○	29,600	6,270							
京丹後市	○	71,000										○	2,240	2,240								○	6,010	2,240				○	14,800	14,800							
南丹市	○	56,275							○	3,040											○	6,034						○	15,000	9,410							
木津川市	○	42,246										○	2,240	2,240								○	6,010	4,764				○	29,600	12,679							
大山崎町				○	57,290	57,290						○	2,240	2,240								○	6,010	0													
久御山町	○	55,758										○	2,240	1,824															○	29,600	23,717						
井手町	○	62,254							○	12,620											○	0						○	29,600	3,267							
宇治田原町	○	50,875																																			
精華町	○	65,941										○	2,240	2,240								○	6,010	6,010				○	29,600	10,106							
京丹波町				○	57,290	57,290						○	2,240	2,240								○	6,010	6,010													
伊根町																													○	26,500	11,310						
与謝野町	○	65,110										○	2,240	2,170														○	29,600	13,890							
相楽東部広域連合				○	57,290	57,290						○	2,240	2,240								○	6,010	0				○	29,600	4,854							

②市町村名																											
	修学旅行費							校外活動費(宿泊を伴わないもの)							校外活動費(宿泊を伴うもの)							クラブ活動費					
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他
忠岡町	○	52,858									○	2,240	2,240								○	6,010	4,470				
熊取町	○	47,519													○	2,240											
田尻町				○	57,290	57,290					○	2,240	2,240								○	6,010	6,010				
岬町				○	56,370	56,370					○	2,240	2,240								○	6,010	6,010				
太子町				○	65,000	65,000					○	6,000	6,000								○	6,000	6,000				
河南町				○	57,290	54,488																		○	6,010		
千早赤阪村				○	57,290	57,290					○	2,240	1,230								○	6,010	5,607				
神戸市				○	56,500	54,147									○	3,240					○	6,010	5,238				
姫路市				○	53,400	52,023									○	5,000	3,846				○	5,000	3,846				
尼崎市				○	57,290	53,500					○	2,240	1,300								○	6,010	6,010				
明石市	○	58,318									○	2,240	1,890								○	6,010	3,665				
西宮市	○	45,604							○	1,416										○	9,205						
洲本市				○	54,800	54,800					○	2,180	2,180														
芦屋市				○	57,290	57,290					○	2,240	2,240								○	6,010	6,010				
伊丹市	○	61,448									○	3,200	2,026								○	22,600	14,696				
相生市	○	60,000									○	2,240	2,240								○	6,010	6,010				
豊岡市	○	61,426													○	2,240								○	29,600	3,224	
加古川市				○	57,290	55,617																	○	6,010			
赤穂市	○	70,000									○	2,240	2,240								○	6,010	6,010				

②市町村名																																						
	修学旅行費							校外活動費(宿泊を伴わないもの)							校外活動費(宿泊を伴うもの)							クラブ活動費																
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他		
山添村	○	63,195									○	2,240	0								○	6,010	0															
平群町	○	60,000									○	2,240	2,240								○	6,010	6,010															
三郷町	○	65,000							○	2,240								○	6,010																			
斑鳩町	○	63,840													○	2,240	2,240	○	2,091													○	29,600					
安堵町	○	66,060													○	2,180									○	5,840												
川西町																																						
三宅町																																						
田原本町				○	57,290	57,290					○	2,240	2,240																									
曾爾村						○	80,000								○	2,240									○	6,010												
御杖村	○	55,700									○	2,180	2,180								○	5,840	5,840															
高取町						○	56,370								○	2,240									○	6,010												
明日香村															○	2,240									○	6,010												
上牧町									○	2,240											○	6,010																
王寺町				○	65,000	60,649									○																							
広陵町	○	60,000									○		2,180									○		5,840														
河合町	○	60,000													○	2,240																						
吉野町								○				○	1,120	0									○	3,005	3,005													
大淀町	○	65,000									○	2,240	1,196									○	6,010	0														
下市町	○	66,728									○	2,240	2,240									○	6,010	6,010														
黒滝村																					○	0																
天川村	○	69,932													○	2,180																						
野迫川村																																						
十津川村				○	90,000																																	
下北山村																																						
上北山村				○	36,000	0																																

追記

「上限の金額」に修正

削除

「上限の金額」に修正

削除

支給実績なし

②市町村名																																								
	修学旅行費							校外活動費(宿泊を伴わないもの)							校外活動費(宿泊を伴うもの)							クラブ活動費																		
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他				
防府市				○	57,290	43,915						○	2,240	1,486								○	6,010	2,058																
下松市				○	57,290	57,000									○	2,240			○	8,127																				
岩国市				○	57,290	48,503									○	2,240						○	6,010	2,350																
光市				○	57,290	49,840									○	2,240																								
長門市				○	57,290	45,059							○	2,240	1,060								○	6,010	562															
柳井市				○	56,370	45,000							○	2,240	2,240								○	6,010	3,000															
美祿市				○	40,000	40,000							○	2,240	778								○	6,010	4,011															
周南市				○	57,290	57,290									○	2,240			○	7,500																				
山陽小野田市				○	57,290	43,500							○	2,240	1,990								○	6,010	4,100															
周防大島町				○	57,290	57,290							○	2,240	2,240								○	6,010	6,010															
和木町	○	43,148																	○	8,100									○	7,200										
上関町	○	47,775							○	0									○	0																				
田布施町				○	57,290	43,065							○	2,240	0								○	6,010	0															
平生町				○	56,370	42,210							○	2,240	2,151								○	6,010	5,685															
阿武町				○	57,290	48,700							○	2,240	0								○	6,010	0															
徳島市				○	57,290	57,290							○	2,240	2,234																									
鳴門市	○	70,000											○	2,240	2,240								○	6,010	2,635															
小松島市				○	51,000	51,000							○	2,240	2,240																									
阿南市	○	72,000											○	2,240	2,240								○	6,010	3,060															
吉野川市				○	60,000	60,000							○	2,240	2,240																									
阿波市				○	57,290	57,290							○	2,240	2,240				○	3,333																				
美馬市				○	57,290	57,290							○	2,240	2,240																									
三好市				○	51,430	51,430							○	2,240	340								○	6,010	0											○	12,350			

②市町村名																												
	修学旅行費							校外活動費(宿泊を伴わないもの)						校外活動費(宿泊を伴うもの)						クラブ活動費								
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
鬼北町	○	0													○	2,240			○	0								
愛南町	○	70,000													○	2,180												
篠山小中学校組 合	○	0													○	2,180												
高知市	○	48,938																	○	1,315								
室戸市	○	69,823										○	2,240		0							○	6,010		0			
安芸市	○	72,000										○	2,240		2,240							○	6,010		6,010			
南国市	○	70,000										○	2,240		2,240							○	6,010		6,010			
土佐市	○	68,000										○	2,240		2,240							○	6,010		6,010			
須崎市			○									○										○						
宿毛市	○	59,250										○	2,240		789							○	6,010		1,856			
土佐清水市	○	63,715																										
四万十市				○	57,290	51,056						○	2,240		1,137							○	6,010		0			
香南市	○	66,918										○	2,240		0							○	6,010		500			
香美市	○	70,000													○	2,240												
東洋町	○	96,159																										
奈半利町				○	62,000	62,000						○	2,240		2,240							○	6,010		6,010			
田野町	○	59,360													○	2,240							○	6,010			○	12,000
安田町	○	0										○	2,240		0							○	6,010		0			
北川村	○	0										○	2,180		2,180							○	5,840		0			
馬路村				○	63,000	63,000																						
芸西村	○	75,385										○	2,240		2,240							○	6,010		6,010			
本山町												○	2,240		2,240							○	6,010		6,010			
大豊町	○	78,493										○	2,240		1,000							○	6,010		0			
土佐町	○	38,000										○	2,180		2,180							○	5,840		5,840			

②市町村名																											
	修学旅行費							校外活動費(宿泊を伴わないもの)							校外活動費(宿泊を伴うもの)							クラブ活動費					
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他
大川村	○	0																○	0								
いの町	○	60,000									○	2,240	2,240						○	6,010	6,010						
仁淀川町	○	69,739									○	2,240	404						○	6,010	3,280		○	29,600	17,617		
中土佐町	○	57,723									○	2,180	2,180						○	5,840	5,840						
佐川町	○	64,648									○	2,180	1,770									○	28,780	25,797			
越知町	○	64,480																									
梶原町								○			○	2,180	0									○	28,780	10,600			
日高村	○	64,429																							○	18,000	
津野町	○	74,360									○	2,240	600						○	6,010	3,400		○	29,600	12,400		
四万十町								○																			
大月町	○	58,000									○	2,240	1,000						○	6,010	0						
三原村	○	25,000																									
黒潮町								○			○	2,240	0						○	6,010	0						
日高村佐川町学校組合	○	66,020									○	2,240	0									○	29,600	29,600			
北九州市	○	53,900													○	2,240			○	6,010	2,814						
福岡市				○	57,290	47,823									○	2,240			○	6,010	1,106						
大牟田市				○	47,000	45,933									○	2,240			○	6,010	1,656						
久留米市				○	57,290	50,500									○	2,240			○	6,010	6,010						
直方市				○	57,290	55,174									○	2,240						○	6,010				
飯塚市				○	55,000	55,000									○	2,240		○	6,010								
田川市				○	50,000	49,852																					
柳川市				○	57,290	50,000					○	2,240	1,500						○	6,010	3,000						
八女市	○	57,290							○	2,240									○	6,010							
筑後市				○	50,000	45,194					○	2,240	352						○	6,010	0						
大川市				○	50,000	50,000					○	2,240	1,060						○	6,010	4,124						

②市町村名																											
	修学旅行費							校外活動費(宿泊を伴わないもの)							校外活動費(宿泊を伴うもの)							クラブ活動費					
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他
岡垣町				○	57,290	54,840						○	2,240	2,086							○	6,010	5,984				
遠賀町				○	50,000	50,239						○	2,240	0													
小竹町	○	52,000										○	2,240	0									○	29,600	2,866		
鞍手町				○	56,000	56,000						○	2,240	2,061													
桂川町	○	57,000																○	4,000								
筑前町				○	56,380	47,960						○	2,240	0								○	6,010	2,053			
東峰村				○	50,000	49,962									○	2,240											
大刀洗町				○	57,290	49,572									○	2,240							○	6,000	4,760		
大木町				○	49,600	49,600						○	2,240	2,240								○	6,010	6,010			
広川町	○	44,431										○	2,240	0								○	6,010	6,010			
香春町	○	55,700																									
添田町	○	57,290													○	2,180											
糸田町	○	55,000							○	5,150																	
川崎町	○	57,290																									
大任町	○	53,531																									
赤村							○	60,000																			
福智町	○	57,290																○	6,010								
苅田町	○	57,290										○	2,240	2,240								○	6,010	6,010			
みやこ町	○	60,000							○	2,240								○	6,010								
吉富町																											
上毛町				○	57,290	48,476						○	2,240	0								○	6,010	1,067			
築上町	○	46,960										○	2,240	2,240								○	6,010	4,899			
吉富町外一市中 学校組合	○	61,925										○	2,240	1,830								○	6,010	5,129			
佐賀市				○	57,290	56,000									○	2,240						○	6,010	3,200			

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
札幌市																			学用品費…該当学年は2～3年生。対象学年の割合は約65%ほど。 通学用品費…学用品費に含めて支給している 通学費…27年度予算に計上した単価 修学旅行費…27年度予算に計上した単価 校外活動費(宿泊を伴わないもの)…学用品費に含めて支給している 校外活動費(宿泊を伴うもの)…交通費・見学科のみが支給対象。27年度予算に計上した単価
函館市																			体育実技用具費・校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は平成26年度実績額 通学費は平成26年度実績
小樽市																			体育実技用具費について、スキーの場合は一定額37,340円、柔道着の場合は限度額7,510円以内で実費額。 通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)は、平成27年度予算額。校外活動費(宿泊を伴わないもの)は平成26年度実績額。上記以外の費目は平成27年度執行見込額。
旭川市												○	4,190		2,780				学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)については、学用品費等として支給し、学用品費に計上している。PTA会費の支給平均額は平成27年度予算に計上した単価である。体育実技用具費はスキー(26,020円)、スケート(11,590円)となっている。
室蘭市												○	4,190		4,075				
釧路市																			「支給平均額」欄については26年度の実績額による。
帯広市																			・学用品費は24,540(中1)、26,760(中2～3) ・体育実技用具費～スケート靴引換券を送付。(国庫補助単価以内で業者見積り合わせにより単価決定。H26年度実績による平均は9,504円。スキーを行う学校は、国庫補助単価(37,340円)を支給。 通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)～学用品費に含めて支給。 1年…22,320円(学用品費)+2,240円(校外活動費(宿泊を伴わないもの))÷12=2,045円×12=24,540円 2～3年…22,320円(学用品費)+2,230円(通学用品費)+2,240円(校外活動費(宿泊を伴わないもの))÷12=2,230円×12=26,760円 校外活動費(宿泊を伴うもの)～交通費及び見学科の国庫補助単価以内の実費。 支給平均額については、通学費は平成26年度実績額、校外活動費(宿泊を伴うもの)、修学旅行費は予算単価による。
北見市				○	5,450		981					○	4,190		3,784				体育実技用具費 スキー 37,340円 スケート 11,590円 柔道着 7,510円 支給平均額は、平成27年度予算に計上した単価
夕張市																			
岩見沢市																			学用品費：1年生 22,320円、その他学年 24,540円
網走市									○									○	・体育実技用具費(スキー現物支給2～3万程度、スケート現物1万程度、レンタル2～500円程度)、クラブ活動費・生徒会費・PTA会費については現在検討中。 ・通学費については扶助費目としては存在するが現在該当となる児童はいない。 ・各費目の平均支給額については平成26年度実績による。
留萌市																			援助費が実費の項目については、H27予算に計上した単価により記入。 学用品費については、1年生以外の金額を記入。割合は全体の74%
苫小牧市																			・通学費、修学旅行費は27年度予算に計上した単価。
稚内市																			※()内は、認定者数に対する対象者数の割合。 学用品費 1年生 22,320円(約32%)、その他の学年 24,550円(約68%) 体育実技用具費 1～2年生 34,500円(約64%) 学年により対象要件が異なる。また、購入内容により支給単価が異なる。 詳細は、別紙保護者あての周知文書参照
美唄市																			学用品費について中学校1年生は24,560円、中学校2年生から3年生まで26,790円。通学用品費、通学費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)は学用品費に含める。 クラブ活動費、生徒会費、PTA会費は援助項目に追加していない。
芦別市																			
江別市																			・通学用品費については1年生以外が支給対象。 ・通学費については、昨年度の実績を基に算出した。 ・体育実技用具費は、授業で柔道着を購入する必要がある学校の生徒にはその購入費実費分、スキー用具については現物支給を行っている。

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
赤平市				○	1,500	1,446						○		3,000	2,872				平成26年度実績額
紋別市																			
士別市																			・支給平均額については、平成26年度の実績額を記入。 ・通学費～バス定期券を各学期始めに交付、車賃を各学期終了後に支給 ・学用品費～中1 22,320(32%) 中2～3 24,550円(68%)支給 ・通学用品費～学用品費として支給
名寄市				○	5,300	363						○		4,070	2,951				
三笠市																			
根室市				○	5,450	1,300						○		4,190	2,900				学用品費：1年生22,320円(25.93%)、2～3年生24,550円(74.07%) 体育実技用品費の支給平均額は、平成26年度実績を記載
千歳市				○	5,450	5,450						○		4,190	4,190				体育実技用具費・・・在籍する中学校がスキー授業を行う場合は26,020円。スケート授業を行う場合は11,590円。柔道授業を行う場合は7,510円。 クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給平均額については、平成27年度予算計上単価を記入。
滝川市																			学用品費：22,320(1年)71名見込み、24,550(2～3年)139名見込み/年度途中認定者は認定月から支給 通学用品費：学用品費に含む 通学費：片道通学距離4km以上(冬期間2km以上)3ヶ月分定期相当額まで(平成26年度2名支給)
砂川市																			
歌志内市																			
深川市				○	2,095	2,095						○		2,725	2,725				
富良野市																			学用品費：2～3年生までの支給額 約66% 体育実技用具費：スキー購入券(36,300円分)を交付。
登別市												○		4,190	3,478				通学用品費は2～6年生のみ学用品費にまとめて支給。 ・1年生学用品費 22,320円 ・2～3年生学用品費等 24,550円(うち通学用品費2,230円) 通学費、修学旅行費、校外活動費は平成26年度の実績額による。 クラブ活動費、生徒会費は支給対象としていない。
恵庭市				○	1,000	1,000						○		1,000	1,000				修学旅行・校外活動費(宿泊を伴わないもの・伴うもの)については、平成27年度予算に計上した単価額。 クラブ活動費・生徒会費・PTA会費については、平成27年度より支給対象となります。平均単価は予算に計上した単価額。
伊達市											○		○	4,200	3,300				通学費は自宅最寄のバス停から学校までの定期代。 修学旅行費は交通費、宿泊料、見学料、均一に負担すべきとなる経費を支給。 校外活動費は交通費と見学料を支給。 クラブ活動費、生徒会費は支給していない。
北広島市	○	2,950									○	2,550							通学費は支給費目にしていない
石狩市																○	2,200		修学旅行費、郊外活動費については平成26年度の実績を入力。
北斗市																			体育実技用具費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)・・・26年度実績額なし

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																	
	生徒会費								PTA会費									
	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他
神恵内村																		
積丹町																		
古平町							○	720								○	1,980	
仁木町	○	600							○	3,600								
余市町																		※校外活動費(宿泊を伴うもの)については、2学期予定のため昨年度の平均単価で記入しております。
赤井川村							○	5,300								○	4,070	
南幌町	○	1,200							○	4,500								・学用品費、通学用品費を併せて「学用品費等」として支給(1年22,320円、2～6年24,550円)
奈井江町							○	700				○	4,190	4,190				
上砂川町																		「学用品費」 1学年 24,560円 2～3学年 26,790円
由仁町				○	5,450	800						○	4,190	7,200				
長沼町	○	1,000							○	3,000								
栗山町				○	4,570	800						○	4,190	2,680				校外活動費(宿泊を伴うもの)については、制度として存在するが実績が無いため0円とした。
月形町											○							①修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの及び宿泊を伴うもの)は実費の1/2 ②体育実技用具費は実費の1/2(国で定める予算単価を限度とする。) ③クラブ活動費、生徒会費、PTA会費は実費の1/2(国で定める予算単価の1/2を限度とする。) ④通学費は支給実績なし。
浦臼町	○	700														○	4,190	
新十津川町				○	5,450	1,200						○	4,190	2,000				校外活動費(宿泊有)は27年度見込額。 通学費、校外活動費(宿泊無)、クラブ活動費は実績なし。
妹背牛町							○	5,450								○	3,800	・体育実技用具費 当町の中学生はカーリング授業のため用具はすべてレンタル
秩父別町																		クラブ活動費～町の就学援助規則では「柔道・スキー・剣道・スケートクラブに使用する品目の購入費」を助成対象としているが学校のクラブが存在しないため、実質的な助成の対象としていません。
雨竜町																		
北竜町							○	5,450								○	4,190	
沼田町																		
鷹栖町										○	2,700							
東神楽町																		
当麻町	○	700								○	3,000							
比布町	○	600								○	3,300							
愛別町							○	700								○	4,500	
上川町				○	5,450	400						○	4,190	3,342				支給平均額については、平成26年度実績額。 数値が0円は支給実績なし。 体育実技用具費は、町内業者での斡旋及び町外購入の選択制であるため、現物支給もできる。
東川町				○	300	300						○	2,700	2,600				・体育実技用具費 1学年から3学年までの期間において1回に限る ・体育実技用具費、校外活動費(日帰り・宿泊とも)については、H27予算計上額

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																	
	生徒会費							PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他
美瑛町	○	800							○	5,000								学用品費・通学用品費併せて22,320円(中1)24,550円(中2～中3)
上富良野町				○	800	800						○	3,200	3,200				
中富良野町				○	5,450	1,200						○	4,190	3,285				
南富良野町																		校外活動費～支出予定なし
占冠村									○	3,000								
和寒町									○	5,000								
剣淵町	○	300							○									
下川町							○	5,450								○	4,190	26年度の実績額により記入 通学費、クラブ活動費の扶助なし
美深町	○	1,500							○	2,400								
音威子府村				○	5,450	0						○	4,190	2,000				平均支給額については、平成26年度実績により記入。
中川町	○	600							○	4,500								
幌加内町	○	0							○	0								修学旅行費については、終了しているため実績額を記入
増毛町				○	5,450	1,800						○	4,190	2,300				通学費については、対象費目となっているが援助実績なし
小平町	○	700							○	4,190								通学費、校外活動費、クラブ活動費については、支給実績なし。
苫前町																		スクールバス対応
羽幌町																		
初山別村				○	5,450	1,200						○	4,190	4,190				
遠別町	○	1,800							○	4,500								通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないものは)は学用品費に合算し支給。また、通学用品費は第1学年を除く生徒に支給。 通学費は、全児童を対象にバス通学生に定期券及び回数券を支給。
天塩町				○	5,450	4,200						○	4,190	4,190				支給平均額の算定は、平成26年度の実績額となります。 ただし、空欄につきましては実績がありません。
猿払村												○	4,190	0				上限額の項目において、当該年度、支給実績がないものは、支給平均額を0円で記入
浜頓別町																		
中頓別町							○	5,450								○	4,190	
枝幸町				○	5,450	493						○	4,190	4,082				
豊富町				○	5,450	1,000						○	補足事項に	4,190				
礼文町																		
利尻町																		・体育実技用具費 1年生に支給 年額:37,340円 ・修学旅行費 2年生に支給 個人負担額の1/3
利尻富士町																		◎学用品日 1年生→21,700円 2～3年生→23,870円 ◎体育実技用具費 1年生のみ→36,300円(一括支給) ◎校外活動費 2年生のみ→5,840円(一括支給) ◎修学旅行費 へき地児童手当援助費補助金で措置
幌延町				○	5,450	1,200						○	4,190	4,190				

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																			
	生徒会費							PTA会費												
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 金額	上限の 金額	支給 平均額	一定 金額	一定の 金額	その他		
美幌町	○	873							○	3,276								○	3,276	体育実技用具費 中学校スキー 37,340円 「支給平均額」欄については、26年度の実績額により引用 中学校スケート 11,590円 中学校水泳用具(男) 3,690円(4,245円) → ()内の金額はサイズが2XO(4L)以上の場合の金額。 中学校水泳用具(女) 5,190円(6,195円) → (水泳帽540円、ゴーグル1,300円含む) 中学校柔道着 3,850円 中学校剣道防具 51,940円
津別町				○	5,450	850						○	4,190	3,900						実費額の支出平均についてはH26実績を記載。通学費：津別町遠距離通学児童生徒に対する通学費補助要綱の対象者に対して要綱に規定した金額又は現物を支給
斜里町	○	670							○	3,000										・「通学用品費」は、「学用品費」の中に含まれている。 ・「通学費」は、「遠距離通学対策事業」にて対象生徒へ援助を行っているため、「就学援助制度」としての支給は行っていない。 ・「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」、「クラブ活動費」については、支給実績なし。 ・体育実技用具費は、柔道着7,510、スケート11,590、スキー37,340
清里町									○	3,000										・学用品費＝卒業アルバム代を含め支給 ・体育実技用具＝武道用具は学校備品として人数分を整備＋冬季スキー用具を現物支給 ・通学費＝遠距離通学生徒に通学交通費を補助＋スクールバスも対応
小清水町				○	5,450	500						○	4,190	3,500						校外活動費(宿泊を伴わないもの)：実績無し
訓子府町									○	3,500										
置戸町							○	700								○	4,000			
佐呂間町	○	300							○	5,500										
遠軽町				○	5,450	431						○	4,070	3,945						
湧別町	○	516										○	4,190	2,855						通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)は実績なし。 通学費は湧別町通学費補助要綱により学校から2km以上の児童対し全額補助しているため、対象費目といたしません。
滝上町				○	4,190	2,741														
興部町				○	5,450	1,036						○	4,190	4,190						
西興部村				○	5,450	0						○	4,000							
雄武町				○	5,450	0						○	4,190	4,190						平均額については、26年度の支給平均額実績。
大空町				○	5,450	1,171						○	4,190	3,925						「体育実技用具費」、「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」及び「クラブ活動費」、「生徒会費」、「PTA会費」の支給平均額については、平成26年度実績により記入
豊浦町				○	1,200	1,200						○	4,070	4,070						
杜管町																				
白老町																				・通学用品費：第1学年を除く ・修学旅行費：平成27年度予算計上単価
厚真町																				
洞爺湖町	○	0									○	1,100								通学費について、支給実績なし。
安平町	○	2,400									○	3,600								校外活動費(宿泊を伴わない)昨年度実績0・(宿泊を伴うもの)予算額 クラブ活動費、生徒会費昨年度、PTA会費予算額 体育実技用具費(3年に1回) スケート 11,590円 スキー 37,340円
むかわ町				○	5,300	814						○	4,070	2,754						・体育実技用具費：保護者負担なし

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																	
	生徒会費							PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他
大鰐町																		通学費 通学のため利用する公共交通機関の運賃若しくは通学に要する費用 体育実技用具費 対象学年は1学年 修学旅行費 町外の学校に在籍の場合は94,930円を上限とする 通学費・校外活動費(宿泊を伴うもの) 今年度実績なし
田舎館村																		
板柳町																		
鶴田町																		
中泊町																		
野辺地町																		
七戸町																		
六戸町																		
横浜町																		校外活動費の支給平均額について27年度予算に計上した単価を記入
東北町																		
六ヶ所村				○	5,450	2,923						○	4,190	4,116				
おいらせ町																		
大間町																		・校外活動費(宿泊を伴うもの)の援助額は27年度予算額の単価 ・学用品費 記入学年3年 対象者に占める最も支給実績の多い3年の割合 0.44
東通村																		修学旅行費は26年度の実績額
風間浦村																		
佐井村																		・修学旅行費及び学校教食費は、平成27年度当初予算額
三戸町									○								○	援助費対象外。 校外活動費(宿泊費有り無し)は予算額を記入。
五戸町																		「支給平均額」欄については、27年度予算に計上した単価 体育実技用具費(柔道)7,300円、(剣道)50,500円、(スキー)36,300円
田子町																		
南部町																		
階上町																		
新郷村																		
八戸市階上町田代小学校中学校組合																		・学用品費は、1年生の場合、24,560円で、その他は、26,790円。
盛岡市																		・学用品費 1年生19200円 2～3年生20800円

②市町村名																(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項			
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額		一定 額	一定の 金額	その他
岩泉町																			支給平均額については、27年度予算に計上した単価を記入。
田野畑村							○	2,400									○	2,400	日本スポーツ振興センター災害共済掛金 99,225円 学校安全互助会補助金 16,200円 (5月1日現在、認定済者のみ)
普代村							○	5,450									○	4,190	修学旅行費、校外活動費の支給平均額は、26年度実績額より算出
軽米町				○	5,450	2,620						○		4,190	4,000				学用品費:2学年(10名)260,500円/1~3学年(19名)479,760円=54.30% ※1年 23,880円、2・3年 26,050円
野田村	○	2,000								○	3,600								
九戸村				○	4,940	4,199						○		4,190	4,000				
洋野町				○	5,450	5,450						○		4,190	4,190				
一戸町				○	4,360	2,420						○		3,350	2,258				
仙台市												○		4,190	4,190				支給平均額は予算単価を用いています。
石巻市												○		3,350	2,258				【通学費】徒歩等で通学している場合、距離に応じて決めた金額を支給している。(通学費補助に関する規定により) 【支給平均額】平成26年度の実績額による
塩竈市									○										
気仙沼市																			通学費、修学旅行費及び、校外活動費(宿泊あり・宿泊なし)については、平成27年度予算計上単価。
白石市																		○	その他は支給していない。
名取市																			修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・校外活動費(宿泊を伴うもの)の平均支給額は27年度の予算計上単価。 校外活動費(宿泊を伴うもの)・実費支給だが交通費・見学料は限度額有り。6,010円 平均支給額13,000円
角田市																			
多賀城市																			
岩沼市																			支給平均額については、平成27年度予算に計上した単価。
登米市																			支給平均額については今年度予算の平均単価より算出
栗原市																			
東松島市																			「実費」及び「上限額」とした費目の平均支給額は平成26年度実績より算出
大崎市																			「支給平均額」欄については、27年度予算に計上した単価
蔵王町																			
七ヶ宿町																			・体育実技用具費・通学費・校外活動費(宿泊ありなし)・修学旅行費については平成26年度の実績額
大河原町																			
村田町																			・支給平均額は平成26年度実績額を記入 ・対象項目はあっても実績がない項目は「○」を記入

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
柴田町																			支給平均額は、平成26年度実績額。
川崎町																			支給平均額については、26年度の実績額により記入
丸森町																			
亶理町																			校外活動費(宿泊を伴わないもの)の支給平金額は、平成26年度の実績額より算出。
山元町																			
松島町																			H27年度に計上した予算額を記載
七ヶ浜町																			集計が済んでいないため、26年度実績で記入。
利府町																			
大和町																			
大郷町																			
富谷町																			
大衡村																			
色麻町																			認定日から学用品費、通学用品費は月割りで計算。
加美町																			
潘谷町																			
美里町																			修学旅行費、校外活動費については、予算計上単価
女川町																			
南三陸町																			・支給平均額については、平成27年度予算単価である
秋田市				○	5,450	4,759													平均額は、予算単価を計上
能代市																			※通学用品費は、「学用品費および通学用品費」という形で支給。学用品費と通学用品費を合わせた上限額が、25,740円/年 ※体育実技費については授業でスキーを行う場合に実費支給。学年、限度額に制限があり、学校で斡旋していない場合は限度額を支給。柔道着は市費で購入し各校へ配布のため支給無し。 ※通学費は、平成26年度支給実績無し。
横手市				○	2,400	2,400						○	2,100	2,100					・体育実技用具費については、上限額 柔道着7,510円以下、剣道用具51,940円以下、スキーセット37,340円以下で、学校長からの現物支給としている。 ・「支給平均額」については、平成27年度予算計上時単価。
大館市																			体育実技用具費は平成26年度実績なし。
男鹿市				○	5,450	2,787													平成26年度の支給実績により記入
湯沢市				○	5,450	1,442						○	4,190	2,719					
鹿角市																			
由利本荘市																			
潟上市																			実費支給の項目(修学旅行費)については、27年度予算に計上した単価を記入しています。
大仙市				○	5,450	1,389						○	4,190	2,460					支給平均額欄は、平成27年度予算計上額を記入。 体育実技用具費については、柔道着の場合は上限額7,510円、スキーの場合は上限額37,340円。 通学用品費は、2～3年生が対象であり、1年生については新入学用品費に含んでいる。

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																	
	生徒会費								PTA会費									
	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他
上山市																		
村山市				○	5,450	1,800						○	4,190	3,600				
長井市																		・支給平均額は、平成26年度実績 ・通学用品費上限額 1年生 0円、その他の学年 2,230円
天童市																		26年度の実績額により記入
東根市																		
尾花沢市				○	5,450	5,437						○	4,190	4,180				
南陽市	○	879							○	2,879								支給平均額 平成26年度の実績額により記入(体育実技用具費及び校外活動費(宿泊を伴うもの)については平成26年度実績なし)
山辺町																		支給平均額:平成27年度予算に計上した単価
中山町				○	5,450	5,450						○	4,190	4,190				支給平均は27年度予算に計上した単価で記載
河北町																		支給平均額については、27年度当初予算に計上した金額。 学用品費について、1年生(年額19,600円)と2・3年生(年額21,400円)で金額違う。2・3年生割合68.6%(H27当初予算計上時)
西川町																		平成26年実績
朝日町				○	5,450	5,450						○	4,190	4,190				執行見込額による記入が困難なため、27年度予算に計上した単価を記入。
大江町												○	4,070	4,070				
大石田町																		
金山町																		・学用品については、第1学年は23,880円、第2～3学年は26,050円 ・修学旅行費については、27年度予算に計上した単価
最上町																		修学旅行費 実費の1/2
舟形町																		
真室川町																		
大蔵村																		
鮭川村																		学用品費・・・1年:23,800円、2～3年:26050円
戸沢村																		
高畠町												○	4,000	3,000				・学用品代(1年生)24,480円
川西町				○	5,450	3,000						○	4,190	4,190				

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
小国町																			
白鷹町																			通学用品費は1学年には支給しない。体育実技費、修学旅行費は上限付き実費支給で、支給平均額は27年度予算計上額とした。
飯豊町																			
三川町																			
庄内町							○	5,450				○	4,190		3,255				支給平均額は27年度予算に計上した単価。 学用品費と通学用品費は、合わせて一定額2~3年生24,550円、1年生22,320円。
遊佐町																			・修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)H26実績より
福島市																			体育実技用具費、修学旅行費の平均額についてはH26年度実績額
会津若松市																			
郡山市																			体育実技用具費の対象及び上限額及び支給平均額は柔道:7,510円(内支給平均額:3,500円)、剣道:51,940円(支給予定なし)、スキー:37,340円(内支給平均額:33,000円) 通学費・修学旅行費は26年度実績額
いわき市																			通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額については、平成26年度の実績額となっております。修学旅行費は平成27年度の実績額。
白河市																			支給平均額は、平成27年度予算に計上した単価となります。
須賀川市							○	5,450								○	4,190		
喜多方市																			
相馬市																			通学費:26年度実績額、修学旅行費:26年度実績額、校外活動費(宿泊なし):26年度実績、校外活動費(宿泊なし):実績なし、
二本松市				○	5,450	5,450													平均額は、27年度予算単価とした。
田村市				○	5,300	3,217						○	4,070		3,241				通学費:支給対象外
南相馬市																			支給平均額はH26の実績額
伊達市																			①平均支給額について…H26年度実績額 ②校外活動費(宿泊を伴うもの)…実績なし ③体育実技用具費 柔道7,510円、剣道51,940円
本宮市																			支給平均額は、予算に計上した単価。
桑折町				○	5,450	1,686						○	4,190		3,243				・校外活動費(宿泊を伴わないもの)、生徒会費、PTA会費は26年度実績額。 ・校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし。
国見町																			
川俣町																			
大玉村				○	5,450	5,400						○	4,190		3,000				
鏡石町	○	2,433								○	3,000								
天栄村																○	4,070		

②市町村名	(2) 補足事項 (1) でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
塩谷町																			学用品費 1年生は22,320円以内
高根沢町																			
那須町																			
那珂川町																			・通学費については、平成26年度の実績額(該当者は1名)。 ・校外活動費については、平成26年度の実績額を平均したもの。 ・修学旅行費については、平成27年度予算計上単価を記入。
前橋市																			
高崎市																			支給平均額については、26年度の実績額により記入。
桐生市																			修学旅行費等・校外活動費の支給平均額は26年度実績、
伊勢崎市			○		5,450	2,820													
太田市											○		4,190	2,873					
沼田市																			
館林市			○		5,450	5,450													通学費は対象者がいなかったため実績なし。
渋川市											○		4,190	4,190					
藤岡市																			
富岡市																			修学旅行費の支給平均額については、平成27年度予算に計上した単価とした。
安中市																			(1)の学用品費は、23880 26050円。
みどり市																			
榛東村							○	2,400											
吉岡町																○	3,600		1年生:35840、2・3年生34300
上野村																			
神流町							○	3,000											
下仁田町																○	4,000		クラブ活動費は所属する各部活動の部費による。(一定額) ・音楽部(1・2年) 7500円 (3年) 2500円 ・卓球部(1・2年) 3000円 (3年) 1000円

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額		一定の 金額	その他
南牧村			○		5,450	5,450													27年度予算に計上した単価 郊外活動費(宿泊を伴うもの)、体育実技用具費、通学費については実績なし
甘楽町											○		4,190	4,190					
中之条町																			
長野原町																			
嬭恋村																			修学旅行費は、実費の8割を支給
草津町																			
高山村			○		5,450	3,333													
東吾妻町			○		5,450	5,000					○		4,190	2,777					
片品村											○		4,190	3,000					
川場村																			
昭和村																			
みなかみ町																			
玉村町																			22,320円 (1年生) 24,490円 (その他:2~3年生)
板倉町																			修学旅行費・3年生100%、校外活動費(宿泊なし)2年生100%、校外活動費(宿泊あり)3年生・2分の1
明和町																			支給平均額は27年度予算に計上した単価。
千代田町																			通学用品費:1年なし、校外活動費(宿泊を伴わないもの):2年のみ 校外活動費(宿泊を伴うもの):3年なし
大泉町																			修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は、27年度予算単価。
邑楽町																			
さいたま市																			※平成27年度予算単価
川越市																			学用品費:中学1年生24,560円、中学2~3年生26,790円 通学用品費及び校外活動費(宿泊を伴わないもの)は学用品費に含まれている。 支給平均額:27年度予算に計上した単価(通学費は26年度の実績額) 通学費:通学区域外の特別支援学級に公共交通機関を利用して通学している場合のみ支給。
熊谷市																			支給平均額についてはH27予算計上単価 通学用品費・学用品費に含まれる 修学旅行費・対象経費の実費額(交通費・宿泊費・見学料等が対象)

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
滑川町				○	5,450	1,200						○		4,190	2,400				通学費、本町要綱では支給対象ではありません。
嵐山町				○	5,450	0						○		4,190	2,750				
小川町																			
川島町	○	1,800							○	2,400									支給平均額については、27年度予算に計上した単価。 なお、体育用実技用具費・生徒会費・PTA会費は平成27年度より追加した援助費目のため、実績なし。
吉見町				○	5,450	1,120						○		4,190	1,813				校外活動費(宿泊を伴わないもの)については、実績なし
鳩山町				○	5,450	5,450						○		4,190	4,190				・支給平均額は平成27年度当初予算に計上した単価 ・校外活動費(宿泊を伴わないもの)については、対象費目だが実績なし
ときがわ町																			支給平均額については平成26年度実績により記入。
横瀬町																			支給平均額は27年度に予算計上した額を記入。ただし、通学費は実績がないため0とした。
皆野町																			
長瀬町																			
小鹿野町																			26年度の実績額の支給平均額
東秩父村																			●修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの・伴わないもの)の支給平均額:平成27年度予算計上額
美里町																			
神川町									○									○	「その他」欄に○をしたものは援助なし 支給平均額は平成26年度の実績により計上
上里町																			
寄居町									○									○	その他欄に○は対象外
宮代町																			
杉戸町				○	2,200	2,200						○		4,070	4,070				
松伏町																			
千葉市																			【通学費・修学旅行費・活動費(泊あり)】平均支給額は、27年度予算に計上した単価。 『修学旅行費』の支給対象学年は3年。『校外活動費(宿泊を伴うもの)』の支給対象学年は2年。 【通学用品費】支給対象学年は2・3年。
銚子市																			・27年度予算計上単価で記入
市川市																			支給平均額については、27年度予算に計上した単価で記入。

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	
船橋市																			
館山市																			・クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については支給なし。 ・支給平均額は26年度の実績による。
木更津市																			修学旅行費に関しては平成27年度予算計上単価。
松戸市																			
野田市																			修学旅行費：平成26年度実績額 校外活動費(泊あり・なし共通)：平成26年度実績額(支給対象は、交通費・見学料・保険料・取扱料) 校外活動費(泊あり)：支給上限額(人数構成比率)1年7,200円(24.1%)、2年12,340円(75.9%)、3年6,010円(0%)
茂原市																			修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)は平成27年度予算単価による。
成田市				○	5,450	2,018						○	4,190	3,765					
佐倉市																			
東金市																			27年度予算に計上した単価を記入。
旭市																			
習志野市																			
柏市																			修学旅行、校外活動費(宿泊を伴うもの)の「支給平均額」は、27年度予算に計上した単価を記入。 修学旅行、校外活動費(宿泊を伴うもの)は原則実費であるが、見学料という費目において上限額を設けている。
勝浦市																			
市原市																			予算計上単価
流山市																			
八千代市																			
我孫子市				○	1,000	1,000						○	3,000	3,000					
鴨川市																			平成27年6月23日に開催される教育委員会会議へ本事業の規則の一部を改正する議案(単価増額)を提出予定であるため、上記の一定の額欄はあくまでも可決される見込みの数値 であります。なお、支給平均額は平成26年度の実績に基づいた平均値であります。
鎌ヶ谷市																			支給平均額については、26年度実績額により記入。
君津市																			支給平均額は予算額にて回答しています。
富津市																			
浦安市																			・学用品の平成27年度単価について、第1学年を記載。(1年:124人、2年:111人、3年:91人) ・修学旅行などの実費額について、平成26年度実績を記載。

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
睦沢町																			
長生村																			○学用品と通学用品で22,320円
白子町	○	3,000								○	2,400								
長柄町	○	1,650								○	3,000								
長南町																			26年度実績額
大多喜町																			
御宿町										○									「その他」欄に○のついた項目については、対象となっていない。「通学費」「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は実績・予定なし。
鋸南町																			○
布施学校組合																			中学校の設置なし
千代田区																			※平成27年度予算単価を記入
中央区																			通学費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)の金額は26年度の実績額。体育実技用具費について、柔道の場合7,860円、剣道の場合は51,940円の定額を支給している
港区																			
新宿区																			「学用品費」及び「通学用品費」について、当区においては「学用品通学用品費」という費目にて実施している。1年生の「学用品通学用品費」は定額30,360円、2～6年生は定額34,320円 実費費目については一人あたりの平成27年度予算単価を記入 準要保護認定者の「修学旅行費」については、支度金8,500円を加算する。 「校外活動費(宿泊有)」は 1年生:要保護 定額3,210円 2年生:要保護 定額4,275円 準要保護 定額5,610円 準要保護 定額7,875円
文京区																			支給平均額は平成27年度予算に計上した単価である。「学用品費」と「通学用品費」はまとめて「学用品費等」として支給しており1年生は年間29,590円、2～3年生は年間33,440円を支給する。 「体育実技用具費」の対象学年は1・2年生である。「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は最も支給実績が高い1年生の額を記入している。
台東区																			学用品費 1年 28050円(2550円×11月)、2・3年 31790円(2890円×11月) 通学服および運動衣費 1年15100円 臨海学園費 中(全)実費(上限:17280円) オリエンテーション費 中1年 実費 林間学園費 中(全)実費(上限:12000円) 校外授業費 1年 700円、2年 1500円、3年 3200円
墨田区																			学用品費:1年30,450円、2～3年34,410円 校外活動費(宿泊を伴わないもの):27年度予算に計上した単価 校外活動費(宿泊を伴うもの):林間学校10,290円、臨海学校11,840円 体育実技用具費・修学旅行費:26年度の実績
江東区																			・学用品費については、1年生は30,450円、2・3年生は34,410円の一定額
品川区																			
目黒区																			【校外活動費(宿泊)】【修学旅行費】【体育実技用具費】支給平均額は、26年度実績 【卒業アルバム代】実費だが、前年度保護者実費で支給、支給平均額は26年度実績
大田区																			◆学用品費は、1年は29,590円、2-3年は33,440円。 ◆校外授業費(宿泊を伴わないもの)は、1-2年は1,680円、3年は4,800円。 ◆体育実技費、就学旅行費、校外学習費(宿泊を伴うもの)は限度内実費を支給。
世田谷区																			・学用品費…学年によって異なる。(通学用品費含む) 1年 30,080円 2・3年 33,830円 ・校外授業費…学年によって異なる。 1年 5,670円 2年 3,300円 3年 6,180円
渋谷区																			クラブ活動費:4-7月認定者→2,100円、8-12月認定者→1,500円、1-3月認定者→830円

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	
中野区																			支給平均額は26年度実績 上限の金額は1回毎、ただし、「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は年度内で1回が原則
杉並区																			体育実技用具費:柔道(上限)7,300円、剣道(上限)50,500円
豊島区																			①27年度予算により単価を算出した。通学費は予算単価。 ②学用品費の詳細、1年30,360円、2～3年34,320円 ③校外活動費(宿泊を伴わないもの)の詳細、1年2,610円、2年2,130円、3年3,920円 ④校外活動費(宿泊を伴うもの)の詳細、1年26,750円、2年15,100円
北区								○										○	・金額については27年度予算単価を使用(ただし9月補正で増額予定の金額) ・校外活動費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費は費目設定していない。 ・通学用品費は『学用品等購入費』として支給しているため「学用品費」の金額に含めている。 ・学用品費は学年ごとに金額が違っており、2年、3年の金額を記入している。 ・『夏季施設参加費』は、1年・2年を対象で、2年の金額を入力している。なお、参加者にのみ支給している。
荒川区																			
板橋区																			平均単価は26年度実績
練馬区																			※1 2～3年生のみ ※下記の(3)の臨海学校費および林間学校費は、交通費の実費および施設膳料1泊につき2,000円を支給している。また、特別支援学級宿泊学習費は支度金雑費4,120円および施設膳料1泊につき2,000円を支給。移動教室(スキー教室)については、支度金雑費6,000円および施設膳料1泊につき2,400円を支給。
足立区																			学用品費:3年生(33.5%) 通学用品費・クラブ活動費は学用品費に含めて支給している。 体育実技用具費の限度額は、足立区では、剣道着(51,940円)、柔道着(7,510円)としている。
葛飾区																			学用品費(1年30,400、2,3年34,300) 校外活動費(宿泊を伴わない)1年600、2年1,600、3年3,400、夜間1,000
江戸川区																			※支給額詳細については、別紙「就学援助認定者のみなさんへ」参照 ※支給平均額は平成27年度予算計上値
八王子市																			支給平均額欄は27年度予算単価を使用 ※1 柔道着上限7,510円、剣道用具上限51,940円 通学費実績無し
立川市																			実費については、一人当たり平均単価。 定額については、学用品費1年生@22,330 通学用品は学用品と合わせている。
武蔵野市																			
三鷹市																			
青梅市																			26年度実績額により記入。学用品は1年生22320円、2年～3年24550円
府中市																			通学費は昨年度に支給実績がないため、支給平均額を空欄としています。
昭島市																			実費の支給平均額は、平成26年度の実績より記入。
調布市																			・校外活動費(宿泊を伴わないもの) 2,240(1・2年) 3,360(3年) ・体育実技用具費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)はH26年度実績

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	
町田市																			学用品費は中1:22,320、中2・3:24,600 通学用品費:学用品費に含んで支給。 校外活動費(宿泊を伴わないもの):実費だが、年3回を上限。
小金井市																			通学用品費は学用品費との合算額 1年生の学用品費・通学用品費は22,320円
小平市																			
日野市																			支給平均額は平成27年度予算単価
東村山市																			平均支給額は平成26年度の実績による。 学用品費、通学用品費の扱いは小学校と同様(1年生22,320円、2~3年生24,550円)。
国分寺市																			学用品費:中学校1年は22,320円 通学用品費:学用品費・通学用品費あわせて一定額。
国立市																			「支給平均額」欄については、27年度の27年度予算に計上した単価である
福生市																			福生市では、学用品と通学用品費、校外活動費を合わせた金額で学用品費等として支給しているため、3つの費目それぞれの支給平均額は出していない。各費目を合計した学用品費等の支給平均額は24,675円。
狛江市																			・支給平均額は平成27年度予算額ベース算出した。 ・「学用品費及び通学用品費」という名目で22,320円を支給している。
東大和市																			「支給平均額」欄については、27年度予算に計上した単価を記載した。
清瀬市																			修学旅行、校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均は、予算単価を記入。
東久留米市																			
武蔵村山市																			支給平均額は、平成26年度の実績額。 通学費の実績がないのは、支給対象児童生徒がいないため。
多摩市																			アルバム代は26年度実績。
稲城市																			
羽村市																			学用品費・通学用品費は、まとめて支給している。 中学校1年 22,320円 中学校2年以降 24,550円
あきる野市																			修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの):平成26年度実績に基づく
西東京市																			・学用品費、通学用品費は「学用品・通学用品費」として支給(年額で21,700円、2~3年生23,870円) ・新入学児童生徒学用品費は1年生のみ支給。 ※支給平均額及び上限額は平成27年度予算に計上した単価。
瑞穂町																			
日の出町																			修学旅行:私費負担分 通学費:通学定期代
檜原村												○		4,190	1,500				修学旅行費は27年度予算に計上した単価。クラブ活動費は平成26年度実績

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																	
	生徒会費								PTA会費									
	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他
奥多摩町	○	0							○	2,900								
大島町							○	5,450								○	4,190	
利島村											○	4,190	3,600					実費の支給平均額は、平成26年度実績単価より算出。上限額の支給平均額は、平成26年度実績単価から算出。
新島村																		
神津島村																		月額5,100円×11ヵ月×10人分=561,000円/年
三宅村																		中学生=4,700円
御蔵島村																		
八丈町																○	4,070	修学旅行費はへき地補助金で対応
青ヶ島村																		
小笠原村																		
横浜市							○	900								○	4,190	支給平均額はH26実績額 クラブ活動費は、学年ごとの定額(中1:29,600、中2:19,740、中3:9,870)
川崎市																		クラブ活動費 第1学年 20,040円 第2学年 13,080円 第3学年 5,640円 通学用品費は第1学年を除く。また、通学費・修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は予算要求単価を記入。
相模原市																		平成27年度予算単価とした。通学用品費は学用品費に含む。学用品費は2、3年生の金額(1年生は22,320円)。
横須賀市																		
平塚市																		通学費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は、27年度の予算計上単価を記入。体育実技用具費は、柔道、剣道に限る。上限額は、柔道に係る費用は7,510円、剣道は51,940円となる。支給平均額は、27年度の予算計上単価を記入。
鎌倉市																		通学費、修学旅行費は平成27年度予算単価 校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は平成27年度予算単価
藤沢市																		・支給平均額については、平成26年度事業実績から算出
小田原市																		支給平均額は26年度実績 校外活動費(実績を伴うもの)は実績なし
茅ヶ崎市																		・学用品・通学用品費…1年は22320円、2～3年は24550円(定額) ・校外活動費(宿泊を伴わないもの)…1年は4680円、2年は4180円、3年は5180円(上限)
逗子市																		通学費は6km以上の通学距離としており、該当する生徒はいない。 (3)の眼鏡購入費・コンタクトレンズ購入費はいずれかのみ、必要に応じて支給

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額		支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他
長岡市							○	1,500								○	1,500		支給平均額は平成26年度実績額を記入 体育実技用具費 一定の金額が科目によって違う(スキー 37,340円 柔道 7,510円 剣道 51,940円) 校外活動費(宿泊を伴うもの)平成26年度の実績なし
三条市							○	5,450								○	4,190		
柏崎市				○	5,450	2,250						○		4,190	3,323				通学費、修学旅行費の支給平均額は、予算計上単価。 体育実技用具費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、クラブ活動費、生徒会費及びPTA会費の支給平均額は、平成26年度実績の平均単価。
新発田市				○	5,450	1,713						○		4,190	3,520				・体育実技用具費は、授業を受ける児童が必ず購入することとされているものに限り支給(柔道:上限7,510円 剣道:上限51,940円 スキー:上限37,340円 スケート:上限11,590円) ・支給平均額については、H27予算の単価を使用
小千谷市				○	5,450	5,450						○		4,190	4,190				【交通費】 (交通機関)片道の通学距離が学齢児童4km、学齢生徒6km以上の交通費(交通機関の運賃)。ただし、学区外、区域外通学者は除く。特別支援学級の場合、通学距離は問わない。 (自家用車)特別支援学級に在籍者が自家用車通学する場合の燃料代。
加茂市							○	5,450								○	4,190		
十日町市				○	5,450	2,882						○		4,190	3,842				支給平均額は26年度の実績額に基づいた金額
見附市				○	5,450	1,562						○		4,190	3,840				体育実技用具費は、該当校の1年生の生徒にのみ支給。 修学旅行費は、2年生または3年生の該当生徒のみに支給。 通学費は、生徒が市外学校へ通学する場合に支給。H27年度、中学校では1名が対象者。
村上市				○	5,450	1,091						○		4,190	3,338				修学旅行費は26年度の実績額により算定。
燕市							○	5,450								○	4,190		
糸魚川市				○	5,450	2,575						○		4,190	3,843				「支給平均額」欄については、26年度の実績額による
妙高市				○	5,450	5,560						○		4,190	4,280				・支給平均額(金額(年額))を記入)については、H27年度予算計上した単価により記載した。
五泉市	○	4,200								○	3,300								支給平均額については、27年度予算に計上した単価を記入 通学用品費については、1学年以外の学年に支給 体育実技用具費については、実績なし
上越市				○	5,450	2,200						○		4,190	3,927				
阿賀野市	○	5,450								○	4,190								「支給平均額」欄については、27年度予算に計上した単価を記入
佐渡市				○	5,450	2,253						○		4,190	3,416				学用品費は、1年生が24,560円、それ以外は26,790円。 通学用品費及び校外活動費(宿泊を伴わないもの)は学用品費に含まれる。 修学旅行費はH27年度予算計上単価。
魚沼市																			
南魚沼市																			
胎内市				○	5,450	1,752						○		4,190	3,674				※ 体育実技用具費・通学費・クラブ活動費は支給対象外 ※ 支給平均額は平成26年度実績
聖籠町				○	5,450	2,400						○		4,190	3,000				学用品費の上限額について、1年22,320円、2～3年24,550円。
弥彦村																			実費及び上限額で記入した項目の支給平均額についてはH26年度の実績額

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額		支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他
田上町																			
阿賀町												○		4,190	4,190				
出雲崎町																			
湯沢町				○	5,450	1,800						○		4,190	3,000				
津南町				○	5,450	2,400						○		4,190	2,000				体育実技用具平均支給額、校外活動費、クラブ活動費、修学旅行費はH26実績額より算出
刈羽村	○	2,400								○	4,200								体育実技用具費実績なし
関川村																			・学用品費は2～3年の費用を記載(67%)。 ・通学費は、スクールバス運行のほか、路線バス定期券を村で購入し支給しているため、援助なし。 ・修学旅行費、校外活動費(宿泊伴わない、伴う)は、H27当初予算計上単価を記載。
粟島浦村																			
富山市																			
高岡市																			体育実技用具費、通学費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は、昨年度の支給平均額を入力。
魚津市																			
水見市																			
滑川市				○	5,450	5,450						○		4,190	4,190				・実費支給の平均額は平成27年度予算に計上した単価を記入 ・学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)は2～6年の支給額、対象学年の割合は約70%
黒部市				○	3,000	3,000						○		3,000	3,000				
砺波市				○	5,300	5,300						○		4,070	4,070				
小矢部市				○	5,450	1,985						○		4,190	4,190				支給平均額については26年度の実績額によるものとする。
南砺市				○	5,450	1,960						○		4,190	3,650				支給平均額は26年度の実績額により記入
射水市																			
舟橋村	○	4,800								○	4,800								
上市町																			学用品費は1年20,090円 2年～22,320円
立山町				○	5,300	1,900						○		4,000	3,500				
入善町										○									・体育実技用具費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額については27年度予算計上単価 ・クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については援助対象項目としていない。
朝日町				○	5,450	5,450						○		4,140	4,140				
金沢市																			・体育実技用具費…支給平均額はH26実績、柔剣道は1年のみ対象、スキーレンタルは1～3年対象。いずれか1つ選択。 ・通学用品費…2～3年のみ対象 ・通学費…支給平均額はH26実績、一部生徒のみ対象 ・就学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)…支給額平均はH26実績

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
七尾市																			
小松市																			校外活動費(宿泊を伴うもの) 平成27年度予算単価
輪島市																			
珠洲市																			
加賀市																			通学費は実績なし
羽咋市																			通学費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)の支給平均額は、H26年度の実績額
かほく市																			
白山市																			
能美市																			修学旅行費は、平成27年度予算に計上した単価
野々市市																			
川北町																			
津幡町																			学用品費 : 学用品支給額全体に占める割合は1年(23,880円)が32.2%、2,3年(26,050円)が67.8%。
内灘町																			
志賀町																			中学3年生のみ
宝達志水町																			
中能登町																			通学費については通学費補助制度により該当地区の児童保護者に全額補助を行っている。
穴水町																			
能登町																			
福井市												○		4,190		3,600			・体育実技用具費:柔道限度額7,510円、剣道限度額51,940円、スキー限度額26,020円、 スケート限度額11,590円 ・支給平均額は、平成26年度実績額より算出
敦賀市																			
小浜市																			
大野市																			通学費はH26年度実績
勝山市																			
鯖江市												○		4,190		3,651			以下の支給平均額は、平成26年度の実績で記入。 通学費(実績なし)、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)、PTA会費
あわら市																			通学費、修学旅行費については27年度予算に計上した単価より算出。
越前市																			「修学旅行費」、「校外活動費(宿泊を伴うもの)」の「支給平均額」欄は、平成26年度の実績額(支給平均額)を記載
坂井市																			通学費・・・実費の1/2
永平寺町												○		4,190		4,190			支給平均額は予算計上額を記入
池田町																			学用品費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費は支払実績なし。

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額		一定の 金額	その他
南越前町																			平成26年度の実績により記入
越前町																			
美浜町																			支給平均額は27年度予算に計上した単価により記載。上限額については、学年の区別なく同額。 通学用品費は2、3年のみ支給。
高浜町																			
おおい町																			
若狭町																			○学用品費上限額は、1年生のみ22,320円。 ○支給平均額は、すべて27年度予算に計上した単価。
甲府市																			
富士吉田市																			
都留市																			学用品費 1学年:21,700円(年額)、2～3学年:23,870円
山梨市																			
大月市																			
韮崎市																			・学用品費 1年生:21,700円/2・3年生:23,870円 ・通学費及は対象費目であるが、実績がないため支給平均額が0円となっています。 ・「支給平均額」は、平成27年度当初予算の計上単価を記入しています。
南アルプス市																			学用品費(1年生)は2～3年生の91%
北杜市																			・通学費の支給平均額は、27年度の執行見込額 ・修学旅行費の支給平均額は、27年度の執行見込額 ・校外活動費の支給平均額は、26年度の実績額
甲斐市																			
笛吹市																			・<学用品費>1年生のみ22,320円(93人) その他の学年24,550円(206人) ・修学旅行費、校外活動費は26年度の実績額より
上野原市																			
甲州市																			
中央市																			
市川三郷町																			
早川町																			義務教育費無償化制度を実施している為、就学援助制度を実施していない。
身延町																			支給平均額については、平成27年度当初予算へ計上した一人あたりの単価を記入。

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額		支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他
佐久市																			
千曲市				○	5,450	1,000						○		4,190	3,000				支給平均額は、H27予算単価。
東御市																			通学費：市独自の支給要綱により、学校から一定距離以上の通学をしている者全てに支給している。
安曇野市																			
小海町																			
川上村																			・学用品について 1学年23,880円 2学年～3学年26,050円
南牧村																			
南相木村																			中学校は組合立
北相木村																			中学校は小海町組合立
佐久穂町																			
軽井沢町																			
御代田町																			
立科町																			
青木村																			
長和町							○	5,300	○	2,500									修学旅行費は前年度実績額
下諏訪町																			
富士見町							○	5,450								○	4,190		支給平均額は平成26年度の実績額
原村																○	4,190		
辰野町																			
箕輪町																			支給平均額は27年度予算に計上した単価 学用品費は学用品費と通学用品費と校外活動費(宿泊を伴わないもの)の合算 学用品費の最も支給実績の多い学年は2.3年、割合は60.61%
飯島町							○	5,450								○	4,190		
南箕輪村							○	5,450								○	4,190		
中川村																			
宮田村																			
松川町																			
高森町							○	1,000	○	1,700									
阿南町																			今年度見込み：阿南第一中32,800円1人、阿南第二中32,850円6人
阿智村																			
平谷村																			
根羽村																			
下條村																			修学旅行でのバス代 校外活動費で使用するバス代等 村で補助をしている。入学時に6万円を支給。
売木村																			本年該当者なし。年度内申請ない見込み。よって見込額は0円。

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
天龍村																			修学旅行費:H27支給見込及びH26実績はありません
泰阜村																			
喬木村																			
豊丘村																			実費の概ね9割
大鹿村																			
上松町																			・通学用品費 1年生を除く ・通学費 町独自の遠距離通学費補助で就学援助対象者に限らず距離に応じて補助
南木曽町	○	800							○	4,000									通学用品費 1年生を除く。 PTA会費 1世帯。
木祖村																			該当学年あり(新入学児童生徒学用品費1年 通学用品費2・3年 修学旅行費3年 校外活動費(宿泊を伴うもの)1・2年合同臨海学習(隔年実施:H27年該当外年)) 体育実技用具(柔道、スキー等)を必要に応じて支給するが現在学校備付及びレンタルにて対応
玉滝村																			通学費は、村が定期券代を負担して定期券を現物支給、又は役場職員送迎(スクールカー)対応により対象外
大桑村																○	4,190		
木曽町									○	3,775									
麻績村																			
生坂村																			
山形村																			中学校は組合立
朝日村																			
筑北村																○	4,190		
池田町																			
松川村																			
白馬村																			
小谷村																○	2,400		
坂城町																			学用品費 2/3
小布施町																			
高山村							○	2,000								○	3,000		
山ノ内町																			
木島平村																			
野沢温泉村																			
信濃町			○	5,450	0							○	4,190	3,000					支給平均額は26年度実績額により記入
小川村						○	1,000								○	3,500			

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
飯綱町				○	5,450	1,065						○		4,190	2,114				・体育実技用具については、上限額支給で費目計上しているが、支出予定なし。 ・通学費については、実費の1/2の額で支給。 ・支出平均額については、26年度実績額を計上。
栄村 上田市長和町中 学校組合																			支給平均額 【H26支給実績なし】体育実技用具・修学旅行費・校外活動(宿泊を伴わない・宿泊を伴う)
辰野町塩尻市小 学校組合																			学用品費 1年・2年21,700円 3年23,870円
麻績村筑北村学 校組合																○	4,190		
小海町北相木村 南相木村中学校 組合																			
塩尻市辰野町中 学校組合																			
松本市・山形村・ 朝日村中学校組 合																			・通学用品費は1年生を除く ・修学旅行費、校外活動費(泊あり)はH27年度予算計上額
岐阜市				○	5,450	550						○		4,190	4,190				支給平均額は平成27年度予算に計上した単価
大垣市																			・実費、上限の支給平均額は、27年度予算に計上した単価 ・校外活動費(宿泊を伴わないもの)は2・3年生の予算単価(予算単価:1年生24,560*138人、2・3年生26,790*291人) ・校外活動費(宿泊を伴うもの)は、2年生の予算単価(予算単価:1年生12,000*125人、2年生19,000*152人)
高山市							○	5,450								○	4,190		平成27年度予算計上単価
多治見市																			
関市				○	5,450	400						○		4,190	3,640				支給平均額は、27年度予算に計上した単価により記入。
中津川市																			・学用品(新1年生は年額22,320円、2~3年生は年額24,550円) ・学用品費には通学用品も含まれる。 ・支給平均額は27年度計上単価による。
美濃市																			支給平均額:27年度予算計上単価
瑞浪市																			・通学費は、公共交通機関を利用した場合の実費を負担しているが、遠距離通学助成経費として予算計上している。 ・支給平均額は、H27予算単価。
羽島市																			「支給平均額」については、27年度予算に計上した単価により記入 「学用品費」は該当学年2年~3年 26,790円に対し、対象学年1年 24,560円 91.6%
恵那市																			H27予算単価
美濃加茂市																			
土岐市																			
各務原市																			26年度の実績額より記入した。
可児市																			校外活動費(泊あり、なし)平均は、昨年の実績の平均

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	
山根市																			
瑞穂市																			(1)にて学用品費、修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)については、学習費として直接学校へ支給しています。 なお、中学校においては校外活動(宿泊なし)は実施しておりません。(支給平均額 35,972円)
飛騨市				○	5,450	5,450						○		4,190	4,190				
本巣市									○	4,190									PTA会費・クラブ活動費は、27年度予算に計上した単価である。
郡上市																			
下呂市																			
海津市																			
岐南町																			
笠松町																			
養老町																			
垂井町																			
関ヶ原町																			支給平均額は、27年度予算に計上した単価。
神戸町																			
輪之内町																			
安八町																			
揖斐川町																			
大野町																			
池田町																			修学旅行費、校外活動費の支給平均額については、H27予算計上単価
北方町																			
坂祝町																			
富加町																			中学校は組合立
川辺町																			支給平均額は26年度の実績額 校外活動費(宿泊を伴わないもの)は実績なし
七宗町																			「支給平均額」：平成26年度支給実績なし、平成27年度執行見込みなし
八百津町																			・修学旅行費、校外活動費(宿泊あり・なし)は、すべて平成27年度予算計上額。
白川町																			校外活動費(宿泊を伴わないもの)：上限額2,240円/回 修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴わないもの・宿泊を伴うもの)：H26支給平均額
東白川村																			
御嵩町																			支給平均額については26年度の実績額による。
白川村				○	2,725	2,725						○		2,095	2,095				
校養基保育所組合																			小学校組合のため該当なし
東安中組合																			
美濃加茂市富加町中学校組合																			支給平均額は27年度予算に計上した単価を記入

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
伊豆の国市																			
牧之原市																			「上限額」の「支給平均額」については、27年度予算に計上した単価を記入。
東伊豆町																			
河津町																			
南伊豆町																			
松崎町																			
西伊豆町																			
函南町																			
清水町																			○をした費目については、平成26年度実績額。
長泉町																			通学費は長泉町内に居住し、長泉町教育委員会の指定した町立中学校に旅客バスで通学する生徒に対し、学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日を除く年間通学費の定期代に対してその3分の2以内の額を補助する。
小山市																			
吉田町																			支給平均額はH26実績
川根本町																			
森町																			27年度の執行見込額を記入
牧之原市菊川市 学校組合																			「上限額」の「支給平均額」については、27年度予算に計上した単価を記入。
御前崎市牧之原 市学校組合																			
名古屋市																			通学用品費は2・3年のみ。 通学費の支給平均額は26年度実績
豊橋市																			・学用品費等として以下のとおり支給 1年 学用品費+校外活動費(宿泊を伴わないもの) 2~3年 学用品費+通学用品費+校外活動費(宿泊を伴わないもの) ・通学費、修学旅行費については、27年度予算単価。
岡崎市																			・通学用品費は学用品費に含む。 ・修学旅行費(要保護50,000、準要保護25,000)、体育実技用具費、校外活動費の支給平均額は平成27年度予算単価
一宮市				○	5,450	1,227						○	4,190	2,270					クラブ活動費は、中学校の部活動に所属し学校で集金する協会・連盟登録費の個人負担分が対象になります。
瀬戸市																			
半田市																			学用品費……1年~2年:年額23,880円(67%)、3年:31,880円(33%) 修学旅行費……平成26年度実績額
春日井市																			平成27年度予算に計上した単価 校外活動費(宿泊を伴うもの) 1年生:2,000円(上限)、2年生:12,000円(上限)
豊川市																			
津島市																			学用品費と通学用品費はあわせて学用品・通学用品費として1年生か2年生以上か以上に区分して一定額を支給。 1年生: 22,320円 2年生以上: 24,550円

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
碧南市																			修学旅行費、校外活動費の支給平均額は26年度実績より算出
刈谷市																			1年生は22,320円
豊田市																			
安城市																			
西尾市				○	5,450	503						○	4,190	3,226					修学旅行費は予算計上単価、 その他の費目は26年度実績額
蒲郡市																			修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの)については平成27年度予算。
犬山市				○	5,450	1,312						○	4,190	3,713					支給平均額は、26年度実績により算出。
常滑市																			
江南市																			支給平均額は平成26年度実績により記入。 学用品上限額について1年生22,320円、2・3年生24,550円。
小牧市				○	5,450	4,000						○	4,190	3,000					支給平均額は通学費は平成26年度実績なし。その他はH27年度予算単価。
稲沢市				○	1,200	1,200													
新城市																			
東海市																			修学旅行費については、平成27年度予算額とする。 校外活動費(宿泊を伴うもの及び宿泊を伴わないもの)の支給平均額については、平成26年度実績を用いる。
大府市																			学用品費 ・1年・・・22,320円 ・2・3年・・・24,550円
知多市																			通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)は、「学用品費」に含まれている。 「学用品費等」は2～3年の金額。2～3年は全体の68%。なお、1年の単価は24,560円。 「修学旅行費」は3年のみが対象。「校外活動費(宿泊を伴うもの)」は2年のみが対象。 支給平均額は、27年度予算に計上した単価。
知立市																			・通学用品費は、第一学年を除く ・実費の平均支給額は、予算に計上した一人当たり年額を記入した。
尾張旭市																			26年度実績
高浜市																			
岩倉市	○	1,320									○	2,100							学用品費は1学年が24,560円、2,3学年が26,790円 対象生徒数は1学年が39人、2,3学年が89人
豊明市							○	5,450							○	4,190			支給平均額については、平成27年度予算計上した単価を記入しました。
日進市				○	400	400						○	1,200	1,200					
田原市																			
愛西市																			・1年生の学用品費 一定額 21,600円 ・2,3年生の学用品費 一定額 24,000円

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
清須市																			
北名古屋												○		4,190	1,560				支給平均額は、平成27年度予算に計上した単価。
弥富市							○	600								○	600		
みよし市																			校外活動費に関しては、実費で支給しているが、宿泊を「伴う」「伴わない」で区別せずに、予算計上している。「(宿泊を伴うもの)」に予算計上単価を入力)
あま市							○	300								○	900		
長久手市	○	800								○	2,000								支給平均額=H26年度実績
東郷町	○	600								○	1,800								
豊山町																			学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に規定する疾病の治療に要した費用(社会保険等に加入している場合には、被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額)
丹羽郡大口町				○	600	600						○		2,760	2,760				(補足事項) 校外活動費(宿泊を伴うもの・伴わないもの)の支給平均額欄は、平成27年度予算の計上単価を記入した。
大治町																			・学用品費と通学用品費は合わせて支給 中1:1210円/月
蟹江町																			・学用品費・・・(1年生)19,320円、(2～3年生)21,180円 ・通学用品費は、学用品費の中に含む。 ・修学旅行費の平均支給額は、平成26年度実績額。
飛鳥村				○	5,450	0						○		4,190	1,714				修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)は26年度の実績額により記入
阿久比町																			学用品費 1年・2年 23,880円 3年 21,700円 通学用品費 1年 0円 2年 2,170円 3年 2,060円 支給平均額は、平成26年度の実績額より算出
東浦町																			※H26実績額により記入 ※「学用品費」の中に、校外活動費(宿泊を伴わないもの)(2,240円分)が含まれています。
南知多町																			修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は予算計上単価。校外活動費(宿泊を伴わないもの)の支給平均額は平成26年度実績。
美浜町																			支給平均額は、26年度の実績により記入しました。
武豊町																			
幸田町																			体育実技用具費については実績なし
設楽町																			
東栄町																			
豊根村																			
津市																			支給平均額については、予算計上額より算出
四日市市																			学用品費については通学用品費も含まれます。
伊勢市																			
松阪市																			『支給平均額』は、27年度予算に計上した単価。

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
御浜町			○		5,450	5,450						○		4,190	4,190				執行見込み額…予算計上単価 学用品費…1学年のみ22,320円を上限 新入学用品費…1学年のみ
紀宝町																			
多気町松阪市学 校組合																			・支給平均額は26年度実績による。 ・宿泊を伴う校外活動費支給実績なし。
大津市																			学用品費:1年生(年額24,480円) 体育実技用具費:柔道(年額7,500円)、剣道(年額51,940円)、スキー(年額37,330円)。ただし、剣道、スキーは実績なし。
彦根市																			修学旅行費・校外活動費については26年度実績により平均支給額を算出
長浜市																			・支給平均額はH27年度予算計上単価による ・学用品費は、2～3年生の額を計上した(1年生は24,560円)
近江八幡市																			その他は上限額を記入。(通学費と校外活動費(泊を伴うもの)は実績がないため0とする。)
草津市																			支給平均額は平成27年度予算額
守山市																			支給平均額は平成27年度予算より
栗東市																			実費はH25年度実績
甲賀市																			平均支給額は平成26年度実績
野洲市																			
湖南市																			
高島市																			支給平均額については、平成26年度の実績額に基づきます。
東近江市																			支給平均額は平成27年度予算に基づく
米原市																			
日野町																○	4,190		
竜王町																			
愛荘町																			
豊郷町																			
甲良町																			
多賀町																			
京都市																			支給平均額は、26年度の実績額を記入。
福知山市			○		5,300	1,000						○		4,070	2,500				体育実技用具費…柔道(上限 7,510円)剣道(上限 51,940円)スキー(上限 37,340円)
舞鶴市			○		5,450	1,245						○		4,190	2,278				支給平均額は26年度実績。校外活動費(宿泊を伴うもの)は支給実績なし。
綾部市			○		5,450	1,906						○		4,190	3,539				学用品費は、1年生22,320円(通学用品費なし)、2～6年生24,550円(通学用品費込)としている。 修学旅行費は実費支給としているが、額が確定していないため予算額としている。 支給平均額は、26年度実績による。

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
宇治市																			・学用品費及び通学学用品費は「学用品費・通学用品費」として分けずに支給。支給額は一定額(1年22,320円、他学年24,550円) ・通学費は公共交通機関を使用して通学する者に定期券代の実費額(6Km以上)を支給。 ・実費についてはH26年度の実績額より算出
宮津市				○	4,900	458						○		3,770	2,258				就学援助として通学費支給なし
亀岡市																			支給平均額は26年度実績額を元に記入。
城陽市																			体育実技用具費、通学費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は、26年度の実績により記入。 修学旅行費の支給平均額は、27年度予算に計上した単価により記入。
向日市																			
長岡京市							○	1,440								○	2,400		学用品費及び通学用品費:学用品費・通学用品費として、1年生22,320円(通学用品費を除いた額)、2年生～3年生24,550円を基本額とし、認定月が4月当初以降の場合は、認定月から年度末までの月割額を支給 新入学児童生徒学用品費等:4月末認定までの1年生のみ対象 修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)、校外活動費(宿泊を伴うもの):26年度の実績額
八幡市																			支給平均額:26年度の実績額 通学用品費:1年生は支給せず。
京田辺市				○	5,450	2,000						○		4,190	3,220				
京丹後市				○	2,725	2,725						○		2,095	2,095				
南丹市				○	5,450	1,419						○		4,190	2,253				
木津川市	○	981										○		4,190	3,352				支給平均額については、平成26年度実績額による
大山崎町				○	5,450	1,800						○		4,190	3,000				修学旅行費・校外活動費の平均額は平成27年度予算に計上した額を基とする。校外活動費(宿泊を伴うもの)については支給実績なし。
久御山町				○	5,450	2,305						○		4,190	4,072				支給平均額は、平成26年度の実績額の平均。
井手町				○	5,450	2,000						○		4,190	3,850				26年度の実績額・・・校外活動費(宿泊を伴わないもの) 対象費目があっても実績なし・・・校外活動費(宿泊を伴うもの) 援助なし・・・通学費 校外活動費(宿泊を伴わないもの)・・・該当学年3年12,620円、1年6,086円、2年2,637円
宇治田原町																			
精華町				○	5,450	2,601						○		4,190	2,967				支給平均額は、平成26年度の実績額の平均。 学用品費1年生は、22,320円。
京丹波町				○	5,450	913						○		4,190	2,029				
伊根町				○	4,940	0						○		3,960	2,792				
与謝野町				○	5,450	0						○		4,190	1,720				修学旅行費は対象経費のうち、就学援助以外の補助金(修学旅行補助金)等を差し引いた額が支給となる。 ※修学旅行補助金:児童生徒1人当たり2,000円以内で、交通費、宿泊料、見学料等を対象としている。支給は学校へ振り込み、学校はその補助金分を引いた額を徴収する。 生徒会費は平成26年度実績なし。
相楽東部広域連合				○	5,450	1,100						○		4,190	4,190				

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
与謝野町宮津市				○	5,450	0						○		4,190	2,100				修学旅行費は対象経費のうち、就学援助以外の補助金(修学旅行補助金)等を差し引いた額が支給となる。 ※修学旅行補助金:児童生徒1人当たり2,000円以内で、交通費、宿泊料、見学科等を対象としている。支給は学校へ振り込み、学校はその補助金を引いた額を徴収する。 生徒会費は平成26年度実績なし。
大阪市	○	0																通学用品費及び校外活動費(宿泊を伴わないものは、学用品費を含む)。	
堺市																		・体育実技用具費については、保護者負担が生じる柔道着またはまわしの購入(レンタル)費 ・通学用品費と校外活動費(宿泊を伴わないものは、学用品費に含んでいる。 ・修学旅行費と校外活動費(宿泊を伴うものは、平成26年度の実績額)。	
岸和田市																		通学費は、特定の町に住居しており、特定の学校にバスで通学している児童にのみ実費を支給している。	
豊中市																		学用品費(一定額)1年24,560円 2~6年26,790円(通学用品費、校外活動費(非宿泊を含む)) 修学旅行費及び校外活動費の支給額は26年度実績。	
池田市																		・1年生の学用品費のみ24,560円。 ・援助額が実費額の項目は全て26年度実費額を記入。	
吹田市																		通学費・校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額については、平成27年度予算計上単価。	
泉大津市																		○修学旅行費及び校外活動費(宿泊を伴うものは、平成26年度実績額の平均額	
高槻市																		通学費は、片道6km以上の場合に実費。通学費は平成27年度予算に計上した単価。修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は、平成27年度予算に計上した単価。	
貝塚市																		※通学費は実績なし。 ※支給平均額は、27年度予算に計上した単価を記入。	
守口市																		体育実技用具費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費は支給対象外。 通学用品費については、学用品費に含む。 通学費については、教育長が認めた者のみ支給。 「支給平均額」欄については、26年度実績を記入。	
枚方市																		修学旅行費:実費支給(対象経費のみ:交通費、宿泊費、見学科等) 【私学に通学の者には上限あり(要保護の単価)】 校外活動費:実費支給(対象経費のみ:交通費、見学科) 【私学に通学の者には上限あり(要保護の単価)】 ※支給平均額は画費目とも平成27年度予算計上単価	
茨木市																		学用品費・通学用品費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・・・一定額(1年24,560円、2~3年26,790円) ⇒「支給平均額」欄については、27年度予算に計上した単価	
泉佐野市																		通学用品費・・・学用品費に含む。	
富田林市																		支給平均額については、26年度実績額で記入。	
八尾市																		「支給平均額」欄は26年度実績額	
寝屋川市																		学用品費には校外活動費(宿泊を伴わないもの)及び通学用品費を含む。 校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額には、平成27年度予算計上単価を記載。	
河内長野市																		通学費、修学旅行費はH26年度実績平均額	

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	
松原市																			(補足事項) 通学用品費・新入学児童生徒学用品費等は学用品費に含む。(金額21,700円)
大東市																			学用品費について、1学年 22,320円 2～3学年 24,550円 修学旅行費については、平成26年度実績額
和泉市																			通学費は1校のみ該当(上限額79,410円)。
箕面市																			
柏原市																			
羽曳野市																			体育実技用品費、修学旅行費の支給平均額については平成26年度実績額と同額を記入しています。
門真市																			学用品費:1年 16,300円、2年～3年 17,010円 通学用品費:2年～3年 1,690円 修学旅行費の平均支給額は平成26年度実績 校外活動費(宿泊を伴うもの)の平均支給額は平成27年度予算に計上した単価
摂津市							○	5,450								○	4,190		支給平均額欄については、27年度予算に計上した単価を用いている。
高石市																			・修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの):費用の85%
藤井寺市																			通学用品費は2～3年のみ支給 修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)はH26実績による。
東大阪市																			支給平均額は平成27年度予算計上単価。 通学用品費は学用品費に含む。
泉南市																			支給平均額は26年度の実績額により記入。修学旅行費は実費の8割額を補助。
四條畷市																			修学旅行・校外活動費の平均支給額は予算単価
交野市																			校外活動費(泊なし・泊あり)の平均支給額は平成26年度実績額に準拠。
狹山市																			支給平均額は平成27年度予算計上単価 通学用品費は第1学年を除く
阪南市																			・修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴わないもの)・校外活動費(宿泊を伴うもの)は27年度計上単価
島本町																			
豊能町																			
能勢町																			修学旅行費と校外活動費(泊)は平成27年度予算計上単価を記載

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
西脇市																			
宝塚市																			支給平均額については平成27年度予算に計上した単価を記載
三木市																			実費額については、27年度予算に計上した単価とする。
高砂市																			1年の学用品費は22,320円
川西市																			学用品・通学用品費・・・1年生 22320円(年額定額)、2～6年生 24550円(年額定額) 校外活動費(宿あり)・・・1年生 13000円(年額上限)、2～6年生 8180円(年額上限)
小野市																			支給平均額については、H26実績額(通学費については実績なし)。 学用品単価については、1年生22,320円、2・3年生各24,560円となります。 ※割合については、現在申請書を収集中のため算出不可
三田市																			*1) 26年度の実績で記入しています。 *2) 学用品費:1年生については22,320円(定額)
加西市																			体育実技用具費、修学旅行費は27年度予算に計上した単価
篠山市																			・体育実技用具費に記載した限度額は剣道防具一式購入にかかるもの ・通学用品費は1年生は除く ・実費及び上限額の支給平均額はH26年度実績(一人あたりの平均額)
養父市																			
丹波市																			校外活動費・・・現在実績なし。27年度予算計上単価記入 修学旅行費・・・26年度実績額により記入
南あわじ市																			
朝来市				○	5,300	1,846						○	4,070	3,373					・学用品費及び通学用品費として「1年生年額21,700円」、「2～3年生年額23,870円」支給。 ・校外活動費(宿泊を伴わないもの)、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支給平均額は26年度実績による。
淡路市																			
宍粟市																			通学用品費:1年生は対象外 ヘルメット購入補助:支給平均額は平成26年度実績額
加東市																			支給平均額は、H27予算単価による。
たつの市																			
猪名川町																			
多可町																			
稲美町																			
播磨町																			支給平均額については、平成27年度予算単価を計上しています。

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
山添村																			新入学児童・生徒学用品費については対象者がいないので、支給額0円。校外活動費は今年度においては、宿泊の有無両方対象なし。
平群町																			
三郷町																			通学費は、実費 ※H26実績なし
斑鳩町	○	2,700							○	3,000									平成26年度実績により記入
安堵町	○	1,200							○	4,200									
川西町																			
三宅町																			
田原本町																			
曾爾村																			
御杖村																			
高取町																			
明日香村																			
上牧町																			平成27年度予算単価 学用品費(17,856円)、通学用品費(1,784円)、校外活動費(泊なし)(2,240円)、校外活動費(泊あり)1年生(6,010円)、修学旅行費3年生(67,000円)
王寺町																			
広陵町																			
河合町																			
吉野町																			その他は実費の2分の1。校外活動費(宿泊を伴わないもの)については支給実績なし
大淀町																			
下市町																			通学費は実績なし。宿泊なしの校外活動費は1、2年生のみ。宿泊ありの校外活動費は1年生のみ。
黒滝村																			実績なし
天川村																			修学旅行費については26年度実績額
野迫川村																			
十津川村																			支給実績なし
下北山村																			
上北山村			○		360		0					○		12,000		0			支給実績無し

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額		支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他
江府町																			【学用品費】1学年(22,320円)対象者4名、2～3学年(24,550円)対象者4名
米子市日吉津村 中学校組合																			
松江市									○									○	クラブ活動、生徒会、PTA・・・支給なし 学用品費通学用品費 1年:22,320円 2～3年:24,550円 実費:H27予算計上単価
浜田市																			通学費、修学旅行費・・・平成27年度予算計上単価 体育実技用具費、校外活動費(宿泊を伴わないもの、宿泊を伴うもの)支給平均額・・・平成26年度実績
出雲市																			
益田市																			
大田市												○	2,095	2,095					
安来市				○	5,450	5,450						○	4,190	4,190					
江津市				○	5,450	2,058						○	4,190	1,778					平均額は26年度の実績額より計上。 校外活動費(宿泊を伴うもの)については前年度実績なし。
雲南市				○	5,450	5,450						○	4,190	4,190					体育実技用品費(上限):スキー37,430円、柔道:7,510円、剣道:51,490円 (購入実績がある場合のみ) 通学費:通学費は通学が困難な生徒に限り実費支給
奥出雲町							○	5,450									○	4,190	
飯南町				○	5,450	578						○	4,190	4,027					
川本町																			金額は全て平成26年度実績額
美郷町	○	0								○	0								クラブ活動費・生徒会費・PTA会費については本年度より実費負担として項目を追加したため、実績なし。
島南町																			
津和野町				○	5,450	900						○	4,190	2,700					26年度実績に基づき支給平均額を計上しております。
吉賀町				○	5,450	5,450						○	4,190	4,190					
海士町																			修学旅行費については、へき地補助金により支給。
西ノ島町																			
知夫村																			
隠岐の島町																			学用品費について、新入学児童生徒は年額23,700円としている。
岡山市																			通学費・修学旅行費・校外活動費の平均支給額は26年度実績により記入。
倉敷市																			
津山市																			支給平均額:平成26年度実績額
玉野市																			学用品費・通学用品費・・・一定額 1年 22,320円、2～3年 24,550円 通学費・・・実費の2割 修学旅行費・・・補助対象経費 支給平均額については平成26年度実績

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
尾道市																			
福山市																			
府中市																			支給平均額については、26年度実績による。通学費については、26年度実施なし。
三次市																			実費支給の費目については、27年度予算に計上した単価。通学用品費については、第1学年への支給はなし。
庄原市							○	5,450								○	4,190		学用品費：中学校1年生22,320(33.10%)、2～3年生24,550円(66.90%)人数割合26年度認定数 通学用品費：学用品費に含めて支給。個別設定なし。 体育実技用具費：23年度から対象とし、実費支給。実績無し。 通学費：実績無し。 修学旅行費・校外活動費：26年度実績
大竹市																			支給平均額は平成26年度実績より記載
東広島市																			実費の支給平均額は平成26年度実績額。
廿日市市																			支給平均額については、H26年度の実績額
安芸高田市																			・学用品費は、1年生：24,560円。上記は、2年生～6年生を記載。 ・実費の「支給平均額」は、平成26年度実績。
江田島市																			修学旅行費・校外活動費(宿泊を伴うもの)は、平成27年度当初予算に計上した単価。
安芸郡府中町																			
海田町																			
熊野町																			
坂町																			
安芸太田町																			
北広島町	○	1,200								○	3,000								校外活動費(宿泊を伴うもの)：当該年度支給実績なし。
大崎上島町																			
世羅町																			学用品費と通学用品費は項目でまとめて一括支給。また、新入学生とその他の児童・生徒で支給額に違いがある。 新入生 22,320円、その他の児童・生徒24,550円
神石高原町																			
下関市																			・学用品費については、学年ごとに金額が異なる(「1年」又は「その他の学年」記入欄は「その他の学年」(割合78%)の金額記入 ・「学用品費」「新入学用品費」「校外活動費」については、世帯の所得が生活保護基準の何倍であるかにより、50%～100%の支給区分有(新入学用品費は50～150%)
宇部市																			学用品費には通学用品費(1年生を除く)、校外活動費(宿泊を伴わないもの)を含む。 1年生：24,560円、2・3年生：26,790円
山口市									○									○	支給対象費目ではない。 平均額は平成26年度実績より算出。
萩市																			・27年度予算に計上した単価、26年度の実績額。 ・柔道7,510円、剣道51,940円、スキー37,340円 ・クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については支給の対象としない。

②市町村名																	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	
																			26年度実績額
防府市																			
下松市																			
岩国市																			
光市																			
長門市																			
柳井市																			平成27年度予算計上した単価
美祿市																			平成26年度実績額より計算
周南市																			・新入学児童生徒学用品費等:第1学年のみ ・通学用品費:第1学年除く ・通学費:該当なし ・修学旅行費:当初予算計上単価 ・校外活動費(宿泊を伴うもの):当初予算計上単価
山陽小野田市																			
周防大島町																			支給平均額欄には、平成27年度予算に計上した単価を記入しています。
和木町	○	3,000							○	2,400									
上関町																			平成26年度の実績により記入。 通学用品費は、学用品費を含む。
田布施町																			・支給平均額は26年度の実績により記入。・学用品費と通学用品費(合算)・・・1年生は年額22320円、2～6年生は年額24550円。・校外活動費(宿泊ありなしは区別なし)・・・実費(交通費・入館料など費目は限定)だが、26年度実績なし。
平生町																			
阿武町																			
徳島市																			通学費は平成26年度実績がないので支給平均額は0となります。 校外活動費の支給平均額は平成26年度の実績から算出した額となります。 通学用品費は1年生以外の学年が対象となります。(2年生及び3年生が対象)
鳴門市																			修学旅行費については、執行見込額。
小松島市																			
阿南市																			「体育実技用具費」、「クラブ活動費」、「生徒会費」、「PTA会費」は支給していない。 「通学費」及び「修学旅行費」の支給平均額は27年度予算に計上した単価。
吉野川市																			
阿波市																			
美馬市																			
三好市																			支給平均額は、平成26年度実績による【校外活動費(宿泊を伴うもの)は、支給実績なし】

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費								PTA会費										
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
綾川町																			校外学習費(宿泊を伴わないもの)の平均支給額は26年度実績額
琴平町																○	3,960		
多度津町																			
まんのう町 三豊市親音寺市 学校組合																			※校外活動費(宿泊を伴うもの)・H27年度予算単価。
松山市																			修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は、26年度の実績額。
今治市																			修学旅行費及び校外活動費(宿泊を伴う・伴わないもの)は、26年度実績額 通学費は予算単価
宇和島市																			実費支給の費目については、見込額の算出が難しい為、26年度実績額により記入。
八幡浜市																			
新居浜市																			「学用品費」と「通学用品費」を合わせて、24,550円を援助。27年度予算に計上した単価を記入。
西条市																			通学用品費は、第1学年を除く学年に支給。 *第1学年は、新入学児童生徒学用品費に含まれるため金額が異なる。
大洲市																			
伊予市	○	430							○	3,443									支給平均額については、26年度実績額により記入。
四国中央市																			校外活動費の支給平均額は、平成26年度実績による。 学用品費・通学用品費は上限額はそれぞれ、学用品費22,320円、通学用品費2,230円だが、請求は、まとめて一つの費目にしている。支給平均額は平成26年度実績による。
西予市																			支給平均額には、当初予算計上の単価又は26年度の実績額を記入
東温市																			
上島町																			
久万高原町																			
松前町																			
砥部町				○	5,450	642						○	4,190	2,953					平均支給額は、26年度実績額により記入。
内子町												○	4,190	4,190					通学用品費は第2、3学年。全体の70% ・体育実技用具費(柔道7,510円 剣道51,940円)
伊方町																			○ 通学用品費 1年生 ……新入学児童生徒学用品費等(通学用品費含む)、2～3年生…学用品費(通学用品費含む)。 ○ 修学旅行費 27年度予算に計上した単価。 ○ 校外活動費(宿泊無) 対象費目ではあるが、実績なし。
松野町				○	5,450	480						○	4,190	4,070					通学用品費は第2、第3学年のみ。 通学費は対象者がいないため支給なし。 校外活動費は町より補助金を支給しているため、支給実績なし。

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項															
	生徒会費								PTA会費							
	実費	支給 平均額	現物 支給 上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給 上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他
鬼北町																
愛南町																
篠山小中学校組合																
高知市																上記の支給平均額は、27年度予算に計上した単価。
室戸市																平成26年度実績による。通学費、校外活動費(宿泊なし・宿泊あり)については平成26年度実績なし。
安芸市			○	1,200	1,200					○		3,000	3,000			平均支給額(実費分)は平成27年度予算に計上した単価もしくは単価の平均による。
南国市																修学旅行費は平成27年度予算に計上した単価
土佐市			○	5,450	5,450					○		4,190	4,190			・支給平均額については、平成27年度予算に計上した単価を記入している。
須崎市																・学用品 1年22,320円 2～3年24,500円(通学用品費は学用品費を含む) ・修学旅行費 実施額の7割を支給 ・校外活動費 実施額の7割を支給(上限額 宿泊を伴わないもの2,240円 宿泊を伴うもの6,010円) ・クラブ活動費は、全クラブ員に遠征費について補助金交付をしている
宿毛市			○	5,450	4,547					○		4,190	3,954			・修学旅行費、校外活動費、生徒会費、PTA会費については26年度の実績額により記入
土佐清水市								○	3,000							
四万十市																※支給平均額については、26年度実績額 ※通学費・校外活動費(宿泊を伴うもの)については、26年実績なし
香南市			○	5,450	629					○		4,190	2,021			修学旅行費、校外活動費、生徒会費、PTA会費については26年度実績による。
香美市																
東洋町																
奈半利町			○	5,450	5,450					○		4,190	4,190			
田野町						○	5,450							○	4,190	通学用品費：第1学年を除く。 新入学児童・生徒学用品費等・4月認定第1学年児童・生徒のみに支給。
安田町						○	1,800							○	1,200	校外活動費(宿泊を伴わないもの及び伴うもの)等について、実績がないため支給平均額が0円と記載。
北川村			○	5,300	1,800					○		4,070	2,400			
馬路村									○	1,600						新入学児童生徒学用品について、H27は該当者いないため、H27は予算無し。 修学旅行費については、隔年で修学旅行に行くため、H27は予算無し。H26の実績記載。
芸西村																
本山町																修学旅行費は実費の1/2
大豊町																
土佐町			○	5,300	5,300					○		4,070	4,070			

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給 額	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
行橋市																			
豊前市																			
中間市																			
小郡市																			「修学旅行費」の「支給平均額」・・・26年度の実績額
筑紫野市							○	1,200								○	1,800		「修学旅行費」「校外活動費」については平成26年度実績。
春日市			○		5,450	5,450					○		4,190	4,018					校外活動費(宿泊を伴わないもの):実費の一部を支給。平成26年度の支給平均額は3,509円。 全ての費目について、平成27年度予算に計上した単価を記載。
大野城市	○	2,577							○	2,667									通学用品費:2、3年生対象で、年額2、230円支給
宗像市																			
太宰府市							○	2,280								○	4,190		
古賀市																			27年度の執行見込額による記入が困難であるため、26年度の実績額により記入。 通学費・校外活動費(宿泊を伴うもの)は前年度支給実績がありません。
福津市																			
うきは市																			
宮若市																			学用品費・・・中学校1年:22,320円/年額 2・3年:24,550円/年額
嘉麻市																			校外活動費(宿泊を伴わないもの)も対象費目
朝倉市																			
みやま市																			(通学費)(修学旅行費)(校外活動費)支給平均額は26年度実績額。
糸島市																			
那珂川町			○		5,450	2,064					○		4,190	2,194					H26年度の実績より支給平均額を算出。
宇美町																			宇美町では「学用品・通学用品購入費」を1つの費目としている。
篠栗町																			
志免町																			26年度の実績額(修学旅行費、校外活動費)
須恵町																			修学旅行費は全校同額。校外活動費(宿泊を伴うもの)は支給実績が最も多い学年の金額を記載。 修学旅行費:支給対象生徒中44.6% 校外活動費(宿泊を伴うもの):支給対象生徒中58.4%
新宮町																			
久山町																			
粕屋町																			
芦屋町																			・学用品費、通学用品費、校外活動費(宿泊を伴わないもの)は、学用品費等として定額で支払う。 (第1学年:24,560円 第2～3学年:26,790円)
水巻町																			学用品費については、2～3年生が26,790円、1年生が24,560円となっています。

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額		支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他
岡垣町																			
遠賀町																			通学用品費:2~6年は年額2,230円 支給平均額については26年度実績
小竹町				○	5,450	500						○		4,190	1,911				
鞍手町																			校外活動費(宿泊を伴わないもの)については26年度実績により記入
桂川町																			
筑前町																			
東峰村																			
大刀洗町				○	5,450	2,929						○		4,190	2,849				
大木町																			
広川町																			学用品費 1年生 22,320円 2~3年生 24,550円 ※平成26年度の実績・金額で記入しています。
香春町																			修学旅行費は27年度予算単価
添田町																			宿泊を伴う校外活動費については、全員分町費負担
糸田町																			
川崎町																			
大任町																			修学旅行費の支給平均額については平成26年度実績額
赤村																			
福智町																			学用品費:1年 23,880円 2・3年26,050円
苅田町																			
みやこ町																			
吉富町																			
上毛町																			
築上町																			
吉富町外一市 中学校組合																			通学用品費・・・1年生には支給しない。 校外活動費(宿泊あり・なし)・・・平成26年度実績
佐賀市																			修学旅行費、校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は、H27年度予算に計上した単価を使用。

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その 他	
唐津市																			学用品費：第1学年は24,560円、第2～3学年は26,790円となっており、第2～3学年への支給が多くなることが予想されるため、年額を26,790円で記載。 修学旅行費：支給平均額は平成26年度実績を記載(173名 6,990,112円) 校外活動費：支給平均額は平成26年度実績を記載(25名 36,822円)
鳥栖市																			学用品費：一定額 1年生23,880円/年、2年生以上26,050円/年。ただし認定月からの月割支給 修学旅行費：H27予算単価 校外活動費：H27予算単価
多久市																			
伊万里市																			「支給平均額」欄については、26年度の実績額により記入。(通学費は昨年度実績無)
武雄市																			
鹿島市																			
小城市																			
嬉野市																			
神埼市																			支給平均額については、27年度予算計上単価
吉野ヶ里町																			27年度予算計上単価
基山町																			
上峰町																			
みやき町																			
玄海町																			学用品費：1年生21,700円 2、3年生23,870円
有田町																			
大町町																			平成26年度予算に計上した単価
江北町																			
白石町																			校外活動費(宿泊を伴わないもの)実績なし。校外活動費(宿泊を伴うもの)実績なし。
太良町																			
長崎市																			・「支給平均額」欄については、27年度予算に計上した単価を記入 ・通学用品費は、2年生以上の生徒に支給 ・校外活動費(日帰り及び宿泊)は、交通費及び見学料のみ実費支給
佐世保市																			
島原市																			学用品費・通学用品費を合わせて、一定額で支給。 (上の表の学用品費24,550円については、通学用品費を含めた額) 支給平均額については、平成26年度実績により記入。
諫早市																			記入欄が空白の費目については、援助していないもの。 通学費は昨年度の該当者が1名だったため、平均支給額はその該当者への支給実績によるもの。

②市町村名	(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項																		
	生徒会費							PTA会費											
	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物 支給	上限 額	上限の 金額	支給 平均額	一定 額	一定の 金額	その他	
さつま町																			
長島町																			※通学用品費は、第1学年を除く。
湧水町																			
大崎町																			支給平均額は27年度予算額を計上
東串良町																			
錦江町																			
南大隅町																			学用品費(定額) 1年生 23,880円(人数の約25%)、2~3年生 26,050円(人数の約75%)
肝付町																			
中種子町																			
南種子町																			
屋久島町																			校外活動費(宿泊を伴うもの)の支給平均額は、H26年度実績額を計上している。
大和村																			修学旅行については、へき地児童生徒援助費等補助金(高度へき地修学旅行費)で援助を行っている。
宇検村																			
瀬戸内町																			
龍郷町																			・通学用品費は、中学1年生への援助は行っていない。 ・修学旅行費は、へき地児童生徒援助費等補助金により援助を行っている。 ・校外活動費(宿泊を伴うもの)は就学援助(要保護・準要保護)に関係なく、対象学年全員一律に援助を行っている。
喜界町																			
徳之島町																			通学費:児童により異なるため教育委員会でその都度指示。片道4km以上バスの定期券を購入した金額 通学用品費:1年生を除く へき地児童生徒援助費補助金で援助
天城町																			
伊仙町																			修学旅行費:へき地児童生徒援助費補助金で援助、1人当たり一定額55,000円
和泊町																			
知名町																			○学用品費(年額) 1年生:21,800円 2・3年生:24,000円 ○修学旅行費については、へき地児童生徒援助費等補助金(高度へき地修学旅行費)で援助を行っている。
与論町																			修学旅行費 へき地児童生徒援助費等補助金(高度へき地修学旅行費)で援助を行っている。
那覇市			○		1,900	1,620													※平成26年度の実績額より記入。 ※校外活動費(宿泊を伴うもの)、体育実技用具費は支給費目はある(柔道7,510円 剣道51,940円)が、支給実績はない。
宜野湾市																			「通学用品費」については、2,170円(2年生~3年生)

